

# 未来を創る京都文化遺産継承プラン

～京都市文化財保存活用地域計画～

2021



2030



令和3年（2021）

## 未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～（2021－2030）

の策定に当たって

「文化財」と聞くと、皆様は何を思い浮かべるでしょうか。

京都には、寺院や神社の建造物をはじめ、彫刻や絵画、伝統工芸・伝統芸能、祭礼行事、遺跡・庭園、更には天然記念物に指定されている動植物に至るまで、実に多種多様な文化財が存在しています。また、市街地の約4割が埋蔵文化財の包蔵地であるなど、文化財の宝庫と言える京都には、「京の食文化」や「京のきもの文化」、「京の地蔵盆」などの豊かな暮らしの文化が各地域に根付き、人々の生活に潤いをもたらしています。

これらを総称した「文化遺産」は、疫病・争乱・自然災害など、あまたの苦難を乗り越え、先人たちが守り・伝えてきた京都の宝であります。そして、まちの活性化や地域力の向上に貢献し、「京都が京都であるために」不可欠なものです。そんな文化遺産を、本市ではこれまで市民ぐるみで大切にしてきました。

しかし、時代の流れに伴う核家族化の進展、少子化・長寿化の進行により、現在、住民相互のつながりの希薄化が懸念されています。地域の祭りなど伝統的な習慣を伝える機会の減少や文化財保護に携わる担い手不足にコロナ禍が追い打ちをかけ、かけがえのない文化遺産を維持・継承していく難しさは、年々増してきています。

こういった状況を開拓するためには、市民の皆様に文化遺産により多く触れていただき、一層身近なものとして感じていただく必要があります。そのため、文化遺産を「守る」だけでなく、積極的に「活用する」、そんな視点がこれまで以上に重要になっています。

京都に伝わるこの大切な宝を確実に守り、活かし、未来へ伝えていくため、この度、「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」を策定しました。

本プランは文化遺産に焦点を当てた計画として、本市が初めて策定するものです。これまでの取組の成果をまとめるとともに、文化財の保存活用に総合的に取り組むための今後10年間の指針でもあります。来年度京都に全面的に移転する文化庁とも手を取り合いながら、本プランに基づき、文化財の「保存」と「活用」の好循環で、地域の活力を生み、未来への責任を果たしてまいります。皆様の一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの作成に多大なお力添えをいただいた「京都市文化財保護審議会」の委員をはじめ関係者の皆様、貴重な資料を御提供いただいた皆様に、深く感謝申し上げます。

令和3年7月

京都市長

門川 大作



## « 目 次 »

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>序章</b> .....                  | <b>1</b>  |
| 1. 計画作成の背景と目的 .....              | 1         |
| 2. 計画の位置付け .....                 | 2         |
| 3. 計画期間 .....                    | 3         |
| 4. 用語の定義 .....                   | 3         |
| <b>第 1 章 京都市の概要 .....</b>        | <b>4</b>  |
| 1. 自然的・地理的環境 .....               | 4         |
| (1) 京都市の位置・面積 .....              | 4         |
| (2) 地形・地質 .....                  | 5         |
| (3) 気候 .....                     | 8         |
| (4) 生物の多様性 .....                 | 9         |
| (5) 景観 .....                     | 10        |
| 2. 社会的状況 .....                   | 12        |
| (1) 京都市の沿革 .....                 | 12        |
| (2) 土地利用 .....                   | 15        |
| (3) 人口 .....                     | 17        |
| (4) 交通 .....                     | 19        |
| (5) 産業 .....                     | 23        |
| (6) 観光 .....                     | 24        |
| (7) 文化・学術 .....                  | 25        |
| 3. 歴史的背景 .....                   | 27        |
| (1) 原始・古代（原始～平安後期） .....         | 27        |
| (2) 中世（平安末期～戦国） .....            | 28        |
| (3) 近世（安土・桃山～江戸後期） .....         | 29        |
| (4) 近代（江戸末期～第2次世界大戦） .....       | 30        |
| (5) 現代（第2次世界大戦後～） .....          | 31        |
| <b>第 2 章 京都文化遺産の概要 .....</b>     | <b>32</b> |
| 1. 京都文化遺産の特徴 .....               | 32        |
| (1) 寺社、町家・民家等の建物・庭園や近代の建造物 ..... | 32        |
| (2) 太古からの自然 .....                | 33        |
| (3) 自然や暮らしと結びついた歴史的な景観地 .....    | 34        |
| (4) 寺社や旧家等に伝わる宝物や古文書 .....       | 37        |
| (5) 地域に伝わる産業遺産や民具などの歴史資料 .....   | 38        |
| (6) 様々な時代の埋蔵文化財 .....            | 39        |
| (7) 祭礼行事や民俗芸能 .....              | 40        |

|  |            |
|--|------------|
| (8) 暮らしの文化とそれを支える生業や匠の技.....                 | 40         |
| <b>2. 京都文化遺産の維持継承に係るこれまでの取組.....</b>         | <b>42</b>  |
| (1) 文化財の保護.....                              | 44         |
| (2) 埋蔵文化財の届出に係る指導等.....                      | 52         |
| (3) 京都を彩る建物や庭園（平成23年（2011）11月創設）.....        | 54         |
| (4) 京都をつなぐ無形文化遺産（平成25年（2013）4月創設）.....       | 55         |
| (5) まち・ひと・こころが織り成す京都遺産（平成28年（2016）1月創設）..... | 57         |
| (6) 景観政策により指定する地区及び建造物.....                  | 61         |
| (7) 京町家の保全・継承.....                           | 63         |
| (8) 歴史的建築物の保存及び活用.....                       | 65         |
| (9) 歴史的風致維持向上計画に基づく取組.....                   | 67         |
| (10) 世界遺産・ユネスコ無形文化遺産への登録.....                | 69         |
| (11) 日本遺産の認定.....                            | 72         |
| <b>第3章 京都市の歴史文化の特徴 .....</b>                 | <b>74</b>  |
| <b>第4章 京都文化遺産の維持継承に関する課題・方針.....</b>         | <b>75</b>  |
| <b>1. 京都文化遺産の維持継承に関する課題.....</b>             | <b>75</b>  |
| (1) 「見つける」に関する主な課題.....                      | 75         |
| (2) 「知る」に関する主な課題.....                        | 78         |
| (3) 「守る」に関する主な課題.....                        | 82         |
| (4) 「活かす」に関する主な課題 .....                      | 91         |
| <b>2. 京都文化遺産の維持継承に関する方針と具体的な施策.....</b>      | <b>93</b>  |
| (1) 見つける <京都文化遺産の価値を調査する> .....              | 94         |
| (2) 知る <京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る> .....            | 95         |
| (3) 守る <京都文化遺産の価値を維持継承する> .....              | 96         |
| (4) 活かす <京都文化遺産の価値を育て、創造する> .....            | 99         |
| <b>第5章 京都文化遺産の維持継承に関する措置 .....</b>           | <b>100</b> |
| (1) 見つける <京都文化遺産の価値を調査する> .....              | 101        |
| (2) 知る <京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る> .....            | 104        |
| (3) 守る <京都文化遺産の価値を維持継承する> .....              | 108        |
| (4) 活かす <京都文化遺産の価値を育て、創造する> .....            | 117        |
| <b>第6章 計画の推進体制・進捗管理 .....</b>                | <b>122</b> |
| <b>1. 計画の推進体制 .....</b>                      | <b>122</b> |
| (1) 本市の推進体制 .....                            | 122        |
| (2) 多様な関係者による推進体制の整備 .....                   | 125        |
| <b>2. 計画の進捗管理と評価 .....</b>                   | <b>131</b> |

|   |     |
|---|-----|
| 卷末資料 .....  | 133 |
| 1. 計画作成に係る経過 .....  | 134 |
| 2. 京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について（平成 31 年 3 月，京都市文化財保護審議会答申（抜粋）） ..... | 135 |
| (1) 京都文化遺産.....   | 135 |
| (2) 京都文化遺産の保存と活用の好循環 .....  | 135 |
| (3) 京都文化遺産を未来に向け維持継承していくための方針.....                                | 136 |
| 3. 計画に係る意見聴取 .....  | 137 |
| (1) 京都市文化財保護審議会地域計画部会.....  | 137 |
| (2) 京都市文化財保護審議会.....  | 138 |
| (3) 市民向けシンポジウム .....  | 139 |
| (4) 市民意見の募集 .....   | 141 |
| 4. 参考資料.....  | 143 |



# 序章

## 1. 計画作成の背景と目的

京都は、平安遷都以降、幾多の困難を乗り越え、千年以上にわたって我が国の都として、絶えず新しい文化を創造してきた、世界でも類を見ない都市である。この稀有な歴史を持つ京都には、多くの有形、無形の文化財が存在し、所有者をはじめ関わる市民の尽力により守り伝えられている。また、文化財に指定、登録されていないものの中にも、歴史的町並みや食文化、きもの文化、年中行事などの豊かな暮らしの文化が、文化遺産として市民生活に息づき、地域の活性化に大きな役割を果たしてきた。

しかし、近年の人口の減少や地域社会における関係の希薄化などの社会状況の変化は、文化財を含めた文化遺産の担い手不足等とも密接に関わっており、維持継承の在り方も変化している。

このような状況の中、平成 31 年（2019）3 月に京都市文化財保護審議会から「京都市におけるこれから文化財保護の在り方について（答申）」（以下、「答申」という。）が提出された。

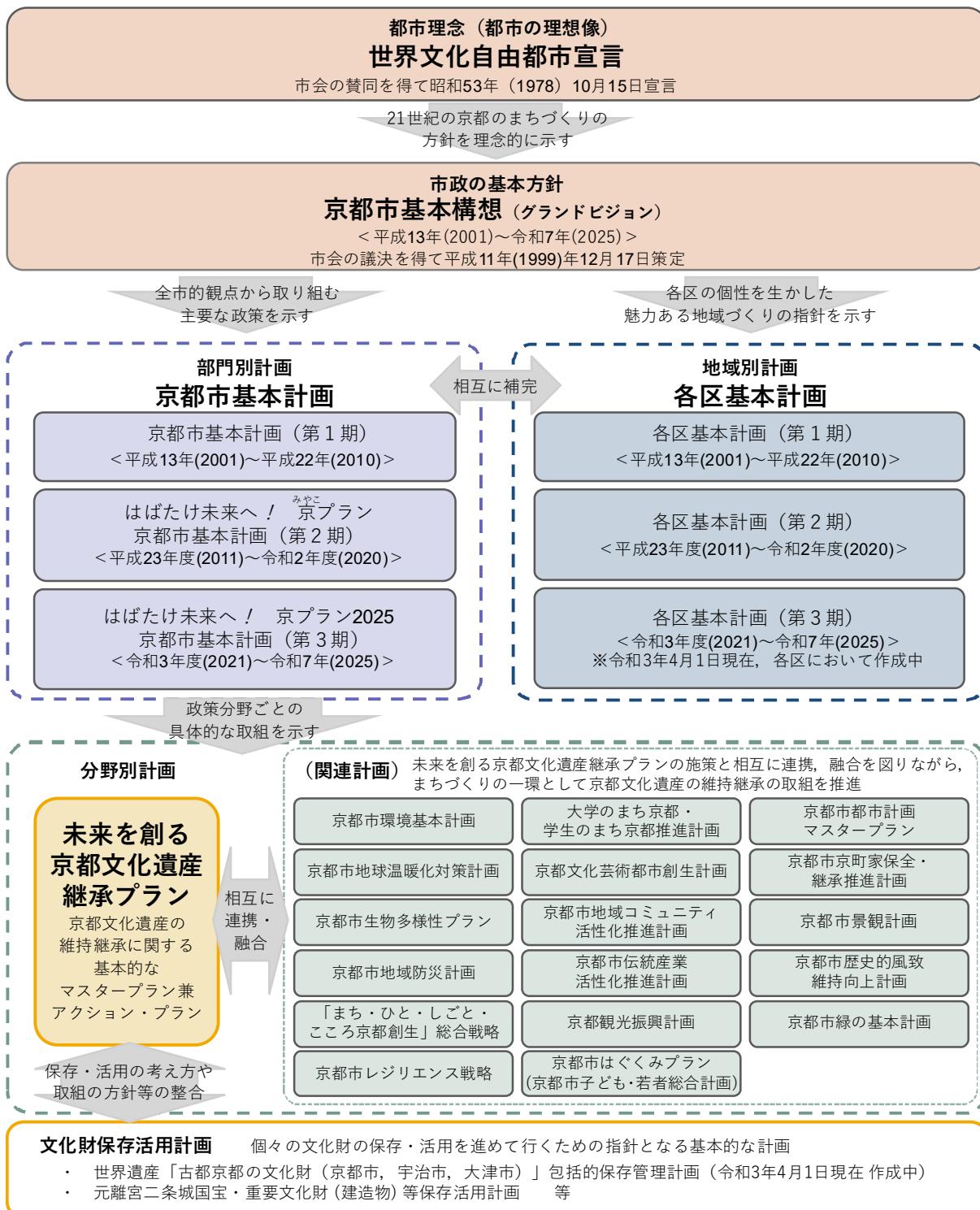
答申においては、暮らしの文化など、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形の文化遺産の全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図るとともに、それぞれの京都文化遺産の価値を最大限に活かすことができるよう、最適な手法による「保存と活用の好循環」を目指すことが示されている。

「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」（以下、「本計画」という。）は、答申及び文化財保護法の改正（平成 31 年（2019）4 月施行）を受けて、歴史都市・京都のまちの発展の基盤である京都文化遺産を、行政だけでなく市民一人一人が体験し、楽しみながら、持続的に後世につないでいくため、多様な京都文化遺産の特性やその置かれた状況に応じた「保存と活用の好循環」の創出を目指すものである。計画期間である今後の 10 年間は、好循環を生み出す環境の整備に向けて、市内外で行われる京都文化遺産に関する様々な取組について幅広く発信し、情報共有を図るとともに、多くの関係者が連携、協力して取り組むことを目指したネットワークづくりを進めるものとする。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、平成31年（2019）4月に施行された文化財保護法に位置付けられた法定計画として京都府文化財保存活用大綱を勘案して取りまとめるものである。また、「はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）」（令和3年（2021）3月策定）を上位計画として、平成31年（2019）3月に京都市文化財保護審議会から提出された答申を踏まえて作成する文化財保護に係る分野別計画である（図表1）。

図表1 計画の体系



### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までの10年間とする。

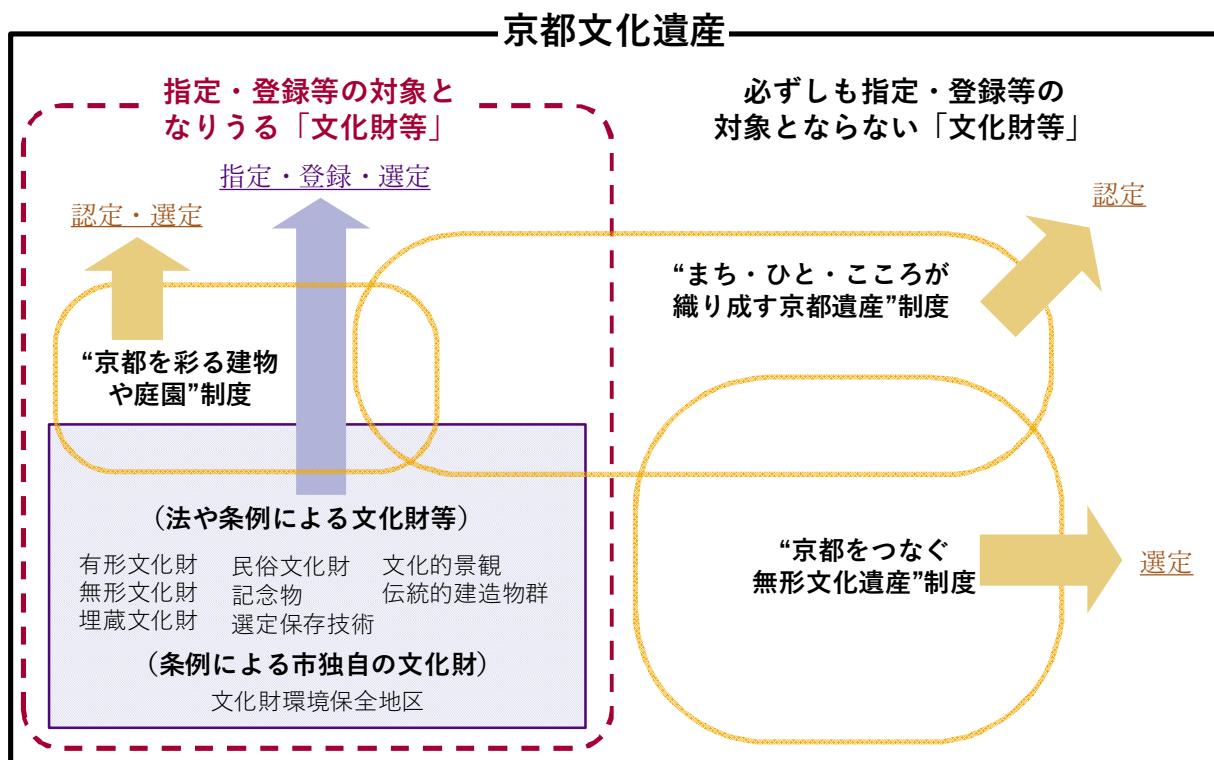
また、次期京都市基本計画の終期である令和7年（2025）に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとし、その際は、軽微な変更を除き、改めて国の認定を受けるものとする。

### 4. 用語の定義

文化財保護法及び京都市文化財保護条例による保護の対象となる文化財等は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、選定保存技術及び本市独自の文化財環境保全地区であるが、京都が未来に伝えていきたい「文化財」はこれらのものに限られたものではない。

本市においては、現行の法や条例では文化財等として評価が難しかった生活文化などを独自に選定し、その価値を伝える制度を創設する等の取組を行ってきた。こうした経緯を踏まえ、本計画においては、人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形のものを「文化遺産」とし、京都にある全ての文化遺産を「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図っていく（図表2）。

図表2 京都文化遺産の位置付け



# 第1章 京都市の概要

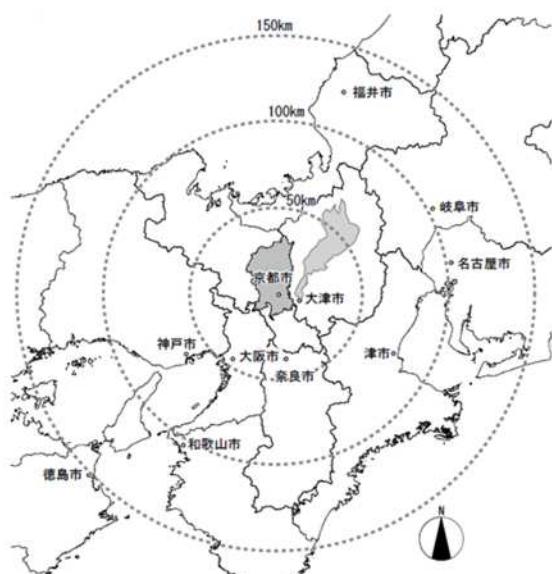
## 1. 自然的・地理的環境

### (1) 京都市の位置・面積

京都市は、京都府の中央部よりやや南に位置し、東は滋賀県、北は南丹市、西は亀岡市、南は宇治市、長岡京市等に接する（図表3～図表5）。面積は827.83km<sup>2</sup>（図表6）と府内の市町村では最も大きく、京都府の総面積(4,612.2km<sup>2</sup>)の約18%を占め、11の行政区で構成されている（図表7）。

また、大阪市、神戸市と並ぶ近畿地方の大都市の一つとして、都市機能が集中する京阪神大都市圏の一角を形成している。

図表3 関西における京都市の位置



（出典）京都市都市計画マスターplan  
(平成24年(2012))

図表4 府内における京都市の位置



（出典）京都府ホームページ「府内市町村地図」

図表5 京都市の範囲

| 方位 | 地名                   | 経緯度       |
|----|----------------------|-----------|
| 東端 | 伏見区醍醐三ノ切<br>(陀羅谷)    | 東経135度52分 |
| 西端 | 右京区<br>京北下宇津町大山      | 東経135度33分 |
| 南端 | 伏見区淀生津町<br>(木津川の北岸)  | 北緯34度52分  |
| 北端 | 左京区久多上の町<br>(三国岳の頂上) | 北緯35度19分  |

図表 6 京都市の面積（行政区別）

| 区域  | 面積(km <sup>2</sup> ) |
|-----|----------------------|
| 京都市 | 827.83               |
| 北区  | 94.88                |
| 上京区 | 7.03                 |
| 左京区 | 246.77               |
| 中京区 | 7.41                 |
| 東山区 | 7.48                 |
| 山科区 | 28.70                |
| 下京区 | 6.78                 |
| 南区  | 15.81                |
| 右京区 | 292.07               |
| 西京区 | 59.24                |
| 伏見区 | 61.66                |

令和元年（2019）10月1日現在

図表 7 京都市の行政区



(出典)京都市HP

## (2) 地形・地質

京都市では、北部に丹波高地の一部を構成する北山山地が広がっており、南部には京都盆地を中心市街地が広がり、その東側には山科盆地が位置している（図表 8）。

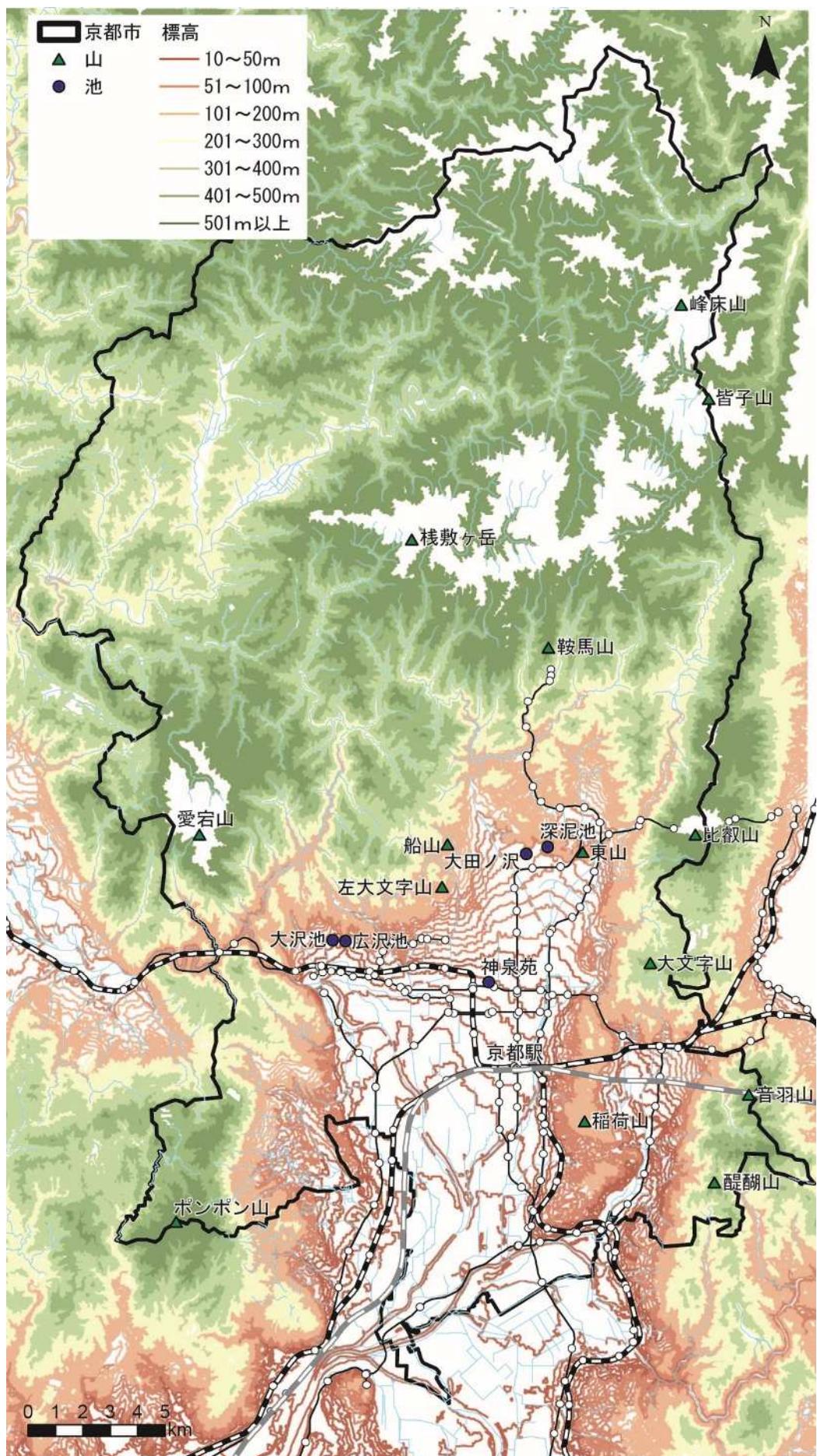
市街地には、鴨川、桂川、宇治川が流れ、南部で合流し、淀川となって大阪湾に流れ込んでいる（図表 9）。

このように京都盆地を流れる川と盆地を取り巻く山々が特徴的な京都の地形は、古来から「山紫水明」と称され、人々に親しまれてきた。

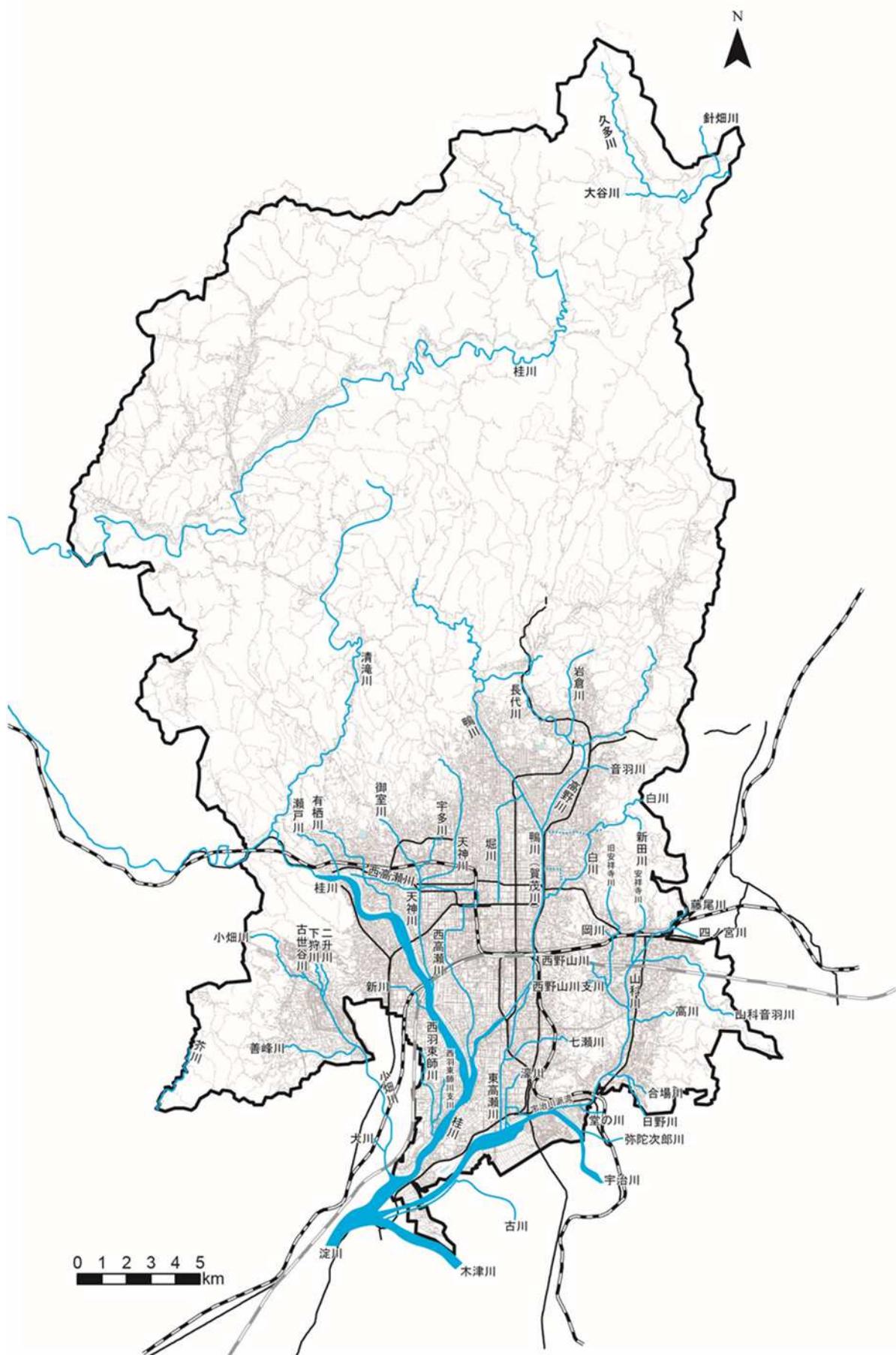
なお、こうした京都の地形は断層活動により形成されたものであり、数万年前は湖の底であったといわれている。このため、盆地の東部にある東山洪積世植物遺体包含層では、太古の植物化石が数多く確認されており、北部にある深泥池みどろがいけでは、太古からの動植物が今も生き続けている。

また、京都盆地に堆積している砂礫層には、多くの地下水が包蔵されており、この良質な水脈が、茶道、庭園、友禅染や酒づくり、豆腐づくりなどの京都の文化を生み出している。

図表 8 京都市の標高図



図表 9 京都市の河川図



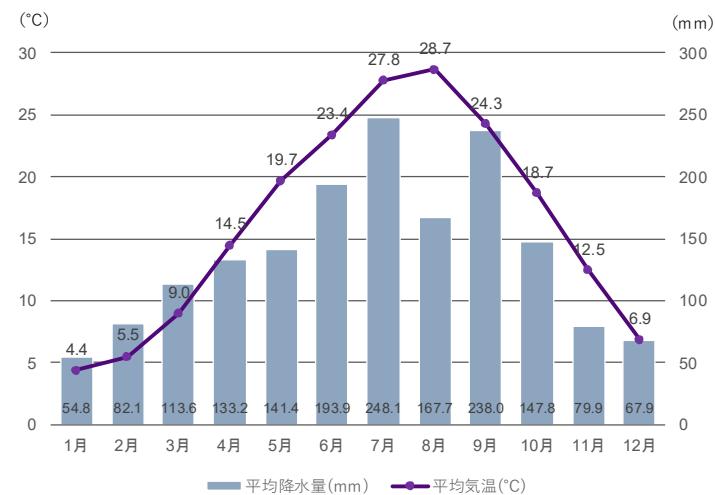
### (3) 気候

京都市は、年間平均気温 16.0°C 前後、年間降水量 1,500mm 前後で（図表 10）、瀬戸内海式気候に属する。海から遠く、山城盆地の奥部に位置するため、平野部では盆地性、山間部では山岳性の気象特性を示す。

また、盆地を成した地形と相まって、夏は高温多湿、冬は低温・底冷えという京都特有の気候を生み出しており、四季の移り変わりが明瞭である。このような気候は、京都の人々の歴史観や自然に対する美意識の源泉となり、文化にも影響を与えていている（図表 11）。

一方で、近年では、我が国初の特別警報が出された平成 25 年（2013）の台風 18 号に伴う大雨や、平成 30 年（2018）の台風 21 号に伴う強風など、自然災害が増加しており、気候変動等が京都文化遺産にもたらす影響が懸念されている（図表 12）。

図表 10 京都市の年間の平均降水量と平均気温  
平成 21 年（2009）～平成 30 年（2018）の平均値



（出典）気象庁HP

図表 11 季節に合わせた京町家のしつらえ



（出典）『京町家の再生』((公財) 京都市景観・まちづくりセンター編, 平成 20 年(2008))

図表 12 平成 29 年（2017）、30 年（2018）の  
強風により毀損した勝林院本堂



（出典）『京都市文化財ブックス 34 京の礎 2』  
（京都市, 令和 2 年 (2020) 3 月発行）

## (4) 生物の多様性

京都では、市内北部を中心に広がる山林（図表 8）や、中心部を流れる鴨川、桂川、宇治川をはじめとした河川（図表 9）など、都市でありながら豊かな自然が残されており、四季が明瞭な気候風土にある。これらは京都に生息する動植物の多様性とも密接に関係している。

京都の先人たちは、山林から暮らしに必要な燃料となる落葉・割り木の調達を行うとともに、山林から得られる植物資源を活用して竹工芸や北山丸太などの伝統産業を発展させた。

また、厄除け<sup>ちまき</sup>粽<sup>ちまき</sup>を授与する祇園祭、葵の葉を装飾として用いる葵祭などの伝統行事（図表 13）や、自然環境を上手く取り入れた寺社の境内や庭園など、豊かな自然の恵みを活かし、魅力的な文化を築き上げてきた。

近年、生活様式の変化に伴い山の手入れが行われなくなったことや、外来種が増加していること、気候変動の影響等により、生態系の急激な変化が生じ、文化の維持継承への影響が懸念されている。

図表 13 森林資源を用いた伝統行事

### <祇園祭とチマキザサ>

京都の三大祭の一つである祇園祭。無病息災を願うこの祭りでは、厄除けとして粽<sup>ちまき</sup>が授与されている。京都のまちを歩けば、多くの家の軒先に、粽<sup>ちまき</sup>が飾られており、祇園祭を彩る重要な要素といえる。

チマキザサは、粽<sup>ちまき</sup>の原材料となるもので、他のササと違い毛がないのが特徴である。本州、四国、九州等の産地に生育しており、京都市域では、花脊<sup>はなせ</sup>や八丁平<sup>はっちょうだいら</sup>で見ることができる。15年ほど前に発生した一斉開花による枯死とその後のシカの新芽食害により、近年チマキザサの生育が懸念されている。

祇園祭



チマキザサ



粽

### <葵祭とフタバアオイ>

葵祭は上賀茂神社と下鴨神社の例祭で、今から約 1500 年前に始まったとされている。もともとは「賀茂祭」と呼ばれていたが、江戸時代に祭が再興されてから葵の葉を飾るようになり、「葵祭」と呼ばれるようになった。

祭には毎年 1 万枚程度のフタバアオイの葉が用いられている。かつては上賀茂神社の境内に自生するものだけで貢えていたとされているが、近年、自然環境の変化やシカの食害による影響で、その調達が難しくなってきている。

葵祭



フタバアオイ



## (5) 景観

京都の景観は、1200年を超える京都の歴史や文化を表象するものであり、京都における都市の活力の源泉となっている。

京都の景観の骨格は、三方の山々に囲まれ、内部に川筋のある特徴的な風土が生み出す盆地景(図表14)と、寺社や御苑、庭園、町家などの市内各所に存在する貴重な歴史的資産である。京都では、これらの景観の骨格を守りながら、多くの市民の尽力により、地域ごとの暮らしに根差した特色ある景観と、全体としての京都らしい景観を生み出し、時代とともに創造的に発展させてきた。

また、景観政策は、京都文化遺産の周辺環境の保全にも寄与しており、文化財保護政策と密接に関連している。

本市では、平成19年(2007)9月に「新景観政策」として、50年後、100年後の将来を見据えた景観政策の抜本的な見直しを行うとともに、それ以降も、政策が硬直化しないよう、絶えず刷新を続けている。

### <新景観政策の取組の経過>

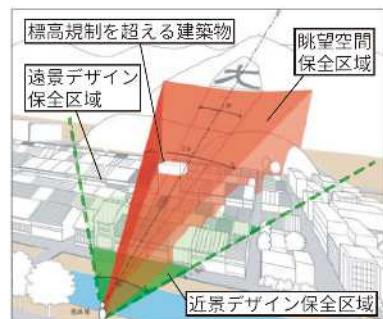
#### ○ 新景観政策（平成19年（2007）9月）

優れた景観を守り、育て、活かしていくため、「建物の高さ」、「建物等のデザイン」、「眺望景観や借景」(図表15～図表17)、「屋外広告物」、「歴史的な町並み」の五つの柱と支援策から成る「新景観政策」を実施

図表15 眺望景観の規制内容

| 3つの区域                      | 規制内容   |             |
|----------------------------|--|-------------|
| 眺望空間保全区域<br>(右図の赤い部分)      | 視点場からの視対象への眺望を遮らないよう、建築物等の最高部が超えてはならない標高を定める区域 |             |
| 近景デザイン保全区域<br>(右図の緑の部分)    | 視点場から視認することができる建築物等                            | 建築物等の形態及び意匠 |
| 遠景デザイン保全区域<br>(右図の緑の点線の内側) | が、優れた眺望景観を阻害しないよう、右記の基準を定める区域                  | 建築物等の色彩     |

図表16 眺望景観の規制概念図



#### ○ 景観政策の進化（平成23年（2011）4月）

新景観政策の基本的枠組みは維持しつつ、市民と共に創造する景観づくりの仕組みを整備

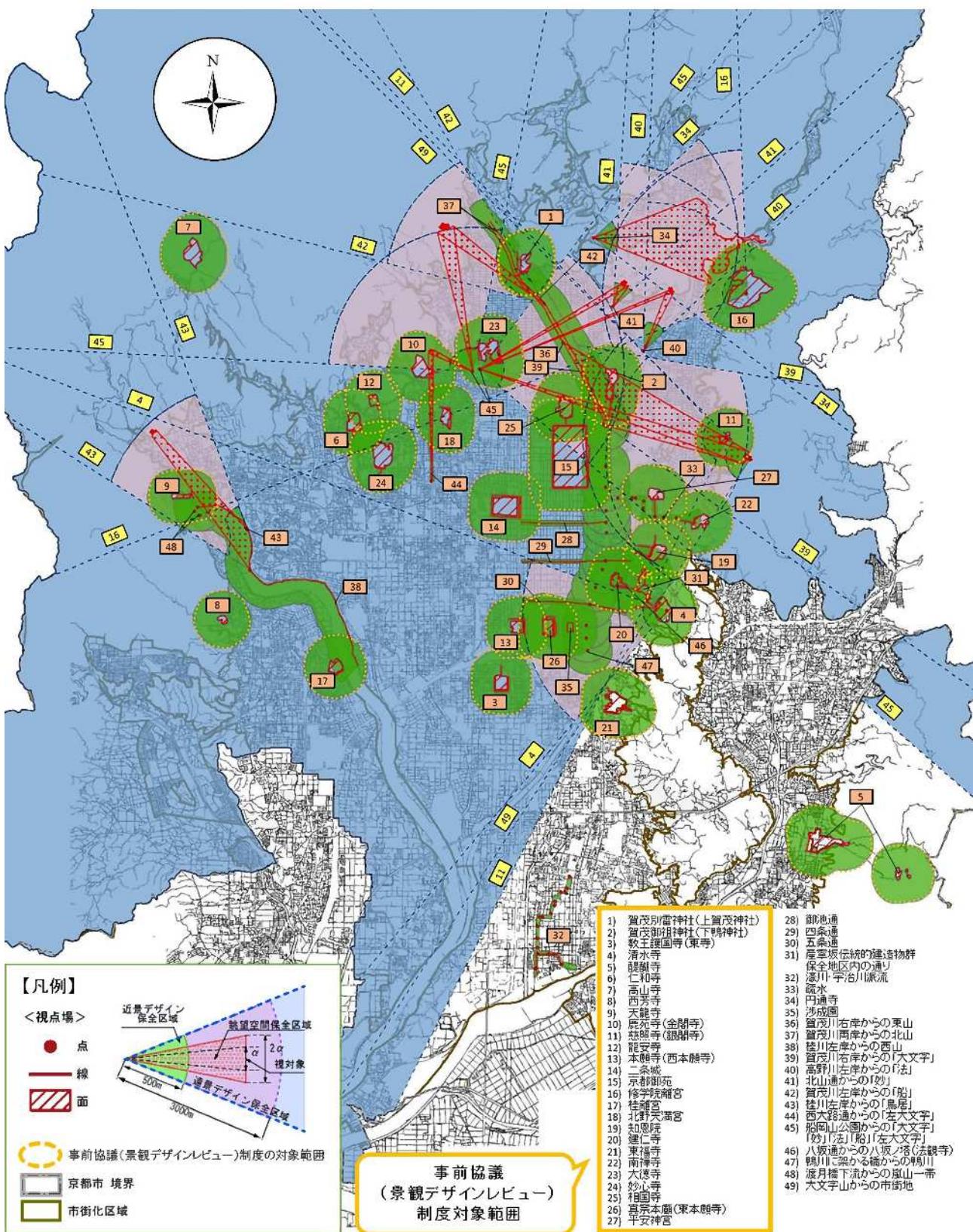
#### ○ 歴史的景観の保全に関する景観政策の充実（平成30年（2018）10月）

京都の歴史的景観を保全していくため、眺望景観創生条例による規制の強化などを実施

#### ○ 新景観政策の更なる進化（令和元年（2019）12月）

地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成を図り、建築物の景観に関する規制の見直しを実施

図表 17 京都市眺望景観保全地域図



(出典) 京都市HP

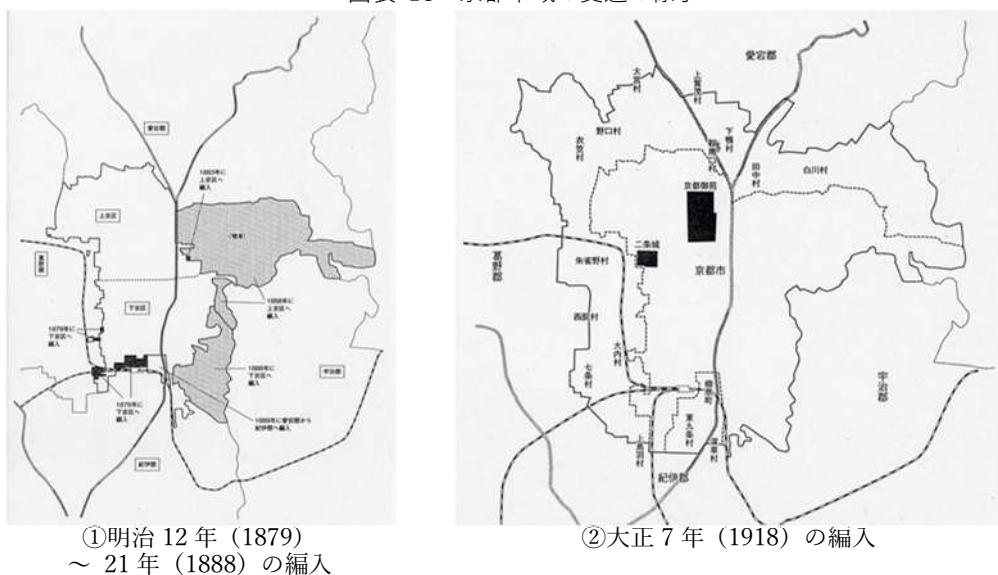
## 2. 社会的状況

### (1) 京都市の沿革

明治 22 年（1889）4 月 1 日、我が国で初めて市制が実施され、全国で 31 の市が誕生し、その年のうちに 39 市となった。このうち、国家的に重要な立場にあった東京市、大阪市、京都市の 3 大市には「市制特例」が適用され、市長は府知事が兼任し、職務は府の官吏が代行した。

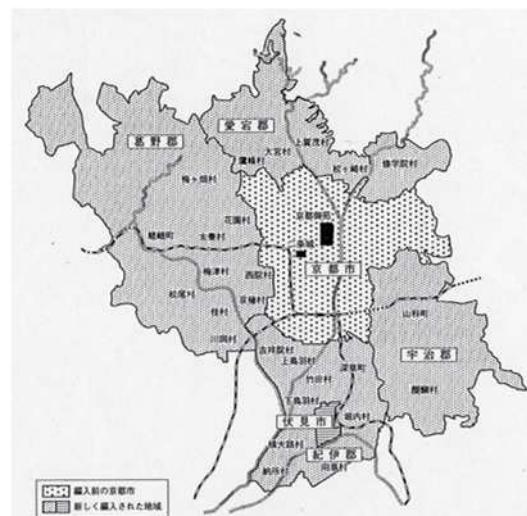
こうした自治の制限に対し、3 大市の市民の間で特例廃止運動が起こり、約 10 年後の明治 31 年（1898）9 月末に特例が廃止された。そして 10 月 1 日、京都市も一般都市と同じ市制を施行することになった。その後も京都市は、山科町、伏見市、淀町等の前近代の主要都市等の編入により、複合性を有する都市として発展を続け、昭和 31 年（1956）9 月に指定都市制度が成立すると、政令指定都市に移行した（図表 18～図表 20）。令和 3 年 3 月現在、京都市は 11 区の行政区を有する都市となっている。

図表 18 京都市域の変遷の様子

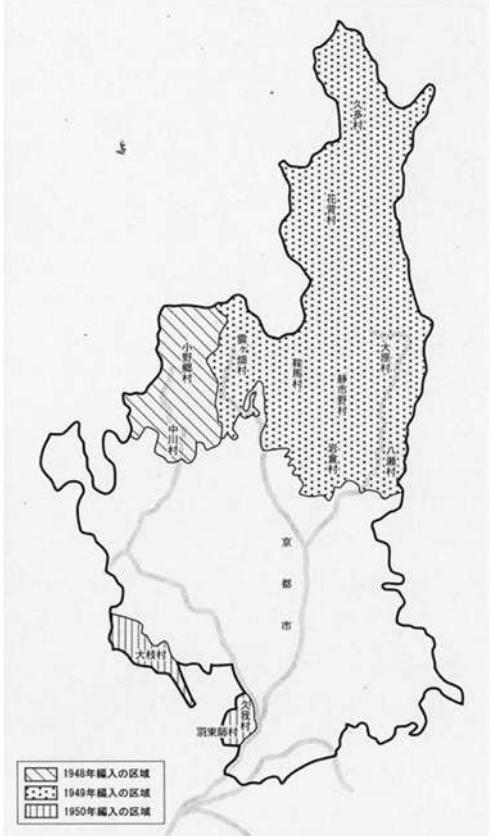


①明治 12 年（1879）  
～ 21 年（1888）の編入

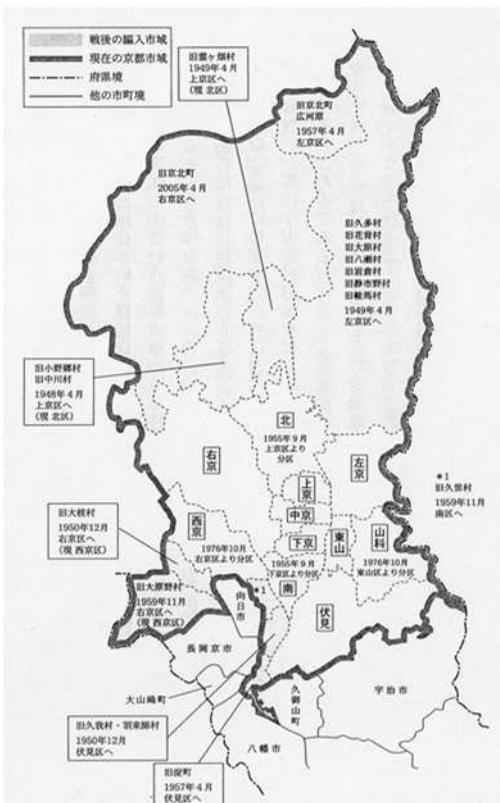
②大正 7 年（1918）の編入



③昭和 6 年（1931）の編入



④昭和 23 年（1948）～25 年（1950）の編入



⑤令和 3 年（2021）現在の京都市域

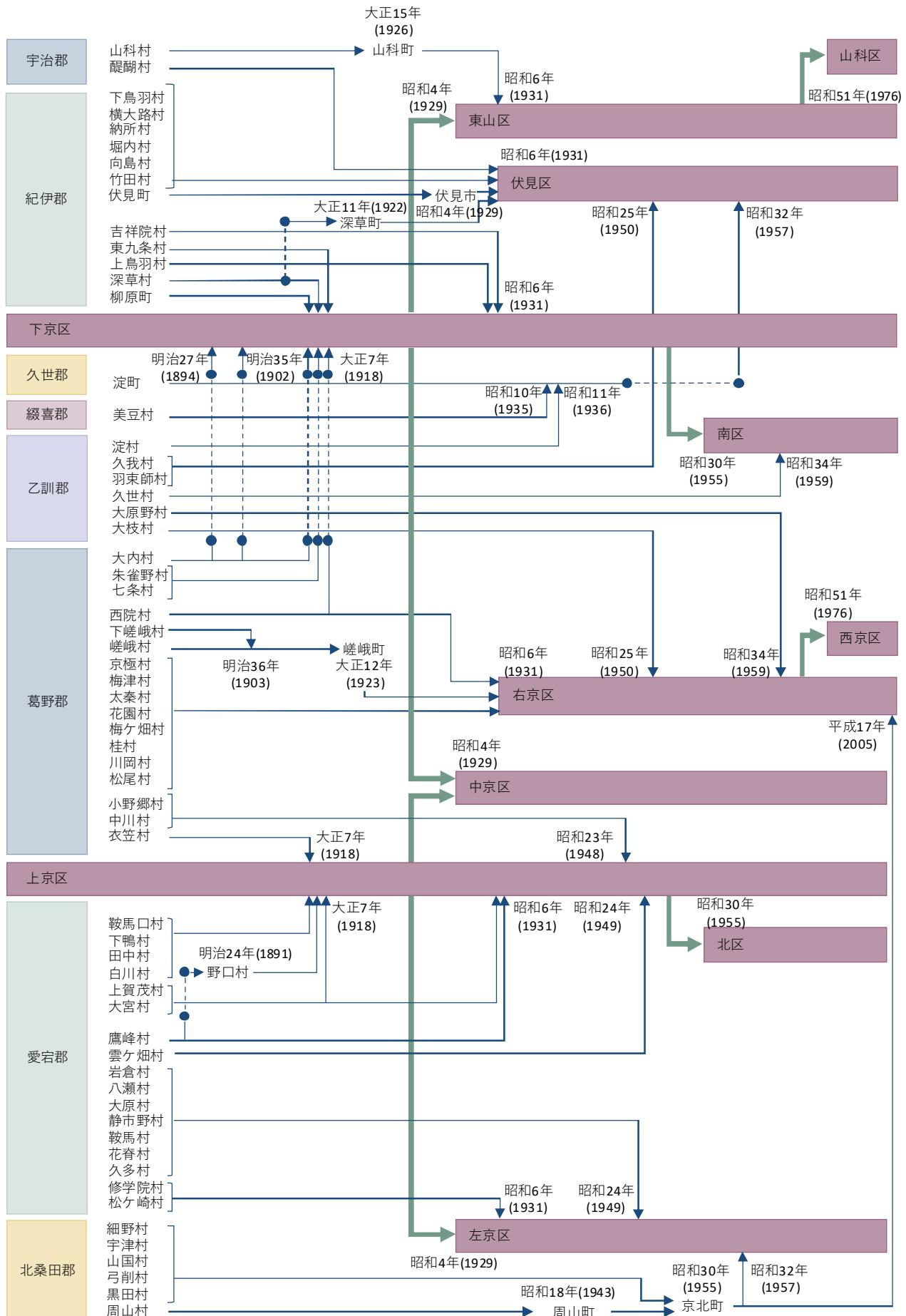
（出典）『京都市政史』第 1・2 卷  
(京都市市政史編さん委員会編)

図表 19 京都市への編入等の経過

| 時期                | 編入等の内容   |
|-------------------|--|
| 明治 22 年(1889)4 月  | 市制施行   |
| 明治 27 年(1894)12 月 | 下京区 > 葛野郡大内村大字八条の一部を編入   |
| 明治 35 年(1902)2 月  | 下京区 > 葛野郡大内村のうち大字東塩小路、西九条を編入   |
| 大正 7 年(1918)4 月   | 上京区 > 愛宕郡白川村ほか 7 村（一部含む）を編入<br>下京区 > 葛野郡朱雀野村ほか 7 町村（一部含む）を編入   |
| 昭和 4 年(1929)4 月   | 上京区と下京区の区域の一部を分合し、左京区、中京区、東山区を新設   |
| 昭和 5 年(1930)1 月   | 東山区 > 左京区栗田口の一部を編入<br>左京区 > 上京区賀茂を編入   |
| 昭和 6 年(1931)4 月   | 上京区 > 愛宕郡上賀茂村ほか 2 村を編入<br>左京区 > 愛宕郡修学院村ほか 1 村を編入<br>中京区 > 葛野郡西院村の一部を編入<br>東山区 > 宇治郡山科町を編入<br>下京区 > 紀伊郡吉祥院村ほか 1 町を編入<br>右京区 > 葛野郡花園村ほか 9 町村（一部含む）を市域に編入し、新設<br>伏見区 > 伏見市ほか 8 町村を市域に編入し、新設 |
| 昭和 23 年(1948)4 月  | 上京区 > 葛野郡中川村ほか 1 村を編入  |
| 昭和 24 年(1949)3 月  | 左京区 > 上京区上賀茂の一部を編入   |
| 昭和 24 年(1949)4 月  | 上京区 > 愛宕郡雲ヶ畠村を編入<br>左京区 > 愛宕郡岩倉村ほか 6 村を編入  |
| 昭和 25 年(1950)5 月  | 伏見区 > 下京区上鳥羽の一部を編入   |
| 昭和 25 年(1950)12 月 | 右京区 > 乙訓郡大枝村を編入<br>伏見区 > 乙訓郡久我村ほか 1 村を編入   |
| 昭和 30 年(1955)9 月  | 北区 > 上京区を分区して新設<br>南区 > 下京区を分区して新設   |
| 昭和 32 年(1957)4 月  | 左京区 > 北桑田郡京北町大字広河原を編入<br>伏見区 > 久世郡淀町を編入  |
| 昭和 34 年(1959)4 月  | 上京区 > 北区出雲路の一部を編入  |
| 昭和 34 年(1959)11 月 | 南区 > 乙訓郡久世村を編入<br>右京区 > 乙訓郡大原野村を編入   |
| 昭和 35 年(1960)1 月  | 上京区と中京区のそれぞれ一部をもって京都御苑（上京区）を設置   |
| 昭和 37 年(1962)4 月  | 北区 > 右京区鳴滝の一部を編入   |
| 昭和 38 年(1963)1 月  | 左京区 > 北区上賀茂の一部を編入  |
| 昭和 51 年(1976)10 月 | 山科区 > 東山区を分区して新設<br>西京区 > 右京区を分区して新設   |
| 昭和 54 年(1979)10 月 | 右京区 > 北区大將軍の一部を編入  |
| 平成 8 年(1996)2 月   | 伏見区 > 長岡京市との区域境界を修正  |
| 平成 16 年(2004)12 月 | 伏見区 > 宇治市との区域境界を変更   |
| 平成 17 年(2005)4 月  | 右京区 > 北桑田郡京北町を編入   |

（出典）とうけいでみるきょうと  
-令和 2 年(2020)版- (京都市) を基に作成

図表 20 市制・町村制施行時からの京都市の変遷



## (2) 土地利用

歴史的な視点から見ると、京都市域では、京都盆地を取り巻く山地、丘陵・段丘や、市域を流れる河川が形成する扇状地、自然堤防帯といった各地形の特徴に応じた土地利用がなされてきた（図表 22）。

山地では主な生業として林業が営まれている。京都市の林業は、御所へ木材を貢納する禁裏御料地であった右京区京北や、茶の湯文化や数寄屋建築の隆盛とともに北山丸太の生産地となった北区中川を中心とした北部山間地域のように都市の文化と密接に結び付いているところに特徴がある。

山地と盆地の境界部には、丘陵と段丘が見られる。盆地東側の丘陵部には、知恩院、清水寺等の寺社が立地し、丘陵一帯が名所となっている。また、盆地西側の丘陵部では、近世からたけのこの栽培等が盛んである。

段丘では、西陣や伏見のように近世までに市街地化が進んだ地域もあったが、地下水位が低いため、鷹峯や桃山をはじめ、多くは畠地や竹林、茶畠、果樹園として利用され、住宅地開発が進むのは近代以降となった。

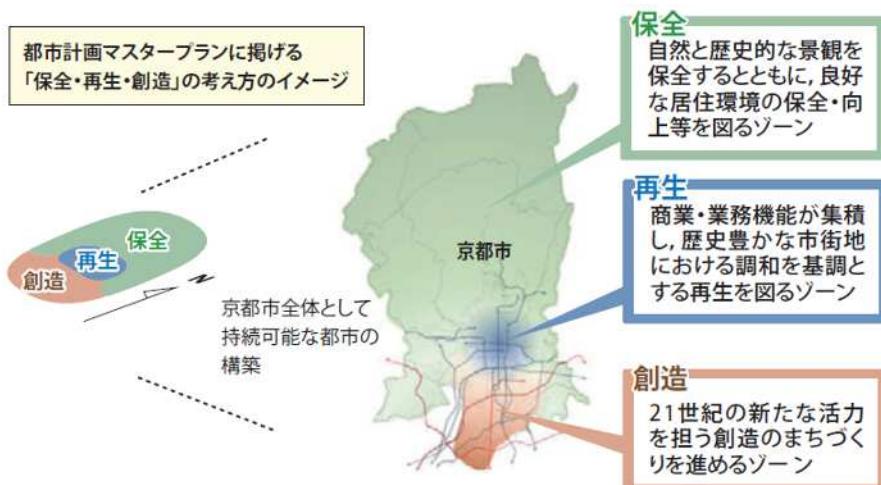
扇状地では、京都盆地の北部に鴨川、紙屋川、白川などの河川が形成した複合扇状地が広がっており、平安京が造営されるなど、古くから市街地が形成されている。

山科盆地の北東部や、西京区大原野の複合扇状地では、大部分が水田として利用されてきたが、山科は交通の利便性の高さなどから近代以降に市街化が進んだ。

自然堤防帯は、桂川の両岸や鴨川、宇治川の下流部に広く見られ、近世以前からの集落や寺社が立地する。自然堤防の後背湿地は、長く水田として利用されてきたが、戦後には住宅地や工場用地になっている。

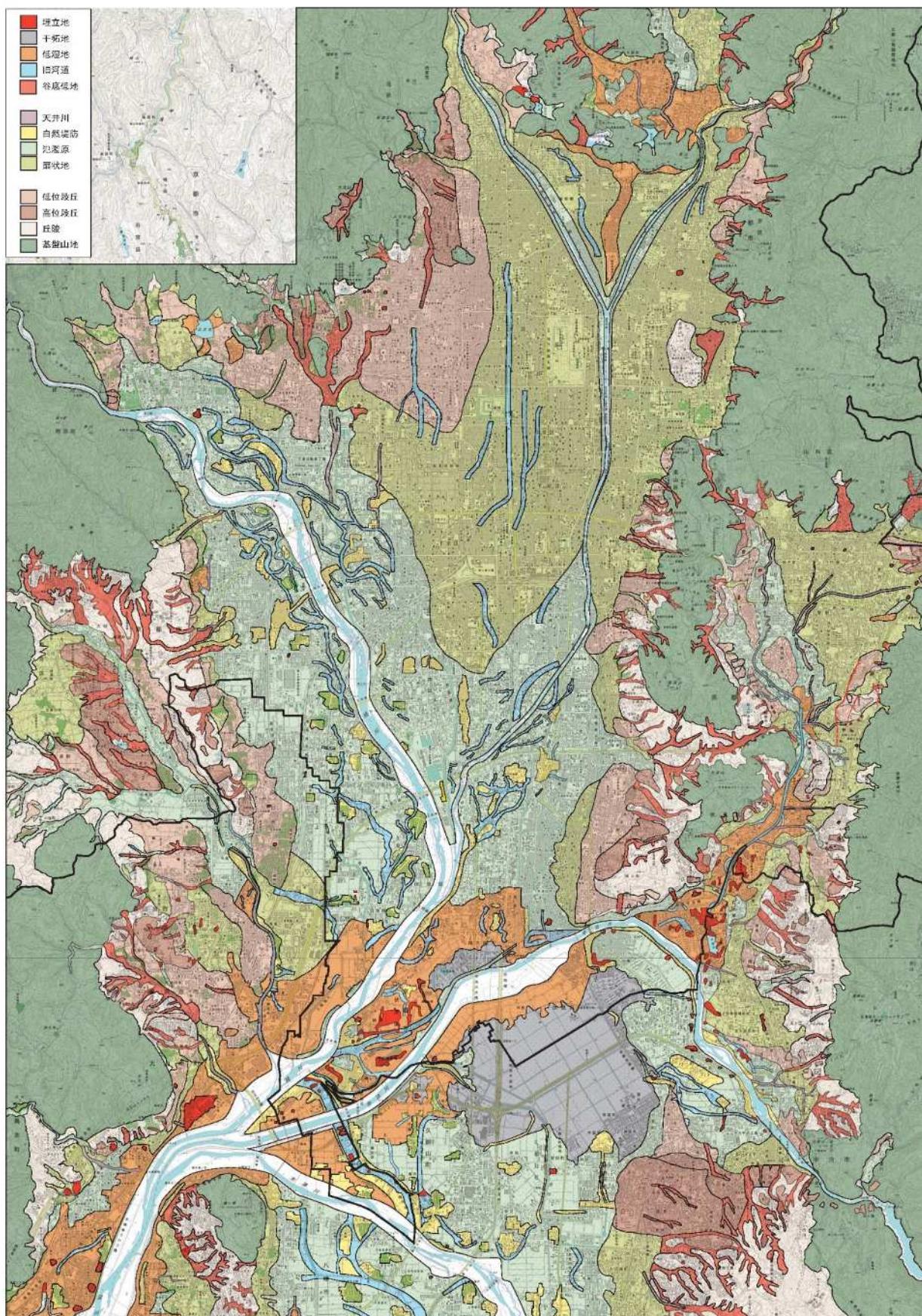
なお、本市では、市域の将来的な土地利用の方針を京都市都市計画マスタープラン（平成 24 年（2012）2月策定）に定めており、地域の特性や資源を活かしつつ、市民の安心で快適な暮らしや都市の活力の維持・向上を図るため、山間部から京都盆地の内部にかけて「保全・再生・創造」という段階的な空間形成を基本としながら、各地域が公共交通等によりネットワークされた適正な土地利用を誘導することとしている（図表 21）。さらに、京都市持続可能な都市構築プラン（平成 31 年（2019）3月策定）において、歴史、文化、大学、観光、伝統、先端産業などの京都の特性を活かし、多様な地域において「学術文化・交流・創造ゾーン」を形成し、新たな魅力や価値の創造につなげていくこととしている。

図表 21 京都市都市計画マスタープランに掲げる「保全・再生・創造」の考え方のイメージ



(出典) 京都市持続可能な都市構築プラン（平成 31 年（2019）3月）

図表 22 地形分類図



(出典) 奈良文化財研究所作成

※ 国土地理院数値地図 50000 に「京都盆地の地震災害危険度マップ」(植村善博 1999『京都の地震環境』) をトレイスして重ね合わせた。

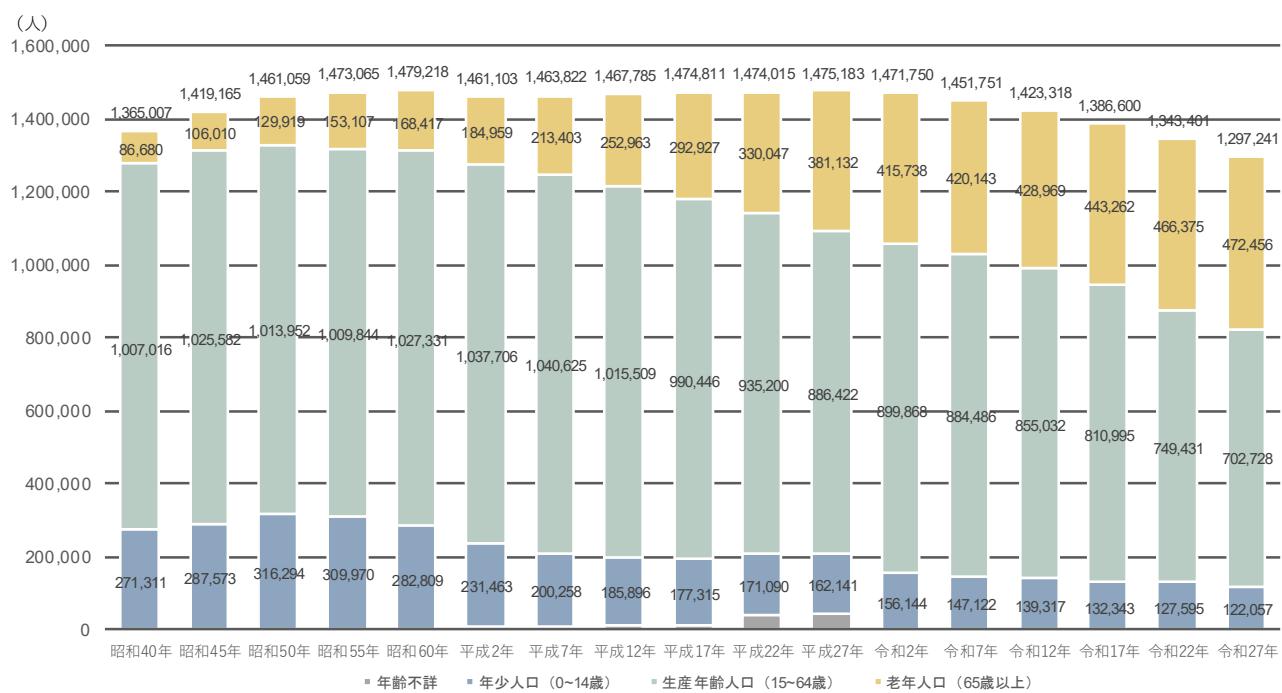
### (3) 人口

京都市の人口は、平成 27 年(2015)10月1日現在 1,475,183 人となっており、昭和 40 年(1965)からの推移を見ても、近年は概ね横ばいとなっている。

年齢 3 区別でみると、年少人口は昭和 55 年(1980)から、生産年齢人口は概ね平成 12 年(2000)から減少が続いている、老人人口は昭和 40 年(1965)以降増加が続いている(図表 23)。

今後の人団推移は、令和 27 年(2045)には、総人口が約 130 万人、老人人口が約 47 万人(36%)になると推計されており、人口減少と高齢化が進む傾向にある。全世帯に占める単身世帯の割合も、平成 7 年(1995)は 35.5%(20.6 万世帯)であったが、平成 27 年(2015)には 45.3%(32.0 万世帯)に増加しており、引き続き増加が見込まれる(図表 24)。

図表 23 年齢 3 区別人口の推移



(出典) 総務省統計局「国勢調査」(平成 27 年(2015)まで)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年 3 月推計)」(令和 2 年(2020)以降)

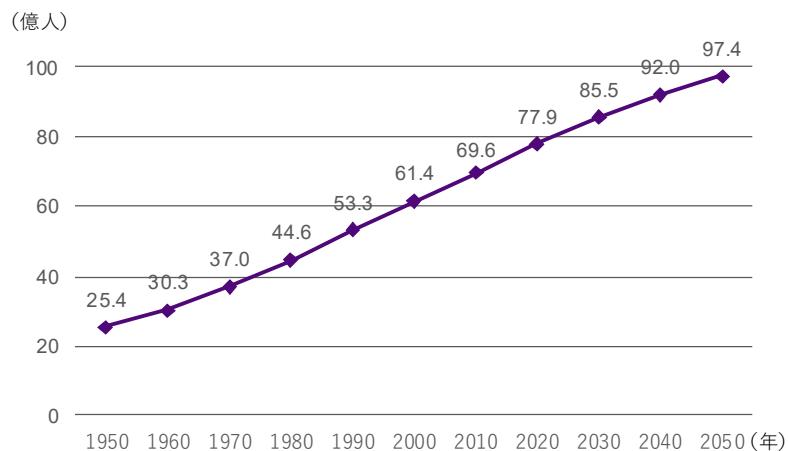
図表 24 京都市の単身世帯数の推移



(出典) 総務省統計局「国勢調査(平成 7 年(1995)～平成 27 年(2015))」

また、世界人口が令和 2 年(2020)から令和 32 年(2050)の 31 年間で 78 億人から 97 億人まで 20 億人近く増加すると推計されている(図表 25)ことや、TPP11 の発効をはじめとする世界各国・地域間での経済連携が進んでいること、平成 30 年(2018)の出入国管理及び難民認定法の改正により外国人労働者の受入れが拡大されていることなどから、今後、中長期的には、京都で暮らす外国籍市民が増加していくことが見込まれている。一方で、こうした人口の社会増は、令和元年(2019)に発生した新型コロナウィルス感染症の流行で顕在化したように、自然災害等の影響を受けやすいものであり、様々な局面にもしなやかに対応できる持続可能な都市の構築、レジリエンスの向上に取り組んでいく必要がある。

図表 25 世界人口の将来推計



(資料) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2019).  
World Population Prospects 2019, Online Edition. Rev. 1.  
1950～2020 年: Estimates (推定値), 2030～2050 年: Medium variant (中位推計値)

## (4) 交通

京都市は、大阪、神戸、奈良、大津などの関西の各都市と、JR、阪急、京阪、近鉄等の各鉄道で結ばれている（図表 27）。

また、高速道路網として、大阪から京都を経て滋賀に名神高速が延びているほか、京都市と京都府の北部地域を結ぶ京都縦貫道や京都高速の一部が開通している。

さらに、関西国際空港からも一定のアクセスを確保しており、この交通アクセスの良さが、国内外から多くの人々が京都を訪れる背景の一つとなっている。

また、市内の公共交通ネットワークも概ね整備されており、京都市バスをはじめ、市街地を網羅するバスネットワークのほか、東は六地蔵から西は太秦天神川、北は国際会館から南は竹田までを結ぶ市営地下鉄、中心部から嵐山や鞍馬等へ延びる私鉄などが市民の重要な交通手段となっている。市民が居住地から徒歩で最寄りの鉄道駅・バス停へ到達し、待ち時間も含めて乗車するまでに要する時間は、70%が15分以内、96%が30分以内である（図表 28）。

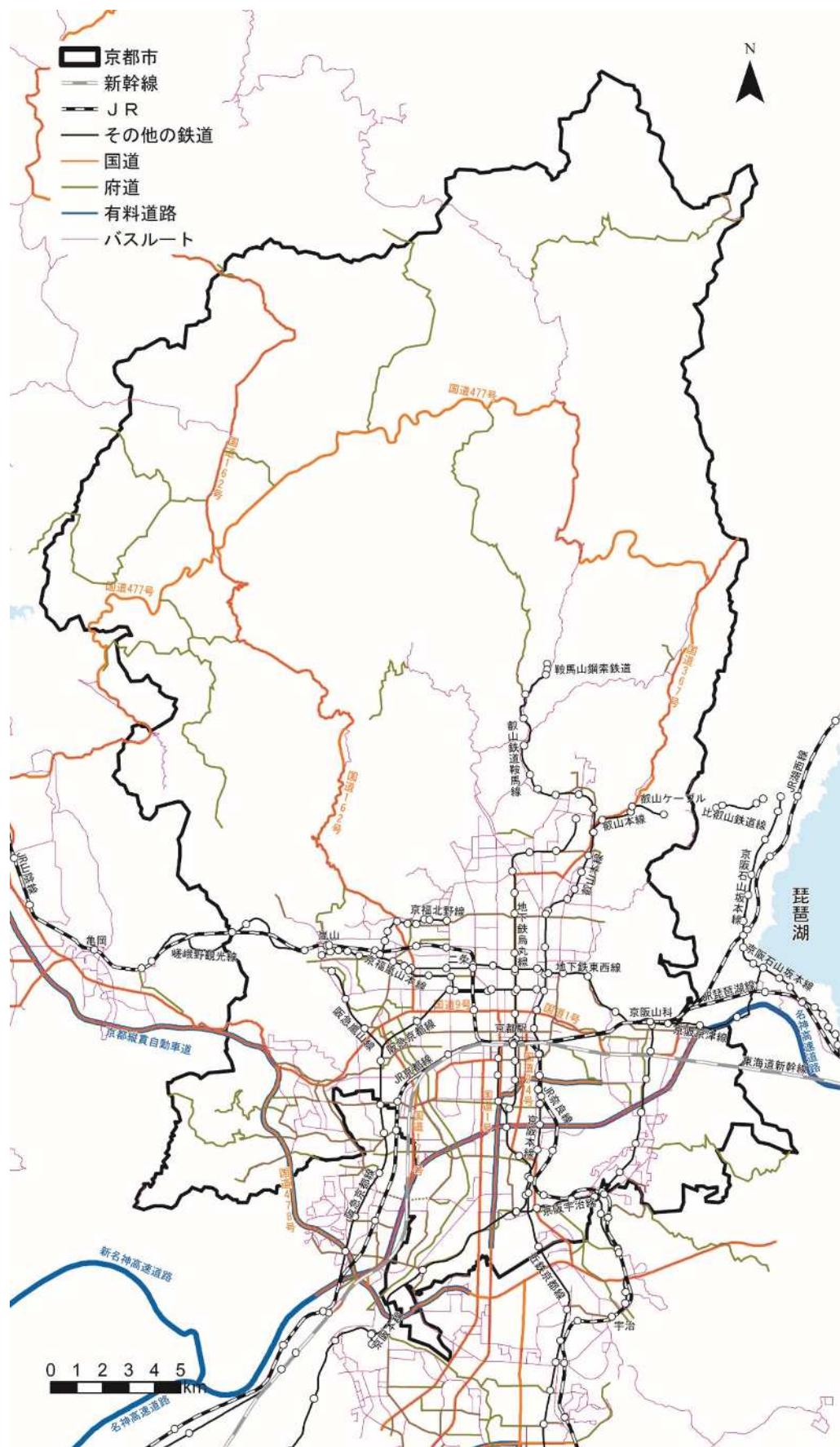
一方、歴史的な視点で見ると、京都では、旧街道が形を変えつつも、京都と各地を結ぶネットワークの一部として、今も交通を支えている（図表 29）ほか、市街地では、平安京以来の碁盤目状の道路区画を今も残している（図表 26）。

図表 26 市街地の碁盤目状の道路区画の一部

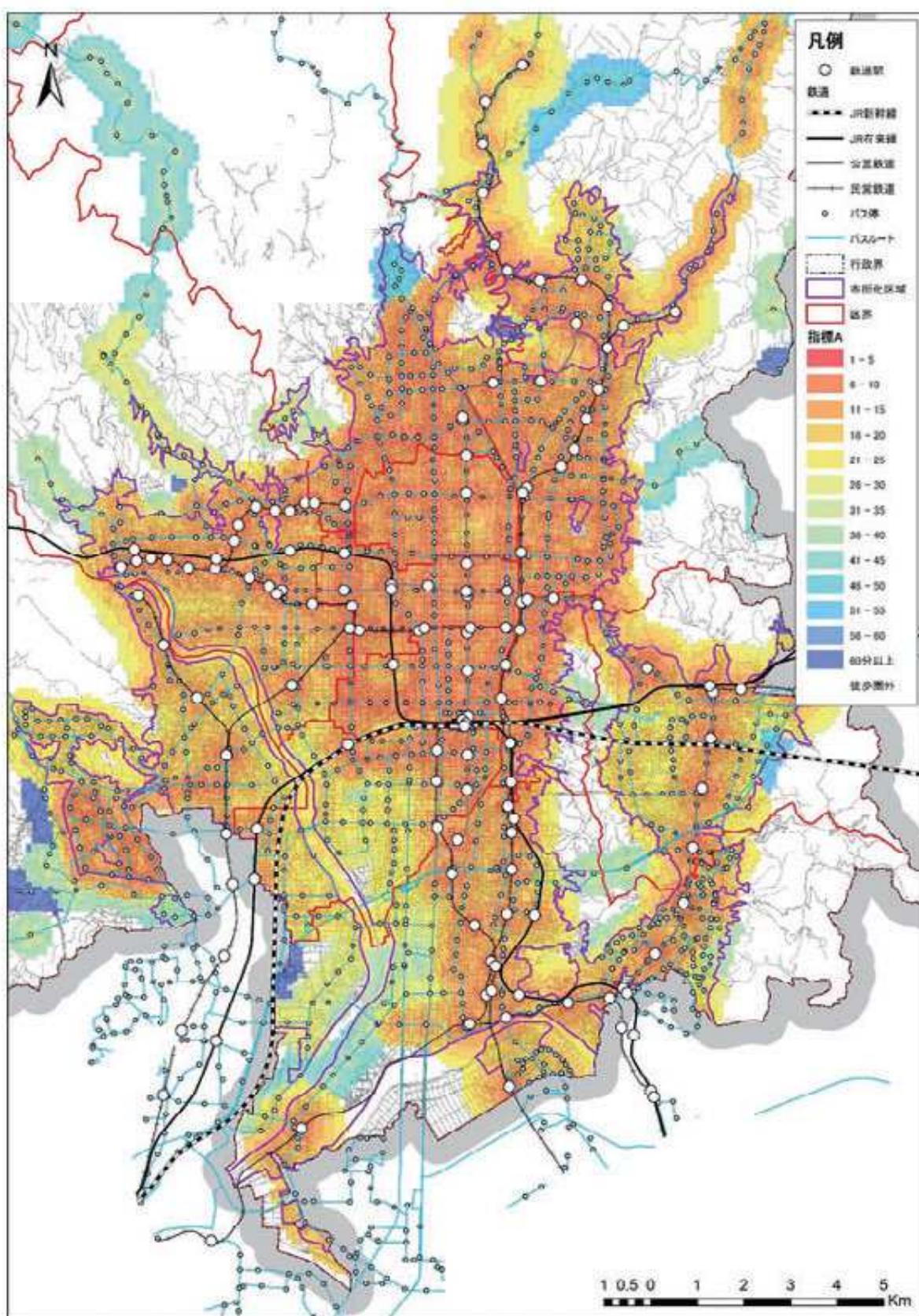


（出典）京都の都市景観（京都市都市計画局都市景観部景観政策課、平成26年（2014）3月改訂）

図表 27 京都市の交通網

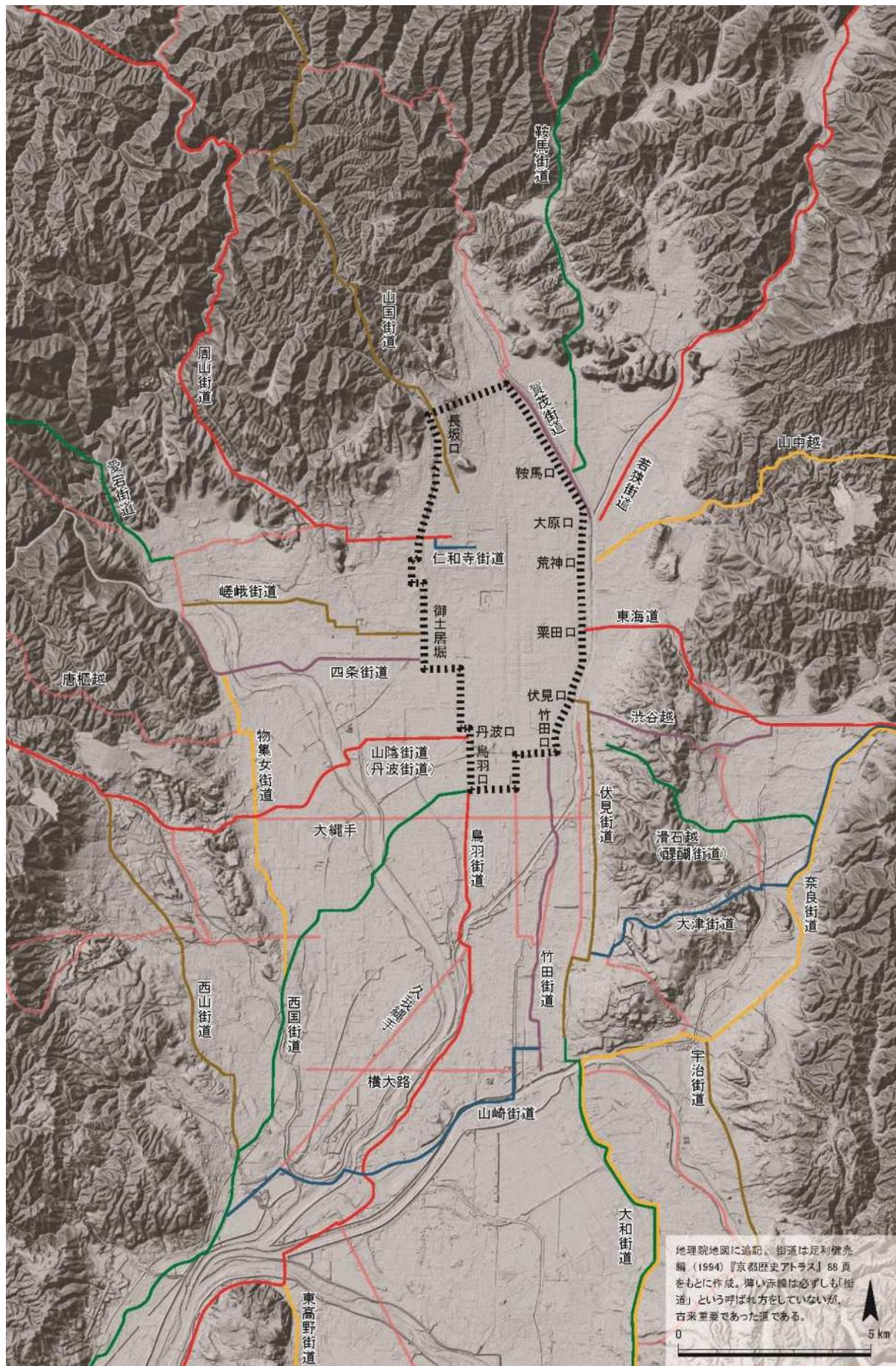


図表 28 最寄りの鉄道駅、バス停へのアクセス性



(出典) 国土交通省「アクセシビリティ指標活用の手引き（案）」を基に本市作成

図表 29 京都と各地を結ぶ旧街道



(出典) 「京都の文化的景観」調査報告書

## (5) 産業

京都市では、第一次産業として、市街地の周縁部、周辺部を中心に、品質のよい多くの種類の野菜が栽培されている。壬生菜や聖護院大根、九条ねぎ、京たけのこなどの京野菜が京都の特産品となっており、農業産出額全体の75.5%を野菜が占める（図表30）。また、中川を中心とした市の北西部では、床柱や垂木に用いる磨丸太の生産で知られる北山林業など、特徴的な農林業が営まれている。

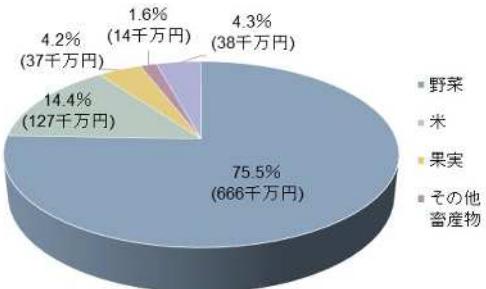
第二次産業としては、歴史的市街地を中心に西陣織、京友禅、京焼・清水焼等の伝統産業が、市街地西部、南部では機械、電気、化学等の近代工業が営まれている。

さらに、第三次産業である金融業、サービス業等も集積した産業ネットワークを形成しており、都心部の四条烏丸周辺がC B D（中心業務地区）、四条河原町周辺がC S D（中心商業地区）として、市内のみならず、京都都市圏の中で大きな役割を果たしている。また、古都としての蓄積を生かした観光業や、大学などの教育関係の産業も盛んである。

市内における産業従業者数の合計は、長期的に概ね横ばいで推移しているが（図表31）、近年では、伝統産業の従事者数が減少している一方で、ものづくり企業やIT企業の研究開発拠点などが進出している。

京都の産業の特徴は、製造、加工、販売まで市内で一体的に行うとともに、高い技術力により付加価値を生み出し、時代ごとの様々なニーズに応えてきたことにある。引き続き、情報化や技術革新に対応しつつ、社会状況の変化に応じた新たな価値を創出していくことが求められている。

図表30 農業産出額の内訳



（出典）「平成30年(2018)市町別農業産出額（推計）」（農林水産省）

図表31 京都市内にある民営事業所の推移（事業所数・従業者数）



（出典）事務所・企業統計調査、経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査

## (6) 観光

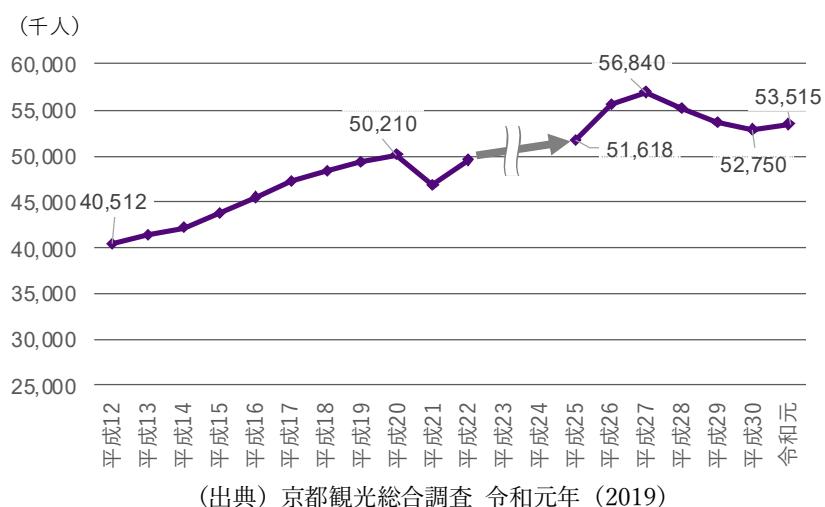
京都は、日本の歴史の主要な舞台となった地であり、国内外から多くの観光客が訪れている。

京都市における観光の主たる対象は、京都が培ってきた歴史や暮らし、景観、価値観等も含めた「京都文化遺産」であり、京都文化遺産を求めて、年間5,000万人以上の観光客が京都を訪れ（図表32）、京都における観光消費額は1兆2,367億円（令和元年（2019））に及ぶ（図表33）。さらに、その経済効果は、小売・飲食業をはじめとした幅広い産業にも波及しており、京都の経済にとって重要な要素となっている。

京都文化遺産は、市民の尽力によって守り伝えられてきたことから、観光についても、市民生活と調和を図り、「市民生活の豊かさ・地域文化の継承へ市民の共感の輪の拡大」につなげていくことが求められる。

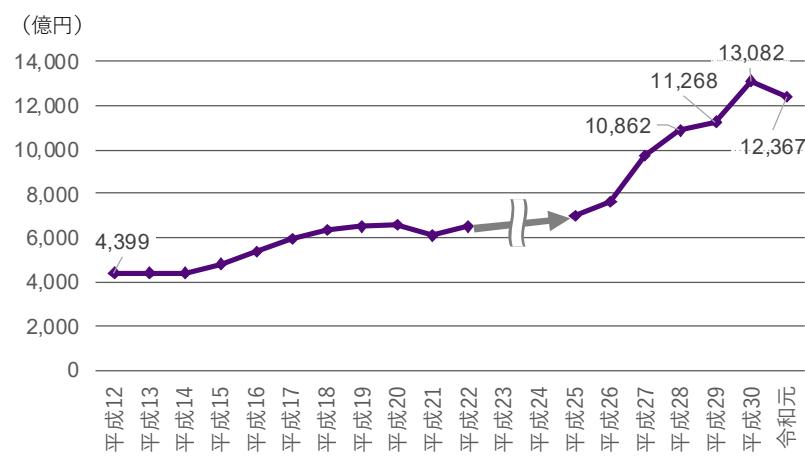
一方で、令和2年（2020）には、新型コロナウィルス感染症の流行により、観光客数は大幅に減少している。京都の観光産業も、京都市観光協会データ月報における令和2年（2020）5月の総延べ宿泊客数が、前年同月比97.3%減となるなど、その影響を大きく受けており、今後の動向も踏まえた対策が求められる。

図表32 年間観光客数の推移



（出典）京都観光総合調査 令和元年（2019）

図表33 年間観光消費額の推移



（出典）京都観光総合調査 令和元年（2019）

## (7) 文化・学術

京都は、1200年を超える歴史の中で、伝統を受け継ぎながら、国内外との交流を通じて多様な文化を受け入れ、絶えず新たな文化を生み出してきたまちであり、市民の暮らしの中には、伝統文化から現代芸術まで幅広い文化が息づいている。こうした文化の蓄積は、学術研究や産業とも結びつき、京都を世界でも類を見ない文化・学術都市としている。

市内には、伝統文化や芸術、暮らしの文化、歴史、産業、自然科学など、様々な分野の個性豊かな博物館・美術館が数多く存在し、それぞれの館が相互に連携を図るため、京都市内博物館施設連絡協議会が設立されている。令和2年(2020)12月現在、同協議会に属する博物館の数は、214館となっており(図表35)、全国にも例を見ない大規模な博物館・美術館のネットワークを形成している。令和元年(2019)には、日本で初めてのICOM(国際博物館会議)の世界大会が京都で開催され、京都市内博物館施設連絡協議会のネットワークの力を最大限に発揮し、全国の博物館とも連携した取組や博物館の魅力が深まるイベント等が実施されており、その成果を踏まえ、京都の魅力発信や地方創生に博物館が役割を果たしていくことが期待されている。

また、京都市内には、総合大学から単科大学までバラエティに富んだ38の大学・短期大学等が集積しており、歴史、考古、美術、民俗、土木、建築、観光、外国語など、京都文化遺産に関連する研究を行っている学科を有する大学も多い(図表34)。

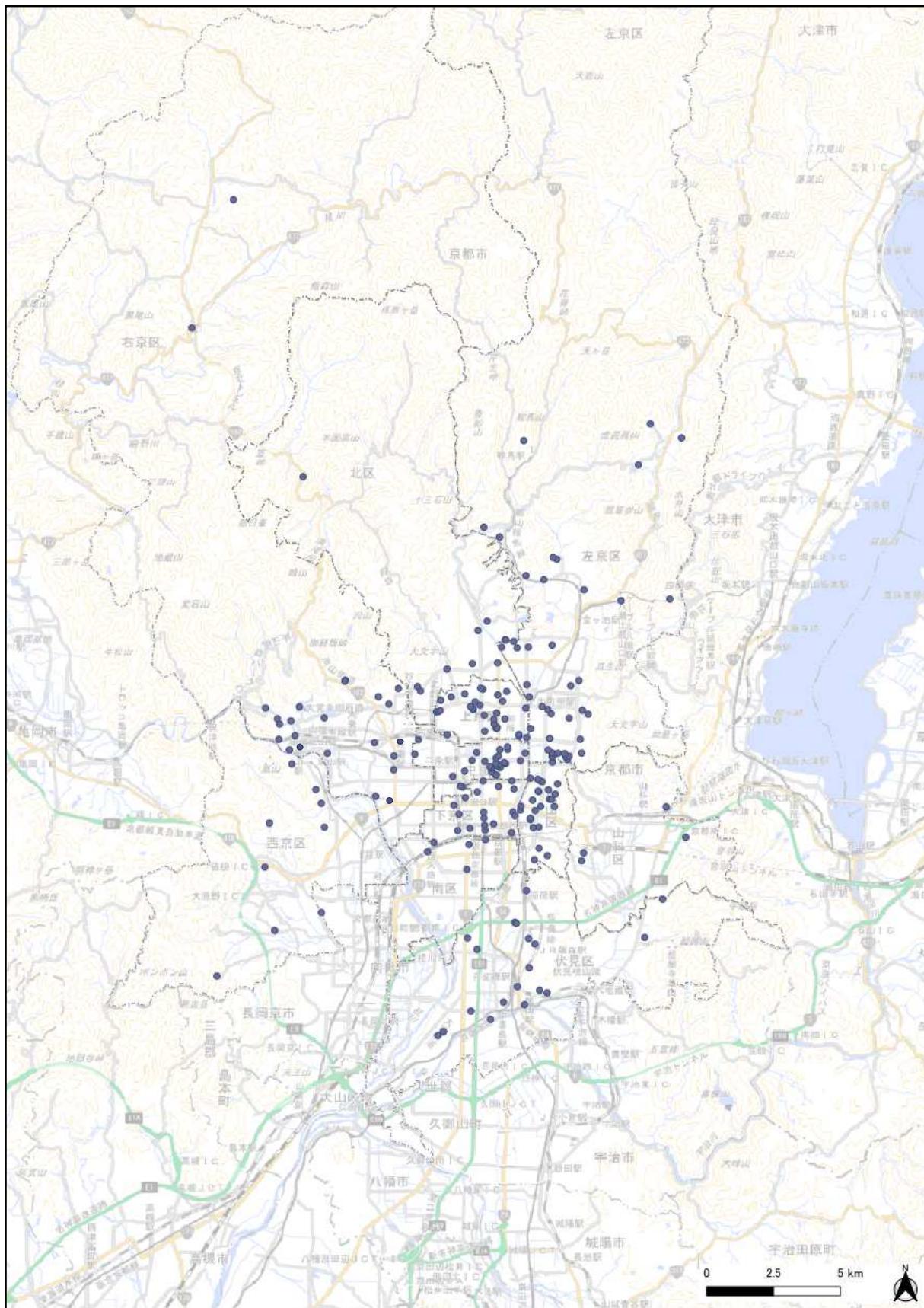
京都における成長企業の中には、大学の知的資産をうまく活用して発展した事例も多い。

図表34 京都文化遺産に関連する学科を有する京都市内の大学等(令和3年3月時点)

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 京都大学     | 京都光華女子大学短期大学部<br>・ライフデザイン学科                           | 嵯峨美術大学<br>・造形学科<br>(日本画・古画領域、複合領域)<br>・デザイン学科(観光デザイン領域、染織・テキスタイル領域)      |
| 京都産業大学   | ・文化学部京都文化学科   | 同志社大学<br>・文学部美学芸術学科<br>・文学部文化史学科<br>(文化史学専攻(日本文化史))<br>・文化情報学部(文化資源コース)  |
| 京都女子大学   | ・文学部史学科   | 花園大学<br>・文学部日本史学科  |
| 京都工芸繊維大学 | ・工芸学部デザイン科学域  | 佛教大学<br>・歴史学部歴史学科<br>・歴史学部歴史文化学科   |
| 京都市立芸術大学 | ・美術学部美術科<br>(日本画専攻、彫刻専攻)<br>・美術学部工芸科(陶磁器専攻、漆工専攻、染織専攻) | 平安女学院大学<br>・国際観光学部国際観光学科<br>(観光ホスピタリティ・京都学コース)                           |
| 京都府立大学   | ・文学部歴史学科<br>・和食文化学科                                   | 立命館大学<br>・文学部日本史研究学域(日本史学専攻、考古学・文化遺産専攻)<br>・文学部地域研究学域<br>(地理学専攻、地域観光学専攻) |
| 大谷大学     | ・文学部歴史学科  | 龍谷大学<br>・文学部歴史学科<br>(日本史学専攻、文化遺産学専攻)                                     |
| 京都外国语大学  | ・国際貢献学部グローバル観光学科                                      | 池坊短期大学<br>・文化芸術学科<br>(いけばな・花デザインコース)                                     |
| 華頂短期大学   | ・総合文化学科   |  |

(出典)各大学等のHPを基に作成(令和3年3月1日 参照)

図表 35 京都市内博物館施設連絡協議会に属する博物館等の位置



(出典) 地理院タイル（電子地形図（タイル））、京都市内博物館施設連絡協議会 web ページ 加盟館一覧  
(<http://www.kyohakuren.jp/affiliation/>) (令和2年(2020)12月25日閲覧)を基に作成

### 3. 歴史的背景

#### (1) 原始・古代（原始～平安後期）

京都には、旧石器時代の人々の営みが残されており、菖蒲谷遺跡（旧石器時代）、北白川追分町縄文遺跡（縄文時代）、大藪遺跡（弥生時代）など、各時代の遺跡が見つかっている。

古墳時代から、飛鳥時代、奈良時代にかけては、古代氏族の活動が活発であり、在来系氏族である賀茂氏が賀茂社の創建に関わったほか、渡来系氏族の秦氏が嵯峨野の開墾や伏見稻荷大社や広隆寺の創建等を行った。古代氏族の活動は、出雲路・太秦などの地名として現在にも残っている。

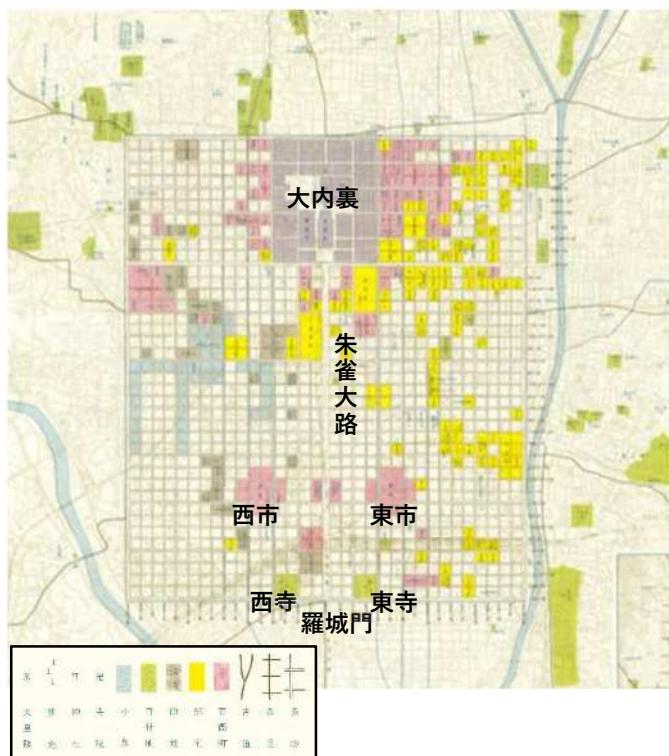
8世紀末に、桓武天皇が四神相応の地として平安京を造営し、国名を「山背国」から「山城国」に改めると、京都盆地は急速な開発が進み（図表36、図表37）、京都は、西国街道（山陽道）、鞍馬街道、若狭街道（鯖街道）等により、各地と結ばれた。

しかし、9世紀後半には、火災の頻発、疫病の流行等を受けて、都市域は、利便性を求めて平安京の左京域にかたより、右京は急速に衰退した。

平安時代の文化としては、遷都当時は中国・唐の文化が積極的に導入され、平安京内に東寺（図表38）や西寺を設け、漢文学がもてはやされたが、9世紀半ばから、和歌・仮名文字・十二単に代表される「国風文化（王朝文化）」へと傾斜していき、紫式部・清少納言・安倍晴明たちの活躍に知られるよう、10～11世紀に全盛期を迎えた。

宗教面では浄土信仰・末法思想が広がり、源信・空也たちが活躍し、藤原道長が法成寺を造営した。

図表36 平安時代・院政以前の様子



（出典）京都の歴史（学芸書林）1

図表37 平安京復元模型



（出典）京都市歴史資料館 提供

図表38 東寺（教王護国寺）



（出典）東寺（教王護国寺）提供

## (2) 中世（平安末期～戦国）

11世紀後期から12世紀にかけて、鴨東・鳥羽の開発が進み、鳥羽には鳥羽離宮（図表40）、白河には六勝寺を中心とした白河街区が造営され、東山には六波羅を中心とした市街地が造営された。また、この時期、上皇独自の軍事組織である北面武士などの武士勢力が台頭した。

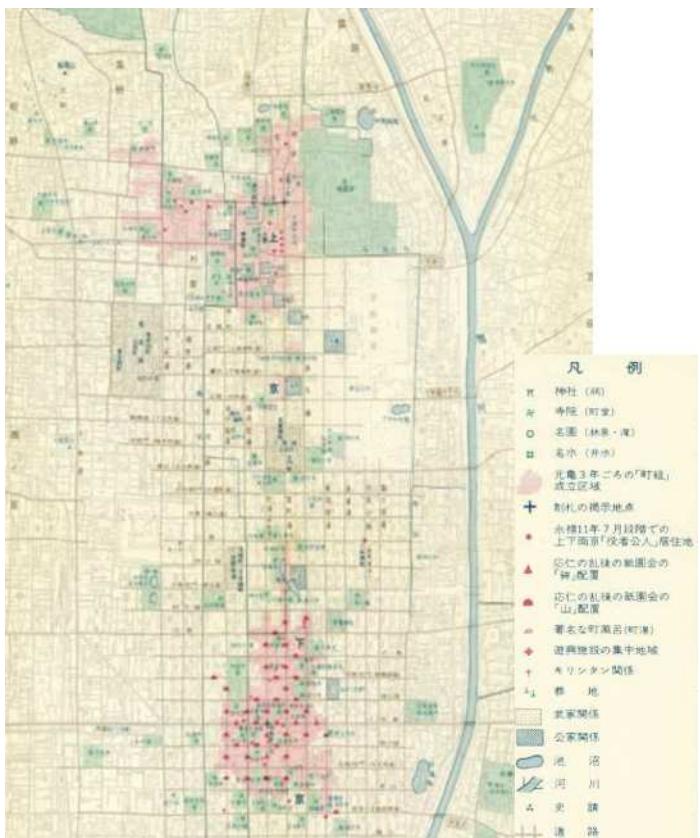
13世紀になると、京都の町にも多くの武士が生活するようになり、民衆の活動も盛んになった。宗教の分野では、法然・親鸞らが浄土宗・浄土真宗の布教を始めるとともに、建仁寺・東福寺といった禅宗寺院の創設が続いた。

そして14世紀になると、貴族の文化を基調としながらも、武士や民衆の活動に彩られた文化が現れ、金閣・銀閣に象徴される北山文化・東山文化へとつながっていった。この時代には、文化を担う階層が広がり、貴族や武士だけではなく、様々な階層の人々が文化活動に関与するようになった。また、武士を中心に禅宗が広まり、南禅寺や天龍寺をはじめとする五山の僧侶が様々な分野で活躍した。

15世紀後半から16世紀後半になると、京都を戦場とした応仁・文明の乱（1467～77年）の影響もあり、町人・武士・公家などの多様な人々が上京と下京の狭い範囲で生活するようになった（図表39）。この時期に、町の自治・自営のために人々が団結するようになり、これが組織化されて町組ちょうぐみが結成された。

文化においては、多様な人々が共に文化活動を営むことにより、都市ならではの文化が成立した。特に下京では、町の人々が祇園祭の山鉾巡行を行ったり、市中に居宅を構え、茶の湯を楽しんだりしたことが「実隆公記」や「七十一番職人歌合」（図表41）などの歴史資料から知られている。

図表39 応仁・文明の乱後～天正14年（1586）頃の様子



（出典）京都の歴史（学芸書林）4

図表40 鳥羽離宮復元模型



（出典）京都市歴史資料館提供

図表41 職人尽歌合（七十一番職人歌合）（模本）  
※24番「一服一銭」と「煎じ物売」では、煎じたお茶を売る職人の姿が描かれている。



（出典）東京国立博物館HP

### (3) 近世（安土・桃山～江戸後期）

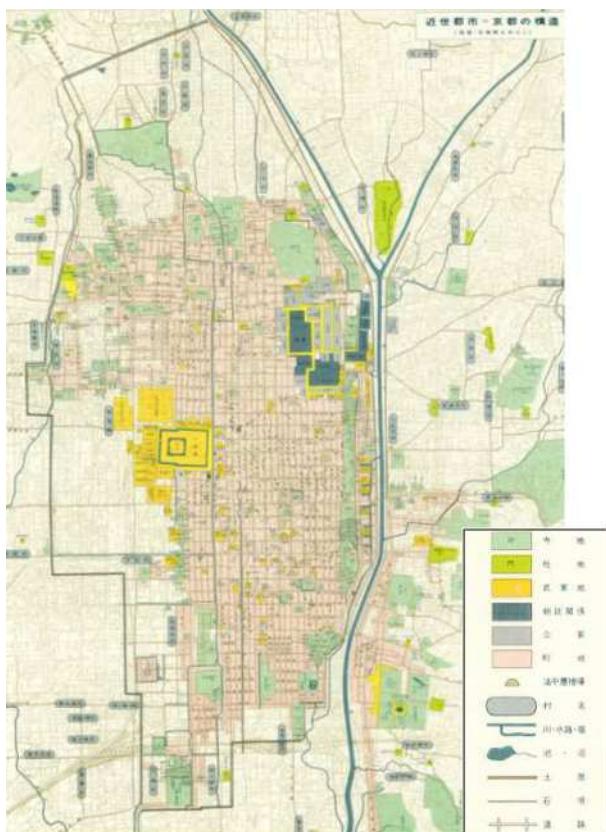
16世紀末になると、豊臣秀吉が大規模な都市改造を行った。周囲を御土居で取り囲み、短冊形の町割がなされ、寺町・公家町などがつくられ、近世都市・京都の基礎ができあがった（図表 42）。また、伏見には、新しいまちが築かれた。

発展・拡大した京都や伏見には、聚楽第、伏見城に代表される絢爛豪華な建造物が建てられるとともに、各地から多様な文化が伝わり、外来文化（南蛮文化）の影響を受けた文物も現れた。この傾向は17世紀も続き、二条城や桂離宮が新たに築かれ、幕府等の支援のもと、多くの寺社が復興された。この時期には、町人の中からも、書道、陶芸、漆芸、出版、茶の湯など多彩な才能を發揮した本阿弥光悦や、「風神雷神図屏風」（図表 43）で知られる俵屋宗達といった文化人が登場した。

京都の町は、御土居の範囲を越えて広がっていき、特に、宝永の大火（1708年）により炎上した御所の復興のため、御所周辺の町家の移転が進められ、鴨川の東側に新しい市街地が形成される契機となった。

18世紀には、西陣の織物業をはじめ商工業の発展により、貴族や武士に代わって町人が文化の主要な担い手として成長した。伊藤仁斎が儒学を講じた古義堂等の私塾が門人を集め、庶民の生活哲学である石門心学が京都の地で生まれた。また、茶道や華道が生活の楽しみとして町人社会に広がった。都の名所案内記や絵図（図表 44）は、地方の人々の京都への憧れをかきたて、本山参りや巡礼などの盛行と相まって、京都の観光都市としての性格が定着した。京都を訪れる旅人に向けて、京焼や京扇子など「京」を冠した製品や伏見人形などの地名を付けた土産物も現れ、京都の産業の新しい需要に対応する動きが起こった。

図表 42 17世紀後半～18世紀初頭  
(延宝・元禄期) の様子



（出典）京都の歴史（学芸書林）5

図表 43 「風神雷神図屏風」俵屋宗達筆（国宝）



（出典）大本山建仁寺蔵

図表 44 京大絵図（林吉永、貞享3年（1686）刊）



（出典）国立国会図書館デジタルコレクションHP

#### (4) 近代（江戸末期～第2次世界大戦）

江戸末期から明治の初頭にかけて京都では元治の大火（1864年）が起こり、市中に大きな被害をもたらすとともに、東京遷都（1869年）が行われ、まちは衰退の危機に瀕していた（図表45）。

この二つの衝撃から立ち直るため、京都は積極的に近代化を図っていった。

中世以来の自治組織である町組について、2回にわたる改正（1868年、1869年）が行われ、上京が33、下京が32の番組に再編されると、今後のまちの発展のために教育を重視した京都では、番組が経費を負担して、番組ごとに「番組小学校」と呼ばれる日本初の学区制小学校を設立した。その後、番組は現在の元学区の原型となり、今も住民自治の基本単位になっている。

また、新英学校及び女紅場、府立医学校、京都府画学校（日本最初の公立の絵画専門学校）、京都染工講習所等の開設や、旧制第三高等学校の誘致などにより、学問のまちとしての基礎が築かれた。

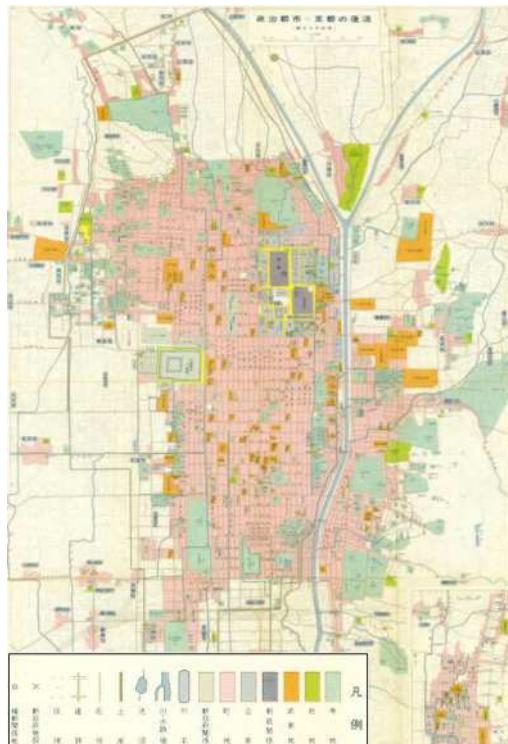
さらに、舎密局の設立、織工場の建設、海外への職人の留学、海外博覧会への出品、外国人技術者の招聘など積極的な殖産興業政策が進められるとともに、琵琶湖疏水や、それを利用した水力発電所、日本初の市街路面電車の敷設など、近代都市としての基盤が整備された。

こうした中、京都博覧会（1871年）、平安遷都千百年紀念祭（1895年）等の開催を通じて、京都は、世界各国にも観光都市として知られるようになった。

明治後期から昭和初期にかけても、大正天皇・昭和天皇の御大礼や御成婚等に伴い、動物園、美術館等の施設が建設されたり、大規模な博覧会が開催されるとともに、都市基盤も継続的に整備され、現代の原型としての京都のまちが築かれた（図表46）。

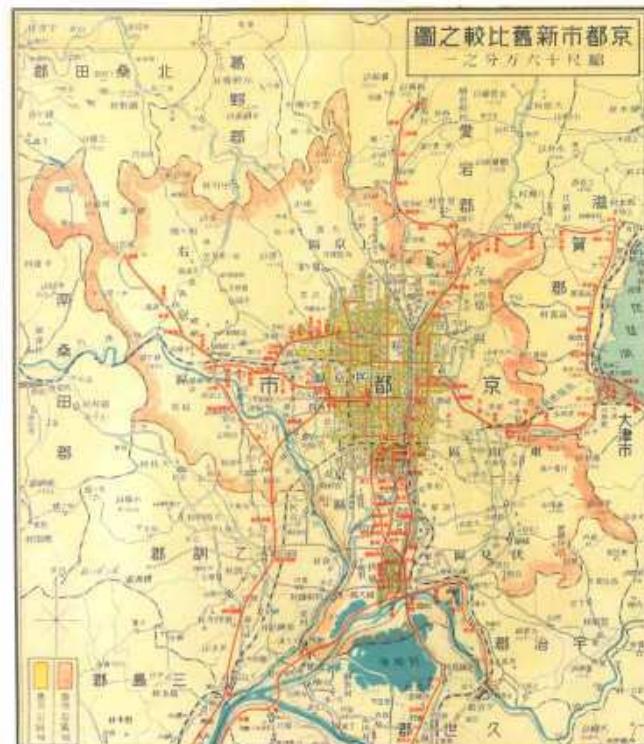
文化では、明治の終わりから映画が普及しはじめ、大正元年（1912）の日本活動写真株式会社の創設により、産業としても本格的に発展した。昭和初期になると映画業界の再編が進み、多くの撮影所が集中した太秦は「日本のハリウッド」と呼ばれるようになった。

図表45 慶応4年（1868）頃の様子



（出典）京都の歴史（学芸書林）7

図表46 大京都市街地図 新旧比較図（昭和6年（1931）



（出典）京都府立京都学・歴彩館 所蔵

## (5) 現代（第2次世界大戦後～）

第2次世界大戦による大きな戦災を免れた京都は、文化観光都市として歩み始めた。戦争中に中断された五山送り火や祇園祭山鉾巡行の復活、第1回京都薪能<sup>なきぎのう</sup>の開催など、様々な文化の取組を積極的に進めた。こうした動きが結実し、昭和25年（1950）の「京都国際文化観光都市建設法」の制定に至った。また、同年制定の「文化財保護法」により、文化財保護への関心と機運が高まった。

高度経済成長期に移行すると、京都を含む全国の都市部において、地価の上昇や無秩序な市街地の拡大などの問題が生じた。昭和39年（1964）に京都市雙ヶ岡<sup>ならびがおか</sup>におけるホテル建設の構想が持ち上がったことや、鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山（通称「御谷」）の開発問題が生じたことを契機に市民による保存運動等が起こり、昭和41年（1966）には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定され、建築などを含む開発が制限されることになった。

また、昭和47年（1972）には、本市が「京都市市街地景観条例」を制定し、京都の特色ある歴史的な町並みを整備する「特別保全修景地区」という独自制度を設けた。この制度を基に、昭和50年（1975）の文化財保護法改正により、伝統的建造物群保存地区制度が創設された。

経済の安定成長期に入ると、昭和53年（1978）に、全世界の人々と自由に交流し、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市であることを理想像とする「世界文化自由都市宣言」（図表47）を発表し、文化を基軸とした都市経営の基礎を築いた。

さらに、昭和56年（1981）に「京都市文化財保護条例」を制定し、市独自に文化財を指定・登録を行うとともに、保存・活用が適切に行われるための必要な措置を講じることとした。

京都市における文化を基軸としたまちづくりの機運は、平成に入ってからも一層の強まりを見せており、平成6年（1994）には、ユネスコの世界文化遺産に「古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）」が登録された（69頁参照）。さらに、平成15年（2003）からは、京都の自然や都市景観、伝統文化を日本の歴史文化の象徴として守り育てる「京都創生」を掲げ、国に対して要望活動等を行い、その成果の一つとして、平成20年（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）が成立した。これを受け、本市では「京都市歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化財を活かしたまちづくりを強力に進めている。

近年では、建物や庭園、暮らしに息づく文化芸術など、文化財保護法や文化財保護条例により指定・登録されていない京都文化遺産についても保存と活用の対象として視野に入れ、取組の充実を図っているところである。

図表 47 「世界文化自由都市宣言」

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然環境を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

昭和53年10月15日 京都市

## 第2章 京都文化遺産の概要

### 1. 京都文化遺産の特徴

京都では、絶えず新しい文化が創造されてきたことから、市内それぞれの地域に、古代から現代に至る各時代の歴史や文化を今に伝える大切な京都文化遺産が数多く存在する。その種類や分野も多岐にわたる。以下にその一部を示す。

#### (1) 寺社、町家・民家等の建物・庭園や近代の建造物

千年を超えて首都であった京都には、中臣遺跡（図表 48）のような原始時代の集落跡から、七条大橋（図表 49）や京都市京セラ美術館などの近代の建造物、さらにはロームシアター京都のような現代の建築物に至るまで幅広い時代の建造物とその遺跡等が存在する。また、京都では、皇室・公家はもとより、武士、寺社、町衆など、様々な文化の担い手が活躍してきた歴史から、それらの多様な文化の担い手それぞれに関連した建物や庭園、巨樹・名木等が残されている（図表 50～図表 54）。

本市では、京都市の近代化遺産約 2,100 件（平成 8 年（1996）～14 年（2002））、京町家約 48,000 件（平成 20 年（2008）～22 年（2010）※平成 28 年度に追跡調査を実施）、岡崎・南禅寺界隈の庭 60 件及び町家・民家の庭 100 件（平成 22 年（2010）～24 年（2012））等の調査を実施している。

図表 48 中臣遺跡前にある案内板（山科区）



図表 49 七条大橋（東山区・下京区、国登録）



図表 50 京都御所 紫宸殿（上京区）



（出典）宮内庁HP

図表 51 元離宮二条城 二の丸御殿（中京区、国宝、重文）



（出典）元離宮二条城HP

図表 52 浄住寺の庭園（西京区、市指定）



図表 53 金札宮のクロガネモチ（伏見区、市指定）



図表 54 筏町会所（孟宗山）（中京区、市指定）



図表 55 所在調査等により把握している未指定の建造物等

| 区分    |             | 把握数（件） |
|-------|-------------|--------|
| 有形文化財 | 建造物         | 3,803  |
| 記念物   | 遺跡          | 833    |
|       | 公園、庭、巨樹、名木等 | 191    |

注) 把握数は、図表 139 の調査等のうち「建造物等」に関するもの（京町家まちづくり調査に関するものを除く。）から本市がリスト化し、調査時点における重複及び指定・登録数を除いた件数であり、未指定の建造物等の総体を示すものではない。

## (2) 太古からの自然

京都盆地は、数万年前は湖であったと言われており、かつて「孤立丘陵として湖盆に島をなして浮かんでいた」という雙ヶ岡（図表 56）、船岡山、吉田山や、植物化石を含んだ地層である東山洪積世植物遺体包含層、太古の動植物が今も生き続けている深泥池（図表 57）などの自然遺産がある。

深泥池については、京都市文化観光資源調査会（現京都市文化財保護審議会）による学術調査（昭和 52 年度（1977）～55 年度（1980））が実施されるとともに、その保全・活用に向けて、学識経験者からなる「天然記念物深泥池生物群集保全・活用方策検討委員会」（平成 9 年度（1997）～11 年度（1999））、「天然記念物深泥池生物群集保全・活用専門委員会」（平成 11 年度（1999）～15 年度（2003））での検討が行われた。本市では、これらの結果を踏まえ、平成 16 年（2004）9 月に取りまとめた「天然記念物深泥池生物群集保全・活用のための基本方針」に基づき、深泥池の保全・活用を進めている。

また、市内には、特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息している。昭和 40 年（1965）代後半に食用として輸入されたチュウゴクオオサンショウウオとの交雑化が問題となっていることから、本市では平成 23 年（2011）から京都大学の協力のもと、その生息状況の調査を実施している。

図表 56 雙ヶ岡（国指定名勝）



図表 57 深泥池生物群集（国指定天然記念物）



### (3) 自然や暮らしと結びついた歴史的な景観地

京都には、寺社・名勝・史跡等が自然と一緒にとなった特色のある風土や、古くから続く人々の生活と生業によって形成された歴史的な景観地が広がっている。

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(昭和41年(1966)施行)により、東山、北山、西山等、市街地から見渡せる山裾部(8,513ha)が歴史的風土保存区域に、その中でも枢要な部分(2,861ha)が歴史的風土特別保存地区に指定されている(図表60)。

また、文化的景観の調査として「京都岡崎の文化的景観」(平成22年度(2010)～25年度(2013))(図表58)、「京都中川の北山林業景観」(平成27年度(2015)～30年度(2018))といった文化的景観の要素が顕著な地域の調査を行うとともに、市域全体の文化的景観と市内の各地域に現れる文化的景観の特性を示し、その関係性を明らかにする調査(平成27年度(2015)～令和元年度(2019))を行い、調査報告書を取りまとめている(図表61)。

さらに、文化庁の「歴史の道百選」として、「保津川水運」(図表59)や「山陰道一唐櫃越・老ノ坂」が選定されている。

図表 58 京都岡崎の文化的景観  
(左京区、重要文化的景観)

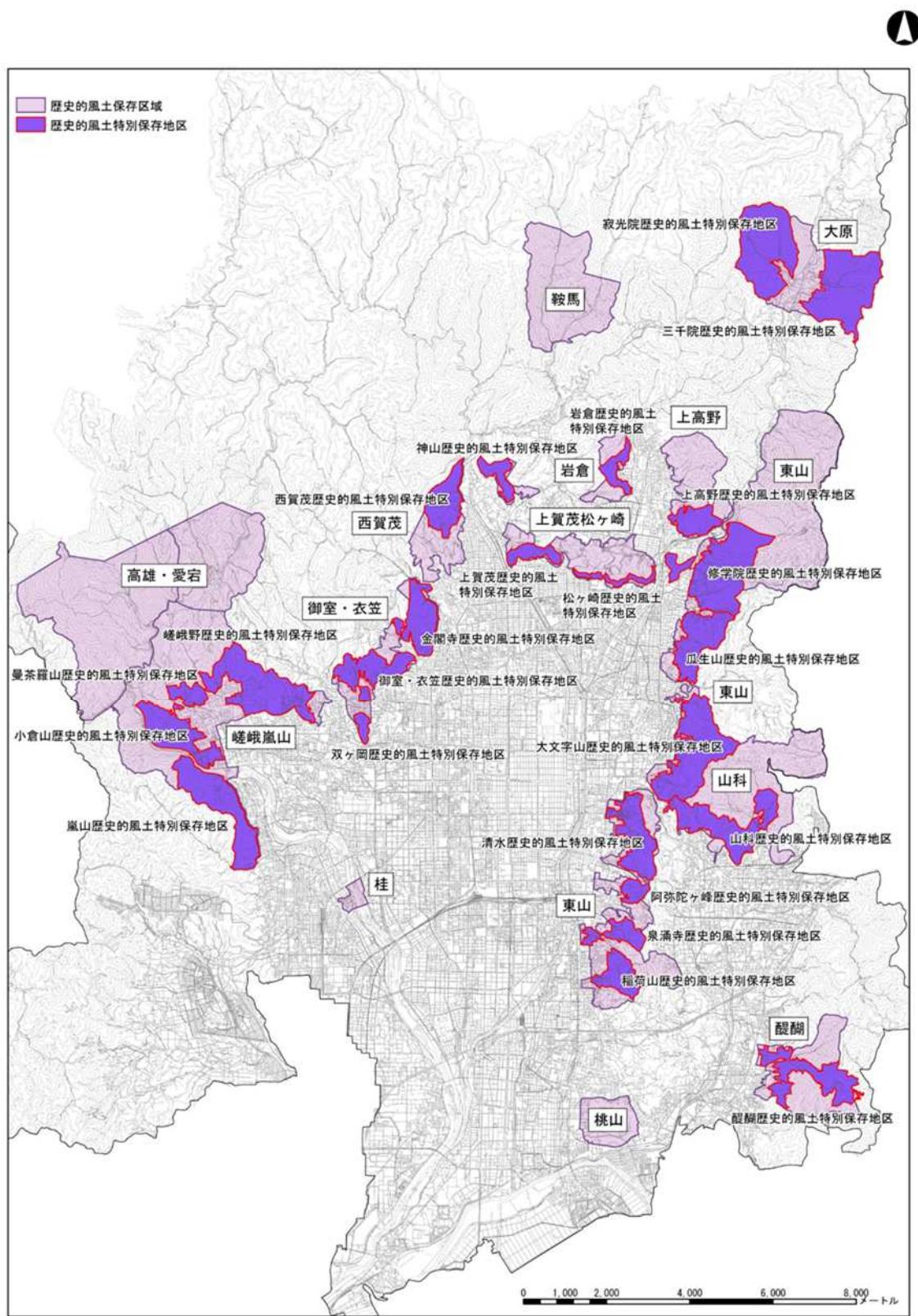


図表 59 保津川水運  
(右京区、文化庁選定「歴史の道百選」)



(出典) (一社) 亀岡市観光協会 提供

図表 60 歴史的風土保存区域の概略図



図表 61 京都市内の特徴的な文化的景観



(出典) 京都市の文化的景観調査報告書（京都市, 令和2年(2020)3月）を基に作成

#### (4) 寺社や旧家等に伝わる宝物や古文書

京都の寺社や旧家等には、長い歴史の中で、古い絵画や工芸品等が宝物として伝来している。

仏教の伝来以来、仏像・仏画等の仏教美術が人々の心を捉え、平安時代、鎌倉時代を中心に多く制作された（図表 62）。

平安時代から室町時代にかけては、肖像画や四季、年中行事、名所等の世俗画が多く描かれた。また、江戸時代にかけては、襖や屏風のような生活上の効用が高い調度品にも絵画が描かれた。

工芸では、茶道具や漆器のような日常品・調度品が、室町時代から江戸時代にかけて多く制作された（図表 63）。

こうした宝物等については、京都国立博物館が昭和 54 年（1979）から、京都及びその近隣寺社における調査を行っており、調査報告書を取りまとめている。

また、京都の寺社や旧家には、古文書等も数多く存在し、その数は全国でも有数である。令和 3 年（2021）3 月現在、京都市歴史資料館（図表 65）が収蔵しているものだけでも約 10 万点を超え、手付かずのまま蔵に残されているものも多い。京都の奥深い歴史を一層明らかにするためにも、その調査と解読が望まれている。

図表 62 東寺（教王護国寺）  
講堂立体曼荼羅（国宝等）



（出典）東寺（教王護国寺）提供

図表 63 善峯寺色絵牡丹唐草  
透彫七宝繫文六角壺（市指定）



（出典）善峯寺 提供

図表 64 所在調査等により把握している未指定の美術工芸品

| 美術工芸品 | 把握数（件） |
|-------|--------|
| 絵画    | 3,528  |
| 彫刻    | 1,151  |
| 工芸品   | 4,519  |
| 書跡・典籍 | 4,201  |
| 古文書   | 1,507  |
| 考古資料  | 149    |
| 歴史資料  | 1,107  |
| 計     | 16,162 |

注）把握数は、図表 139 の調査等のうち「美術工芸品」に関するものから本市がリスト化し、調査時点における重複及び指定・登録数を除いた件数であり、未指定の美術工芸品等の総体を示すものではない。

図表 65 京都市歴史資料館

<京都市歴史資料館>

沿革 歴史資料館は、昭和40年（1965）4月に設置された京都市史編さん所をその前身としている。市史編さん所は、「京都の歴史」全10巻、「史料 京都の歴史」全16巻の編さんを行うとともに、京都市内の旧家や寺社から寄贈・寄託を受けた古文書を中心に大量の歴史資料を収蔵しており、これらを良好な状態で保管するために、建設されたものである。

設立 昭和57年（1982）10月

所在地 上京区寺町通荒神口下る松蔭町138-1

目的 京都の歴史に関する資料の保存及び活用を図り、市民の文化の向上及び発展に資する。

主要事業 「歴史資料収集・整理・保存」「資料展示」「資料閲覧」「歴史相談」「図書出版（「叢書京都の史料」全16巻、「京都市政史」全5巻）」「普及事業開催（夏休み親子歴史教室、歴史講座、史料講座、古文書講座等）」等

開館時間 午前9時から午後5時まで



京都市歴史資料館（外観）



京都市歴史資料館（内観）

## （5）地域に伝わる産業遺産や民具などの歴史資料

京都市内には、明治から昭和にかけて市民の足として活躍した市街路面電車（図表 66）や、西陣の織物業（図表 67）、伏見の酒造業、太秦の映画産業に関する近代化遺産等の歴史資料がそれぞれの地域に伝えられている。

また、人々の暮らしを伝える民具等が地域の小学校等に持ち寄られて継承されており、京都市立小学校のうち約78%が民具を収蔵している（図表 68）。

図表 66 京都市電車両（梅小路公園）



（出典）（公財）京都市都市緑化協会提供

図表 67 初の国産ジャカード機  
200 口 荒木小平作（市指定）



（出典）（一財）西陣織物館  
提供

図表 68 明徳小学校に  
収蔵された民具



（出典）『学校収蔵民具の再発見 I』  
（学校収蔵民具の再発見事業  
実行委員会編、平成31年  
(2019)3月）

## (6) 様々な時代の埋蔵文化財

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民の共有財産である。京都市では、市街地の約4割が「周知の埋蔵文化財包蔵地」であり、様々な時代の価値の高い埋蔵文化財が数多く出土している。

出土した埋蔵文化財は、伏見区の水垂収蔵庫（図表69）など市内8箇所に設けた収蔵庫において保管しており、その数は令和3年（2021）3月現在、1億点以上となっている。

また、京都市考古資料館（図表70）において、出土した文化財の展示を行っており、約1,000点の考古資料を常設展示するとともに、常設展示だけでは十分に紹介できない多彩な資料について、特定のテーマを決めて展示する年2回の特別展示や、市内の発掘調査の成果を速やかに公開する速報展示などを行っている。

図表69 京都市伏見水垂収蔵庫

|  |   |
|--|---|
| <京都市伏見水垂収蔵庫>   |   |
| 竣工 平成20年（2008）3月31日  |   |
| 所在地 伏見区淀水垂町733-1   |  |
| 建築面積 507.36 m² 延床面積 981.12 m²  |   |
| 概要 市内から出土した考古資料のうち特に貴重な出土品を収蔵するために建設。                                    |   |
| 単に出土品を収蔵するだけではなく、多くの人々に京都の出土文化財を通して京都の歴史を学んでもらえるよう、展示ガイダンス室や資料室を兼ね備えている。 | 淀水垂町出土 人面土器・土馬・カマド  |

図表70 京都市考古資料館

|   |   |
|---|---|
| <京都市考古資料館>  |    |
| 設立 昭和54年（1979）11月   |  |
| 所在地 上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1  |   |
| 目的 京都の歴史に関する資料の保存及び活用を図り、市民の文化の向上及び発展に資する。  |   |
| 主要事業 市域から出土した代表的な出土品を展示している。<br>子ども向けのチャレンジ体験や、他都市への展示品の交流貸出し、写真などの撮影許可等も積極的に進めている。 |   |
| 開館時間 午前9時から午後5時まで   | 伏見城跡出土金箔瓦（京都市考古資料館収蔵）   |

## (7) 祭礼行事や民俗芸能

京都には、祇園祭や五山送り火（図表 71）、地蔵盆（図表 72）などの祭礼行事、大念仏狂言（図表 73）や六斎念仏などの民俗芸能が数多く残されており、1年を通して何かしらの行事が行われている。

祭礼行事・民俗芸能に関する調査としては、これまでに平安建都 1200 年記念事業の一環として市内の年中行祭事の一覧を取りまとめるとともに、京都の祭礼行事に顕著な剣鉾を伴う祭礼行事（平成 22 年度（2010）～25 年度（2013））や京都市内の各地域に根付く地蔵盆（平成 25 年度（2013）～26 年度（2014））の調査等を実施している。

図表 71 五山送り火



図表 72 地蔵盆



図表 73 大念仏狂言（壬生狂言）



図表 74 調査等により把握している未指定の祭礼行事等

| 民俗文化財 | 把握数（件） |
|-------|--------|
| 祭礼行事等 | 2,195  |

注）把握数は、図表 139 の調査等のうち「祭礼行事等」に関するもの（地蔵盆の調査を除く。）から本市がリスト化し、調査時点における重複及び指定・登録数を除いた件数であり、未指定の祭礼行事等の総体を示すものではない。

## (8) 暮らしの文化とそれを支える生業や匠の技

京都の人々の暮らしの中には、永年の歴史の中で多種多様な無形の文化が育まれ、継承されてきた。邦舞、能、狂言、歌舞伎などの芸能や、西陣織、京友禅、京焼・清水焼などの工芸には、それぞれに伝統の技があり、茶道（図表 75）、華道、香道、食文化（図表 76）等の生活文化にはそれぞれに受け継がれてきた作法や様々なししきたりがある。

これらは、京都の人々の生業とも密接に関連しており、その多くは、京都市の伝統産業として継承され、あるいは伝統産業に支えられている（図表 77）。

図表 75 茶道（初釜の様子）



図表 76 様々なものに支えられる京の食文化



図表 77 京都市の伝統産業一覧（令和3年（2021）3月31日現在）

|              |            |             |
|--------------|------------|-------------|
| 1 西陣織        | 26 北山丸太    | 51 京和傘      |
| 2 京鹿の子絞      | 27 京版画     | 52 截金       |
| 3 京友禅        | 28 京袋物     | 53 嵯峨面      |
| 4 京小紋        | 29 京すだれ    | 54 尺八       |
| 5 京くみひも      | 30 京印章<印刻> | 55 三味線      |
| 6 京繡         | 31 工芸菓子    | 56 調べ緒      |
| 7 京黒紋付染      | 32 京竹工芸    | 57 茶筒       |
| 8 京房ひも・撫ひも   | 33 造園      | 58 提燈       |
| 9 京仏壇        | 34 清酒      | 59 念珠玉      |
| 10 京仏具       | 35 薫香      | 60 能面       |
| 11 京漆器       | 36 伝統建築    | 61 花かんざし    |
| 12 京指物       | 37 額看板     | 62 帆布製カバン   |
| 13 京焼・清水焼    | 38 菓子木型    | 63 伏見人形     |
| 14 京扇子       | 39 かつら     | 64 邦楽器絃     |
| 15 京うちわ      | 40 京金網     | 65 矢        |
| 16 京石工芸品     | 41 唐紙      | 66 結納飾・水引工芸 |
| 17 京人形       | 42 かるた     | 67 和蝋燭      |
| 18 京表具       | 43 きせる     | 68 珠数       |
| 19 京陶人形      | 44 京瓦      | 69 京菓子      |
| 20 京都の金属工芸品  | 45 京真田紐    | 70 京漬物      |
| 21 京象嵌       | 46 京足袋     | 71 京料理      |
| 22 京刃物       | 47 京つけぐし   | 72 京こま      |
| 23 京の神祇装束調度品 | 48 京葛籠     | 73 京たたみ     |
| 24 京銘竹       | 49 京丸うちわ   | 74 京七宝      |
| 25 京の色紙短冊和本帖 | 50 京弓      |             |

## 2. 京都文化遺産の維持継承に係るこれまでの取組

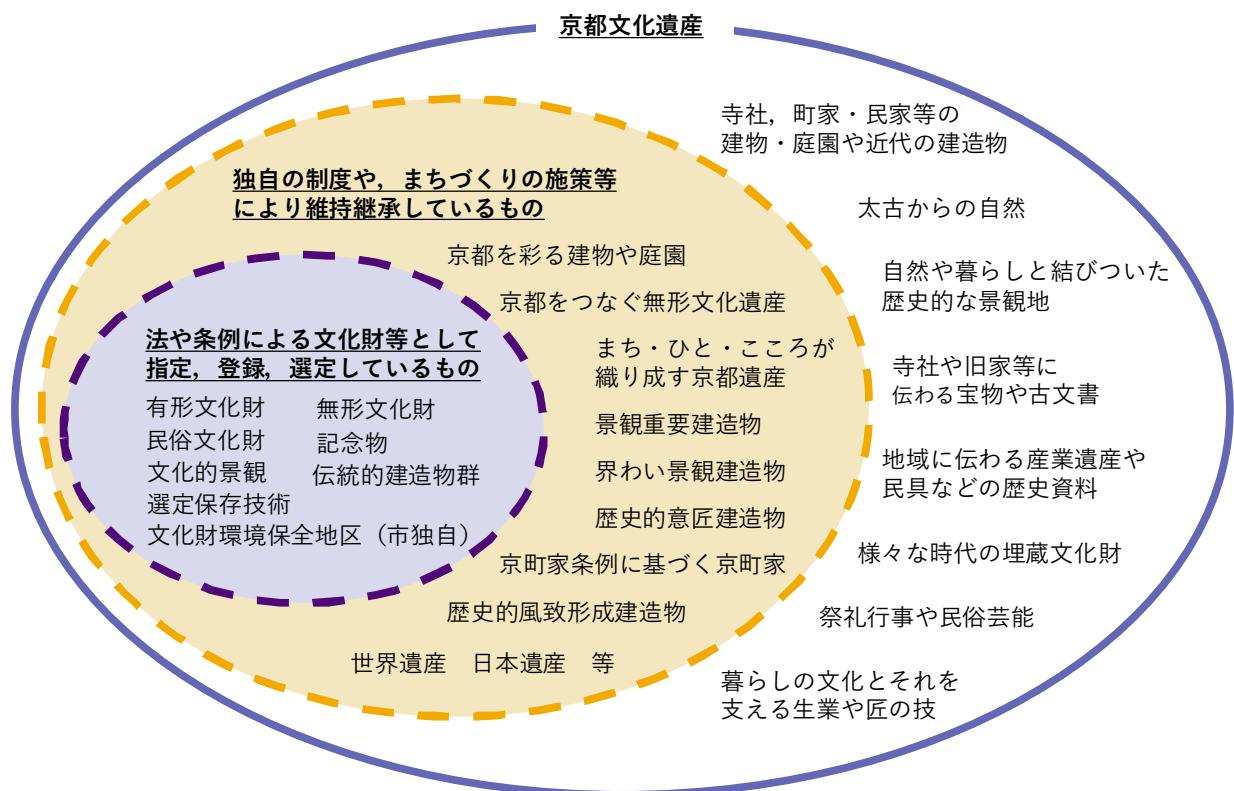
本市では、昭和 33 年度（1958）から、教育委員会が所管する文化財保護行政を、市長部局が補助執行機関となり総合行政として実施することで観光やまちづくりとの連携を図ったり、昭和 56 年（1981）の京都市文化財保護条例の制定に当たり、登録制度や文化財環境保全地区制度を設けるなど、本市独自の視点で守るべき対象を捉えて取組を進めてきた。

また、京都においては、寺社等を中心、現代の市民の暮らしの中で京都文化遺産が維持継承されており、市民の文化財保護に対する意識も高く、昭和 39 年（1964）の雙ヶ岡におけるホテル建設等の開発計画に対する反対運動をはじめ、保存を求める市民運動が頻繁に起こるなど、一人一人の市民の想いが、文化財保護の取組の原動力となっている。

近年では、こうした市民の想いに応え、“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの独自の制度を設け、市民が主体となった京都文化遺産の維持継承の取組を進めており、地域の様々な団体がまちづくりの施策も取り入れながら、京都文化遺産の維持継承に取り組む事例や、民間企業等が歴史的建造物に価値を見出して保存・活用に取り組む事例も広がりつつある。

京都文化遺産の維持継承の取組は、文化財保護法や京都市文化財保護条例の枠にとらわれず、様々な手法を取り入れながら、多くの市民の参画のもと、進めてきたところに特徴がある（図表 78）。

図表 78 法や条例による文化財と京都市が維持継承している京都文化遺産の関係



図表 79 京都市における文化財保護の取組の経過

| 年代             | 京都市等の取組  | 国の取組   |
|----------------|--|--|
| 明治 14 年 (1881) | ・岩倉具視の提案により京都保勝会設立   |  |
| 明治 26 年 (1893) | ・平安遷都千百年紀年祭準備事業の一環として熊野神社等 31 件の修理補助                               |  |
| 明治 28 年 (1895) | ・古社寺保存請願決定（有識者協議会発起人：京都市会、京都府等）                                    |  |
| 明治 30 年 (1897) |  | ・古社寺保存法成立  |
| 大正 8 年 (1919)  |  | ・史蹟名勝天然記念物保存法成立  |
| 昭和 4 年 (1929)  |  | ・国宝保存法成立   |
| 昭和 8 年 (1933)  |  | ・重要美術品等の保存に関する法律成立   |
| 昭和 25 年 (1950) |  | ・文化財保護法成立  |
| 昭和 33 年 (1958) | ・市長と教育委員会委員長との覚書の締結（文化財保護の業務を市長部局で補助執行）                            |  |
| 昭和 39 年 (1964) | ・雙ヶ岡における開発計画に対する住民運動   | ・古都保存法成立   |
| 昭和 41 年 (1966) |  |  |
| 昭和 45 年 (1970) | ・文化財保護課発足、文化財保護技師の採用   |  |
| 昭和 47 年 (1972) | ・京都市文化観光資源調査会設置<br>・『京都市遺跡地図・台帳』作成<br>・京都市市街地景観条例制定（独自の特別保全修景地区制度） |  |
| 昭和 48 年 (1973) | ・文化財の防火指導体制の強化（消防局への文化財係の設置）                                       |  |
| 昭和 50 年 (1975) |  | ・改正文化財保護法成立（伝統的建造物群保存地区制度の創設 等）  |
| 昭和 56 年 (1981) | ・京都市文化財保護条例制定（独自の登録制度、文化財環境保全地区制度）                                 |  |
| 平成 4 年 (1992)  |  | ・世界遺産条約を受諾   |
| 平成 6 年 (1994)  |  | ・「古都京都の文化財」の世界遺産登録   |
| 平成 8 年 (1996)  |  | ・改正文化財保護法成立（文化財登録制度の創設）  |
| 平成 12 年 (2000) | ・文化財市民レスキュー体制の制度の創設  |  |
| 平成 15 年 (2003) | ・「国家戦略としての京都創生の提言」（京都創生懇談会）  |  |
| 平成 16 年 (2004) |  | ・改正文化財保護法成立（文化的景観の保護制度の創設 等）<br>・景観法成立<br>・無形文化遺産保護条約を受諾   |
| 平成 20 年 (2008) |  | ・歴史まちづくり法成立  |
| 平成 21 年 (2009) | ・京都市歴史的風致維持向上計画の策定   | ・「京都祇園祭の山鉾行事」がユネスコ無形文化遺産に登録  |
| 平成 22 年 (2010) | ・「文化財防災マイスター」の養成開始   |  |
| 平成 23 年 (2011) | ・“京都を彩る建物や庭園”制度創設  |  |
| 平成 24 年 (2012) | ・「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」施行                                     |  |
| 平成 25 年 (2013) | ・“京都をつなぐ無形文化遺産”制度創設<br>・京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行                   | ・「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録  |
| 平成 28 年 (2016) | ・“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”制度創設  | ・明日の日本を支える観光ビジョン策定<br>・文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020 策定   |
| 平成 29 年 (2017) | ・京町家の保全及び継承に関する条例制定  | ・文化芸術基本法成立<br>・文化経済戦略策定  |
| 平成 30 年 (2018) |  | ・改正文化財保護法成立（文化遺産保存・活用のための計画制度創設 等）<br>・改正地方教育行政法成立（文化財保護行政の首長部局への移管可能に）<br>・「1300 年つづく日本の終活の旅」を日本遺産に認定 |
| 平成 31 年 (2019) | ・「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」（答申）                                   | ・文化観光推進法成立<br>・「琵琶湖疏水」を日本遺産に認定<br>・「伝統建築工匠の技」がユネスコ無形文化遺産に登録  |
| 令和 2 年 (2020)  |  | ・改正文化財保護法成立（無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度を創設）  |
| 令和 3 年 (2021)  | ・京都市文化財保存活用地域計画作成  |  |

## (1) 文化財の保護

### ア 文化財の指定・登録等

文化財保護法には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の六つの類型の文化財や選定保存技術等が定義されている。これらの対象となるものについて、国、京都府、京都市が協調しながら、法律又は各条例に基づき、文化財として指定、登録等を行い、修理等に係る補助（図表 80）や修理事業等への融資（図表 81）、税制優遇措置（図表 82）等の保護措置を講じている。令和 3 年（2021）3 月 31 日現在の京都市内の指定・登録等文化財の総数は、3,211 件となっている（図表 83、図表 84）。

本市の文化財の指定の特徴として、京都府との間に序列を設けず、それぞれの指定基準に基づき、指定を行っていることが挙げられる。本市では、地域と結びつきの深い寺社や町家、近代化遺産、世俗的な性格を持つ絵画など、市民生活や地域社会に関わりの深いものを重視するとともに、町有のような所有権があいまいなもの、無住寺院にあるものなど、緊急に保存措置を講じる必要があるものを優先して指定している。また、本市独自に十分な裏付け資料がないものや時代の流れとともに変化しているものでも一定の価値が認められる文化財について登録する制度や、有形文化財や記念物を保存するため、その周辺の環境を保全する必要があると認める土地の区域を「文化財環境保全地区」（図表 85）に指定する制度を設けている。

さらに、届出と指導を基本とする緩やかな保護措置である国登録文化財への登録（図表 86、図表 87）や、重要伝統的建造物群保存地区（図表 88）、重要文化的景観への選定など、国の制度も活用しつつ、関係団体や地域住民等とも連携しながら、文化財保護の取組を進めている。

図表 80 文化財所有者による修理等に対する補助

| 名称             | 執行団体                            | 補助率 | 上限額   |
|----------------|---------------------------------|-----|---|
| 重要文化財          | 修理事業、管理事業、公開活用事業 等              | 国   | 50~85%  |
| 国登録有形文化財（建造物）  | 保存修理に係る設計監理事業、公開活用事業 等          | 国   | 1/2   |
| 重要無形文化財        | 伝承事業、公開事業 等                     |     | 定額  |
| 重要有形民俗文化財      | 管理事業、修理事業 等                     | 国   | 1/2   |
| 重要無形民俗文化財      | 伝承事業、活用事業 等                     | 国   | 1/2   |
| 国指定史跡、名勝、天然記念物 | 復旧（保存修理）、環境整備、天然記念物の再生事業、食害対策 等 | 国   | 1/2   |
| 京都府指定・登録文化財    | 保存修理事業等                         | 府   | 指定 1/2 以内<br>建 造 物 10,000 千円<br>その他の文化財 5,000 千円<br>登録 1/3 以内<br>建 造 物 5,000 千円<br>その他の文化財 3,000 千円 |
| 京都府暫定登録文化財     | 保存修理事業等                         | 府   | 保存・修理 1/3 等<br>建 造 物 3,500 千円<br>美 術 工 芸 品 1,900 千円<br>有形民俗文化財 2,000 千円<br>記 念 物 1,600 千円           |
| 京都市指定・登録文化財    | 保存修理事業等                         | 市   | 指定 1/2 以内<br>建 造 物 10,000 千円<br>その他の文化財 5,000 千円<br>登録 1/3 以内<br>建 造 物 5,000 千円<br>その他の文化財 3,000 千円 |

図表 81 京都市文化財保護事業資金融資制度

|                |  |
|----------------|--|
| (1) 融資対象       | ア 指定登録文化財及びそれに準じるもの<br>ただし、①建造物のうち社寺建築については、江戸時代のものまで<br>②近代洋風建築及び民家については、明治、大正時代のものまで<br>③美術工芸品については、転売の恐れのあるものは除く<br>イ 環境の保全<br>指定登録文化財及びそれに準じるものと一体をなしている周辺の環境保全  |
| (2) 融資対象者      | ア 本市の区域内に存する指定・登録文化財の所有者、管理者等<br>イ 事業に要する資金の調達が困難と認められるもので、償還能力のあるもの   |
| (3) 融資対象事業     | ア 修理事業<br>イ 管理事業（防災施設及び収蔵施設の設置を含む。）<br>ウ 伝承者養成事業及び記録作成事業<br>エ 環境保全事業<br>オ その他文化財の保存のために必要な事業   |
| (4) 融資金額       | ア 限度額 : 1 件最高 3,000 万円<br>イ 融資率 : 制限なし<br>ウ 累計限度額 : 1 事業者 5,000 万円（償還中の当初融資金額の累計）  |
| (5) 融資条件       | ア 融資利率 指定・登録文化財又は選定保存技術に係る事業 年 0.9%<br>指定・登録文化財に準じる文化財に係る事業 年 1.2%<br>※ 利率は毎年度見直すが、申込時の利率で固定<br>イ 融資期間 1,000 万円超 15 年以内<br>1,000 万円以下 10 年以内<br>ウ 償還方法 原則として元金均等月賦償還 |
| (6) 融資契約締結金融機関 | 京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫   |

図表 82 文化財所有者に対する主な税制優遇措置

| 文化財の区分    | 〔国税〕相続税、贈与税                           | 〔地方税〕固定資産税、都市計画税                  |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 国指定       | 建造物の家屋及びその敷地を相続又は贈与した場合、財産評価額の 7 割を控除 | 家屋及びその敷地を非課税<br>※史跡や名勝の家屋のない土地は課税 |
| 国登録       | 建造物の家屋及びその敷地を相続又は贈与した場合、財産評価額の 3 割を控除 | 家屋を 1/2 課税                        |
| 市・府指定     | 建造物の家屋及びその敷地を相続又は贈与した場合、財産評価額の 4 割を控除 | 有形文化財に指定された家屋及びその土地を非課税           |
| 市・府登録     | 建造物の家屋及びその敷地を相続又は贈与した場合、財産評価額の 3 割を控除 | 減免措置なし                            |
| 重要文化的景観   | 減免措置なし                                | 重要な構成要素の家屋及びその敷地を 1/2 課税          |
| 重要伝統的建造物群 | 建造物の家屋及びその敷地を相続又は贈与した場合、財産評価額の 3 割を控除 | 伝統的建造物の家屋は非課税、敷地は適宜免除、軽減          |

※ 市・府指定・登録文化財の相続税、贈与税の減免制度は、制度化されているものではなく、税務署の判断で減額が行われている。

図表 83 京都市内文化財等の件数（令和3年（2021）3月31日現在）

(ア) 京都市内に所在する指定・登録等文化財件数<sup>1</sup> ([ ]内に重複を除いた実件数を示す)

| 区分        |       | 市指定 | 市登録 | 府指定                       | 府登録 | 国指定 <sup>4</sup><br>(うち国宝)         | 国登録 | 合計                      | 府暫定登録文化財 <sup>5</sup> |
|-----------|-------|-----|-----|---------------------------|-----|------------------------------------|-----|-------------------------|-----------------------|
| 有形文化財     | 建造物   | 78  | 27  | 49                        | 8   | 218<br>(43)                        | 443 | 823                     | 459                   |
|           | 美術工芸品 | 216 | 38  | 98                        | 2   | 1,679<br>(173)                     | 2   | 2,035                   | 32                    |
| 無形文化財     |       | 0   | 0   | 9<br><sup>2</sup> {13}    | 0   | 11<br><sup>2</sup> {10}            | —   | 20<br><sup>2</sup> {23} | —                     |
| 民俗文化財     | 有形    | 8   | 3   | 2                         | 0   | 4                                  | 2   | 19                      | 7                     |
|           | 無形    | 0   | 56  | 1                         | 2   | 6                                  | —   | 65                      | —                     |
| 記念物       | 史跡    | 16  | 12  | 3                         | 0   | * <sup>3</sup> 58<br>(3)           | 0   | 89                      | 0                     |
|           | 名勝    | 33  | 3   | 1                         | 0   | * <sup>3</sup> 52<br>(12)          | 0   | 89                      | 0                     |
|           | 天然記念物 | 25  | 10  | 2                         | 0   | 7                                  | 0   | 44                      | 0                     |
| 文化的景観     |       | —   | —   | 0                         | 1   | —                                  | 1   | —                       | —                     |
| 伝統的建造物群   |       | —   | —   | —                         | 4   | —                                  | 4   | —                       | —                     |
| 文化財環境保全地区 |       | 11  | —   | 1                         | —   | —                                  | —   | 12                      | —                     |
| 選定保存技術    | 個人    | 0   | —   | 0                         | —   | 16                                 | —   | 30                      | —                     |
|           | 保存団体  | 0   | —   | 2                         | —   | 12 <sup>2</sup> {9}                | —   |                         |                       |
| 合計        |       | 536 | —   | 180<br><sup>2</sup> {184} | —   | 2,068<br>[2,048]<br>(231)<br>[228] | 447 | 3,231<br>[3,211]        | 498                   |

(イ) 未指定文化財のうち、所在調査等により把握しているものの件数<sup>7</sup>

| 区分    |       | 区分の内訳                         | 計 <sup>6</sup> |
|-------|-------|-------------------------------|----------------|
| 有形文化財 | 建造物   | 産業、学校、住宅、寺院、神社 等              | 3,803          |
|       | 美術工芸品 | 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料 | 16,162         |
| 民俗文化財 |       | 年中行事等                         | 2,195          |
| 記念物   |       | 遺跡、公園、町家・民家の庭、巨樹・名木 等         | 1,024          |

(出典) 京都市文化財保護課調

\*1 市内には、このほか、特に地域を定めていない天然記念物として、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオや府登録天然記念物であるハッチョウトンボやギフチョウが存在している。

\*2 無形文化財保持者は重複認定があるため、{}に実人数を示す。選定保存技術団体には重複認定があり、{}に実団体数を示す。

\*3 国の史跡と名勝には重複指定があり、令和3年3月31日時点の史跡・名称の指定実件数は90件である。(国宝は12件)

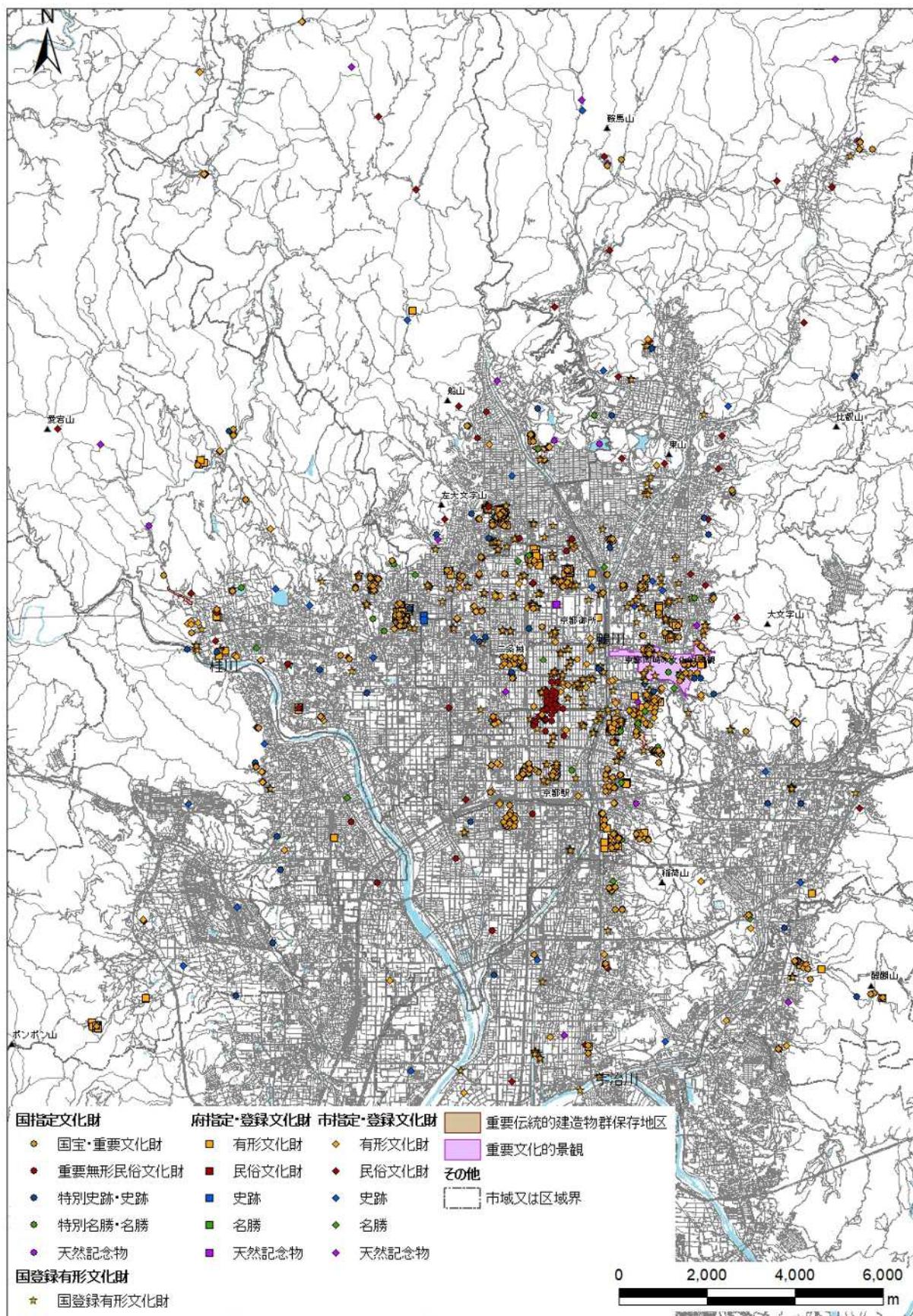
\*4 国指定件数は、国宝指定件数を含み、国宝は、特別史跡、特別名勝を含む。

\*5 府暫定登録文化財は、京都府が、将来の文化財の候補となる文化遺産を早期に保護するため、文化財保護の裾野を広げ、修復・保存・防災等に係る補助を行っているもの。

\*6 把握数は、図表139の調査等から本市がリスト化し(京町家まちづくり調査、地蔵盆の調査を除く)、調査時点における重複及び指定・登録数を除いた件数であり、未指定の文化財等の総体を示すものではない。

\*7 上記以外にも未指定の文化財として埋蔵文化財があり、令和3年3月時点で遺物コンテナにして212,834箱(約1億点)である。そのうち、特に良好な状態で発見された出土遺物件数は93,154点である。

图表 84 国府市指定・登録・選定文化財の分布  
(美術工芸品、無形文化財、有形民俗文化財、選定保存技術を除く)



(出典) 京都市データ、基盤地図情報(国土地理院)及び「国土数値情報(伝統的建造物群保存地区データ)」(国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A43.html>) を加工して作成

図表 85 文化財環境保全地区

<文化財環境保全地区>

指定・登録文化財建造物を保存するため、本市独自に周辺の環境を保全する必要があると認められる土地の区域を文化財環境保全地区として指定している。



東海道・山科地蔵堂文化財環境保全地区（山科区）



五社神社文化財環境保全地区（西京区）

図表 86 国登録有形民俗文化財・京都の郷土人形コレクション（右京区）

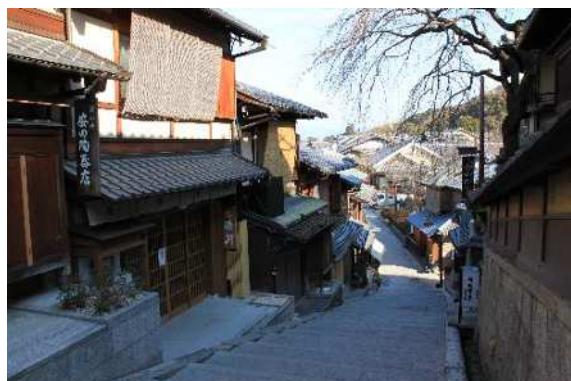


（出典）さがの人形の家 提供

図表 87 国登録有形文化財・京都芸術センター（中京区）



図表 88 産寧坂伝統的建造物群保存地区（東山区）



## イ 文化財を保存するための技術の選定等

非常に多くの文化財を有する京都のまちには、装潢修理技術（図表 89）や文化財庭園保存技術（図表 90）など、文化財を保存するために欠くことのできない技術が生業として根付いている。

これらは、伝統産業の一環として維持継承されてきた技術を基礎としつつ、オリジナルを大切にし、できる限り正確に後世に残そうとする文化財保護の理念のもと、最先端の科学技術も取り入れながら、時代とともに発展してきたものである。

国では、文化財の保存のために欠くことができない伝統的な技術又は技能で、保存の措置を講じる必要のあるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度を設けており、技術の向上、技術者の確保のための伝承者の養成、技術の記録作成などを行っている。

京都を拠点に活動している文化財保存技術保持者や保存団体も多く、令和 3 年（2021）3 月現在、54 人の国の選定保存技術保持者のうち 16 人が京都に居住し、34 ある選定文化財保存技術保存団体のうち 9 団体が京都に所在している（図表 91）。

図表 89 装潢修理技術



（出典）国宝修理装潢師連盟 提供

図表 90 文化財庭園保存技術



（出典）文化財庭園保存技術者協議会 提供

図表 91 京都を拠点に活動する選定文化財保存技術保存団体（令和 3 年（2021）3 月現在）

| 保存団体           | 保存技術                 |
|----------------|----------------------|
| 国宝修理装潢師連盟      | 装潢修理技術（図表 89）        |
| 社寺建造物美術保存技術協会  | 建造物装飾                |
| 全国社寺等屋根工事技術保存会 | 檜皮葺・柿葺、茅葺、檜皮採取、屋根板製作 |
| 伝統技術伝承者協会      | 装潢修理材料・用具製作          |
| 日本竹箆技術保存研究会    | 竹箆製作                 |
| 美術院            | 木造彫刻修理               |
| 文化財畳保存会        | 畳製作                  |
| 文化財庭園保存技術者協議会  | 文化財庭園保存技術（図表 90）     |
| 祭屋台等製作修理技術者会   | 祭屋台等製作修理             |

また、文化財建造物の保存修理のためには山野から供給される木材、檜皮ひわだい等の植物性資材の安定的な確保が不可欠であり、本市では、文化庁「ふるさと文化財の森システム推進事業」に基づき、伝統的な屋根葺技術である檜皮葺をはじめとする文化財建造物の保存技術の保存・伝承並びに普及啓発を行うため、平成 15 年（2003）9 月に京都市文化財建造物保存技術研修センター（図表 92）を設置するとともに、檜皮の産地として「京都市合併記念の森ヒノキ林」(8.2ha, 平成 30 年（2018）3 月設定、図表 93)、「日向大神宮境内林」(7.2ha, 平成 31 年（2019）3 月設定、図表 94) を「ふるさと文化財の森」として設定を受けている。

図表 92 京都市文化財建造物保存技術研修センター

<京都市文化財建造物保存技術研修センター>

設立 平成 15 年（2003）9 月

所在地 東山区清水二丁目 205-2

設置目的 市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財建造物その他の文化財を保存するための技術の継承に資する活動その他の活動の用に供することを目的として設置

主要事業 檜皮葺をはじめとする木造建造物の維持・修理に係る研修等のための施設の提供、情報発信

開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで



京都市文化財建造物保存技術研修センター（外観）



檜皮葺や柿葺の工程や道具などの展示

図表 93 合併記念の森（右京区）



（出典）平成 21 年（2009）5 月京北スカイスポーツ振興会提供

図表 94 日向大神宮境内林（山科区）



## ウ 文化財の防火・防災対策

日本の文化は「木と紙の文化」と言われており、火に対する脆弱性が常に指摘されてきた。歴史を振り返っても、文化財が失われた原因の多くは「火災」であり、火災からの保護が強く求められていることから、本市においては、「みんなで文化財を火災からまもろう」をスローガンに文化財の所有者のかた、多くの関係者の協力のもと、文化財防火に取り組んでいる。

具体的な取組として、本市では、全国的に文化財の防火に取り組む文化財防火デー（1月 26 日）を中心に 1 月 23 日から 29 日までを「文化財防火運動」、また、昭和 25 年（1950）7 月に金閣寺が火災で焼失したことを受け 7 月 12 日から 18 日までを「夏の文化財防火運動」と定め、年 2 回の文化財防火運動を実施している。この期間を中心に、文化財関係者と地域住民、消防機関が一体となった合同消防訓練や寺社等における文化財防災講話等を行っている。また、文化財関係者と地域住民との話し合いにより、平常時からの訓練や災害発生時の迅速な消火・通報・文化財搬出等の初動活動を実施するための「文化財市民レスキューバー体制」（図表 95、図表 96）を構築（令和 3 年（2021）

3月現在、市内238箇所の寺社等で構築)するとともに、日頃、文化財の寺社等に訪れる機会が多い観光ボランティアガイド、観光タクシーの運転手、観光バスガイド等を対象に防火研修を実施し、万一の災害発生時には「文化財防災マイスター」として、初期消火や応急手当等の協力を依頼している(図表97)。

さらに、寺社等で火災が発生した場合に備えて、仏像や絵画等の美術工芸品を迅速かつ効率よく搬出するため、事前に保管場所や搬出方法等をまとめた「文化財セーフティカード」(図表98)と、搬出する美術工芸品ごとに、名称、保管場所、搬出に必要な要員数等をまとめた「文化財タッグ」(図表99)を用いて、文化財関係者と消防署、現場指揮隊が情報共有を行っている。

その他にも、京都府と共同して、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を作成し、所有者の意識向上に向けた周知啓発を行ったり、本市、京都府及び文化財保護関係団体等による「京都文化財防災対策連絡会」を設けて、相互の連絡を行ったりするなど、関係機関と連携を取りながら、文化財の防火・防災の諸問題に対処しているところである。

図表95 文化財市民レスキュー体制の活動

| 災害発生時の活動   | 平常時の活動   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発見と出火場所の確認</li> <li>・召集と応召</li> <li>・119番通報</li> <li>・初期消火</li> <li>・搬出活動</li> <li>・避難誘導</li> <li>・情報伝達</li> <li>・応急救護活動</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段の備え</li> <li>・連絡体制の確認</li> <li>・防災施設の取扱方法の確認</li> <li>・火災予防の話し合い</li> <li>・災害時における相互応援の検討</li> <li>・火災の警戒</li> <li>・祭礼等の警戒</li> <li>・敷地内の巡回</li> </ul> |

図表96 文化財市民レスキュー訓練(光福寺)



図表97 文化財防災マイスターの養成



図表98 文化財セーフティカード



図表99 文化財タッグ



## (2) 埋蔵文化財の届出に係る指導等

本市においては、埋蔵文化財の保護のために、土木工事等に係る事業者からの届出・通知を受けて、文化財保護法に基づく指導を行っている。

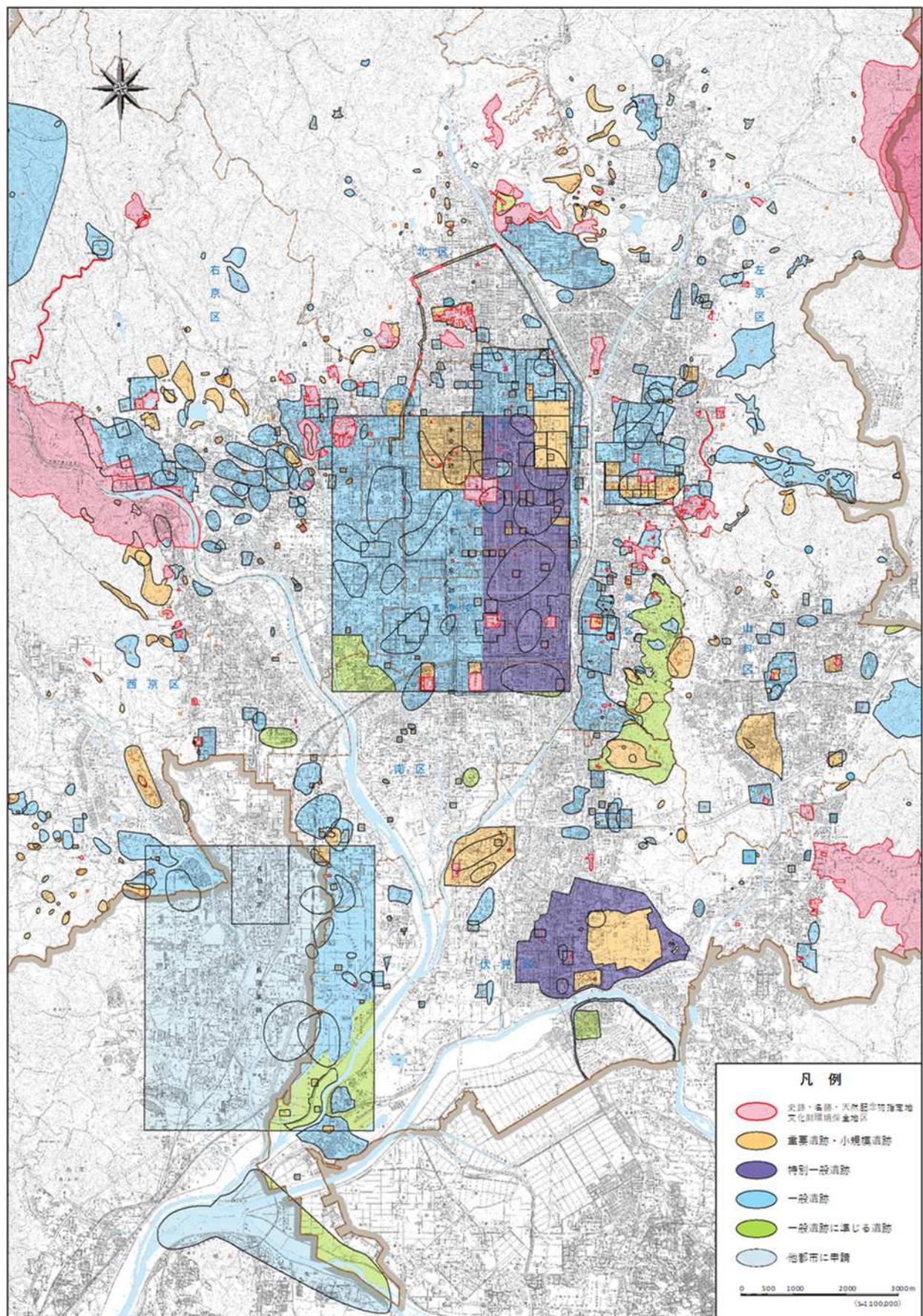
指導に当たっては、市内 800 件を超える遺跡について重要度に応じた種別を示す遺跡地図（周知の埋蔵文化財包蔵地図）（図表 100）を作成、周知を図るとともに、届出・通知のあった工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて、事業者に発掘調査、試掘調査、立会調査等の協力を求めていく。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地図は、「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」及び「京都府・市町村共同統合型地図情報システム(GIS)」に登載し、一般に公開され、他の地図情報との統合的な利用が可能となっている。

土木工事等の届出・通知の件数は、例年、約 1,500 件程度であるが、平成 31 年度（2019）は、1,718 件の届出・通知があった。実施に至ったものについては、50 件についてが発掘調査、142 件についてが試掘調査、647 件についてが詳細分布調査だった。

なお、調査結果は、重要度に応じた整理とデータベース化を進めており、京都市考古資料館での展示や広く国内外の博物館や研究機関への貸出しを行っている。平成 31 年度（2019）の貸出件数は、123 件 1,965 点となっている。

図表 100 周知の埋蔵文化財包蔵地図



(出典) 京都市遺跡地図 (周知の埋蔵文化財包蔵地図)

### (3) 京都を彩る建物や庭園（平成 23 年（2011）11 月創設）

“京都を彩る建物や庭園”制度は、文化財に指定・登録されていなくとも、市民が京都の財産として残したいと思う建物や庭園を公募し、市民に推薦されたものを「選定」、選定されたもののうち、特に価値が高いと認められるものを「認定」し、維持継承につなげる制度である。

学術的な検証を踏まえ、行政が指定又は登録する文化財建造物と異なり、所有者である市民みずから、あるいは第三者からの推薦を受けて選定するという仕組みや、京都との「ゆかり」という観点を取り入れたことに特徴がある。

地元が一体となり、国の補助事業である「街なみ環境整備事業」を活用して修景した建物を本制度により選定した例や、本制度により認定された建物が景観重要建造物や歴史的風致形成建造物への指定や国登録文化財への登録を受けた例もあり、まちづくりの取組とも連携することで、市民が主体となった維持継承につながっている。

支援制度としては、平成 25 年度（2013）から「所有者交流会」を開催するなど、活用方法等に関する情報の提供や所有者同士の交流を進めており、所有者自らが主体となって情報交換するネットワークが形成されるなどの成果が表れている。また、将来の文化財の候補となるものの維持継承の確実性を高めるため、選定・認定された建物や庭園に対する修理の補助を行っている。

令和 3 年（2021）3 月現在、525 件を選定、そのうち特に価値が高いもの 178 件を認定している（図表 101～図表 104）。

図表 101 【認定】京都大学大学院理学研究科  
附属花山天文台（山科区）



図表 103 【認定】紙屋川庭園（北区）



図表 102 【選定】JR 稲荷駅ランプ小屋（伏見区）



図表 104 【選定】東川島自主防災部器具庫（西京区）



## (4) 京都をつなぐ無形文化遺産（平成 25 年（2013）4 月創設）

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度は、時代とともに変容しながらも、世代を越えて暮らしの中で伝えられてきた無形文化遺産の価値を再発見、再認識し、大切に引き継いでいこうという機運の醸成を図るもので、現行の法令上文化財としての指定・登録が困難なものを、本市独自に選定している制度である。令和 3 年（2021）3 月現在、次の 6 件を選定している。

### ア 京の食文化 【平成 25 年（2013）10 月選定】

#### ～大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味～

千有余年の永きにわたり都が置かれた歴史を背景に、季節感やおもてなしの心、本物へのこだわりといった精神文化が食文化にも浸透している。

京都における食は、ご飯を主食としつつ、旬の野菜を中心に乾物や大豆加工品、漬物などの副食を上手に組み合わせた、一汁三菜が基本の出汁をベースにしたものである。家庭の食卓には、家庭のおかず、いわゆる「おばんざい」を中心に、暦や年中行事に合わせた行事食などが並ぶ。

また、五色・五味・五法を五感で愉しむ京料理や料理を出前する独特的の仕出し文化を生み出している。



### イ 京・花街の文化 【平成 26 年（2014）3 月選定】

#### ～いまも息づく伝統伎芸とおもてなし～

芸妓や舞妓が舞・踊りをはじめとした数々の伝統伎芸により心のこもったおもてなしをする文化が連綿と受け継がれているまち・「花街」。

京都には現在、祇園甲部、宮川町、先斗町、上七軒、祇園東の五つの花街があり、歌舞練場、お茶屋、置屋などが集まり、風情あるまちなみを維持している。芸妓や舞妓は、日々、芸事の練習を積み重ね、彼女らを引き立てる装いは伝統工芸の職人や髪結い師、着付師など、多くのわざに支えられている。

また、かつての花街である島原は、太夫文化を伝えるまちとして存在感を示している。



### ウ 京の地蔵盆 【平成 26 年（2014）11 月選定】

#### ～地域と世代をつなぐまちの伝統行事～

毎年 8 月中旬から下旬にかけて行われる伝統的な民俗行事である「地蔵盆」。町内安全や子どもの健全育成を願う町内の行事として、時代とともに変化しながら受け継がれ、地域コミュニティの活性化に重要な役割を果たしてきた地蔵盆は、京都をはじめとする近畿地方で盛んに行われている。

お地蔵さんを飾り付け、お供えをして祀り、その前で子どもたちが集まり遊ぶスタイルが一般的で、子どもたちにとって夏休みの最後を飾る行事となっている。



## エ 京のきもの文化 【平成28年（2016）2月選定】

### ～伝統の継承と新たなきもの文化の創出～

京のきもの文化は、平安時代から宮廷を中心とした「みやびの文化」、また茶道・華道といった我が国固有の文化とともに発展した。「西陣織」や「京友禅」をはじめとする伝統産業は、生産工程の分業が特徴で、高い技術は世界的に認められている。京都では、和の文化の象徴ともいるべき伝統と格式を備えたきものが、維持継承されている。一方で現代的なファッショングループで気軽にきものを楽しみたいというニーズが高まっている。



## オ 京の菓子文化 【平成29年（2017）3月選定】

### ～季節と暮らしをつなぐ、心の和～

京の菓子は、季節の移ろいをことさら大切にする精神性のもとに育まれ、旬の素材を使うだけでなく、意匠で季節を先取りして表現している。四季折々の美しい情景を映し出した菓子は、季節や年中行事に思いを巡らせるとともに和の文化を楽しむことを思い起こさせ、日々の暮らしの中で単なる食べ物にとどまらない役割を果たしている。菓子のあるところには会話があり、人と人との間に和やかな雰囲気をもたらす。京の菓子文化には、次の季節を待つ楽しみを家族や友人、客人と分かち合い、会話を弾ませる心遣い、おもてなしの精神が受け継がれている。



## カ 京の年中行事 【平成30年（2018）3月選定】

### ～季節・暮らし・まちを彩る生活文化～

年中行事には、お盆など日本の民俗に根差したもの、祭礼に伴うものなどがあり、それぞれにまつわる食べ物やしつらい、しきたりなどを伴いながら、京都の暮らしを彩り、暮らしの中に育まれてきた。日々の暮らしの中で、楽しみや安らぎをもたらしてきた年中行事は、無病息災を祈り、神仏や自然への畏敬の念を深めることを通じて人々の心を豊かにするとともに、家族とのふれあいを深め、さらに、地域コミュニティの活性化、地域経済・ものづくりの継承・発展につながっている。



(イラスト：松平莉奈)

## (5) まち・ひと・こころが織り成す京都遺産（平成 28 年（2016）1 月創設）

“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”制度は、京都の歴史や風土等を新たな視点でより分かりやすく、より深く伝えるもので、京都文化遺産を個々に捉えるのではなく、京都の地域社会（まち）や、匠の技（ひと）、精神性（こころ）などに基づくテーマを決め、そのテーマに関連する集合体として認定するものである。本制度による認定を受けて地域の多彩な魅力が改めて注目され、市民によるまち歩き等にも活用されている。令和 3 年（2021）3 月現在、次の 10 件を認定している（図表 105）。

図表 105 <“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”認定テーマ一覧> （令和 3 年（2021）3 月現在）

|                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ○ 北野・西陣でつづられ広がる伝統文化   | 【平成 29 年（2017）3 月認定】 |
| ○ 山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化  | 【平成 29 年（2017）3 月認定】 |
| ○ 世代を越えて受け継がれる火の信仰と祭り | 【平成 29 年（2017）3 月認定】 |
| ○ 明治の近代化への歩み          | 【平成 30 年（2018）3 月認定】 |
| ○ 千年の都の水の文化           | 【平成 30 年（2018）3 月認定】 |
| ○ 京町家とその暮らしの文化        | 【平成 30 年（2018）3 月認定】 |
| ○ いまも息づく平安王朝の雅        | 【平成 31 年（2019）3 月認定】 |
| ○ 千年の都を育む山と緑          | 【平成 31 年（2019）3 月認定】 |
| ○ 京と大阪をつなぐ港まち・伏見      | 【令和 2 年（2020）3 月認定】  |
| ○ 京の商いと祇園祭を支えるまち      | 【令和 2 年（2020）3 月認定】  |

### ア 北野・西陣でつづられ広がる伝統文化【平成 29 年（2017）3 月認定】

学問の神様で知られる北野天満宮を中心に信仰を集めてきた「北野」と世界に誇る織文化などを育んできた「西陣」。まちの魅力が多くの人々をひきつけてきた北野・西陣には、人々の深い信仰心によって守られてきた寺社やまちなみのほか、西陣で培われたものづくりの文化やそれを支えてきた地域コミュニティ文化、職住一体の住まいの中で育まれた暮らしの文化、さらに、北野天満宮の門前茶屋を起源とし、西陣の繁栄とともに発展した上七軒の花街の文化など、多様な市民文化がいまも息づき、京都を象徴する文化の一つとして、地域を越えて広がっている。

図表 106 主な構成遺産

北野天満宮、西陣織、上七軒の北野をどり、大報恩寺、船岡山、食文化 など



（写真）北野天満宮

## イ 山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化【平成 29 年（2017）3 月認定】

山紫水明の豊かな自然に恵まれ、千年以上にわたり日本の政治・文化・宗教の中心として栄えた京都では、様々な時代の人々が、自然の中に心の感動と安らぎを求め、暮らしの中にも自然を取り込んできた。生活空間の中に自然美を追求するその精神は、作庭の技を育みながら、寺社など数多くの名園を生み出すとともに、町家の坪庭や山里の庭、玄関まわりの植栽、並木・街路樹など、至るところに息づいている。京都の庭園は、作庭した時代の思想や文化を映し出しながら、京都が歩んできた悠久の歴史を見る人に語りかけている。

図表 107 主な構成遺産

大覚寺大沢池、鹿苑寺（金閣寺）庭園、大仙院書院庭園、等持院東池（心字池）、杉本家住宅座敷庭 など



（写真）等持院 東池



（写真）杉本家住宅座敷庭

## ウ 世代を越えて受け継がれる火の信仰と祭り【平成 29 年（2017）3 月認定】

人類は、その歴史を通じ、畏敬と恐怖の念を持ちながら火を操り、文明を築いてきた。1200 年を超えて都市であり続け、また、数々の大火を経験してきた京都には、愛宕信仰が生まれ、人々の心に深く刻まれた火伏せの思いは、市民の高い防火意識として今も生きている。また、千年の都として人々の信仰が集まる京都では、精霊迎え・送りや厄除け、祈願成就などのために行われる数々の祭りや行事が、火を重要な要素として執り行われている。京都の火の信仰と祭りは、先人の知恵とともに、世代を越えて大切に受け継がれている。

図表 108 主な構成遺産

嵯峨お松明、愛宕神社、京都五山送り火、松上げ、三栖の炬火祭、けら詣り など



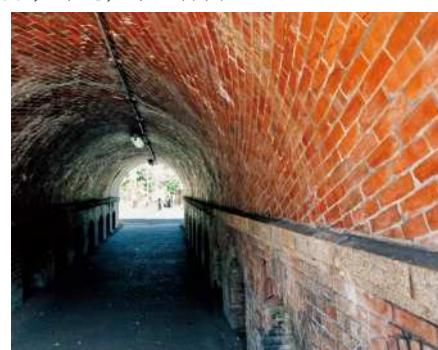
（写真）広河原の松上げ

## エ 明治の近代化への歩み 【平成 30 年（2018）3 月認定】

京都は明治維新で都の地位を失い、人口の 3 分の 1 が減少するなど、都市存亡の危機に直面したものの、市民ぐるみで困難に立ち向かい、全国に先駆けた学区制小学校の創設や高等教育機関の開設、琵琶湖疏水の建設、日本初の事業用水力発電所の創業や電車事業の開始など、先進的な取組に挑戦して今日の発展の礎を築いた。将来を見据えて人を育て、産業を振興し、文化を創造した明治期における京都の歩みを再確認し、京都の特質やまちづくりの精神を改めて共有することで、これから京都のあり方を考える契機となる。

図表 109 主な構成遺産

番組小学校、都をどり、学術振興、琵琶湖疏水、市電、平安神宮 など



（写真）ねじりまんぼ

## オ 千年の都の水の文化【平成30年(2018)3月認定】

三方を山に囲まれ、鴨川や桂川などの河川が流れ京都において、人々は度重なる水害と闘いながらも、良質で豊富な水の恩恵と平安遷都以前から発達させてきた用水技術等により、暮らしを育んできた。さらに、千年の都として、長らく日本の政治、文化、宗教の中心地として栄える中、野菜、酒といった食文化のほか、庭園や茶の湯、京友禅などの伝統文化、産業を育んできた。人々に命と豊かな文化、産業をもたらしてきた水に対する感謝の気持ちとその神聖な力に対する信仰心は、今も様々な形となって残つており、人々の心を豊かにしている。

図表 110 主な構成遺産

鴨川、高瀬川、京料理、京野菜、名水、清酒、京菓子、深泥池、神泉苑 など



(写真) 高瀬川

## カ 京町家とその暮らしの文化【平成30年(2018)3月認定】

京町家は、京都の美しい景観と四季折々の自然の中、都市やその近郊の住生活を通じ、様々な暮らしの知恵と工夫が積み重ねられ、それぞれの地域で多様な発展を遂げてきた。京町家は、その美しくリズム感のある外観が趣のある歴史的景観を形成するとともに、自然とともに住み、働き、学び、憩う空間として、家族や地域の絆を深めながら、様々な暮らしの文化を育んできた。京都のアイデンティティの象徴として、京都がこれからも世界の人々を魅了する都市であり続けるためにも、京町家とその暮らしの文化を未来に受け継いでいく必要がある。

図表 111 主な構成遺産

町家が育んだ建築、意匠、材料、暮らしの文化 など



(写真) 床の間



(写真) おくどさん

## キ いまも息づく平安王朝の雅【平成31年(2019)3月認定】

かな文字、和歌、物語、大和絵、寝殿造などが生まれた平安時代、京都は貴族を中心とした王朝文化の舞台となった、御所や離宮などの建造物や庭園、葵祭などの行事が、その時代の雅を今に伝えている。政治・儀式に必要な調度品や公家や貴族の身の回りの道具などのものづくりには、洗練された意匠が求められ、担った職人たちによって培われた匠の技は、時を越えて、現在の人々の暮らしに活かされている。後世から憧憬の対象として意識され、広く文化芸術活動に影響を与えてきた王朝文化の美意識は、京都の人々の心の中に脈々と息づいている。

図表 112 主な構成遺産

源氏物語、京都御所、賀茂祭（葵祭）、法界寺、曲水宴、鵜飼、京漆器、京扇子 など



(写真) 京漆器



(写真) 京扇子

## ク 千年の都を育む山と緑【平成31年（2019）3月認定】

平安京遷都の詔に“山川も麗しく”とあるように、千年の都の生命力の源は、京都盆地の三方を囲む「京都三山」（東山、北山、西山）である。これら里山は名水を湧出し、建材や燃料などの資源を供給しながら、自然と共に生する文化を育んできた。信仰の対象や葬送地となった山々は、多様な宗教文化を生み出してきた。皇族などの隠棲地としても知られる山村は、雅な趣を伝えている。市街地から望む三山の姿は、庭園の借景など京都らしい景観を彩り、街中にある緑とともに、悠久の歴史を刻みながら、日常の暮らしに溶け込み、人々の心に安らぎを与えていている。

図表 113 主な構成遺産

松尾山、比叡山、大文字山、糺の森、嵐山、京北、中川 など



（写真）中川

## ケ 京と大阪をつなぐ港まち・伏見【令和2年（2020）3月認定】

良質の伏流水と豊かな自然に恵まれた伏見は、古くから農耕が営まれ、豊穣を願う稻荷信仰の発祥の地とされ、平安時代には貴族の別荘・景勝の地として知られた。太閤秀吉による伏見城築城後、城下町・水運の拠点として栄え、その後も、大阪とつながる水路や街道が集まる港町・宿場町として発展した。幕末の戦禍の後、近代化が進む中、酒造りを中心に産業のまちとして復興を遂げる。激動の歴史の舞台である伏見には、数多くの史跡や風情あるまちなみとともに、魅力あふれる伝統文化がいまも息づいている。

図表 114 主な構成遺産

伏見港公園、御香宮神社、酒蔵群、指月伏見城、藤森神社駄馬、稻荷山 など



（写真）酒蔵群

## コ 京の商いと祇園祭を支えるまち【令和2年（2020）3月認定】

祇園祭の山鉾が四方に見え、「鉾の辻」とも称される四条室町。また、下京の中核と認識され、「札の辻」或いは「四条町の辻」と呼ばれた四条新町。京都が商工業都市として発展する中心的役割を果たしてきたこれらの界隈は、商いのまちとして歴史を刻み続け、応仁・文明の乱により中断した祇園祭も町衆の手で再興を遂げた。ひと、もの、情報が交流し、商いと住まいが共存するこの地には、自治の気風と文化芸術に親しむこころが培われてきた。いまも京都の中心として賑わい、数百年にわたる伝統とそれを受け継ぐこころが息づいている。

図表 115 主な構成遺産

山鉾町、京町家、室町通、市中の山居、京都芸術センター、円山・四条派、山鉾巡行 など



（写真）山鉾巡行



（写真）室町通

## (6) 景観政策により指定する地区及び建造物

本市では、歴史的な町並みを守るため、京都市市街地景観整備条例に基づき、景観の保全や整備を図る地区を指定するとともに、それらの地区内の建造物及び景観法等で個別に指定する建造物の修理・修景に要する工事費用の助成を行っている。

### ア 京都市市街地景観整備条例により指定している地区、建造物

#### ○ 歴史的景観保全修景地区

歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについて指定している（図表 119）。令和2年（2020）10月現在、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区の3地区を指定している。

#### ○ 界わい景観整備地区

まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについて指定している。令和2年（2020）10月現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、8地区を指定している（図表 119）。

また、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建造物を界わい景観建造物に指定している（図表 116）。

#### ○ 歴史的意匠建造物

歴史的な意匠を有し、市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっている建造物を歴史的意匠建造物に指定している。令和2年（2020）10月現在、107件を指定している（図表 117）。

### イ 景観重要建造物

景観法に基づき、景観計画区域内にある地域の個性ある景観づくりの核となる建造物の維持、保全及び継承を図ることを目的として、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要な建造物を、景観重要建造物に指定している。令和2年（2020）10月現在、116件を指定している（図表 118）。

図表 116 先斗町歌舞練場  
(中京区、界わい景観建造物)



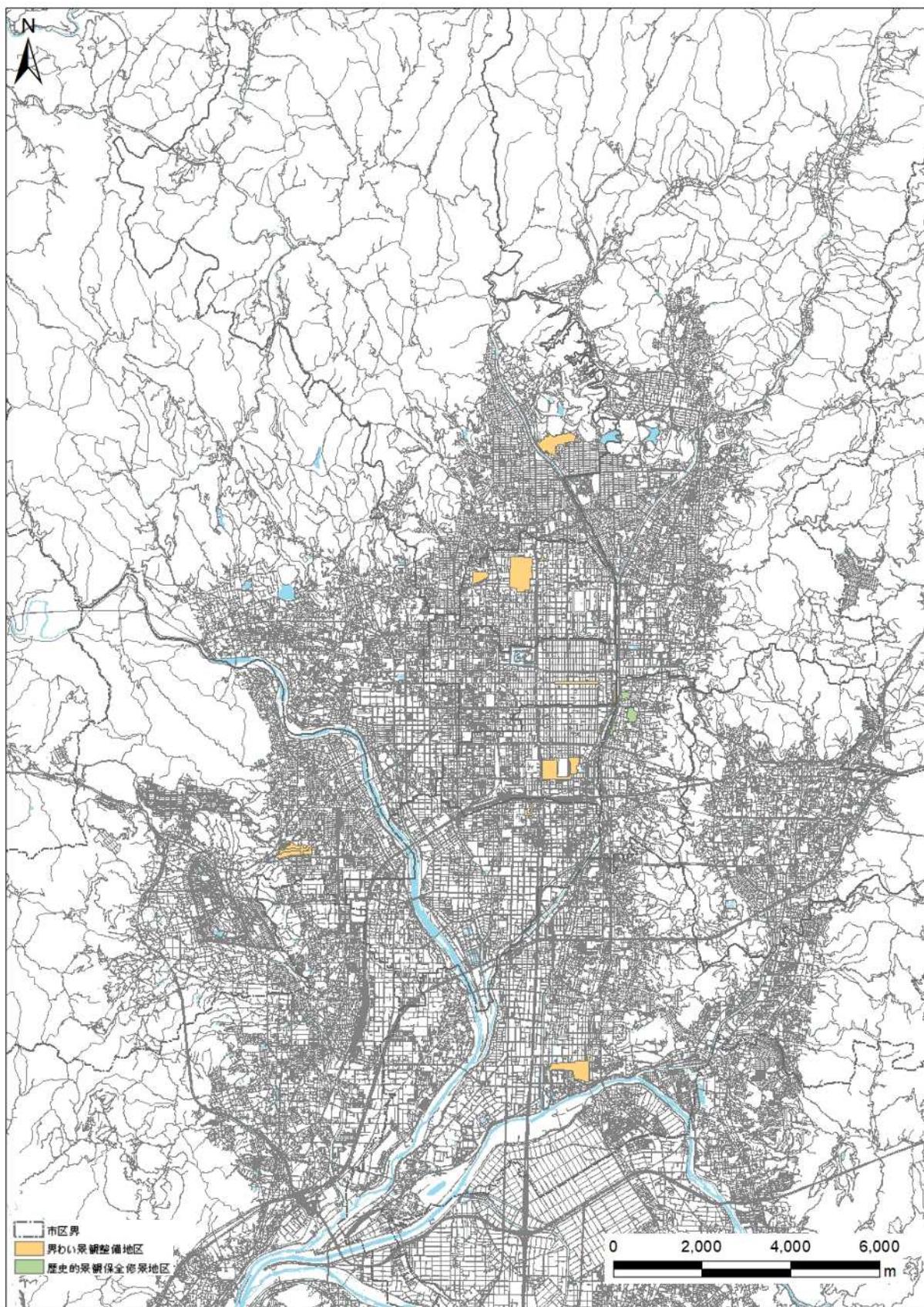
図表 117 楽只苑（東山区、歴史的意匠建造物）



図表 118 紫明会館（北区、景観重要建造物）



図表 119 歴史的景観保全修景地区, 界わい景観整備地区



(出典) 基盤地図情報（国土地理院）と京都市データを基に作成

## (7) 京町家の保全・継承

京町家は、歴史の中で磨かれてきた美しい景観や、茶道・華道などの伝統文化、四季折々の自然や地域と共生する生活文化、洗練された精神文化の象徴であり、京都市民にとって貴重な財産である。本市では、平成29年（2017）11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を制定し、京町家の所有者だけでなく、使用者や事業者、市民活動団体、市民、行政等、多様な主体が連携して京町家の保全・継承に取り組むことや、京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げるための京町家の解体に係る事前届出制度、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるための京町家の指定制度等を定めた。

さらに、これらの取組も含め、平成31年（2019）2月に「京都市京町家保全・継承推進計画」（図表121）を策定し、京町家の保全・継承に関する様々な取組を総合的かつ計画的に推進していく。

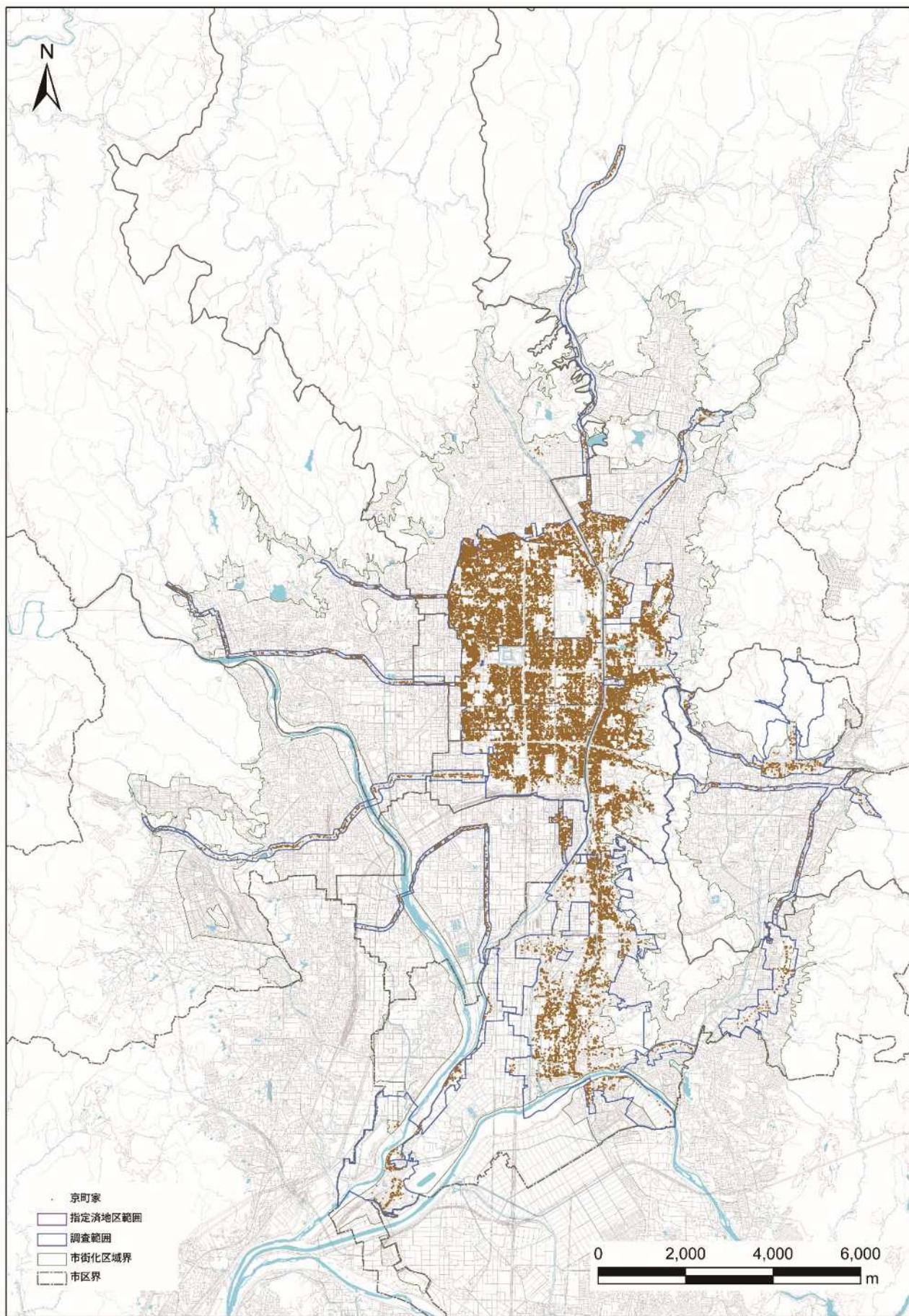
図表 120 京町家の風景



図表 121 京都市京町家保全・継承推進計画の概要

| 1 基本的な考え方   |  | 京町家条例における京町家の定義  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| 「不動産流通市場の積極的な活用」と「地域の役割の重視」   |  | 昭和25年以前に建築<br>木造建築物<br>伝統的な構造…「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造   |  |  |  |
| 2 計画の期間等  |  | 都市生活の中から<br>生み出された<br>形態又は意匠   |  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間：平成30年度（2018）～令和9年度（2027）</li> <li>・ 対象地区：市内全域</li> <li>・ 対象とする京町家：右図参照</li> </ul>   |  | 3階建て以下<br>一戸建て又は長屋建て<br>平入りの屋根*<br>通り庭…道に面した出入口から続く細長い形状の土間<br>火袋…通り庭上部の吹き抜け部分<br>坪庭又は奥庭<br>通り庇…道に沿って設けられた軒<br>格子（伝統的なものに限る）…虫籠窓や京格子など<br>隣地に接する外壁又は高塀 |  |  |  |
| 3 計画の目標   |  | 必須条件<br>+<br>いずれか<br>1つ以上を<br>有する  |  |  |  |
| 市内に存在する全ての京町家を対象に可能な限り保全・継承に結びつける。  |  |  |  |  |  |
| 4 主な取組  |  |  |  |  |  |
| (1) 京町家に関する様々な情報の効果的な伝達<br>京町家の保全・継承に関心が低い所有者であっても、京町家の保全・継承に向けた行動を起こしてもらえるよう、きめ細かい情報の伝達を行うとともに、相談体制の拡充を行う。                     |  |  |  |  |  |
| (2) 京町家の改修等に対する助成制度の創設<br>条例に基づき取壊しの事前届出義務を課す京町家の改修等の工事に対する補助制度の創設や、京町家の耐震化に対する補助等を充実させ、京町家の形態・意匠の修繕や健全化にかかる負担を軽減する。            |  |  |  |  |  |
| (3) 京町家マッチング制度の整備・運用<br>不動産業者・建築関連業者（設計・施工等）の団体と市が連携し、所有者が安心して相談できる窓口を整備するとともに、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行うことにより、京町家の保全・継承を推進する。 |  |  |  |  |  |

図表 122 京町家の分布



(出典)「平成 20・21 年度(2008・2009)京町家まちづくり調査」(京都市) 及び「平成 28 年度(2016)京町家まちづくり調査に係る追跡調査」(京都市) の結果を基に作成

## (8) 歴史的建築物の保存及び活用

京都市内には、京町家等の伝統的な木造建築物や、鉄筋コンクリート造やれんが造の近代建築物等が多数存在する。それらの歴史的な価値を有する建築物は、歴史都市・京都の景観を形成し、文化を伝えている。

しかし、建築基準法では、国宝や重要文化財等を除き、既存の建築物に増築や用途変更等の建築行為を行う場合には、現行の建築基準法が定める規定に適合させる必要があり、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難となることがある。

そこで、本市では、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建築物について、安全性等の維持・向上を図る措置を講じることにより、建築基準法の適用を除外する「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を平成24年（2012）4月に施行した。

平成25年（2013）11月には、木造以外の建築物にも対象を拡大する条例改正を行い、条例の名称も「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」としている（図表123、図表124）。

図表123 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の対象となる景観的、文化的に特に重要な建築物

|   |                 |           |
|---|-----------------|-----------|
| ・景観重要建造物  | ・歴史的風致形成建造物     | ・歴史的意匠建造物 |
| ・界わい景観建造物                                       | ・伝統的建造物         |           |
| ・府、市指定有形文化財                                     | ・国、府、市登録有形文化財   |           |
| ・府暫定登録有形文化財                                     | ・京都を彩る建物や庭園（認定） |           |
| ・京町家条例に基づき個別指定された京町家                            |                 |           |
| ・その他、上記の建築物に準ずるもので、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物 |                 |           |

図表124 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制度を活用し保存・活用された歴史的建築物の事例

| 龍谷大学深草町家キャンパス（小西邸） |   |
|--------------------|---|
| 保存建築物登録年           | 平成24年（2012）   |
| 価値付け               | 景観重要建造物   |
| 概要・活用方法等           | 江戸末期建築の京町家を、伝統文化を肌で感じることができる学びの場（大学のサテライト施設）として活用するために建物用途を「住宅」から「大学」に変更し、あわせて増築等を実施。 |
| 工事種別               | 増築、大規模修繕、用途変更   |



龍谷大学深草町家キャンパス（小西邸）  
外観

| 長江家住宅主屋北棟 |  |
|-----------|--|
| 保存建築物登録年  | 平成29年（2017）  |
| 価値付け      | 市指定有形文化財   |
| 概要・活用方法等  | 江戸末期建築の京町家について、昭和50年代に内装改変されたものを改変以前の姿に戻す復原工事を実施。あわせて、旅館として活用するため水回りの増築等を実施。 |
| 工事種別      | 増築、大規模修繕、用途変更  |



長江家住宅主屋北棟  
外観（右側が主屋北棟）

| 旧小林家住宅     |   |
|------------|---|
| 保存建築物登録年   | 平成 31 年 (2019)  |
| 対象建築物となる根拠 | 府指定有形文化財  |
| 概要・活用方法等   | 住宅として使用されていた建築物を飲食店に用途を変更して活用するため、修繕及び模様替えを実施。併せて、飲食店の機能を確保するため、厨房とトイレの整備を実施。 |
| 工事種別       | 用途変更、修繕、模様替え  |



旧小林家住宅 外観

| 青蓮院大護摩堂外陣（旧大日本武徳会京都支部武徳殿） |   |
|---------------------------|---|
| 保存建築物登録年                  | 平成 25 年 (2013)  |
| 対象建築物となる根拠                | 条例第 2 条第 2 項第 1 号キ  |
| 概要・活用方法等                  | 上京区にあった旧大日本武徳会京都支部武徳殿を青蓮院の境内地（飛び地）である「將軍塚」へ解体移築（復原）のうえ、護摩堂として活用するため一部増築を実施。 |
| 工事種別                      | 移転、増築   |



青蓮院大護摩堂外陣（旧大日本武徳会  
京都支部武徳殿）外観

| 東福寺本坊庫裏    |  |
|------------|--|
| 保存建築物登録年   | 平成 26 年 (2014)   |
| 対象建築物となる根拠 | 条例第 2 条第 2 項第 1 号キ                                       |
| 概要・活用方法等   | 当該建築物に付属する厨房の建替えを実施。あわせて、庫裏本体に耐震改修工事を実施し、建築物全体の保存・活用を図る。 |
| 工事種別       | 増築   |



東福寺本坊庫裏 外観

| 紫明会館       |  |
|------------|--|
| 保存建築物登録年   | 平成 28 年 (2016)   |
| 対象建築物となる根拠 | 条例第 2 条第 2 項第 1 号キ／  |
| ／価値付け      | 国登録有形文化財（活用後に登録）   |
| 概要・活用方法等   | 昭和初期に学校施設（教育会館）として建設された近代建築を事務所として継続利用するとともに、1 階の一部を事務所から老人福祉施設に用途を変更。 |
| 工事種別       | 用途変更   |



紫明会館 外観

| 元京都市立清水小学校 |   |
|------------|---|
| 保存建築物登録年   | 平成 30 年 (2018)  |
| 対象建築物となる根拠 | 条例第 2 条第 2 項第 1 号キ  |
| 概要・活用方法等   | 小学校の校舎をホテルに用途変更して活用するため、既存の意匠や空間構成を保存しつつ、増築等によりホテルに必要な施設の整備を実施。 |
| 工事種別       | 用途変更、増築、修繕、模様替え   |

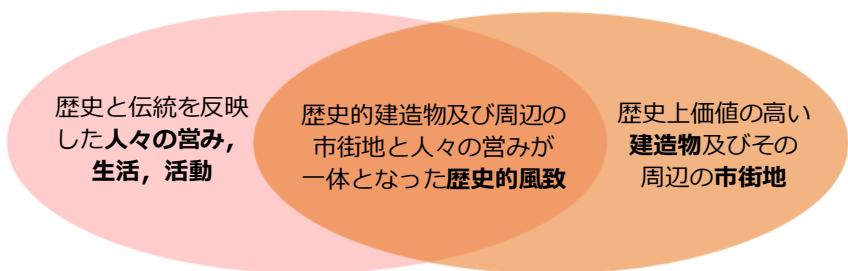


元京都市立清水小学校 外観

## (9) 歴史的風致維持向上計画に基づく取組

「歴史的風致」とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている（図表 125）。本市においては、平成 21 年（2009）11 月に歴史的風致維持向上計画の認定を受け、歴史的風致を活かしたまちづくりを進めている。令和 3 年（2021）3 月認定の 2 期計画（令和 3 年度（2021）～12 年度（2030））においては、七つの歴史的風致を定め（図表 126）、景観政策とも連携しながら、公共空間の整備等のハード事業と、伝統文化の活性化等のソフト事業の両面による取組を進めている。

図表 125 歴史的風致の概念図



図表 126 京都市における歴史的風致

### 祈りと信仰のまち京都の歴史的風致



身近な祈りの場である寺社で奉納される芸能や、世界遺産をはじめとする寺社に参詣する人々とそれを迎える門前町の人々の営みが受け継がれています。

### 伝統と進取の気風の地の歴史的風致



琵琶湖疏水における水辺の活動や近代の商業活動の継承など、明治以降の近代化の推進による伝統と進取の気風に培われた営みが受け継がれています。

### 暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致



四季を彩る祭りや年中行事、京町家における暮らしの知恵など暮らしに息づくハレとケの営みが受け継がれています。

### 京の街道とその周辺の歴史的風致



鞍馬や貴船、大原、山科盆地など京と密接に関わってきた旧街道沿いにおける、伝統に培われた祭礼や日々の暮らし、生業が受け継がれています。

### ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致



### 千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致



周辺の山林や河川、洛西用水や洛東用水などの農業用水、これらの水により潤される農地における祭礼、山々や農地での生業が受け継がれています。

### 文化・芸術のまち京都の歴史的風致

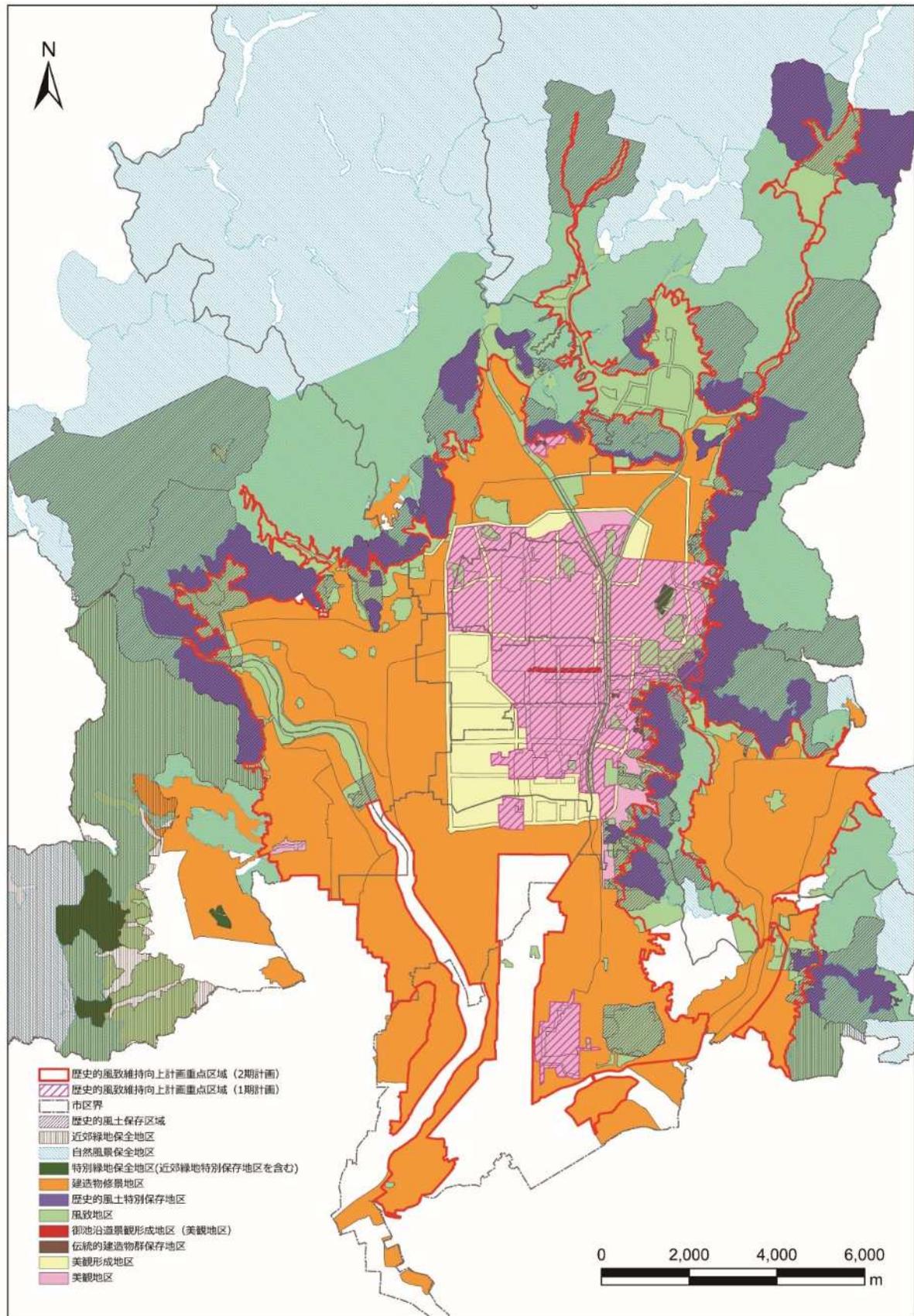


能・狂言や茶の湯、生け花美術などの文化・芸術活動そしてそれを支える道具商や和菓子づくりなど様々な文化・芸術・創作活動が受け継がれています。

（出典）京都市歴史的風致維持向上計画（2期）（京都市、令和3年（2021））

また、同計画の重点区域（図表 127）内の歴史的建造物で、歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると認められるものについて歴史的風致形成建造物の指定を行っている。

図表 127 京都市歴史的風致維持向上計画における重点区域



(出典) 京都市歴史的風致維持向上計画（2期）(京都市, 令和3年(2021))

## (10) 世界遺産・ユネスコ無形文化遺産への登録

優れた歴史性、文化性を有する京都文化遺産は、国内で文化財保護法、京都市文化財保護条例等により保護が図られるとともに、世界にも普遍的な価値を認められ、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産や無形文化遺産にも登録されている。

### ア 世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」

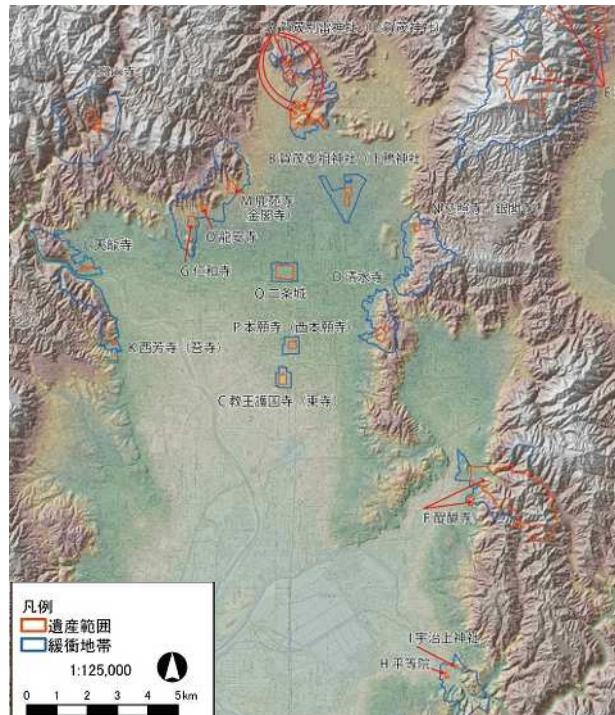
「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」（以下「古都京都の文化財」という。）

は、17の構成資産からなる文化財群（京都市内には、14資産が所在）で、平成6年（1994）に、世界遺産として登録されている（図表128、図表129）。構成する各資産は、国宝や重要文化財に指定された198棟の建造物と、特別名勝や名勝に指定された12の庭園からなり、そのほとんどは、10世紀から17世紀にかけて建築・作庭されたものである。

「古都京都の文化財」の世界遺産としての価値である顕著な普遍的価値は、「千年以上にわたる日本の文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性を示している」ことにあると評価されており、京都という地域のアイデンティティにとどまらず、広く我が国全体のアイデンティティとして、その文化の保全と発展に貢献している。

「古都京都の文化財」は、登録から約30年が経過しており、その間に世界遺産に関する保護の考え方も変化していることから、本市においては、「古都京都の文化財」の総合的な保存管理方針を示すとともに周辺環境も含めた一体的な保全を行うため、宇治市、大津市、京都府、滋賀県と共に、世界遺産「古都京都の文化財」の包括的保存管理計画の策定を進めている。

図表 128 世界遺産「古都京都の文化財」構成資産の位置図



図表 129 世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産一覧

| 資産名      | 所在地        | 資産名    | 所在地    |
|----------|------------|--------|--------|
| 1 賀茂別雷神社 | 京都市北区      | 10 高山寺 | 京都市右京区 |
| 2 賀茂御祖神社 | 京都市左京区     | 11 西芳寺 | 京都市西京区 |
| 3 教王護国寺  | 京都市南区      | 12 天龍寺 | 京都市右京区 |
| 4 清水寺    | 京都市東山区     | 13 鹿苑寺 | 京都市北区  |
| 5 延暦寺    | 大津市、京都市左京区 | 14 慈照寺 | 京都市左京区 |
| 6 醍醐寺    | 京都市伏見区     | 15 龍安寺 | 京都市右京区 |
| 7 仁和寺    | 京都市右京区     | 16 本願寺 | 京都市下京区 |
| 8 平等院    | 宇治市        | 17 二条城 | 京都市中京区 |
| 9 宇治上神社  | 宇治市        |        |        |

## イ ユネスコ無形文化遺産

グローバル化の進展や社会の変容などに伴い、無形文化遺産の衰退や消滅などの脅威がもたらされるとの認識から、平成 15 年（2003）のユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の総会において、無形文化遺産の保護を目的とした「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択された。

この条約においては、締約国が自国内で無形文化遺産の目録を作成し、保護措置を取ることや、また、国際的な保護措置として「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」を作成し、援助を行うことなどが定められている。

京都市に関連するものとしては、令和 3 年（2021）3 月現在、「山・鉾・屋台行事」、「和食；日本人の伝統的な食文化」及び「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の 3 件が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されている。

また、「風流踊（ふりゅうおどり）」について、我が国として同表への記載に向けた提案を行っており、新たなユネスコ無形文化遺産となることが期待される。

### ○ 山・鉾・屋台行事

山・鉾・屋台行事は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う、各地域の文化の粹をこらした華やかな飾り付けを特徴とする「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。平成 21 年（2009）に「京都祇園祭の山鉾行事」が単独で登録されたが、その後、平成 28 年（2016）には、全国の同種の国指定重要無形民俗文化財が拡大提案され、33 件を構成要素とする「山・鉾・屋台行事」として登録されている。



図表 130 祇園祭の山鉾巡行の様子

### ○ 和食；日本人の伝統的な食文化

和食は、日本独自の気候、風土の中で育まれてきた「自然の尊重」が土台となった日本人の伝統的な食文化である。

京都には長い歴史と四季折々の豊かな自然の中で洗練されてきた京料理（図表 131）や、旬の野菜などを使ったおばんざいなど、様々な「京の食文化」が根付いている。本市、京都府、NPO 法人日本料理アカデミーなどが連携し、ユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組を推進した結果、平成 25 年（2013）に「和食；日本人の伝統的な食文化」と題して、登録されることになった。



図表 131 京料理

## ○ 伝統建築工芸の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術

伝統建築工芸の技は、木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵、周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用、健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根葺・左官・板金・装飾・畳など、建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきたもので持続可能な開発にも寄与するものとして令和2年（2020）12月に登録された。

登録されているのは、国の選定保存技術となっている17件の技術であり、このうち7件に係る選定保存技術保存団体4団体が、京都市を拠点に活動している（図表132）。

図表 132 京都市内を拠点に活動する選定保存技術保存団体とその保持する技術

| 選定保存技術名 | 選定保存技術保存団体          |
|---------|---------------------|
| 檜皮葺・柿葺  | (公社) 全国社寺等屋根工事技術保存会 |
| 茅葺      |                     |
| 檜皮採取    |                     |
| 屋根板製作   |                     |
| 建造物装飾   | (一社) 社寺建造物美術保存技術協会  |
| 畳製作     | 文化財畳保存会             |
| 装潢修理技術  | (一社) 国宝修理装潢師連盟      |

## ○ 風流踊（提案中）

風流踊は、広く親しまれている盆踊や、小歌踊、念佛踊、太鼓踊など、各地の歴史や風土に応じて様々な形で伝承されてきた民俗芸能である。華やかな、人目を惹く、という「風流」の精神を体现し、衣裳や持ち物に趣向をこらして、歌や笛、太鼓、鉦などに合わせて踊る民俗芸能で、除災や死者供養、豊作祈願、雨乞いなど、安寧な暮らしを願う人々の祈りが込められている。祭礼や年中行事などの機会に地域の人々が世代を超えて参加する。それぞれの地域の歴史と風土を反映し、多彩な姿で今日まで続く風流踊は、地域の活力の源として大きな役割を果たしている。



図表 133 京都の六歳念佛（中堂寺六斎）

今回の提案は、既にユネスコ無形文化遺産に登録されているチャッキラコ（神奈川県三浦市）の拡張を行うもので、京都市内で伝承される「京都の六斎念佛」（図表133）、「やすらい花」、「久多の花笠踊」の三つの重要無形民俗文化財（図表134）を含む全国の風流踊41件の登録が提案されている。

図表 134 「風流踊」としてユネスコ無形文化遺産への登録が提案されている京都市内の重要無形民俗文化財

| 指定名称    | 指定年         | 保存団体          |
|---------|-------------|---------------|
| 京都の六斎念佛 | 昭和58年（1983） | 京都六斎念佛保存団体連合会 |
| やすらい花   | 昭和62年（1987） | やすらい踊保存団体連合会  |
| 久多の花笠踊  | 平成9年（1997）  | 久多花笠踊保存会      |

## (11) 日本遺産の認定

「日本遺産」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定し、ストーリーを語るうえで不可欠な魅力ある有形、無形の文化遺産群を総合的に活用する取組を支援する文化庁の制度である。京都市に関連するものとして、2件が認定を受けている。

### ア 1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～（令和元年（2019）5月認定）

#### 【申請者】

滋賀県（大津市、長浜市、近江八幡市）、岐阜県（揖斐川町）、京都府（宇治市、京都市、亀岡市、宮津市、舞鶴市）、大阪府（和泉市、藤井寺市、茨木市、箕面市）、兵庫県（宝塚市、加東市、加西市、姫路市）、奈良県（高取町、明日香村、桜井市、奈良市）、和歌山県（那智勝浦町、和歌山市、紀の川市）

#### 【認定を受けたストーリーの概要】

究極の終活とは、ただ死に向かって人生の整理をすることではない。人生を通して、いかに充実した心の生活を送れるかを考えることが、日本人にとっての究極の終活である。そして、それを達成できるのが西国三十三所観音巡礼である。

日本人は海外の人から『COOL！』だと言われる。そのように評価されるのは、優しさ、心遣い、勤勉さといった日本人の本来の心であり、実はそれは日本人が親しんできた「観音さん」の教えそのものである。観音を巡り日本人本来の豊かな心で生きるきっかけとなる旅、それが西国三十三所観音巡礼なのだ。

（出典）令和元年5月20日付け文化庁報道発表資料 別紙2 令和元年度「日本遺産（Japan Heritage）」認定概要

図表 135 京都市内の構成遺産

|           |           |                        |
|-----------|-----------|------------------------|
| ・ 今熊野観音寺： | 本堂（未指定）   | 十一面觀世音菩薩（御前立）（未指定）     |
| ・ 清水寺：    | 本堂（国宝）    | 十一面千手千眼觀世音菩薩（御前立）（未指定） |
| ・ 六波羅蜜寺：  | 本堂（重要文化財） | 十一面觀世音菩薩（国宝）           |
| ・ 六角堂頂法寺： | 本堂（市有形）   | 如意輪觀世音菩薩（御前立）（未指定）     |
| ・ 革堂行願寺：  | 本堂（市有形）   | 千手觀世音菩薩（御前立）（未指定）      |
| ・ 善峯寺：    | 本堂（府有形）   | 千手觀世音菩薩（未指定）           |

### イ 京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水～舟に乗り、歩いて触れる明治のひととき (令和2年(2020)6月認定)

#### 【申請者】

京都市・大津市

#### 【認定を受けたストーリーの概要】

今も京都に「命の水」を運び続ける琵琶湖疏水。遊覧船に乗り、疏水沿いを歩いて触れられるのは、明治の偉業から生まれた、京都と大津の知られざる魅力です。

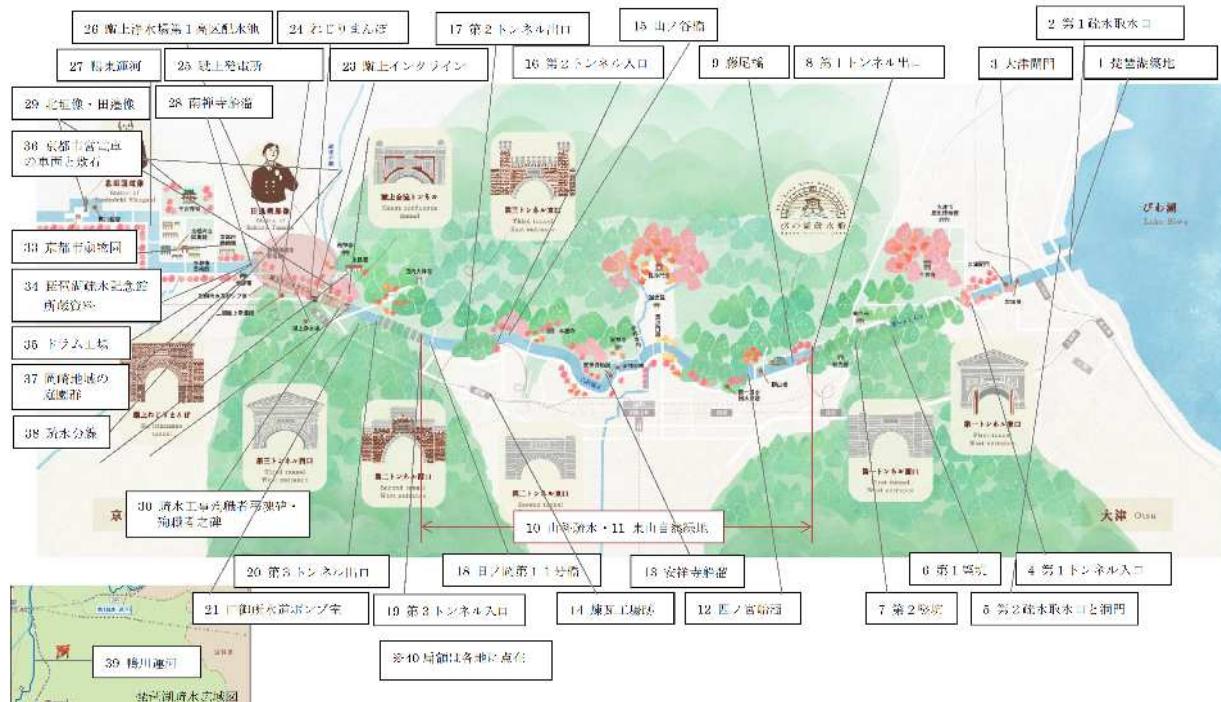
明治維新後の事実上の東京遷都によって、人口が大きく減少した京都の人々は、琵琶湖疏水の建設に、まちの再生の望みを託し、多くの困難を乗り越え、日本で初めて、日本人のみの手によって、この大土木事業を成し遂げました。豊富な水は水力発電、舟運、防火用水、庭園群、水道などに利用され、経済や産業、文化を発展させました。

京都を再生と飛躍に導き、現在のまちの姿を形づくった琵琶湖疏水は、今も京都と大津を繋ぎ、まちとくらしを潤し続けています。琵琶湖疏水を舟で遊覧し、沿線や施設を歩くことで、明治の時代の

この壮大な事業が、時を超えて今に息づいていることを、感じることができるでしょう。

(出典) 令和 2 年 6 月 19 日付け文化庁報道発表資料 別紙 2 令和 2 年度「日本遺産 (Japan Heritage)」認定概要

図表 136 京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水 構成文化財の位置図



図表 137 琵琶湖疏水について

琵琶湖疏水は、事実上の東京遷都によって衰退する京都の復興のため建設された。その建設工事は、日本で初めて日本人のみの手によって成し遂げられた明治期日本を代表する大土木事業だった。

琵琶湖疏水の完成によって、琵琶湖から京都へ運ばれてくる豊かな水は、水力発電、舟運、防火用水、庭園用水、水道など多目的に利用され、京都の経済や産業、文化を発展させた。

京都を復興と発展に導き、現在の京都の礎を築いた琵琶湖疏水は、今もなおまちとくらしを潤し続けており、平成 30 年（2018）には「びわ湖疏水船」が就航したことにより舟運が復活し、人気を博している。

#### <建設年代>

第 1 疏水（疏水分線含む）： 明治 23 年（1890）

鴨川運河 : 明治 27 年（1894）

第 2 疏水 : 明治 45 年（1912）



## 第3章 京都市の歴史文化の特徴

京都市の歴史文化は、京都盆地とその周縁・周辺の地域を育んだ豊かな自然と、千年を超える都鄙の歴史文化が織り成す暮らしの空間及び文化遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む文化や行事、芸術、宗教など、多種多様な京都文化遺産が一体となったものである。

その特徴は、地域性、首都性、国際性、象徴性に求められ（図表 138）、これらが、市内外の多くの人々に、日本はもとより世界にも類を見ない歴史都市・京都のイメージを想起させると同時に、京都という都市それ自体に文化財としての普遍的な価値を与えている。

### ○ 地域性－豊かな自然が育む多様な地域の暮らし

山紫水明の自然に抱かれた平安京は、都市化とともに京の範囲を越えて北・東・西に広がり、その京外・洛外と京中・洛中がときに一体的、ときに相互補完的な関わりを保ちつつ、京都として発展してきた。また自然豊かな京都盆地の周縁・周辺には、平安京・京都を支え、平安京・京都に支えられた農山村が散在している。まちとむら、多様多彩な地域に暮らす人々とコミュニティが、地域の魅力的な歴史文化を今に伝えている。

### ○ 首都性－花の都・永遠の都

京都の歴史市街地は、千年以上にわたって都であり続けたことから、政治・経済・産業・文化・宗教・学術などの先端的な中心地であった。皇室・公家、武士、寺社、町衆等の多様な主体が、互いに交流することにより奥深い文化を生み出してきた。都とその文化は、時代の変化や災害にしなやかに適応して生き延び、文化首都・京都の根幹となっている。

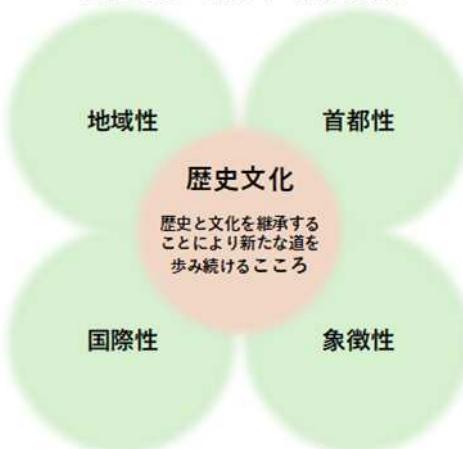
### ○ 国際性－世界とつながる京都

京都は、伝統を大切にしながらも、海外の文化や技術を受け入れて、独自の優れた文化を創造し、発展を遂げてきた。伝統と革新がともに息づく京都の文化もまた、地域を超えて、日本全体、さらに世界へ広がっている。世界から京都へ、京都から世界へという人・もの・情報の絶えざる交流は、創造的な文化首都・京都の基盤である。

### ○ 象徴性－日本の歴史文化の象徴

京都は、日本の歴史における中心的な場所であり、歴史の生き証人として今も日本の歴史文化を体现している。富士山が日本の自然の象徴であるように、京都は日本の歴史と文化の象徴である。日本を代表する歴史都市であることは、京都のアイデンティティの核心をなすとともに、京都に生きる市民の誇りや生き方にもつながっている。

図表 138 京都市の歴史文化



## 第4章 京都文化遺産の維持継承に関する課題・方針

京都文化遺産は、京都市の歴史文化の源泉であり、京都文化遺産を大切に守り伝えていくことが、京都のまちを創造的に発展させる基盤となっている。

したがって、市民をはじめ多くの人が京都のまちと暮らしを楽しむことを通じて、身近なところから京都文化遺産に親しみ、理解することにより、京都のまちへの愛着を深め、京都文化遺産を社会全体で支えていくことが重要である。

平成 31 年（2019）3 月に京都市文化財保護審議会から出された「京都市におけるこれから文化財保護の在り方について（答申）」においても、「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」ことを基本理念に掲げ、京都文化遺産の価値を千年の未来に伝えていくために、「見つける」「知る」「守る」「活かす」の四つのキーワードで取り組むことを求めている。

本章では、京都市文化財保護審議会の答申や、昨今の社会状況、これまでの本市の取組状況を踏まえ、京都文化遺産を維持継承していくための課題を改めて整理し、本市が取り組むべき今後の方針等を示す。

### 1. 京都文化遺産の維持継承に関する課題

#### （1）「見つける」に関する主な課題

##### ア 京都文化遺産の調査

京都では、市内それぞれの地域に価値の高い文化遺産が存在し、それぞれの地域が魅力的な歴史文化を有している。

本市においては、これまでから建造物、美術工芸品等の所在の調査（図表 139）や、文化財の指定・登録等に合わせた歴史的価値の調査を行ってきたが、価値が高い京都文化遺産が、なお多く残されていると考えられる。特に古文書については、指定・登録文化財に関連する古文書であっても解読されていないものが少なくない（図表 140）。これらの京都文化遺産について、今後とも、計画的に調査を行っていくことが望まれる。

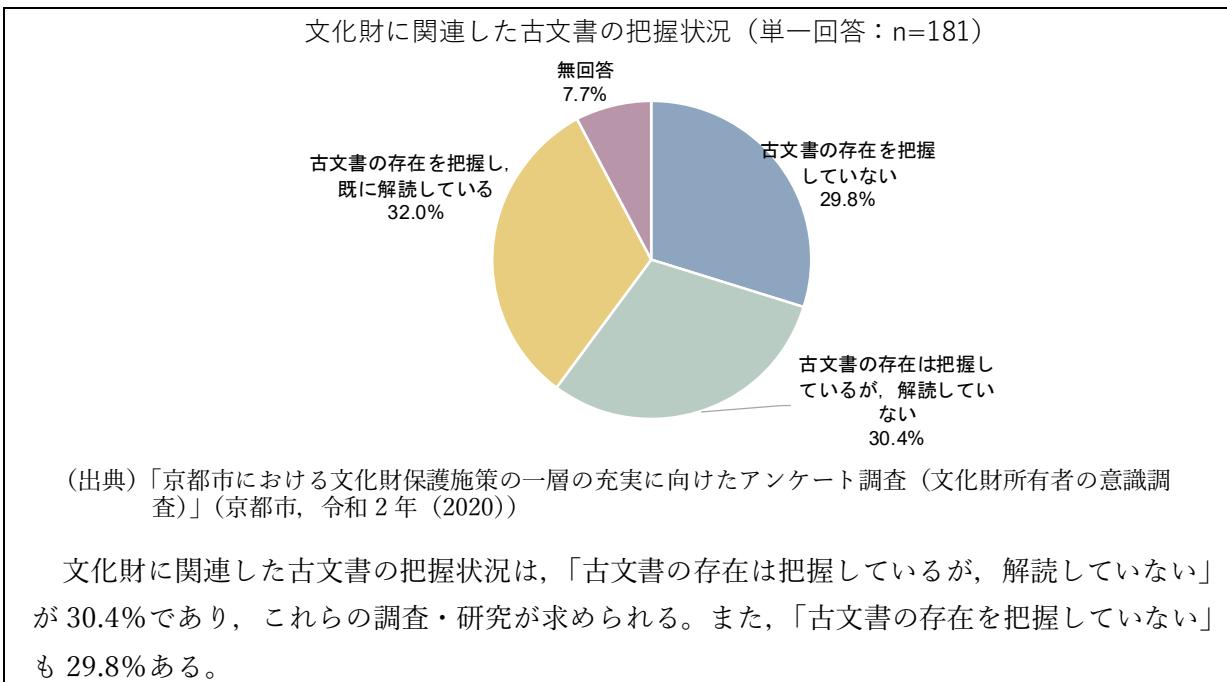
また、旧家等が保管する民俗資料や古文書、近代以降の産業遺産等、社会状況の変化により急速に失われる可能性があるものについては、早急に調査方法の検討を行い、所在の把握と保存の取組に繋げていく必要がある。

京町家や近代の建造物など、既に所在調査が行われているものについても、その貴重な価値が共有されず、時間の経過とともに失われているものもあり（図表 141、図表 142）、資源の限られる中ではあるが、継続的に追跡調査を行い、残存状況の現状を明らかにすることにより、その保存の必要性について、多くの人と共有を図っていく必要がある。

図表 139 京都市内でこれまでに行われた文化遺産の所在調査等

|    | 調査等の名称                             | 実施者                          | 調査等の対象                                    | 調査期間         | 発行年         |
|----|------------------------------------|------------------------------|---|--------------|-------------|
| 1  | 「重要美術品」認定作品総覧                      | 日外アソシエーツ                     | 美術工芸品、建造物                                 | S8~          | H28.2       |
| 2  | 埋蔵文化財分布調査(遺跡地図)<br>(令和元年度改訂版)      | 京都市                          | 記念物(遺跡)                                   | S40~         | R2.3        |
| 3  | 埋蔵文化財調査                            | 京都市                          | 美術工芸品(考古資料)                               | S41~         | 毎年          |
| 4  | 京都の明治文化財 第Ⅰ編 建築・庭園・史跡              | 京都府文化財保護基金                   | 建造物                                       |              | S43.5       |
| 5  | 京都の明治文化財 第Ⅱ編 美術・工芸                 | 京都府文化財保護基金                   | 美術工芸品                                     |              | S45.5       |
| 6  | 京都府の民家調査報告書(第六冊)                   | 京都府教育委員会                     | 建造物(住宅)                                   | S44          | S45         |
| 7  | 京都市文化観光資源調査会報告書                    | 京都市文化観光資源調査会                 | 美術工芸品(絵画、彫刻)、巨樹名木                         |              | S48.3~S54.3 |
| 8  | 京都府の民家調査報告書(第七冊)                   | 京都府教育委員会                     | 建造物(住宅)                                   | S48          | S50         |
| 9  | 京都の肖像彫刻(京都府文化財保護基金)                | 京都府文化財保護基金                   | 美術工芸品(彫刻)                                 |              | S53.3       |
| 10 | 京都の江戸時代障壁画<br>(京都府文化財保護基金)         | 京都府文化財保護基金                   | 美術工芸品(絵画)                                 |              | S53.6       |
| 11 | 京都の美術工芸(乙訓・北桑・南丹編)                 | 京都府文化財保護基金                   | 美術工芸品                                     | S52          | S55.5       |
| 12 | 京都国立博物館 京都社寺調査報告                   | 京都国立博物館                      | 美術工芸品                                     | S54~現在       | 毎年          |
| 13 | 京都の美術工芸(京都市内編 上)                   | 京都府文化財保護基金                   | 美術工芸品                                     | S55~58       | S60         |
| 14 | 京都の美術工芸(京都市内編 下)                   | 京都府文化財保護基金                   | 美術工芸品                                     | S55~58       | S61.10      |
| 15 | 京都府の近世社寺建築:近世社寺建築緊急調査報告書           | 京都府教育委員会                     | 建造物(寺社)                                   | S55~57       | S58         |
| 16 | 京都の木(京都市文化財ブックス1)                  | 京都市                          | 巨樹名木                                      | S57~59       | S61.10      |
| 17 | 洛北の民家(京都市文化財ブックス4)                 | 京都市                          | 建造物(民家)                                   |              | H1          |
| 18 | 史料 京都の歴史                           | 平凡社                          | 美術工芸品(古文書)                                |              | H3.1        |
| 19 | 『京の古代社寺』(京都市文化財ブックス10)             | 京都市                          | その他                                       | S60~63       | H6          |
| 20 | 学校歴史資料実態調査                         | 京都市教育委員会                     | 美術工芸品、建造物、その他(石標等)                        | H3,H4        | H6          |
| 21 | 京都市内年中行祭事一覧                        | 京都市                          | 祭礼行事等                                     |              |             |
| 22 | 全国神社祭祀祭礼総合調査                       | 神社本庁                         | 祭礼行事等                                     | H5           | H7          |
| 23 | 京の住まい(京都市文化財ブックス8)                 | 京都市                          | 建造物(町家、民家)                                |              | H5.2        |
| 24 | 京都府の民俗芸能(京都府民俗芸能緊急調査報告書)(京都府教育委員会) | 京都府教育委員会                     | 祭礼行事等                                     | H9~H11       | H12.3       |
| 25 | 京都暮らしの大百科 まつり・伝承・しきたり12ヶ月          | 淡交社                          | 祭礼行事等                                     |              | H14.11      |
| 26 | 石標調査                               | 京都市                          | その他(石標)                                   | H13          | H15.4       |
| 27 | 京都市の近代化遺産(産業遺産編)                   | 京都市                          | 建造物(交通、産業、公園、官公庁舎)                        | H8~H14       | H17.7       |
| 28 | 京都市の近代化遺産(近代建築編)                   | 京都市                          | 建造物(産業、寺社、協会、学校、生活関連、文化福祉、住宅)、美術工芸品(歴史資料) | H8~H14       | H18.6       |
| 29 | 杣の国一京北・文化財のしおりー 京都市文化財ブックス 第22集    | 京都市                          | 美術工芸品(絵画、彫刻、工芸品)、建造物(官公庁舎、交通、住宅、生活関連)     |              | H20.3       |
| 30 | 京都府の近代和風建築                         | 京都府教育委員会                     | 建造物                                       | H18~H19      | H21.7       |
| 31 | 京都市埋蔵文化財重要遺物候補選定目録1                | 京都市埋蔵文化財研究所                  | 美術工芸品(考古資料)                               |              | H22.3       |
| 32 | 京町家まちづくり調査                         | 京都市、京都市景観・まちづくりセンター、立命館大学    | 建造物(京町家)                                  | H20.10~H22.3 | H23         |
| 33 | 京都を彩る建物や庭園リスト                      | 京都市                          | 建造物                                       | H23~         | 毎年          |
| 34 | 京都市内未指定文化財庭園調査(第1冊)岡崎・南禅寺界隈の庭の調査   | 京都市                          | 庭園(岡崎・南禅寺界隈の庭)                            | H22~H24      | H24.3       |
| 35 | 近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書               | 文化庁                          | 公園  |              | H24.6       |
| 36 | 京都市内未指定文化財庭園調査(第2冊)町家・民家の庭の調査      | 京都市                          | 庭園(町家・民家の庭)                               | H22~H24      | H25.3       |
| 37 | 近代仏堂(京都市文化財ブックス27)                 | 京都市                          | 建造物(寺社)                                   |              | H25         |
| 38 | 京都剣鉾のまつり                           | 京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会      | 祭礼行事等                                     | H22~24       | H26         |
| 39 | 京都の地蔵信仰と地蔵盆を活かした地域活性化事業            | 京都の地蔵信仰と地蔵盆を活かした地域活性化事業実行委員会 | 祭礼行事等(地蔵盆)                                | H25,H26      | H25,H26     |
| 40 | 明治の橋(京都市文化財ブックス32)                 | 京都市                          | 建造物(交通)                                   |              | H30         |
| 41 | 京都の祭と行事 365 日                      | 淡交社                          | 祭礼行事等                                     |              | H30.1       |
| 42 | 京町家の指定調査                           | 京都市                          | 建造物(対象とする京町家)                             | H30~         | 非公開         |
| 43 | 「京都の文化的景観」調査報告書                    | 京都市                          | 文化的景観                                     | H27~H31      | R2.3        |

図表 140 文化財に関する古文書の把握状況



図表 141 京町家の減失等の状況



(出典) 京都市京町家・保全継承推進計画(京都市, 平成31年(2019))

図表 142 近代の建造物の消失等の状況

平成9年(1997)に調査した近代の建造物のうち約33%が平成27年(2015)までに消失

| 調査エリア | 調査件数  | 消失件数 | 消失率   |
|-------|-------|------|-------|
| 金融・商業 | 485   | 203  | 41.9% |
| 住宅    | 862   | 307  | 35.6% |
| 教育・文化 | 250   | 67   | 26.8% |
| 医療・宗教 | 159   | 33   | 20.8% |
| 行政・軍事 | 36    | 14   | 38.9% |
| 製造業   | 147   | 57   | 38.8% |
| 都市基盤  | 238   | 40   | 16.8% |
| 合計    | 2,177 | 721  | 33.1% |

(出典) 松岡恵悟・飯塚隆藤「京都市における近代化遺産の存続・消失動向について—郊外の近代洋風住宅を中心に—」紀要『アート・リサーチ』16号(立命館大学, 平成28年(2016.3))を加工して掲載

## イ 幅広い市民や大学、企業等との連携による調査・研究

本市においては、祇園祭や時代祭をはじめ、まちづくりの一環として京都文化遺産の維持継承の取組が進められてきたものも少なくない。

こうした取組の一層の浸透を図っていくためには、京都文化遺産の調査の段階から、幅広い市民が参画し、京都文化遺産の価値をまちの魅力として、さらに掘り起こしを図っていくことにより、それぞれのまちの誇りとして育んでいくことが求められる。

一方で、京都文化遺産をそれぞれの地域に根付いた歴史や物語などの裏付けを行い、高い価値で発信していくためには、専門的な知識を有する研究者や高度な技術の保持者による正確な調査・研究も必要である。

本市においては、最新の技術（図表 143、図表 144）も活用しながら、調査・研究を進めてきたところであるが、今後、調査・研究の一層の充実を図っていくため、研究者や企業等と共同で事業や研究を実施するなど、調査・研究体制の一層の強化が必要である。

また、本市が研究者や企業等と連携して調査・研究を実施するに当たっては、研究者や企業等が、本市が保有する京都文化遺産の情報に容易にアクセスできるよう、情報を整理、リスト化のうえ公開するとともに、それぞれの関係主体が相互に補完し合いながら、京都市全体として取り組むことができるよう、情報共有を図るネットワークを構築することが求められる。

図表 143 航空レーザー測量の技術を用いて作成した立体地図（周山城の東城）



図表 144 ドローンによる撮影を行い作成した鳥瞰図（天皇の杜古墳群）



## （2）「知る」に関する主な課題

### ア 京都文化遺産を守ることの大切さについての理解

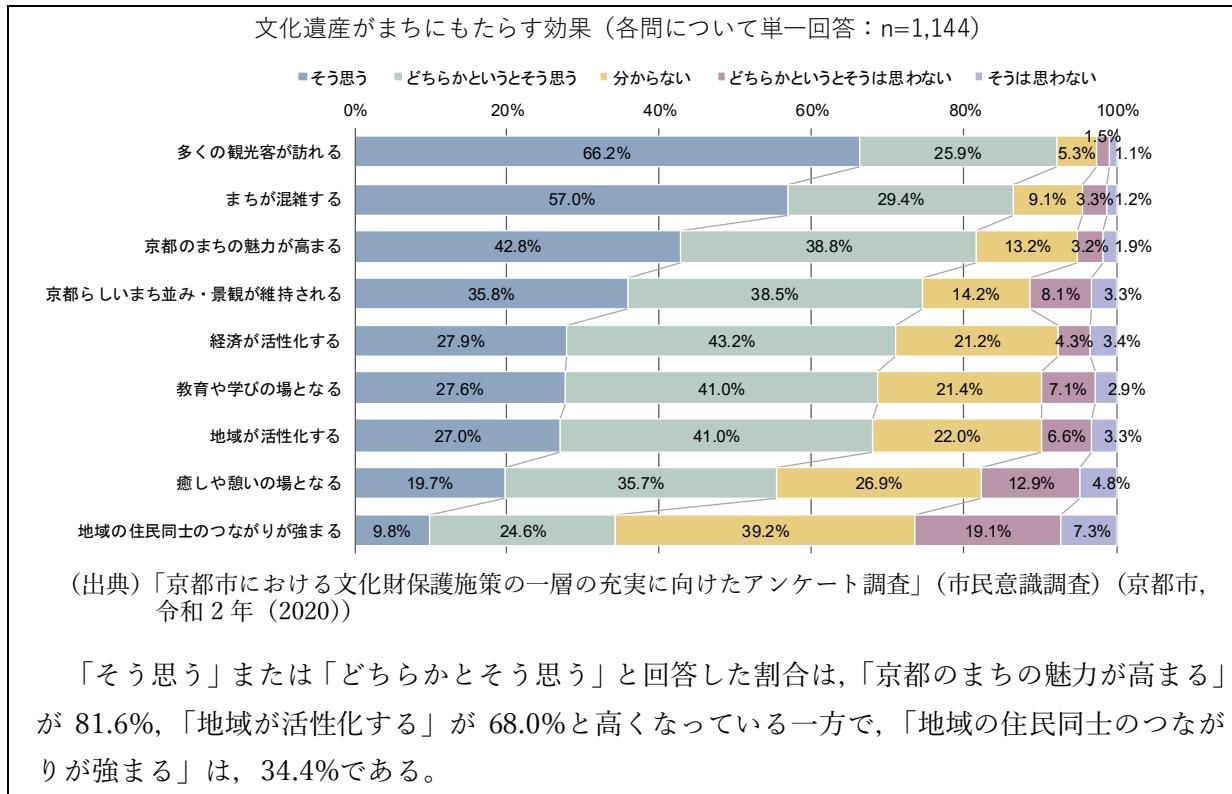
京都文化遺産を末永く未来に伝えていくためには、市民一人一人が京都文化遺産の担い手となり、持続的な維持継承に取り組むことが重要である。

本市が実施した調査によれば、京都文化遺産をまちの魅力を高めるものと感じている人は多いが、京都文化遺産を地域住民同士のつながりを強めるものと感じている人は少ない（図表 145）。

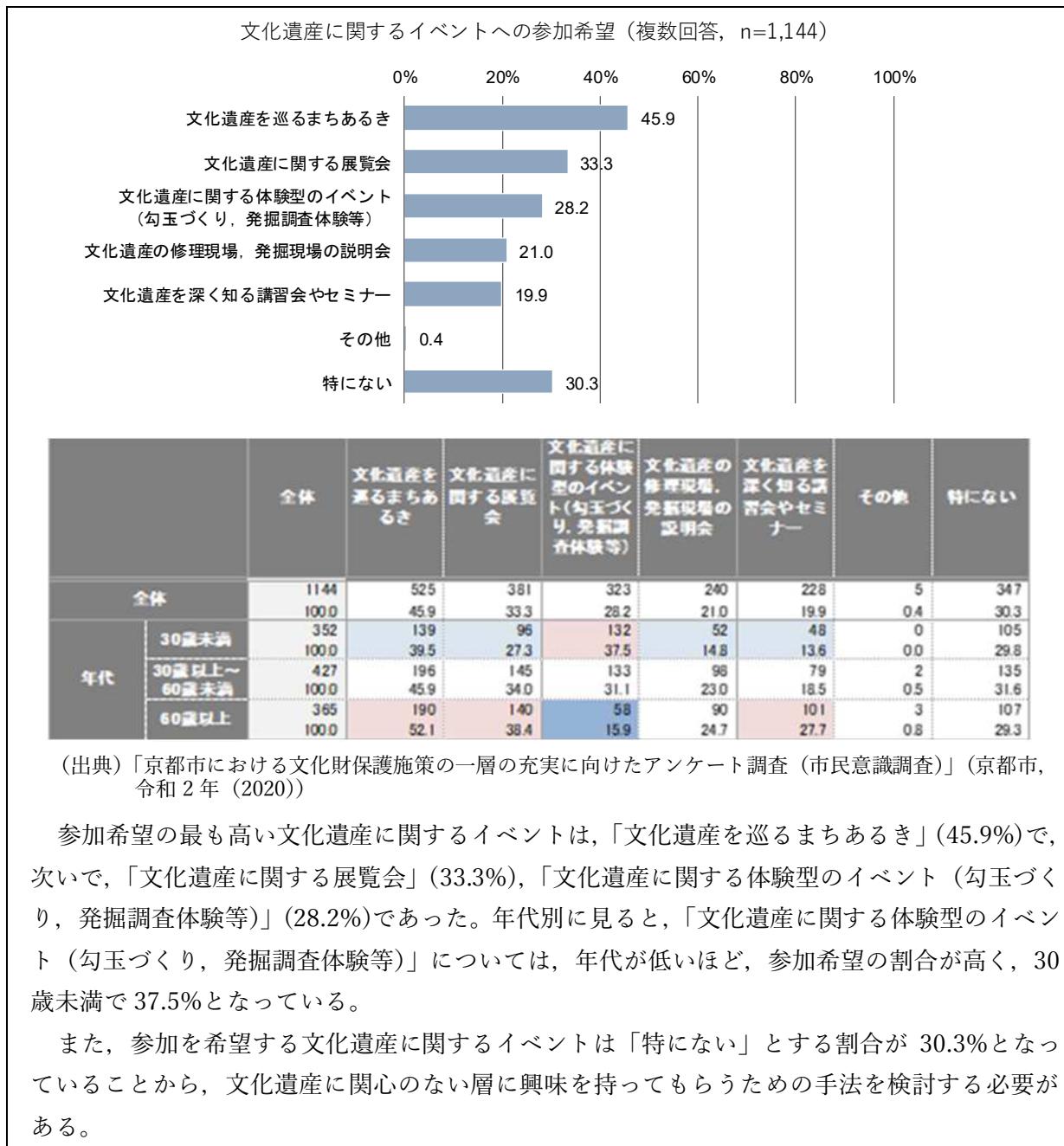
このため、多くの市民が、地域のまちづくりの一環として京都文化遺産が維持継承されていることについて理解を深めていくことが求められる。

また、末永く将来に渡り、多くの人に京都文化遺産の維持継承に携わってもらうためには、子どもやその親世代など、将来を担う若い年齢層を対象とした取組が重要である。本市の調査では、若年層では、体験型のイベントへの参加を希望する割合が高い（図表 146）ことから、京都文化遺産の価値を間近に体験してもらう取組の充実を図っていくことが効果的な取組の一つであると考えられる。

図表 145 文化遺産がまちにもたらす効果



図表 146 文化遺産に関するイベントへの参加希望



## イ 幅広い支え手に対する京都文化遺産の価値の発信

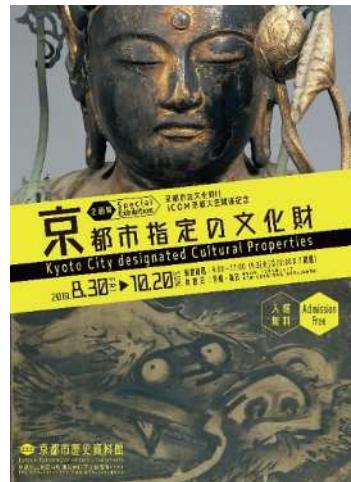
少子高齢化や世帯の小規模化が進行する昨今の社会状況において、幅広い人が京都文化遺産のファンとなり、維持継承の支え手となっていくためには、京都文化遺産の価値を多くの人に伝えられるよう、情報発信を充実させていく必要がある。

多くの市民は、手軽に情報を得られるホームページやSNSで文化遺産に関する情報を得るとしていることから（図表148）、その利用の一層の促進を図ることが求められる。

一方で、様々な情報が溢れている現代社会においては、単に情報発信するだけでなく、京都文化遺産に強く関心を持ってもらえるような取組が重要である。これまでから本市が取り組んできた歴史や文化に関する企画展（図表147）等の蓄積を活かして京都の奥深い魅力を知ることができるコンテンツを創出することや、市内にある様々なテーマの博物館等（図表35）と連携して多様な興味に合わせて情報発信することが望まれる。

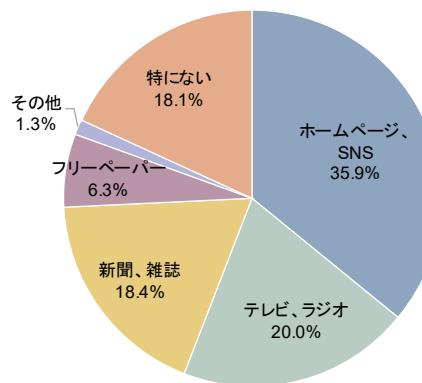
また、海外からの観光客に向けた多言語での情報発信、障害のある方に配慮したバリアフリー化などの検討や、将来を見据え、京都文化遺産のファンや支え手が、その維持継承への支援に積極的に関わってもらうようなアプローチも必要である。

図表147 令和元年度（2019）に実施した京都市歴史資料館企画展「京都市の指定文化財II」



図表148 文化遺産に関する情報を得るときに利用したい媒体

文化遺産に関する情報を得るときに利用したい媒体（単一回答：n=1,144）



（出典）「京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査」（市民意識調査）（京都市、令和2年（2020））

文化遺産に関する情報を得るときに利用したいと思う媒体として 35.9%の市民が「ホームページや SNS」を挙げており、より一層の活用が求められる。

### (3) 「守る」に関する主な課題

#### ア 京都文化遺産の維持継承の取組の充実

市内には、貴重な京都文化遺産が、数多く残されており、所有者の尽力により維持継承が図られている（図表 149）。

これらの京都文化遺産について、散逸、滅失しないように、文化財として指定・登録等を行うことも、保護の観点から有効である。

保護に際しては、相続時の経済的負担や担い手の不在など、昨今の社会状況の中で厳しい状況に置かれている文化財の所有者もいる（図表 150）ことから、修理に係る補助や融資、税負担の軽減など、必要な支援を実施し、負担軽減を図っていく必要がある（令和 3 年（2021）3 月現在の支援制度は図表 80～図表 82 のとおり）。

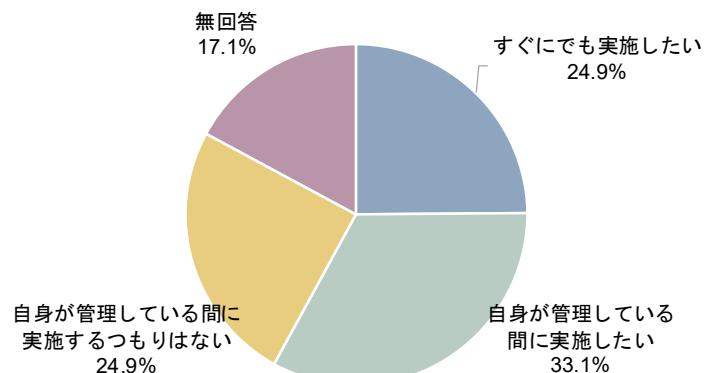
一方、様々な事情により文化財にならない京都文化遺産（図表 151）や、指定・登録等を受けていない京都文化遺産があり、また、相続人がいないことや、原材料の調達が困難なこと、保存のための技術が継承されないことなどから、文化財に指定・登録されても維持できないこともある。

こうしたものの維持継承に向けては、“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの独自の制度を活用しつつ、まちづくりの施策や伝統産業の施策とも連携を図りながら、取組の充実を図っていくことが求められる。

また、文化財保護法、京都市文化財保護条例による指定・登録等の対象となる文化財の定義や、文化財の保存・活用の手法についても、時代とともに変化していくことから、持続的な保存を後押しするための制度改善について、国や京都府とも連携を図りながら、検討していく必要がある。

図表 149 文化財等の修繕に対する意識

文化財等の修繕に対する意識（単一回答：n=181）

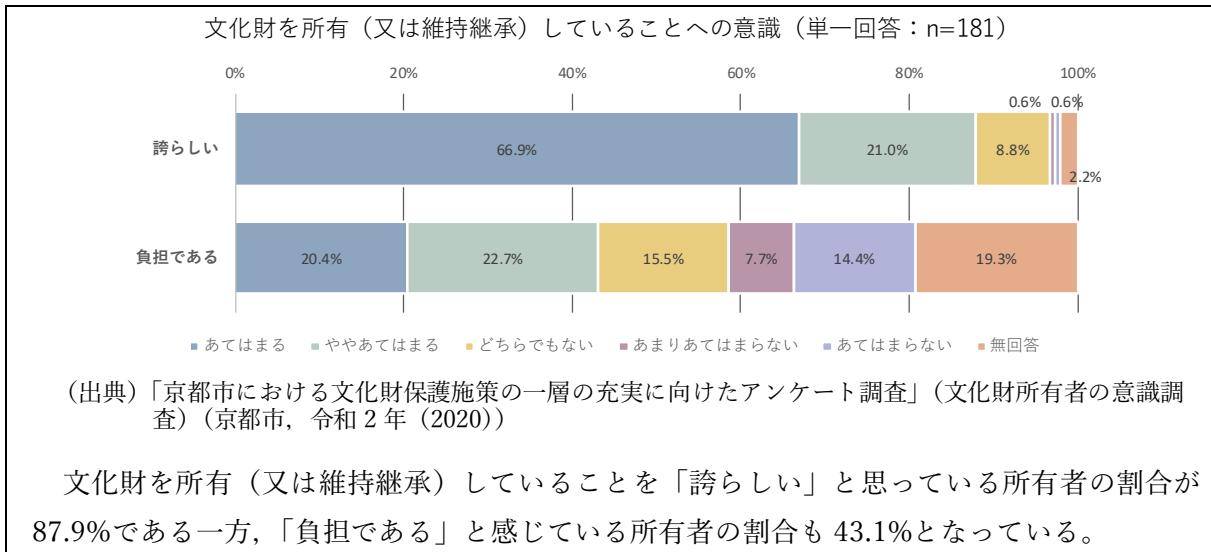


※ 本資料において、文化財等の修繕とは、「建造物等」の計画的な修繕（文化財の将来への維持継承を目的として行う大規模修繕（破損等に伴う部分的な修繕は含まない））、「美術工芸品等」の修繕、「無形民俗文化財」の用具類の修繕・新調等を指す。

（出典）「京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査」（文化財所有者の意識調査）（京都市、令和 2 年（2020））

今後の文化財等の修繕については、「すぐにでも実施したい」と回答した割合が 24.9%，「自分が管理している間に実施したい」と回答した割合が 33.1% となっている。

図表 150 文化財を所有（又は維持継承）していることへの意識



図表 151 茶室「有待庵」の保存の取組

<茶室「有待庵」の保存の取組>

「有待庵」は、明治維新三傑の一人である大久保利通ゆかりの茶室であり、令和元年（2019）5月に発見されたものである。取り壊される予定であったところを、歴史研究家に発見され、本市が所有者から寄付を受けて移築し、保存・活用することとなっている。



茶室「有待庵」(内部)

有待庵は、いわゆる「文化財」としての価値が見出されているものではないが、専門家からその歴史的な価値に関する意見があったこと、所有者からも本市に寄贈する意向があったこと、解体寸前であったこと、建物の規模などを総合的に判断し、特別に、本市において保存・活用することとなった。

## イ 文化財、文化財公開施設等の修理

本市が管理する文化財や文化財公開施設（図表 154）の多くは、本格的な修理や保護のための対策を必要としている。無鄰菴（図表 152）や元離宮二条城（図表 153）については、現在計画的な修理を進めているところであり、深泥池については、外来種の除去など環境改善に取り組んでいる。

また、山科本願寺跡や豊楽院跡など、保存が求められる重要な史跡も多い（図表 155）。

美術工芸品や有形民俗文化財については、その散逸を防ぐため、所有者が維持し切れない場合の受入れや、災害時の一時受入れ等について検討することが求められている。

一方、京都市における受入れや収蔵・展示の拠点となっている歴史資料館及び考古資料館は、開設から 35 年以上が経過し、建物が老朽化するとともに、恒温・恒湿の保管庫など、博物館としての必要な機能が十分整っていない状況にある。加えて、収蔵品の増加により、市内 8箇所に設置している埋蔵文化財収蔵庫を含めても、慢性的に保管スペースが不足する状況にある。

このため、貴重な京都文化遺産を関係主体が連携して散逸を防ぐための場所の確保や体制づくりが求められる。

新型コロナウィルス感染症の流行等に伴い、本市も非常に厳しい財政状況にあるが、これから文化財の保存と活用の先進的な取組のモデルを提示していくためにも、今後の長期的な財政負担も考慮しつつ、特に実施すべきものについては、将来を見据えて着実に進めていく必要がある。

図表 154 本市が管理する主な文化財、文化財公開施設等

|           |            |                |            |
|-----------|------------|----------------|------------|
| ・元離宮二条城   | ・無鄰菴       | ・ツラッティ千本       | ・京都市平安京創生館 |
| ・京都市歴史資料館 | ・雙ヶ岡       | ・柳原銀行記念資料館     | ・琵琶湖疏水記念館  |
| ・京都市考古資料館 | ・深泥池生物群集   | ・旧武徳殿          | ・円山公園      |
| ・岩倉具視幽棲旧宅 | ・京都芸術センター  | ・京都市学校歴史博物館    | ・船岡山公園     |
| ・旧三井家下鴨別邸 | ・京都市京セラ美術館 | ・京都国際マンガミュージアム | ・上ノ山古墳 など  |

図表 155 買上げや保存を進める必要がある主な史跡等

|        |              |                     |
|--------|--------------|---------------------|
| ・西寺跡   | ・山科本願寺跡及び南殿跡 | ・平安宮跡 内裏跡 朝堂院跡 豊楽院跡 |
| ・鳥羽殿跡  | ・乙訓古墳群（芝古墳）  | ・御土居                |
| ・樅原廃寺跡 | ・醍醐寺境内（栢杜遺跡） | など                  |

## ウ 保存に係る財源の確保や長期的な管理費用の抑制

本市においては、既に膨大な文化財が集積しているとともに、これから文化財として指定・登録すべきものも数多く存在する（図表 156）ことから、保存に係る財源の確保が大きな課題となる。

本市における平成 20 年度（2008）からの市税の推移は、図表 157 のとおりであり、今後の人口減少社会にあって税収の増加は見込みにくい。さらには、新型コロナウィルス感染症拡大による財政状況への悪影響が見込まれる中、多角的な資金調達の手法を模索するとともに、適切な周期での修理、管理を実施するなどの取組により、長期累計の管理費用の抑制を図ることも必要である。

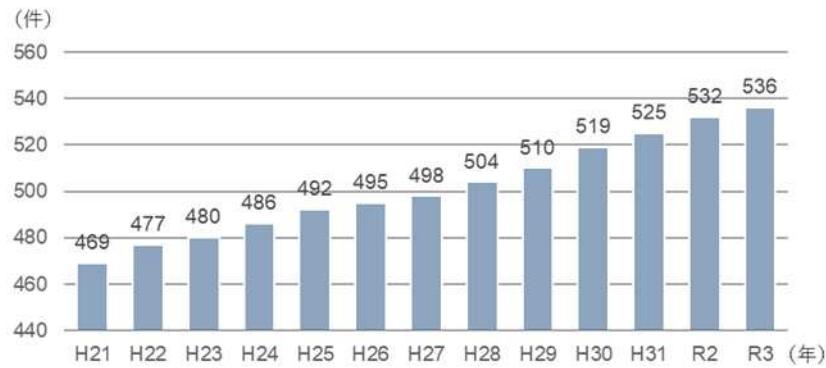
図表 152 無鄰菴の母屋



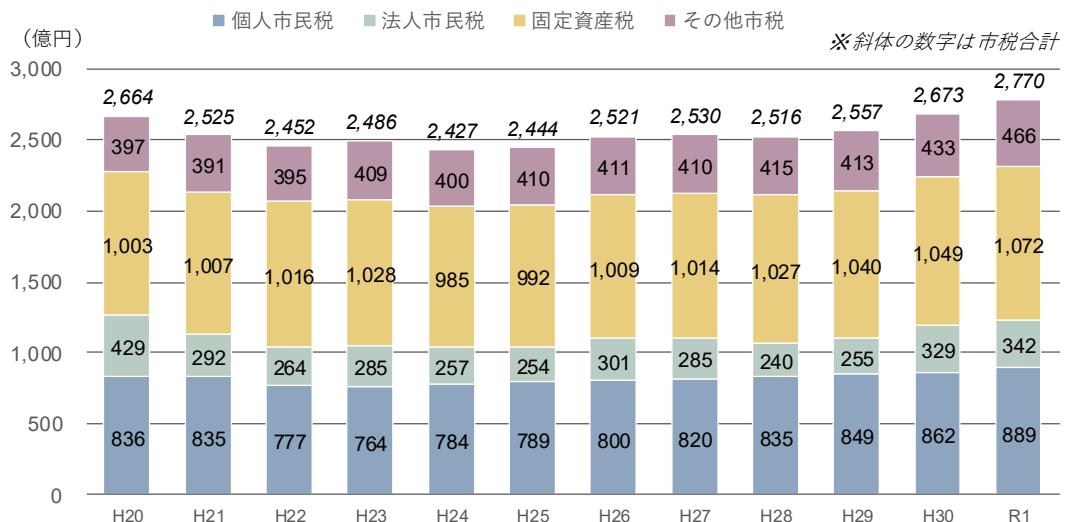
図表 153 元離宮二条城本丸御殿の修理の様子



図表 156 京都市指定・登録文化財件数の推移



図表 157 市税の推移 ※教職員給与費移管分の影響を除く。



(出典)「令和元年度決算参考データ集」(京都市行財政局、令和2年(2020))を用いて作成

## エ 京都文化遺産の担い手の確保

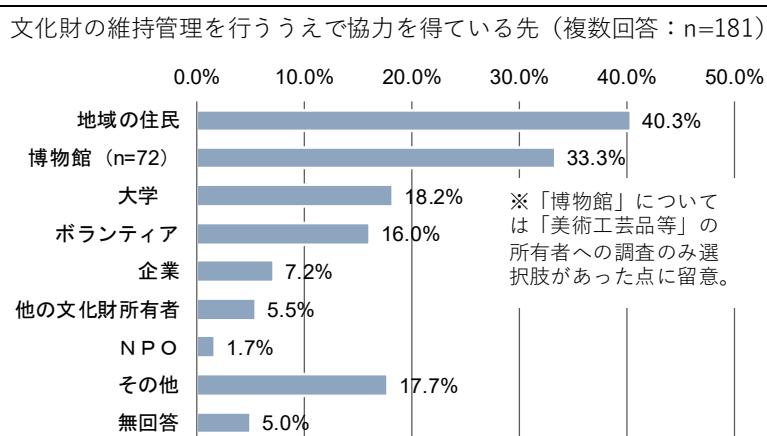
京都文化遺産の所有者は、地域住民等の協力を得ながら、維持継承の取組を進めてきた(図表 158)が、人口減少や地域社会におけるコミュニティの希薄化等の社会状況の変化に伴い、地域住民を中心とした担い手の確保は、厳しい状況にある。

一方で、本市には文化財の保存修理を生業とする職人や技術者が多いことに加え、これまでから京都文化遺産の維持継承に携わってきた市民も多く、住民が史跡の保存会を組織したり(図表 159)、学生や社会人が伝統行事の担い手として参画するなどの活動が行われている。本市が関係団体等と実行委員会を設置し、育成している「京都市文化財マネージャー」(図表 160)や、ボランティアである「みやこ文化財愛護委員」等も活躍しており、引き続き、こうした京都文化遺産の担い手の育成を図っていく必要がある。

さらに、本市が実施した調査によれば、京都文化遺産に関心を寄せる研究者や企業・団体、観光消費等を通して京都文化遺産を支援したいと考える市民も多く(図表 161、図表 162)、これらの主体が京都文化遺産の維持継承の新たな担い手・支え手となるよう、取組の輪を広げていく必要がある。

あわせて、これらの担い手の活動を支援し、その活動の一層の促進を図るために支援の在り方等も検討していく必要がある。

図表 158 文化財の維持管理を行ううえで協力を得ている先



(出典)「京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査」(文化財所有者の意識調査)(京都市, 令和2年(2020))

維持管理を行ううえで関係者以外の人から協力を得ている先として回答があったものの割合は、「地域の住民」が40.3%で最も高い。

図表 159 桂坂古墳の森保存会

#### <桂坂古墳の森保存会>

桂坂ニュータウン（西京区）中心部にある市指定史跡「大枝山古墳群」（通称「桂坂古墳の森」）は、6世紀後半～7世紀前半の円墳14基（うち1基は附指定）から成っている。当初ニュータウン開発によって消滅する運命であったが、開発会社が計画変更を英断し、約3.76haが古墳公園として整備されたものである。



大枝山古墳群特別公開の様子

長らくこの会社が所有してきたが、より確実な継承のため平成23年（2011）に京都市が寄附を受けた。また、これに先立つ平成22年（2010）には、地元篤志の建設業者が大規模な清掃活動を行ったことに触発され、周辺住民による保存会が結成されている。

保存会では、日常的な見回り・清掃を行うだけでなく、SNSの開設や、春と秋の特別公開を自主的に企画・運営しており、公開時には自ら来場者への解説も行うなど、住民主体の継承活動を実践している。

図表 160 京都市文化財マネージャー

#### <京都市文化財マネージャー>

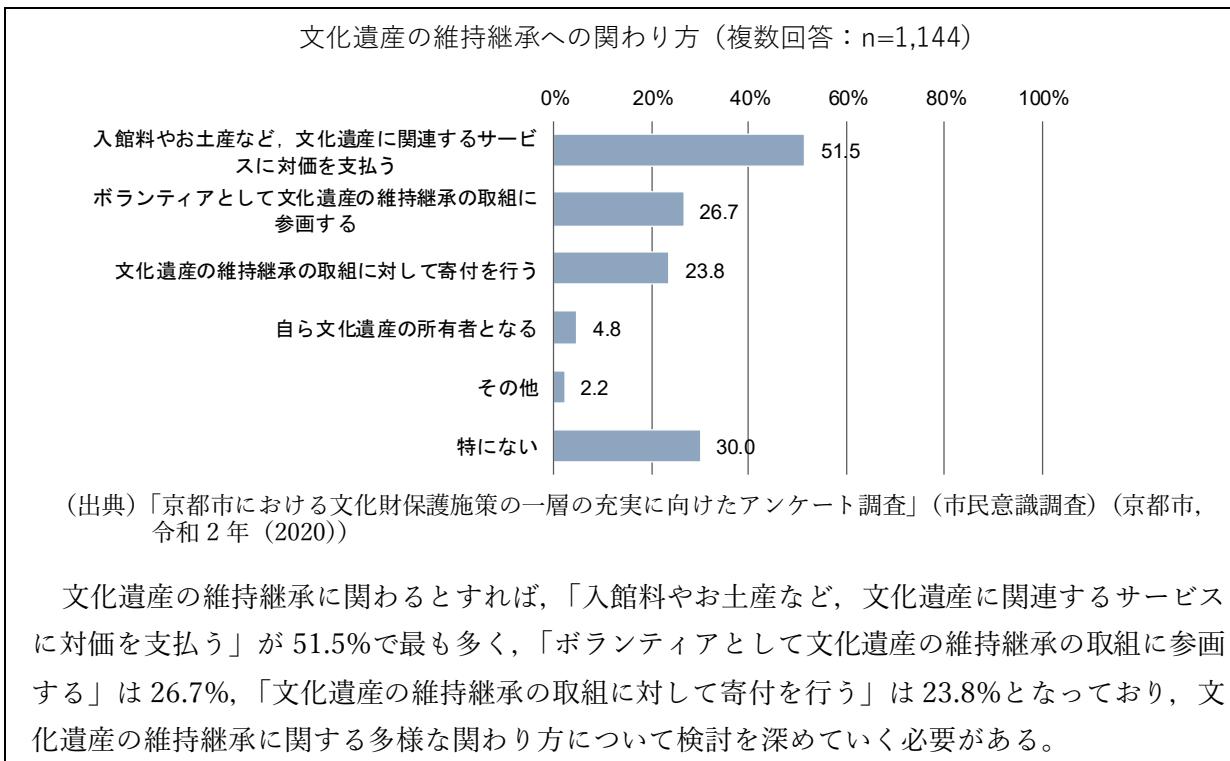
京都に数多く存在する歴史的建造物を中心とした文化財の調査や保存・活用策を提案することができる専門的な扱い手の育成を目的として、平成20年度（2008）から、本市、NPO法人古材文化の会、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが実行委員会を設置（後に京都府建築士会も参画）し、育成講座等を実施している。



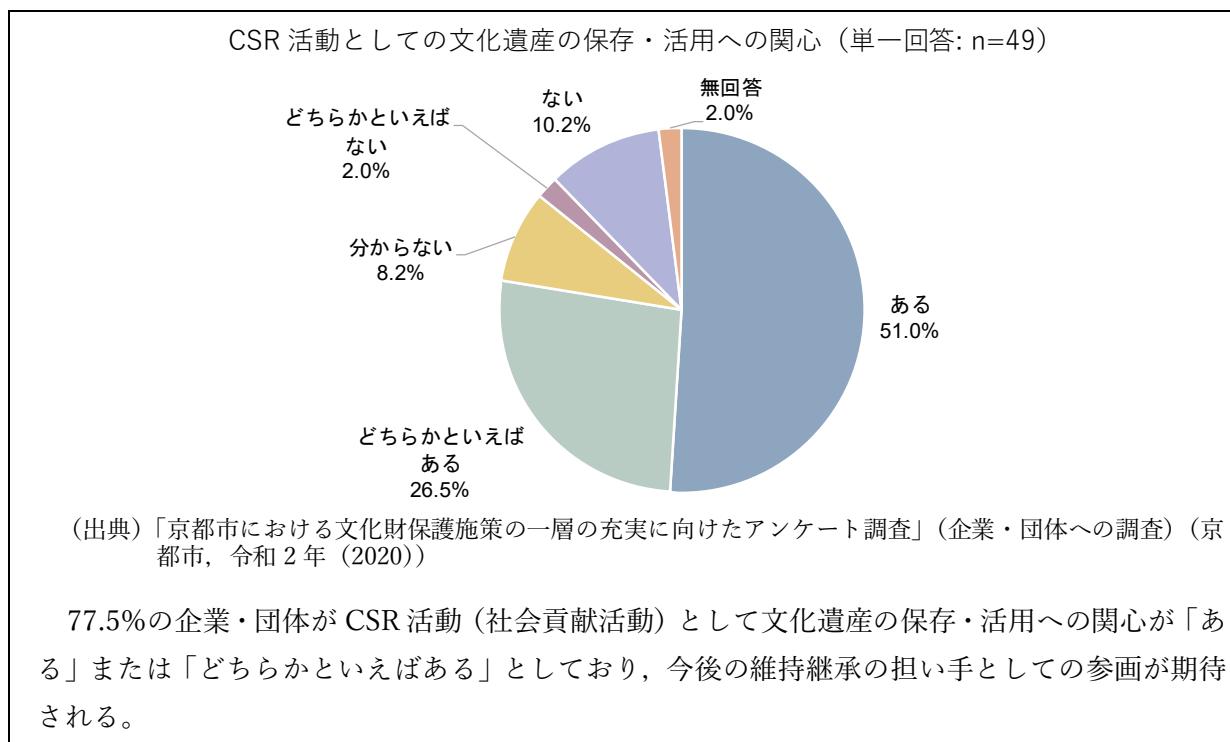
文化財マネージャーの育成講座の様子

令和2年（2020）12月現在、369名が、京都市文化財マネージャーに登録されている。

図表 161 文化遺産の維持継承への関わり方



図表 162 CSR活動としての文化遺産の保存・活用への関心



## オ 暮らしの文化を支える生業や匠の技の継承

京都の人々の生業やものづくりは、文化財の修理や暮らしの文化の維持継承にも重要な役割を果たしてきた。戦後の生活様式の急激な変化は、産業構造の大幅な変化と伝統的な生業やものづくりの従事者の減少をもたらしている。こうした中、令和2年(2020)の新型コロナウィルス感染症の流行もあり、技術の継承や原材料の確保の困難が懸念されている。

とりわけ、北部山間地域の生業である林業における木材の需要減少により伝統建築や北山丸太等の伝統産業が厳しい状況に置かれるとともに、森林に人の手が入らなくなったことや、シカの食害が増加していることなどから、祇園祭におけるチマキザサ、葵祭におけるフタバアオイ、五山送り火におけるアカマツ等の伝統行事を支えてきた植物も減少し（図表 13）、京都市内での安定的な入手が困難となっている。本市では、市内産木材の需要拡大に向けた取組や、花脊地区におけるチマキザサ再生事業、大北山のアカマツ林の保全等に取り組んでいるところではあるが、関係部署の連携により総合的な対策を進めていくことが求められる。

伝統的なものづくりについても、厳しい状況にあるが、近年、京都のものづくりの技術が再評価される動きがあることから、京都の知名度を活かしたブランド化や、新たな分野への技術の活用を検討することにより、伝統の技術を現代の暮らしの中に根付かせ、産業としての安定化を図っていくことが求められる。

また、西陣織に用いられる生糸や、京焼・清水焼に用いる土や釉薬等のように、京都のものづくりは、交易を通じて全国の産地、さらには世界の各地域から必要な原材料を入手することで成り立っているものが多いことから、これらの産地とも協力しながら、取り組んでいくことが求められる。

## 力 防災・防火、防犯の対策

近年、初の特別警報発表の事例となった平成 25 年（2013）の台風 18 号や、京都の文化財にも多くの被害をもたらした平成 30 年（2018）7 月の豪雨等の自然災害が多発している。また、広く国内外に目を向けると、ブラジルの国立博物館、パリのノートルダム大聖堂、沖縄の首里城のように地域にとって大切な文化遺産が火災により焼失する事案が発生している。とりわけ、多くの人が集まる「都市」においては、地震、台風、火災等の災害が、甚大な被害をもたらす可能性があり、歴史都市である京都にとって、文化財への被害が、まちの大きな損失となりうる。

本市の調査においても文化財の管理状況に不安を感じている所有者も多い（図表 163）ことから、改めて文化財の防災・防火の対策の徹底が求められている。

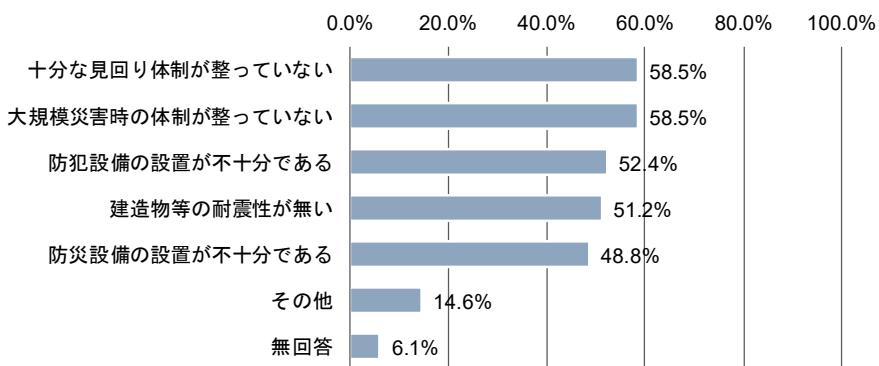
京都市内の文化財建造物の多くは、それ自体が木造、あるいは木造建造物が密集する地域に存在している建造物であり（図表 164）、火災に脆弱である。また、建築物の中に残されている未評価の美術工芸品や歴史資料等が、地震や火災に伴い滅失、散逸する恐れもある。このため、平常時から文化財所有者への防火・防災に対する注意を喚起するとともに、地域の住民、専門家、消防署・消防団などの文化財の関係機関の協力による文化財の防災や、文化財が被災した場合の応急措置なども含めた対策について検討を行っていく必要がある。

本市では、災害発生時に、より迅速な消火・通報・文化財搬出等の初動活動を実施するための「文化財市民レスキューモード」（図表 95、図表 96）を構築しており、引き続き、消防訓練等の取組を通じて、一層の充実を図っていく必要がある。また、地震、台風等の大規模災害の発生時には、広域での応援が受けられるよう、関係機関や他都市等との連携の仕組みの検討も必要である。

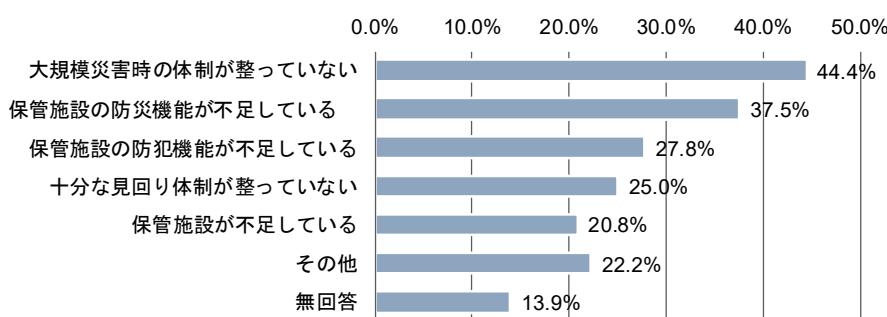
加えて、昭和 23 年（1948）3 月から令和 2 年（2020）12 月の間に、京都市において発生した文化財関係寺社等における火災の原因のうち 41% は「放火（疑いを含む。）」であること（図表 165）や、近年、文化財を毀損する行為や文化財の盗難事件等が各地で発生していることなどから、防犯に係る備えも求められる。

図表 163 文化財に関する災害や犯罪に関して不安に感じること

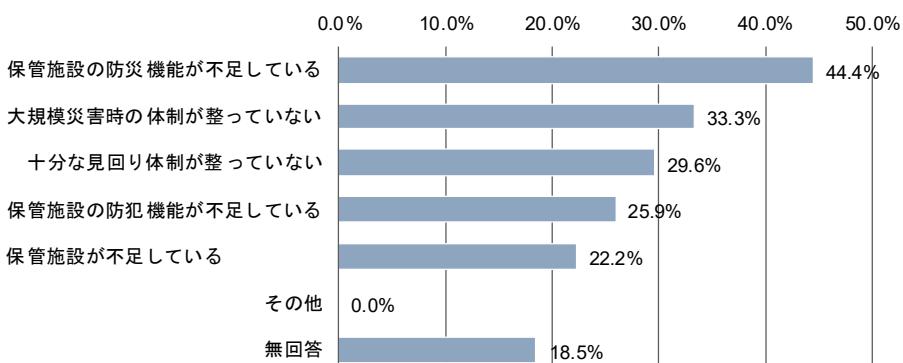
【建造物等】文化財に関する災害や犯罪に関して不安に感じること（複数回答：n=82）



【美術工芸品等】文化財を管理していくうえで不安に感じること（複数回答：n=72）



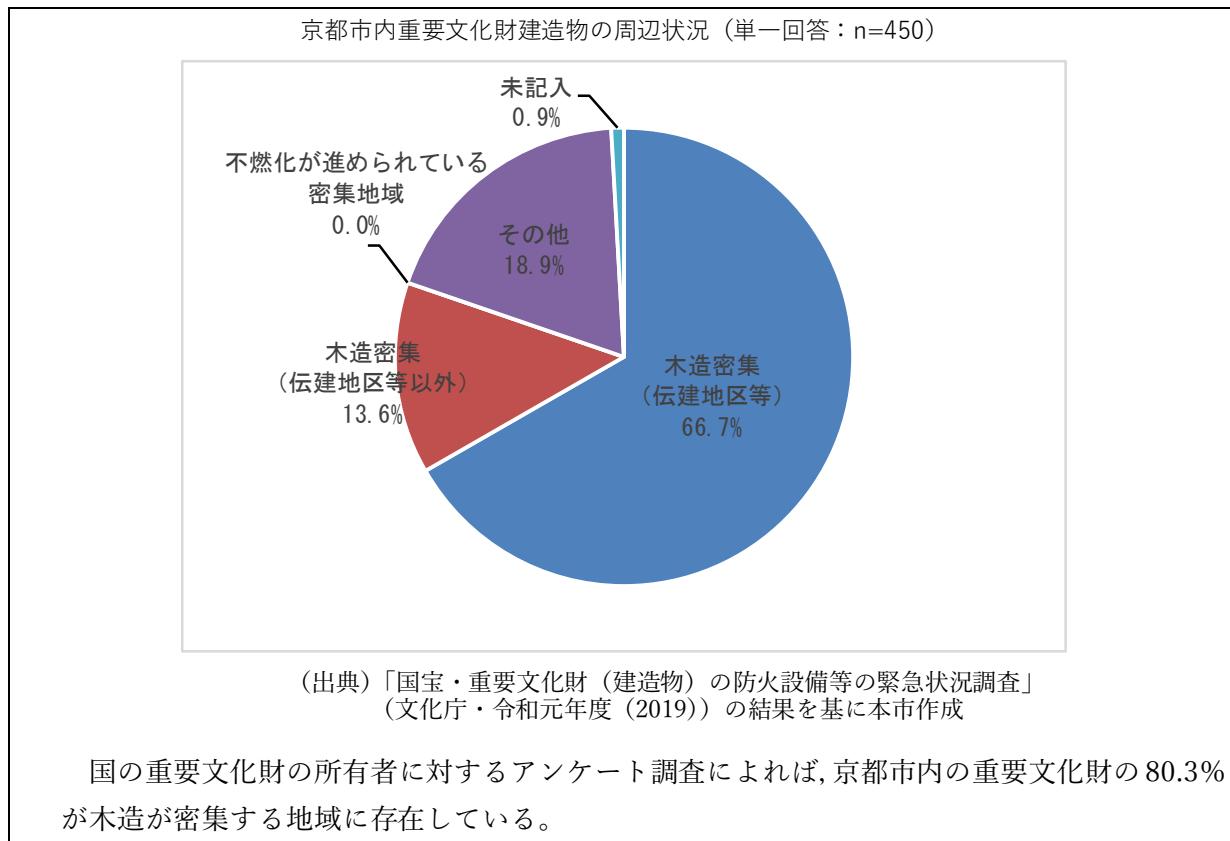
【無形民俗文化財】用具類の管理していくうえで不安に感じること（単一回答：n=27）



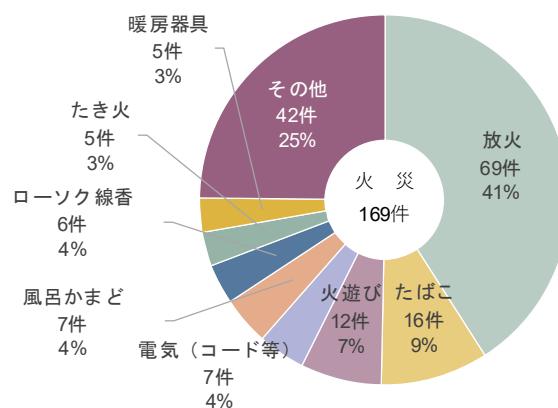
(出典)「京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査」(文化財所有者の意識調査) (京都市, 令和2年(2020))

文化財の種別により多少傾向が異なるが、大規模災害時の体制が整っていないこと、防災設備の設置が不十分であること、見回り体制が整っていないこと、防犯設備の設置が不十分であることへの不安を感じている文化財所有者が多い。

図表 164 京都市内重要文化財建造物の周辺状況



図表 165 昭和 23 年（1948）3 月～令和 2 年（2020）  
12 月における文化財関係寺社等の火災の内訳



## (4) 「活かす」に関する主な課題

### ア 京都文化遺産の適切な活用

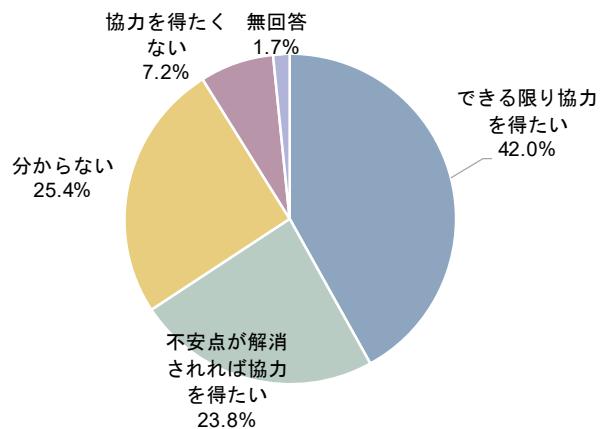
近年、京都文化遺産の維持継承の主体となっている地域コミュニティが希薄化する一方、京都文化遺産に関心を寄せる人が増えており、関係者の価値観も一様ではなくなっている。また、京都文化遺産に係る技術が発展する一方、原材料の調達が困難になっているものもあり、その保存・活用の在り方も変化している。

こうした状況の中、京都文化遺産を永く持続的に維持継承していくためには、多様な考え方を受け入れることにより、京都文化遺産に関わる多くの人が、その担い手となっていくことが求められる。

一方で、本市の調査（図表 166）によれば、外部からの協力を得ることを望む文化財所有者も、オーバーユースや盗難等の不安を感じている者が少くないことから、京都文化遺産の活用の取組を進めていくうえでは、京都文化遺産に関心を寄せる多くの人々が京都文化遺産の適切な維持継承に向けた共通認識を持つとともに、京都の歴史や文化の理解につながる活用が行われるよう、関係者の意識の醸成を図っていく必要がある。

図表 166 文化財の維持継承のために外部からの協力を得ることに対する意識

文化財の維持継承のために外部からの協力を得ることに対する意識（単一回答：n=181）



（出典）「京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査（文化財所有者の意識調査）」（京都市、令和 2 年（2020））

文化財の維持継承のために外部からの協力を得ることについて、「できる限り協力を得たい」とする所有者が 42.0%，「不安点が解消されれば、協力を得たい」とする人が 23.8% となっている。

## イ 京都文化遺産を活かした文化的・社会的・経済的価値の創出

京都文化遺産は、京都のまちの営みや市民の暮らしの中で生み出され、それぞれが有する文化的・社会的・経済的価値を通じて豊かな社会の実現に寄与してきた（図表 167）。文化財は、その中でも特に価値が認められたものであるが、時代の経過により活用されることがなくなったものが、担い手の不在等により維持継承が図られなくなっている。

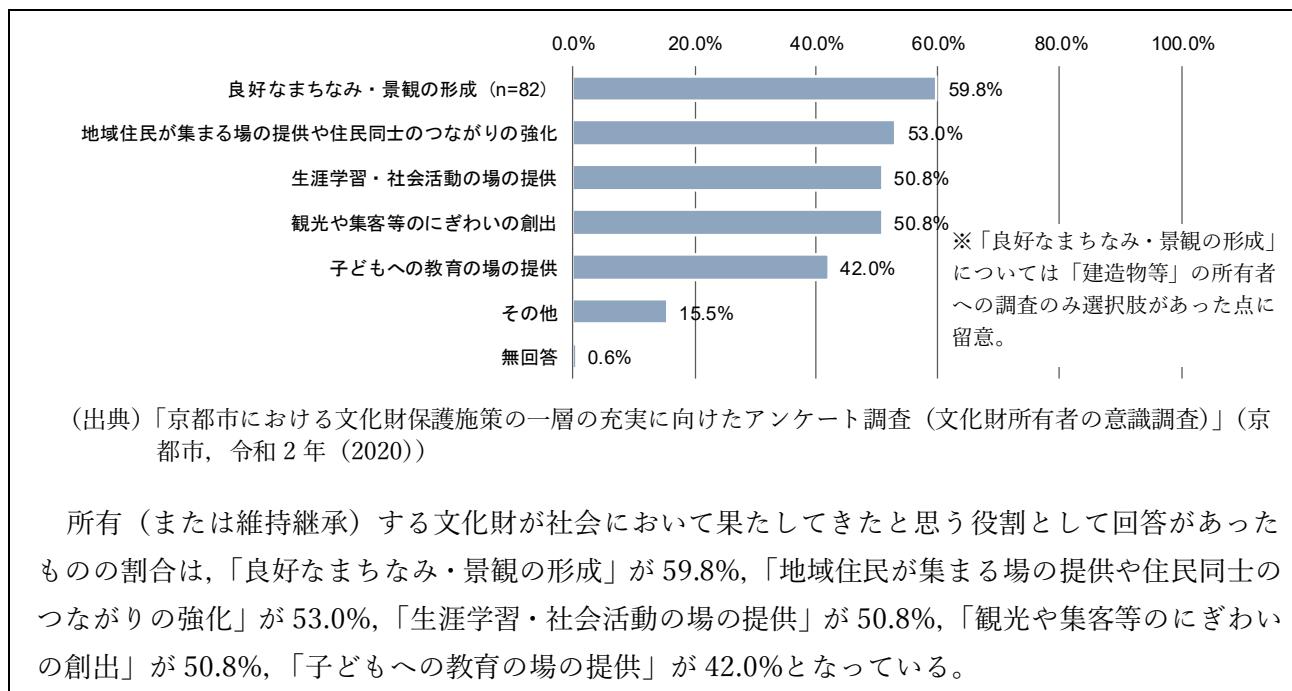
一方で、近年、京都文化遺産の重要性が再認識され、観光、ものづくり・産業、大学、教育・子育て支援、まちづくりなどの様々な分野にも活かそうとする動きが生まれている。

こうした動きに合わせて、指定・登録された文化財も含め、京都文化遺産の多様な価値を引き出すことを通じて、市民をはじめ多くの関係者が京都文化遺産を守ることの重要性に気づき、みずから手で日々の暮らしの中で伝えていくことが求められる。

京都文化遺産には、建造物、美術工芸品、民俗文化財、文化的景観、生活文化など、多種多様なものが存在し、それらの存在する場所や関わる主体についても、地蔵盆のようにそれぞれの地域に密着したものから、北部の山間地域に特有のものまで多岐に渡っている。

このため、それぞれの京都文化遺産の特性や、置かれた場所、関係者の状況に応じて、その価値を最大限活かせるよう、最適な手法による活用を目指すことが求められる。

図表 167 文化財が社会において果たしてきた役割（複数回答：n=181）



## 2. 京都文化遺産の維持継承に関する方針と具体的な施策

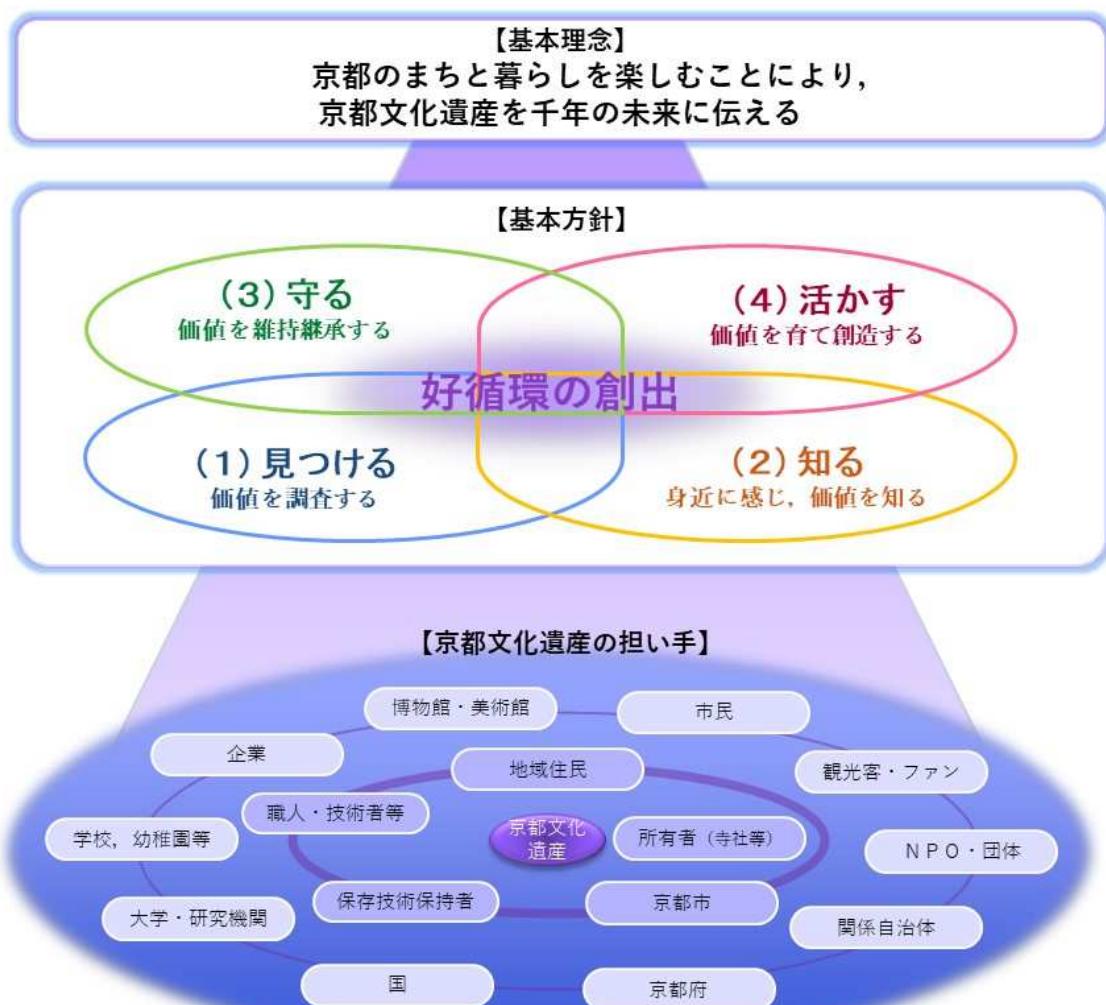
京都文化遺産の維持継承に向けては、担い手の確保や、保存に係る財源の確保など、様々な課題がある一方、京都市では、京都文化遺産の所有者や保存技術の保存団体はもとより、市民、大学、博物館、企業等の関係者が京都文化遺産をまちの誇りに思い、その維持継承に高い関心を抱いている。

これから京都文化遺産の維持継承を進めていくうえでは、京都文化遺産を大切に思う多くの担い手が、その取組を共有し、連携、協力の下、進めていくことが求められる。

このため、京都市文化財保護審議会からの答申を踏まえ、「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」を基本理念、「見つける」「知る」「守る」「活かす」を基本方針として、具体的な施策を示し、多くの関係者と共有を図ることで、京都文化遺産の維持継承の取組を強力に推進していく。また、「見つける」「知る」「守る」「活かす」のための多様な取組を相互に連携、融合を図っていくことにより、より一層の好循環を創出し、京都文化遺産の持続的な維持継承につなげていく（図表 168）。

以降に掲げる施策については、関係機関との調整や毎年度の予算編成を通じて実施を検討していくこととする。

図表 168 京都文化遺産の維持継承に関する基本理念・基本方針等



## (1) 見つける <京都文化遺産の価値を調査する>

京都のまちの至るところに眠っている、まだ知られていない京都文化遺産について、その所有者や、市内の歴史や文化の研究を行う大学・研究機関、京都の隠れた魅力を発信しようとする企業、団体等の関係者はもとより、幅広い市民と共に調査を進め、歴史都市・京都の新たな魅力を創出する。

### ア 京都文化遺産の調査の推進

#### ① 京都文化遺産に関する計画的な調査の推進

平安宮跡、乙訓古墳群、周山城跡、石見城跡、指月城跡等の日本の歴史を語るうえで欠くことのできない重要遺跡やその出土遺物、歴史資料等について、継続的に調査を進める。

また、平安京につながる旧街道沿い(歴史の道)に残された京都文化遺産や、市内に伝承され、地域や寺社で行われている様々な無形の民俗行事に関する調査を実施する。

#### ② 京都文化遺産の調査に向けた検討

旧家等が保管する古文書や民俗資料、近代の映像資料や産業遺産、戦後のモダニズム建築や数寄屋建築、農山村の民家建築等、今後の調査に向けた検討を行い、優先すべきものから調査の実施に移す。

また、既に調査されている京町家や近代建築等で急速な消失が懸念されるものについても、消失状況等を明らかにし、保存への機運を高めるための追跡調査を検討する。

#### ③ 京都文化遺産の記録保存の推進

人口減少社会の中で、維持継承し切れない可能性がある京都文化遺産については、確実な記録保存が行われるよう、情報収集を行う。

### イ 幅広い市民や大学や企業等との連携による調査・研究の推進

#### ① 市民による京都文化遺産の掘り起こしの推進

“京都を彩る建物や庭園”や“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”的テーマ案に関する提案を募集することにより、市民による京都文化遺産の一層の掘り起こしを図る。

また、京都の身近な風景から地域らしさをひもとく手法の発信により、市民と共にそれぞれの地域の新たな魅力を再発見する。

#### ② 大学、博物館、企業等との情報共有と共同による調査・研究の推進

行政や大学、博物館、企業等の関係主体が、京都文化遺産に関する情報を共有するためのネットワークを構築するとともに、最新の知見や技術を活かして、共同して京都文化遺産の調査・研究を進める。

#### ③ 出土遺物、古文書等の整理、リスト化、公開の推進

京都文化遺産の関係者との共同による調査・研究、情報発信の一層の促進に向けて、出土遺物や古文書等の分類整理、リスト化、ホームページでの公開等を進める。

## (2) 知る <京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る>

地域のお祭りや京料理、着物などの暮らしの文化、道を歩けば出会う歴史的建造物や遺跡など、身近に存在し、子どもからお年寄りまでそれぞれの市民の暮らしを豊かにしてくれる京都文化遺産の価値を把握し、京都市民をはじめ、多くの人々と共有を図っていく。

### ア 市民一人一人が京都文化遺産を守ることの大切さについて理解を深める取組の充実

#### ① 京都文化遺産の正しい価値の発信

京都文化遺産に関する研究を推進し、その成果を「京都市文化財ブックス」や「京都市文化財保護課研究紀要」などの発行を通じて多くの人と共有する。

また、祭礼行事や民俗芸能等の映像記録について、多くの人々に見て、理解を深めてもらえるよう、広く貸出しを行うほか、多様な発信の方法を検討する。

#### ② 地域住民を対象に京都文化遺産の価値をより深く、分かりやすく伝える取組の推進

京都文化遺産の主たる担い手となる地域住民等を対象に、古文書等を通じて京都文化遺産の魅力を解説する講座や、発掘の現地説明会、史跡ウォークなどの体験型のイベント等を実施することにより、京都文化遺産の価値をより深く、分かりやすく伝える。

#### ③ 次代を担う世代に京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取組の推進

地域や学校等の京都文化遺産の様々な関係者の協力を得て京都文化遺産に関する学習・体験の機会を設けることで、次代を担う子どもたちやその親となる世代に、京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取組を進める。

### イ より幅広い人が京都文化遺産の維持継承の支え手となるための取組の充実

#### ① 京都文化遺産に興味を持つ人の裾野を広げるための国内外への発信

京都文化遺産に興味を持つ人の裾野を広げるため、SNSやAI、VR、AR等の効果的な先端技術の活用や、多言語発信の強化により、京都文化遺産の価値を広く国内外に発信する。

#### ② 京都の歴史の蓄積を活かした京都文化遺産の価値の発信

祇園祭、京都五山送り火などの著名な伝行事や食文化などの身近な暮らしの文化、永年に渡る京都の歴史の蓄積を活かして国内外の多くの人に京都文化遺産に興味を持ってもらう取組を推進する。

#### ③ 市内博物館や生涯学習施設等との連携による情報発信の充実

多くの人がその興味に合わせて、京都の歴史や文化をより深く知ることができるよう、市内の博物館や生涯学習施設等との連携により、情報発信を行う。

#### ④ より積極的に京都文化遺産の維持継承に関わってもらうための取組の充実

京都文化遺産のファンや支え手が維持継承の活動を直に体験できる場を設けるなど、より深く京都文化遺産の維持継承に関わることのできる機会を創出する。

### (3) 守る <京都文化遺産の価値を維持継承する>

1200年を超える京都の歴史を今に伝える貴重な文化財を、歴史都市・京都のまちのシンボルとして保存するとともに、京都のまちや暮らしと一体となって、歴史都市・京都の魅力を高める京都文化遺産について、まちづくりの一環として、持続的な維持継承につなげていく。

#### ア 京都文化遺産の維持継承の取組の推進

##### ① 京都文化遺産の文化財への指定等の推進

歴史都市・京都の魅力の一層の向上につながる文化財の指定・登録を進める。和装、華道、茶道、書道等の既存の条例による文化財の対象となっていないものについても、制度改正も含めた保護の方策を検討する。

未指定・未登録の京都文化遺産については、市独自の制度やまちづくりの施策等を活用しながら、維持継承につなげる。

「風流踊」のようなユネスコ無形文化遺産の候補となるものについては、登録に向けた地元での機運醸成を進める。

##### ② 京都文化遺産の所有者等に対する支援

京都文化遺産の所有者等に対する税負担の軽減や修理時の補助、融資の斡旋などの必要な支援を行うとともに、保存活用計画作成や維持継承の取組への助言などを行う。

また、京都文化遺産を将来に残そうとする意志のある者への譲渡や管理組織の法人化などの持続的な管理形態への見直しについて支援を行う。

##### ③ 民間事業者からの届出等を通じた京都文化遺産の保存・活用の支援

開発等に係る民間事業者からの届出等の機会を通じて、地域の魅力向上に寄与する京都文化遺産の保存・活用に係る助言・指導を行うことで、民間事業者による保存・活用の取組を支援する。

##### ④ 京都文化遺産に関する技術の向上のための取組の推進

京都文化遺産を末永く未来へ伝えていくため、京都文化遺産に関する技術の一層の向上のための調査・研究を進める。

#### イ 文化財、文化財公開施設等の保存・保全の推進

##### ① 文化財、文化財公開施設の修理等の推進

本市が管理する文化財や文化財公開施設について、計画的な修理等に取り組む。また、国の指定を受けた史跡等は、必要なものは買い上げるなど、市民に親しまれる場所として保存する。

##### ② 京都文化遺産の保存施設の確保に向けた検討

本市が所有する埋蔵文化財、美術工芸品、歴史資料、民俗資料等の保管場所の確保や恒温、恒湿の環境の実現、民間が所有する京都文化遺産の災害時の一時受入先の確保に向けた手法の検討を行う。

### ③ 天然記念物の保全

天然記念物深泥池生物群集について、調査事業を継続しながら、池の生態系改善に取り組む。

また、特別天然記念物オオサンショウウオについて、市内の河川における生息調査を実施し、その生態の研究や交雑が起こっている地域の対応方法の検討などの保全対策を行う。

## ウ 京都文化遺産の保存に係る財源の確保や長期的な管理費用の低減

### ① 京都文化遺産の活用を通じた財源の確保の支援

特別公開や旅行商品の企画、ユニークベニューとしての活用等の取組を通じて、所有者の京都文化遺産の保存のための財源の確保に取り組む。

### ② 適切な周期での文化財修理の推進

適切な周期で計画的に修理を実施することを通じて、長期累計の管理費用の低減を図るため、本市が所有する文化財の保存活用計画の策定や、民間が所有する文化財の保存活用計画策定への支援を行う。

### ③ 新たな財源確保、資金調達の手法等の検討

京都文化遺産に関連するイベントや講座等における寄付やふるさと納税の募集、電子マネーの事業者との連携によるポイント還元、修理時のクラウドファンディング、有料のバックヤードツアーの実施など、様々な資金調達の手法を検討する。

## エ 京都文化遺産の担い手の確保

### ① 京都文化遺産の担い手が相互に連携・情報交換を行う場の提供

京都文化遺産の担い手がお互いのノウハウや課題を共有し、京都文化遺産の維持継承に連携して取り組んでいくよう、情報交換を行う場を設ける。

### ② 京都文化遺産の担い手の育成

歴史的建造物について専門的な知識を有し、その調査等を行う「京都市文化財マネージャー」の養成や、ボランティアである「みやこ文化財愛護委員」のスキルアップに対する支援を行うなど、京都文化遺産の維持継承の担い手の育成に取り組む。また、多様な京都文化遺産の関係者が、維持継承の活動に積極的に参画、協力するよう取組の輪を広げていく。

### ③ 京都文化遺産の担い手を支援、顕彰する制度の検討

伝統文化や伝統産業に係る功労者等の支援、顕彰に加え、京都文化遺産に関する技術の保持者や文化財マネージャー、みやこ文化財愛護委員、史跡保存会等として活動される方に対する支援制度、顕彰制度の創設を検討する。

また、京都文化遺産の保存・活用の取組を支援する団体を「文化財保存活用支援団体」として指定することで、その活動の一層の促進を図る。

## **オ 暮らしの文化を支える生業や匠の技の継承**

### **① 京都文化遺産を支える資源等の確保**

伝統的な文化芸術の継承や文化財等の保存修理に必要な木材や檜皮、漆、チマキザサ等を、市内産で安定的に供給できるよう、生産地の確保や気候変動等の自然環境の変化への対応を進める。

また、京都文化遺産を支える多様な資源と、その基となる生物多様性を保全するための取組を行う。

### **② 京都文化遺産に関する技術等の産業としての安定化の推進**

適切な周期での修理や、新たな分野への応用等の検討を通じて、京都文化遺産に関する技術や原材料生産の産業としての安定化を目指す。

### **③ 市内外の産地との協力による伝統的な文化やものづくりの活性化の検討**

京都の伝統的な文化やものづくりについて市内外の関係する地域と協力しながら、その活性化策を検討する。

その他、伝統芸能文化に用いられる楽器・用具用品やそれに係る伝統工芸技術の復元、古典芸能・民俗芸能の活性化のための取組の実施、関係機関や施設とのネットワーク構築等を通して、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目指す「伝統芸能文化創生プロジェクト」を推進する。

## **カ 防災・防火、防犯の対策の充実**

### **① 市民、地域と一体となった防火・防災対策の推進**

自動火災報知設備や消火器の設置・更新に対する補助を行うとともに、文化財所有者を対象とした防火防災教育や防災対策マニュアルの周知、防災訓練の実施、防火指導の徹底等、文化財関係者、市民、地域と一体となって防火・防災対策を推進する。

### **② 文化財が被災した場合の対応等の検討**

文化財が被災した場合の応急措置のための体制の整備や一時保管場所の確保等に取り組む。

また、京都国立博物館、京都府等と連携して大規模災害の発生時を想定し、広域で連携、協力するネットワークの充実を目指す。

### **③ 文化財の防犯対策の推進**

文化財の防犯対策として、防犯カメラの設置に対する補助を行うとともに、故意による文化財の毀損等の抑止を図るため、京都市文化財保護条例に係る罰則の強化等を検討する。

## (4) 活かす <京都文化遺産の価値を育て、創造する>

京都では、京都文化遺産を核として、それぞれの地域が独自性を発揮してまちづくりに取り組んでいることを踏まえ、京都文化遺産を地域の活性化に活かし、あるいは市民の暮らしの中に取り入れることにより、歴史都市としての魅力を高め、市民生活を豊かにしていくことを目指す。

### ア 京都文化遺産の活用の普及

#### ① 京都文化遺産の適切な活用の意識の醸成

京都文化遺産の維持継承を図るうえで、全ての人が遵守すべき事項を示すとともに、京都文化遺産に関する研修等を通じて、適切な活用に関する意識の醸成を図る。

#### ② 京都の歴史や文化の理解につながる活用の普及

京都文化遺産に関する古文書等の歴史資料の一層の把握・解読を行い、京都文化遺産の価値を高めるとともに、関係者が守るべき価値を認識することにより、京都の歴史や文化の理解につながる活用につなげる。

### イ 京都文化遺産を活かした文化的・社会的・経済的価値の創出

#### ① 京都文化遺産の特性に応じた保存・活用の推進

地域コミュニティの核となる祭礼行事・民俗芸能や、人々の生活文化を今に伝える京町家、新たな活用を目指す歴史的建造物など、それぞれの京都文化遺産の特性に応じて、市民がその暮らしの中に京都文化遺産を取り入れる取組を支援することにより、持続的な維持継承を目指す。

#### ② 京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備

京都の活力を生み出す魅力的な景観形成に向けて、歴史的建造物が多く残り、景観保全が特に必要な地域における無電柱化や道路の美装化を推進するなど、京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備を進める。

また、京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインに基づき、庭園の借景などの京都らしい景観を構成する森林の保全・再生に関連部局や地域・林業関係者等が連携して取り組む。

#### ③ 京都文化遺産の多様な価値を引き出すための様々な関係者との連携の推進

伝統的なデザインの産業での活用や、観光とのタイアップによる京都文化遺産に触れる機会の充実、京都の魅力を研究する「京都学」の一層の発展、歴史的つながりを持つ都市との交流の促進を目指す等、京都文化遺産の多様な価値を引き出すために、様々な関係者との連携を進める。

#### ④ それぞれの地域の京都文化遺産を活かした市民主体のまちづくりの推進

市内それぞれの地域の魅力的な京都文化遺産を核とする地域活性化の施策や、空き家対策や細街路対策等の地域の課題解決を目指す施策とも連携しながら、地域住民が主体となったまちづくりを進め、京都文化遺産の持続的な維持継承に寄与する。

## 第5章 京都文化遺産の維持継承に関する措置

本章では、本市が歴史都市としてこれまでから取り組んできた蓄積を活かして、京都文化遺産の維持継承に関する具体的な措置として全151件（本市が主体となって取り組むもの142件（新規24件））を示す。

本市は、現在、これまでに経験のない危機的な財政状況にあり、長期に渡る歳入歳出両面からの改革が求められている。とりわけ、令和3年度（2021）からの3年間を、集中改革期間と位置付け、行財政改革に取り組むことを踏まえ、それぞれの措置の実施に係る経費縮減や財源の確保を図ることはもとより、地域・経済の活性化の視点の追加や、関係者との連携の強化等により社会、経済における一層の好循環の創出を目指すこととしている。

本章に掲げる具体的な措置については、関係者との調整や毎年度ごとの議会における予算審議を通じて実施を検討していくものであり、趣旨や目的が類似した措置の効率的な推進を図るなど、京都文化遺産を取り巻く環境の変化等を踏まえ、常に見直しを行っていくものとする。

措置のための財源については、市独自の財源だけでなく、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）や地方創生推進交付金等の国の補助金・交付金、クラウドファンディングやふるさと納税制度等を積極的に活用し、措置の目的・内容に応じた幅広い財源の確保に努めることとする。

それぞれの措置の実施に向けては、着手時期の目安として、「実施中（既に着手しているもの）」、「短期（令和4年度までの2年間を目途に着手するもの）」、「中期（令和7年度までの5年間を目途に着手するもの）」、「長期（令和12年度までの10年間を目途に着手するもの）」に分けて整理した。

短期的には、既存の措置に係る工夫や関係者との連携により必ずしも予算を要することなく「好循環」を創出につなげられるものから取り組むこととし、中期的、長期的には、本市の財政状況を見極めながら、多様な関係者からの京都文化遺産の保存・活用の相談に応じられる体制の整備や、京都文化遺産の維持継承の拠点となる施設の整備等、歴史都市・京都の未来を創造する取組を進めいくこととする。

<京都文化遺産の維持継承に関する措置の記載について>

- 各措置の内容、取組主体及び着手時期を次の記載例に従い、取りまとめている。

(記載例)

|   | 措置     | 取組主体     | 実施時期 |
|---|--------|----------|------|
| a | ○○○○調査 | 市        | 実施中  |
| b | ○○○○事業 | 市        | 短期   |
| c | △△△△事業 | 市、△△△協議会 | 中期   |
| d | □□□□事業 | 市、□□□委員会 | 長期   |

- 各措置について、それぞれ、実施中（既に着手しているもの）、短期（令和4年度までの2年間を目途に着手するもの）、中期（令和7年度までの5年間を目途に着手するもの）、長期（令和12年度までの10年間を目途に着手するもの）により、着手時期の目安を示す。
- 各措置の実施については、関係機関との調整や毎年度ごとの議会における予算審議を通じて検討していくこととする。
- 多様な取組を相互に連携・融合させることにより、地域や経済の活性化につなげていくための主な取組事例を「好循環の視点」として示す。

## (1) 見つける <京都文化遺産の価値を調査する>

### ア 京都文化遺産の調査の推進

#### ① 京都文化遺産に関する計画的な調査の推進

|   | 措置   | 取組主体          | 実施時期 |
|---|--|---------------|------|
| a | <b>重要遺跡調査</b><br>平安宮跡、乙訓古墳群、周山城跡、石見城跡、指月城跡等の重要遺跡やその出土遺物等について、継続的に調査を進める。 | 市、京都市埋蔵文化財研究所 | 実施中  |
| b | <b>歴史の道調査</b><br>平安京につながる旧街道沿い(歴史の道)に残された京都文化遺産について、調査を実施する。             | 市、府           | 実施中  |
| c | <b>祭り・行事調査</b><br>市内に伝承され、地域や寺社で行われている様々な無形の民俗行事について、調査を実施する。            | 市、府           | 実施中  |
| d | <b>古文書等の歴史資料の把握等に係る情報集約</b><br>関係団体等と連携し、古文書等の歴史資料の把握、解説に係る情報収集を進める。     | 市、京都市歴史資料館    | 実施中  |
| e | <b>市指定・登録文化財への指定・登録</b><br>京都文化遺産の詳細調査を行い、文化財の指定・登録を行う。                  | 市             | 実施中  |

#### 【関係団体等における取組】

|   | 措置   | 取組主体     | 実施時期 |
|---|--|----------|------|
| a | <b>「京都祇園祭の山鉾行事」歴史資料調査事業</b><br>令和5年に迎える連合会創立100周年を一つの機会として、「京都祇園祭の山鉾行事」に係る近現代資料を調査・整理する。 | 祇園祭山鉾連合会 | 実施中  |

#### ② 京都文化遺産の調査に向けた検討

|   | 措置   | 取組主体 | 実施時期 |
|---|--|------|------|
| a | <b>京都文化遺産の調査に向けた検討</b><br>古文書や民俗資料、産業遺産、戦後建築、さらには京町家や近代建築の消失状況など、今後必要となる調査の検討を行い、優先すべきものから実施に移す。 | 市    | 実施中  |

#### ③ 京都文化遺産の記録保存の推進

|   | 措置   | 取組主体 | 実施時期 |
|---|--|------|------|
| a | <b>京都文化遺産の把握と記録保存の実施【新規】</b><br>京都文化遺産の情報収集を行い、必要なものについて記録保存を行う。 | 市    | 中期   |

## イ 幅広い市民や大学や企業等との連携による調査・研究の推進

### ① 市民による京都文化遺産の掘り起こしの推進

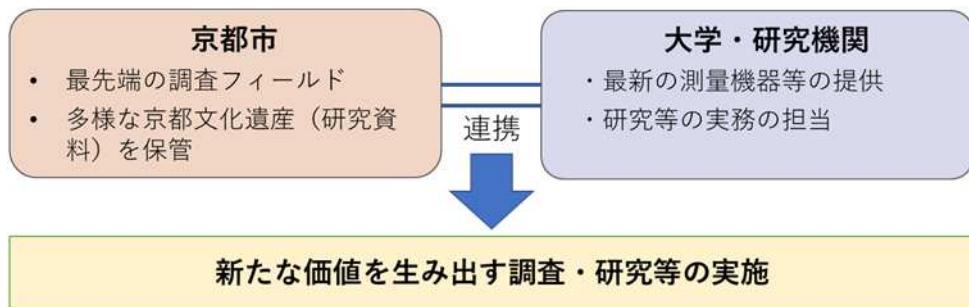
|   | 措置  | 取組主体 | 実施時期 |
|---|---|------|------|
| a | <b>京都を彩る建物や庭園の提案の募集</b><br>"京都を彩る建物や庭園"制度に係る市民からの公募により、選定・認定することで、市民主体となつた維持継承を図る。      | 市    | 実施中  |
| b | <b>文化的景観を通じた「地域らしさ」発見プロジェクト（仮称）【新規】</b><br>市民に身近な風景から地域の魅力の源泉となる「地域らしさ」を見つけてもらう取組を推進する。 | 市    | 短期   |
| c | <b>“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”的テーマ案の募集</b><br>“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”的テーマ案について市民から募集する。           | 市    | 実施中  |

② 大学、博物館、企業等との情報共有と共同による調査・研究の推進

|   | 措置  | 取組主体  | 実施時期 |
|---|---|-------|------|
| a | 未来を創る京都文化遺産創造事業【新規】<br>大学、企業等の関係者と共により京都文化遺産の調査・研究を進めるモデル事業を行う。 | 市、大学等 | 短期   |

<好循環の視点1>調査・研究等の一層の充実（未来を創る京都文化遺産創造事業）

京都文化遺産に関する研究等を行う大学等と、京都文化遺産に関する様々な資料や所有者、関係団体とのネットワーク、最先端の調査フィールド等を有する本市が、一層の連携を密にすることで、歴史都市・京都の新たな魅力を創出する調査研究を進める。



<今後の取組（予定）>

① 近代産業遺産（京友禅）のデータ化及び情報発信

本市と立命館大学、京都市立芸術大学が連携し、貴重な近代産業遺産と言える型友禅に関わる一括資料の調査、台帳作成を行い、そのデザイン等の活用を進める。

② 出土文化財の保存技術の向上を目指した研究

本市と龍谷大学、京都市埋蔵文化財研究所が連携し、劣化防止の難易度が高い鉄製品の新たな保存技術の開発に向けた基礎調査を行い、保存処理技術の向上を目指す。

③ 大学と連携した学芸員の養成

本市と市内大学が連携し、発掘調査や大学での研究・教育の成果を、学生が自ら考え、展示・発信する企画展を開催することで、大学における学芸員養成の充実に寄与する。

④ 京都文化遺産を活用したデザイン及び商品企画

本市と京都市立芸術大学が連携し、京都文化遺産に活用される伝統的なデザインの商品企画も視野に入れた調査・研究を行う。

⑤ 視線のアーカイブ・出土文化財の3D解析

本市と京都市立芸術大学、奈良文化財研究所が連携し、出土文化財の3D解析を行い、研究者のみならず、デザイナーや外国人など、様々な人から見た出土文化財の価値を掘り起こす研究を行う。

③ 出土遺物、古文書等の整理、リスト化、公開の推進

|   | 措置  | 取組主体       | 実施時期 |
|---|---|------------|------|
| a | 出土文化財の整理<br>出土遺物の分類整理、リスト化、ホームページでの公開等を進める。         | 市、京都市考古資料館 | 実施中  |
| b | 歴史資料館デジタルアーカイブ事業<br>古文書等の分類整理、リスト化、ホームページでの公開等を進める。 | 京都市歴史資料館   | 実施中  |

## (2) 知る <京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る>

### ア 市民一人一人が京都文化遺産を守ることの大切さについて理解を深める取組の充実

#### ① 京都文化遺産の正しい価値の発信

|   | 措置  | 取組主体                | 実施時期 |
|---|---|---------------------|------|
| a | 「京都市文化財ブックス」、「京都市文化財保護課研究紀要」の発行<br>京都文化遺産に係る研究成果を「京都市文化財ブックス」、「京都市文化財保護課研究紀要」にまとめ<br>る。 | 市                   | 実施中  |
| b | 民俗文化財等に係る映像資料の貸出<br>記録保存を実施した映像資料等について、広く貸出を行う。   | 市                   | 実施中  |
| c | 「伝統行事・芸能等記録映画」等WEB公開事業【新規】<br>本市が貸し出している「伝統行事・芸能等記録映画」などをWEB公開する。                       | 市、京都市文化観光資源保護財団     | 短期   |
| d | 文化財建造物保存技術普及啓発事業<br>京都市文化財建造物保存技術研修センターにおいて檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発事業を実施する。                    | 京都市文化財建造物保存技術研修センター | 実施中  |
| e | 京都文化遺産の維持継承の重要性を共有するための取組の推進<br>京都文化遺産を未来に伝えていく重要性についての市民の理解を育む取組を進める。                  | 市                   | 実施中  |

#### <好循環の視点2>「京都市文化財ブックス」、「京都市文化財保護課研究紀要」の充実

本市では、毎年、文化財保護課職員が、京都文化遺産の調査の成果を「京都市文化財ブックス」や「京都市文化財保護課研究紀要」にまとめ、発信している。

本計画を推進するに当たっては、新たに「未来を創る京都文化遺産創造事業」(P.103②)の成果を掲載するなど、各冊子の内容の一層の充実を図る。

また、各冊子の巻末においては、寄付の御案内等を掲載するなど、幅広い読者に本市の文化財保護に対する協力を求めていく。

図表 169 京都市文化財ブックス、  
京都市文化財保護課研究紀要



② 地域住民を対象に京都文化遺産の価値をより深く、分かりやすく伝える取組の推進

|   | 措置  | 取組主体                 | 実施時期 |
|---|---|----------------------|------|
| a | <b>古文書講座など、地域の歴史を深く知るための講座の開催</b><br>地域住民等を対象に、古文書等を通じて京都文化遺産の魅力を解説する講座を開催する。                       | 市、京都市歴史資料館           | 実施中  |
| b | <b>発掘現場説明会の開催</b><br>最新の発掘の成果について現地説明会等を実施する。   | 市、京都市埋蔵文化財研究所、民間調査団体 | 実施中  |
| c | <b>文化財修理現場の公開【新規】</b><br>所有者の協力を得ながら、文化財の修理等に合わせた修理現場の公開等の機会を設けていく。                                 | 市、所有者                | 短期   |
| d | <b>京都文化遺産を活かした体験学習や体験型イベントの実施</b><br>史跡ウォークや勾玉づくりなどの体験型のイベント等、市民に楽しんでもらいながら京都文化遺産の価値を知ってもらう取組を実施する。 | 市、京都市文化観光資源保護財団      | 実施中  |

③ 次代を担う世代に京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取組の推進

|   | 措置  | 取組主体                            | 実施時期 |
|---|---|---------------------------------|------|
| a | <b>小・中・高等学校における伝統文化体験等の実施</b><br>市立小・中・高等学校における伝統文化体験の機会を創出する。                | 市、学校                            | 実施中  |
| b | <b>京の「匠」先生派遣事業（小・中学校への派遣）</b><br>伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、制作実習又は制作実演を行う。       | 市、学校、職人                         | 実施中  |
| c | <b>歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定の実施</b><br>検定等を通じて京都の魅力について理解を深めてもらい、それぞれの活動の場で発信してもらう。 | 市、「歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定」推進プロジェクト | 実施中  |
| d | <b>中高生による「京都検定3級」チャレンジ事業</b><br>市内在住・在学の中高生を対象に「京都・観光文化検定試験（3級）」受験の機会を提供する。   | 市                               | 実施中  |
| e | <b>京都文化遺産関係者による生き方探究・チャレンジ体験等の受け入れ</b><br>京都市埋蔵文化財研究所等において、中学生の職業体験の受け入れを行う。  | 市、関係団体、京都まなびの街生き方探究館            | 実施中  |
| f | <b>伝統文化親子教室の開催</b><br>地域が主体となり、子どもたちに伝統文化を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する。           | 市、伝統文化関係団体                      | 実施中  |
| g | <b>“京都をつなぐ無形文化遺産”親子体験事業</b><br>地蔵盆や和菓子作り教室など、子どもたちが文化財に関心を持つような取組を推進する。       | 市                               | 実施中  |
| h | <b>子どもに対する埋蔵文化財の普及啓発の実施</b><br>子どもたちに対し、考古資料を活用した講座や土器づくりなどの体験講座、史跡探訪等を実施する。  | 市、京都市文化観光資源保護財団、埋蔵文化財研究所        | 実施中  |
| i | <b>みやこ子ども土曜塾と連携した体験活動の企画</b><br>土日祝・夏休みに京都ならではの学習資源を生かした豊かな学びと育ちの場を提供する。      | 市、みやこ子ども土曜塾登録団体                 | 実施中  |

## イ より幅広い人が京都文化遺産の維持継承の支え手となるための取組の充実

### ① 京都文化遺産に興味を持つ人の裾野を広げるための国内外への発信

|   | 措置  | 取組主体  | 実施時期 |
|---|---|-------|------|
| a | <a href="#">京都の文化遺産 HP や SNS 等による発信の充実</a><br>「京都の文化遺産」のホームページを活用し、広く市民に京都文化遺産の魅力を発信する。 | 市、所有者 | 実施中  |
| b | <a href="#">アプリ「京都遺産めぐり」の活用</a><br>アプリ「京都遺産めぐり」を用いて、京都文化遺産を身近に体験してもらう取組を進める。            | 市     | 実施中  |
| c | <a href="#">京都文化遺産の多言語解説の充実</a><br>それぞれの京都文化遺産における多言語解説の充実を図る。                          | 市     | 実施中  |
| d | <a href="#">先端技術を活用した多様な情報発信の推進【新規】</a><br>先端技術を用いて、京都文化遺産の多様な保存・活用を実現し、効果的な情報発信を行う。    | 市     | 短期   |

### ② 京都の歴史の蓄積を活かした京都文化遺産の価値の発信

|   | 措置  | 取組主体              | 実施時期 |
|---|---|-------------------|------|
| a | <a href="#">京都文化遺産に関する展覧会の開催</a><br>歴史資料館、考古資料館において、京都文化遺産に関する展覧会を開催する。                                 | 京都市歴史資料館、京都市考古資料館 | 実施中  |
| b | <a href="#">京都創生の推進</a><br>日本の財産であり、世界の宝でもある京都の景観・文化・観光の重要性について国内外からの理解と支援を得ながら更なる京都創生につなげる。            | 市、京都創生推進フォーラム     | 実施中  |
| c | <a href="#">古典の日推進事業</a><br>市民が古典に親しむことができるよう、学校教育や生涯学習、文化芸術などの様々な機会を通じて取組を進めていく。                       | 市、古典の日推進委員会       | 実施中  |
| d | <a href="#">京都薪能</a><br>初夏の京都を彩る年中行事として、京都薪能を開催する。  | 市、京都能楽会           | 実施中  |
| e | <a href="#">京都・花灯路</a><br>歴史的遺産やまち並みと露地行灯の「灯り」、いけばな作品による「花」により、京都ならではの魅力的な空間を創出する「京都・花灯路」を開催する。         | 市、京都・花灯路推進協議会     | 実施中  |
| f | <a href="#">「伝統産業の日」関連事業</a><br>本市独自に「春分の日」を「伝統産業の日」と制定し、その日を中心に、伝統的工芸品の展示会や和装振興事業などの伝統産業振興事業を集中して実施する。 | 市、「伝統産業の日」実行委員会   | 実施中  |

### 【関係団体等における取組】

|   | 措置  | 取組主体               | 実施時期 |
|---|---|--------------------|------|
| a | <a href="#">古都京都の「文化遺産」を守り、育み、創造するための活動の推進</a><br>古都京都の「文化遺産」を毀損することなく後世へ継承するとともに、新たに「未来の文化遺産」を創造するための事業を国内外に広く受発信する。 | 明日の京都 文化遺産プラットフォーム | 実施中  |
| b | <a href="#">京都・観光文化検定の実施</a><br>京都の歴史や文化について、知り、学ぶことのできる京都・観光文化検定を実施する。   | 京都商工会議所            | 実施中  |

③ 市内博物館や生涯学習施設等との連携による情報発信の充実

|   | 措置   | 取組主体           | 実施時期 |
|---|--|----------------|------|
| a | 京都文化遺産講座等（アスニーセミナー、京都学講座等）の開催<br>京都アスニー等において京都文化遺産の魅力を解説する講座を実施する。 | 市、京都市生涯学習振興財団等 | 実施中  |
| b | 市内博物館との連携等による情報発信の充実<br>【新規】<br>市内博物館との連携により、京都文化遺産に関する情報発信の充実を図る。 | 市、市内博物館 等      | 長期   |

④ より積極的に京都文化遺産の維持継承に関わってもらうための取組の充実

|   | 措置  | 取組主体              | 実施時期 |
|---|---|-------------------|------|
| a | 職人による制作体験教室、制作実演（伝統工芸・技の探訪事業）<br>西陣織会館、京都伝統産業ミュージアムにおいて、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。                                       | 市                 | 実施中  |
| b | 「英語で京都をプレゼンテーション」講座<br>留学を予定している学生や、海外の方に京都や日本について発信したいと考えている学生を対象に「英語で京都をプレゼンテーション」講座を実施する。また、その受講者を京都PR学生大使に任命し、広く京都のPRを行ってもらう。 | 市、大学コンソーシアム京都（主催） | 実施中  |

### (3) 守る <京都文化遺産の価値を維持継承する>

#### ア 京都文化遺産の維持継承の取組の推進

##### ① 京都文化遺産の文化財への指定等の推進

|   | 措置  | 取組主体                           | 実施時期 |
|---|---|--------------------------------|------|
| a | <a href="#">市指定・登録文化財への指定・登録（再掲）</a><br>京都文化遺産の詳細調査を行い、文化財の指定・登録を行う。  | 市                              | 実施中  |
| b | <a href="#">国登録文化財への登録に向けた提案の推進</a><br>近代建築等の貴重な京都文化遺産の国登録文化財への登録の提案を進める。                                     | 市                              | 実施中  |
| c | <a href="#">“京都を彩る建物や庭園”的選定・認定</a><br>市民が京都の財産として残したいと思う建物や庭園を選定・認定し、維持・継承・活用を図る。                             | 市                              | 実施中  |
| d | <a href="#">“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”的認定・普及</a><br>"まち・ひと・こころが織り成す京都遺産"の認定をし、一定のテーマによる集合体として発信する。                  | 市                              | 実施中  |
| e | <a href="#">景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の指定</a><br>景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の指定を行う。なお、歴史的風致形成建造物については、指定に係る所有者からの提案を受け付ける。     | 市                              | 実施中  |
| f | <a href="#">ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた機運醸成</a><br>ユネスコ無形文化遺産の候補となる無形の文化遺産について、登録に向けた地元での機運醸成を進める。                      | 市                              | 実施中  |
| g | <a href="#">世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」包括的保存管理計画の策定・推進</a><br>世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」の包括的保存管理計画の策定、推進を図る。 | 市、世界遺産「古都京都の文化財」包括的保存管理計画策定協議会 | 実施中  |
| h | <a href="#">市指定・登録文化財の対象の拡大等の検討【新規】</a><br>国における検討状況を見据えながら、市指定・登録文化財の対象の拡大等の検討を行う。                           | 市                              | 短期   |

② 京都文化遺産の所有者等に対する支援

|   | 措置  | 取組主体        | 実施時期 |
|---|---|-------------|------|
| a | <b>京都市指定登録文化財修理等助成事業</b><br>市指定・登録文化財の所有者等に対する修理時の補助などの必要な支援を行う。                                | 市           | 実施中  |
| b | <b>文化財の重点的修理推進事業</b><br>補助額の上限を拡大し、地域の活性化等に資する文化財の重点的な修理を推進する。(令和6年度(2024)まで)                   | 市           | 実施中  |
| c | <b>防災対策重点強化事業</b><br>自動火災報知機の設置・更新、防犯カメラの設置等に対する補助の拡充等、防災対策を重点的に実施する。(令和6年度(2024)まで)            | 市           | 実施中  |
| d | <b>文化財保護事業資金融資事業</b><br>文化財の修理事業や管理事業に要する資金の融資を斡旋する。  | 市           | 実施中  |
| e | <b>“京都を彩る建物や庭園”修理事業</b><br>“京都を彩る建物や庭園”により、選定・認定した建造物等に対し、修理の補助を行う。                             | 市           | 実施中  |
| f | <b>伝統的建造物群保存事業</b><br>伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従い、修景を進めていくために、必要な費用の一部を補助する。                     | 市           | 実施中  |
| g | <b>歴史的町並み再生事業</b><br>歴史的な町並み景観の保全・整備を図るため、歴史的風致形成建造物、景観重要建造物等として指定した建造物の修理・修景に対する助成を行う。         | 市           | 実施中  |
| h | <b>指定京町家改修補助金</b><br>京町家条例に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に、その保全・継承に必要となる外部改修工事に係る費用の一部の助成を行う。         | 市           | 実施中  |
| i | <b>歴史的建造物等の保全に向けた専門家の派遣</b><br>寺社等の歴史的建築物等の所有者の求めに応じて、維持保全・活用に詳しい専門家を派遣する。                      | 市           | 実施中  |
| j | <b>京町家マッチング制度</b><br>京町家の所有者に対し、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行う。                                    | 市、市登録の専門事業者 | 実施中  |
| k | <b>持続的な管理形態への見直しへの支援【新規】</b><br>文化財の管理組織の法人化等の持続的な管理形態への見直しや将来に残そうとする意志のある者への適正な譲渡を支援するため検討を行う。 | 市           | 中期   |

【関係団体等における取組】

|   | 措置  | 取組主体            | 実施時期 |
|---|---|-----------------|------|
| a | <b>伝統行事・芸能の保存及び執行等に対する助成</b><br>伝統行事・芸能の保存及び執行等に対する助成を行う。                                   | 京都市文化観光資源保護財団   | 実施中  |
| b | <b>京町家改修助成事業（京町家まちづくりファンド）</b><br>将来にわたり維持・保全を図る必要がある京町家で、現時点では他の施策の助成対象となっていないものの改修の助成を行う。 | 京都市景観・まちづくりセンター | 実施中  |
| c | <b>暫定登録文化財制度による緊急の保護対策の実施</b><br>京都府暫定登録文化財に登録された文化財の早期保護を図る。                               | 府               | 実施中  |
| d | <b>文化財保護に関するよろず相談</b><br>京都府内の文化財（未指定を含む）所有者の保存・修理等に関する様々な相談に専門家が応じる。                       | 京都文化財団          | 実施中  |

### <好循環の視点3> 市民の暮らしに根付いた持続的な保存につなげる取組

文化財を末永く未来に引き継いでいくためには、定期的な保存修理が必要である。

こうした中、市民の暮らしに根付いた建造物等においては、活用される中で、持続的に保存が図られている例もある。

このため、それぞれの文化財が市民の暮らしに根付いていくための視点も含めて、文化財の指定や修理補助の施策を進めていく。

図表 170 京都国際マンガミュージアムとして活用される旧京都市立龍池小学校の校舎



図表 171 修理が「京都市指定の文化財展」(令和元年度(2019))での展示につながった嵯峨中院町の千手観音像



### ③ 民間事業者からの届出等を通じた京都文化遺産の保存・活用の支援

|   | 措置  | 取組主体 | 実施時期 |
|---|---|------|------|
| a | <b>埋蔵文化財に係る届出指導</b><br>埋蔵文化財の届出を通じて、地域の魅力向上に寄与する保存・活用の指導・助言を行う。   | 市    | 実施中  |
| b | <b>寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全（デザインレビュー制度の運用）による優れた眺望景観の創生</b><br>貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、眺望景観創生条例に基づく事前協議等を行う。 | 市    | 実施中  |
| c | <b>京都市環境影響評価等に関する条例等に基づく環境影響評価の実施</b><br>開発事業の実施が文化財や景観を含む環境に与える影響の調査、予測、評価を行い、環境への影響が少ない事業となるよう適切な配慮の検討を行う。              | 市    | 実施中  |
| d | <b>京都市都市計画情報等検索ポータルサイトの運用</b><br>都市計画情報、景観情報、埋蔵文化財情報等、検索地点におけるまちづくり情報をポータルサイトにより一元的に発信する。                                 | 市    | 実施中  |
| e | <b>遺跡地図の公開、更新</b><br>最新の知見を踏まえ、約5年毎に遺跡地図の定期的な更新を行う。   | 市    | 実施中  |

④ 京都文化遺産に関する技術の向上のための取組の推進

|   | 措置   | 取組主体                  | 実施時期 |
|---|--|-----------------------|------|
| a | <b>花街等の伝統芸能保存育成事業</b><br>京都伝統伎芸振興財団の行う伝統伎芸保存・育成事業を助成する。  | 市, 京都伝統伎芸振興財団（おおきに財団） | 実施中  |
| b | <b>未来を創る京都文化遺産創造事業（出土文化財の保存技術の向上を目指した研究）（再掲）</b><br>鉄製品を主とする金属製品について、専門的知識を活かした技術開発及び保存処理技術の向上を図るための研究を行う。 | 市, 京都市埋蔵文化財研究所, 大学    | 実施中  |
| c | <b>京都文化遺産の維持継承に有効な先端技術の導入【新規】</b><br>それぞれの京都文化遺産の維持継承活動を行う中で、有効な先端技術の導入を進める。                               | 市, 保存技術保持者, 企業        | 短期   |

イ 文化財、文化財公開施設等の保存・保全の推進

① 文化財、文化財公開施設の修理等の推進（下表には主な取組を記載）

|   | 措置   | 取組主体 | 実施時期 |
|---|--|------|------|
| a | <b>元離宮二条城の本格修理</b><br>元離宮二条城の計画的な本格修理、整備を行う。                   | 市    | 実施中  |
| b | <b>無鄰菴の修理、整備</b><br>無鄰菴の計画的な修繕、整備を行う。                          | 市    | 実施中  |
| c | <b>史跡公有化及び仮整備</b><br>豊楽院跡、西寺塔跡、山科本願寺等の計画的な整備を行う。               | 市    | 実施中  |
| d | <b>都市公園等事業</b><br>名勝円山公園の修復工事や、淀城跡公園における文化財としての価値を生かした再整備を行う。  | 市    | 実施中  |
| e | <b>高瀬川再生プロジェクト</b><br>高瀬川の河道の美装化や水量を確保を行う高瀬川再生プロジェクトを実施する。     | 市    | 実施中  |
| f | <b>文化財、文化財公開施設の修理、整備の検討</b><br>文化財及び文化財公開施設の整備等に係る今後の取組の検討を行う。 | 市    | 実施中  |

【関係団体等における取組】

|   | 措置  | 取組主体   | 実施時期 |
|---|---|--------|------|
| a | <b>国宝・重要文化財の修理</b><br>京都府が所有者からの委託を受けて、国宝・重要文化財の修理を進める。 | 所有者, 府 | 実施中  |

② 京都文化遺産の保存施設の確保に向けた検討

|   | 措置  | 取組主体 | 実施時期 |
|---|---|------|------|
| a | <b>保存施設、災害時受入場所の確保に向けた検討【新規】</b><br>本市が所有する京都文化遺産の保管や、民間が所有する京都文化遺産の災害時の受け入れのための施設確保の検討を行う。 | 市    | 長期   |
| b | <b>歴史資料館、考古資料館の今後の在り方の検討【新規】</b><br>京都文化遺産の保存・活用の拠点として、京都市歴史資料館、考古資料館等の在り方を検討する。            | 市    | 長期   |

#### <好循環の視点4> 歴史資料館、考古資料館の価値を高める施設の在り方の検討

歴史資料館、考古資料館の今後の在り方の検討に向けては、その集約を図るなど、施設の効率化を図ることはもとより、各館や文化財保護課において、取り組んできたこれまでの研究・調査の成果を活かして京都が育んできた豊かな暮らしの文化とその歴史の総合的な発信や、京都文化遺産を活かしたまちづくりの拠点となることを目指す。

また、施設の在り方の検討に当たっては、京都文化遺産の維持継承に関心のある多くの関係主体の参画を得ながら検討を進めることにより、様々な京都文化遺産の関係者の活動の拠点となり、地域や経済の一層の活性化に寄与するものを目指す。

#### ③ 天然記念物の保全（下表には主な取組を記載）。

|   | 措置   | 取組主体 | 実施時期 |
|---|--|------|------|
| a | <b>深泥池保全・活用事業</b><br>天然記念物深泥池について、調査事業を継続しながら、池の生態系改善に取り組む。                                  | 市    | 実施中  |
| b | <b>特別天然記念物オオサンショウウオ保護事業</b><br>特別天然記念物オオサンショウウオの市内河川における生息調査を実施し、交雑が起こっている地域における対応方法等の検討を行う。 | 市    | 実施中  |

### ウ 京都文化遺産の保存に係る財源の確保や長期的な管理費用の低減

#### ① 京都文化遺産の活用を通じた財源の確保の支援

|   | 措置   | 取組主体                 | 実施時期 |
|---|--|----------------------|------|
| a | <b>京都文化遺産の特別公開の推進</b><br>京都文化遺産の特別公開を実施することで、所有者の財源の確保を支援する。   | 市、京都市観光協会、京都古文化保存協会  | 実施中  |
| b | <b>ユニークベニューとして活用を図る京都文化遺産の拡充</b><br>京都文化遺産のユニークベニューとしての活用を通じて、所有者等の財源の確保を支援する。                           | 市、京都文化交流コンベンションビューロー | 実施中  |
| c | <b>活用により得られる収入を文化財の維持継承の財源に充てる仕組みの検討【新規】</b><br>文化財の活用により得られた収入が、保存の財源となる仕組みを構築することにより、文化財の末永い維持継承につなげる。 | 市                    | 短期   |

#### ② 適切な周期での文化財修理の推進

|   | 措置   | 取組主体  | 実施時期 |
|---|--|-------|------|
| a | <b>京都市指定登録文化財修理等助成事業（再掲）</b><br>市指定・登録文化財の修理ができる限り適時に行うことができるよう調整を行う。            | 市     | 実施中  |
| b | <b>文化財保存活用計画の策定の推進</b><br>本市が管理する文化財の保存活用計画の策定や、民間保有施設における計画策定への支援を行う。           | 市、所有者 | 実施中  |
| c | <b>適切な保存・活用のための相談ができる窓口の整備【新規】</b><br>京都文化遺産の所有者や活用希望者が適切な保存・活用について相談できる窓口を整備する。 | 市     | 中期   |

③ 新たな財源確保、資金調達の手法等の検討

|   | 措置   | 取組主体 | 実施時期 |
|---|--|------|------|
| a | <b>寄付、ふるさと納税等の獲得に向けた検討【新規】</b><br>寄付やふるさと納税の募集、修理時のクラウドファンディングの実施など、京都文化遺産の維持継承に係る資金調達のための検討を行う。 | 市    | 短期   |
| b | <b>水垂収蔵庫等におけるバックヤードツアーの実施【新規】</b><br>水垂収蔵庫等においてバックヤード・ツアーの取組を試行的に実施する。                           | 市    | 短期   |

エ 京都文化遺産の担い手の確保

① 京都文化遺産の担い手が相互に連携・情報交換を行う場の提供

|   | 措置  | 取組主体 | 実施時期 |
|---|---|------|------|
| a | <b>“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業</b><br>“京都を彩る建物や庭園”的保存・活用の促進に向けて、所有者が互いに情報交換等を行う場を設ける。 | 市    | 実施中  |
| b | <b>多様な関係者が情報交換し、新たな価値を創出する場の構築【新規】</b><br>関係者がお互いのノウハウや課題を共有したり、情報交換する場を設ける。  | 市    | 中期   |

② 京都文化遺産の担い手の育成

|   | 措置  | 取組主体                  | 実施時期 |
|---|---|-----------------------|------|
| a | <b>京都市文化財マネージャー育成講座の実施</b><br>歴史的建造物の専門的な担い手となる京都市文化財マネージャーの育成を行う。                          | 市、京都市文化財マネージャー育成実行委員会 | 実施中  |
| b | <b>みやこ文化財愛護委員のスキルアップ講座の実施</b><br>「みやこ文化財愛護委員」に対し、スキルアップのための講座の実施などの支援を行う。                   | 市、N P O               | 実施中  |
| c | <b>未来を創る京都文化遺産創造事業（大学と連携した学芸員の養成）（再掲）</b><br>発掘調査や大学における研究・教育の成果を、学生が自ら考え、展示し、発信する企画展を開催する。 | 市、京都市考古資料館、大学         | 実施中  |

③ 京都文化遺産の担い手を支援、顕彰する制度の検討

|   | 措置  | 取組主体 | 実施時期 |
|---|---|------|------|
| a | <b>文化財保存活用支援団体の指定【新規】</b><br>京都文化遺産の保存・活用の取組を支援する団体を「文化財保存活用支援団体」として指定する。                                 | 市    | 中期   |
| b | <b>伝統産業、伝統文化に係る顕彰の実施</b><br>伝統産業や伝統文化を支える担い手を育成・表彰していくことにより、関係業界の振興・発展に努める。                               | 市    | 実施中  |
| c | <b>京都文化遺産の維持継承等に対する支援・顕彰の検討【新規】</b><br>文化財の保存技術保持者や文化財マネージャー、みやこ文化財愛護委員、史跡保存会等として活動される方に対する支援・顕彰の制度を創設する。 | 市    | 中期   |

## オ 暮らしの文化を支える生業や匠の技の継承

### ① 京都文化遺産を支える資源等の確保

|   | 措置  | 取組主体             | 実施時期 |
|---|---|------------------|------|
| a | <a href="#">ふるさと文化財の森における檜皮の確保</a><br>「京都市合併記念の森ヒノキ林」、「日向大神宮境内林」において、森林の手入れと文化財修理の資材となる檜皮の確保を進める。               | 市、全国社寺等屋根工事技術保存会 | 実施中  |
| b | <a href="#">道具・原材料確保対策の実施</a><br>伝統産業製品の製造に不可欠な道具や原材料の安定的な確保に向け、必要な支援を行う。                                       | 市、京都市産業技術研究所等    | 実施中  |
| c | <a href="#">チマキザ再生プロジェクト</a><br>絶滅の危機に瀕する左京区北部のチマキザの持続的再生のため、防鹿柵内の環境整理、次世代の担い手確保及び技術継承支援、普及啓発等の取組を支援する。         | 市、チマキザ再生委員会      | 実施中  |
| d | <a href="#">「伝統文化の森」推進事業</a><br>東山風景林(国有林)及び周辺民有林において、市民や法人等の参画による森林の保全・整備等を推進する。                               | 市、京都伝統文化の森推進協議会  | 実施中  |
| e | <a href="#">地域気候変動適応センターによる情報の収集・分析等【新規】</a><br>京都府との協働で「地域気候変動適応センター」を整備し、気候変動による京都文化遺産等への影響に係る情報の収集・分析・発信を行う。 | 市、府              | 短期   |
| f | <a href="#">京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度</a><br>京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生を実施する団体等の取組を京都市が認定し、支援する。                    | 市、取組団体等          | 実施中  |

### ② 京都文化遺産に関する技術等の産業としての安定化の推進

|   | 措置   | 取組主体         | 実施時期 |
|---|--|--------------|------|
| a | <a href="#">文化財保存活用計画の策定の推進による適切な周期での文化財の修理の推進（再掲）</a><br>京都市保有施設における保存活用計画の策定や、民間保有施設における計画策定を通じて、適切な周期での文化財の修理を推進する。 | 市、所有者        | 実施中  |
| b | <a href="#">横断防止柵等への間伐材活用事業</a><br>間伐材を利用した道路附属物等の設置に取り組む。   | 市            | 実施中  |
| c | <a href="#">「みやこ杣木（そまぎ）」認証制度による市内産木材の利用の推奨</a><br>市内産木材を「みやこ杣木」として認証することで、消費者や工務店に身近に感じ、広く利用してもらうことを目指す。               | 市、京都市域産材供給協会 | 実施中  |
| d | <a href="#">市内産木材を使った京のまちなみ推進事業</a><br>木にあふれた京都らしいまちなみを形成するとともに波及効果による市内産木材の更なる利用拡大を図る。                                | 市、京都市域産材供給協会 | 実施中  |
| e | <a href="#">雨庭整備事業</a><br>公共用地で「雨庭」の整備を進め、緑化や、まちの安心・安全の向上、庭園文化の継承に寄与する。  | 市            | 実施中  |
| f | <a href="#">素材、技術としての伝統産業製品の利活用の推進</a><br>伝統産業の素材・技術を利活用した商品開発などにより、販路の開拓につなげる。  | 市、京都市産業技術研究所 | 実施中  |
| g | <a href="#">京都文化遺産に関する技術等の活用促進に向けた調査・研究【新規】</a><br>京都文化遺産に関する技術の活用促進や原材料の確保に向けた調査・研究等を行う。                              | 市            | 短期   |

③ 市内外の産地との協力による伝統的な文化やものづくりの活性化の検討

|   | 措置   | 取組主体                   | 実施時期 |
|---|--|------------------------|------|
| a | <a href="#">全国の伝統産業、地場産業との連携の促進</a><br>全国の伝統産業や原材料、道具類の産地とのネットワーク化により、伝統産業の活性化を図る。                 | 市                      | 実施中  |
| b | <a href="#">伝統芸能文化創生プロジェクト</a><br>伝統芸能文化に用いられる楽器・用具用品やそれに係る伝統工芸技術の復元、古典芸能・民俗芸能の活性化のための取組等の活動を支援する。 | 市、伝統芸能アーカイブ & リサーチオフィス | 実施中  |

## 力 防災・防火、防犯の対策の充実

① 市民、地域と一体となった防火・防災対策の推進

|   | 措置   | 取組主体            | 実施時期 |
|---|--|-----------------|------|
| a | <a href="#">京都市指定登録文化財修理等助成事業（再掲）</a><br>市指定・登録文化財の防災施設の整備等への補助を行う。  | 市               | 実施中  |
| b | <a href="#">自動火災報知設備や消火器の設置・更新の推進（防災対策重点強化事業）（再掲）</a><br>自動火災報知機の設置・更新、防犯カメラの設置等に対する補助の拡充等、防災対策を重点的に実施する。（令和6年度（2024）まで） | 市               | 実施中  |
| c | <a href="#">文化財防火運動の実施（年2回）</a><br>年2回、京都市内一斉に文化財防火運動を実施する。  | 市、所有者、地域住民      | 実施中  |
| d | <a href="#">文化財市民レスキュー体制の推進</a><br>文化財市民レスキュー体制の一層の推進に向けて、平常時の防災施設の点検や取扱訓練等を行う。  | 市、所有者、地域住民      | 実施中  |
| e | <a href="#">木造住宅耐震診断士派遣事業</a><br>耐震診断を希望する木造住宅の所有者等に対して、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。   | 市               | 実施中  |
| f | <a href="#">まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業</a><br>木造住宅の耐震性が確実に向上する工事や防火改修工事をメニュー化し、該当する工事に要する費用の一部を助成する。                  | 市               | 実施中  |
| g | <a href="#">京都文化財防災対策等連絡会における文化財防災に関する情報共有の推進</a><br>関係機関が連絡会を通じて相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火防災の諸問題に対処する。                       | 市、京都文化財防災対策等連絡会 | 実施中  |

② 文化財が被災した場合の対応等の検討

|   | 措置  | 取組主体            | 実施時期 |
|---|---|-----------------|------|
| a | <a href="#">保存施設、災害時受入場所の確保に向けた検討【新規】（再掲）</a><br>本市が所有する京都文化遺産の保管や、民間が所有する京都文化遺産の災害時の受け入れのための施設確保の検討を行う。            | 市               | 長期   |
| b | <a href="#">京都文化財防災対策等連絡会における文化財防災に関する情報共有の推進（再掲）</a><br>関係機関が連絡会を通じて相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火防災の諸問題に対処する。              | 市、京都文化財防災対策等連絡会 | 実施中  |
| c | <a href="#">地域気候変動適応センターによる情報の収集・分析等【新規】（再掲）</a><br>京都府との協働で「地域気候変動適応センター」を整備し、気候変動による京都文化遺産等への影響に係る情報の収集・分析・発信を行う。 | 市、府             | 短期   |

【関係団体等における取組】

|   | 措置   | 取組主体    | 実施時期 |
|---|--|---------|------|
| a | <b>文化財防災ネットワークの推進</b><br>京都国立博物館、京都府、本市等が連携して文化財の防災体制を強化・促進するためのネットワークを設立し、調査・研究や、講演会・シンポジウムの開催等に取り組む。 | 国立文化財機構 | 実施中  |

③ 文化財の防犯対策の推進

|   | 措置  | 取組主体 | 実施時期 |
|---|---|------|------|
| a | <b>京都市指定登録文化財修理等助成事業（再掲）</b><br>市指定・登録文化財の防犯設備の整備等への補助を行う。                        | 市    | 実施中  |
| b | <b>防犯カメラの設置の推進(防災対策重点強化事業)（再掲）</b><br>文化財の防犯対策として、防犯カメラ等を重点的に実施する。（令和6年度（2024）まで） | 市    | 実施中  |
| c | <b>文化財の毀損に対する罰則の強化の検討【新規】</b><br>故意による文化財の毀損等の抑止を図るため、京都市文化財保護条例に係る罰則の強化等を検討する。   | 市    | 短期   |

## (4) 活かす <京都文化遺産の価値を育て、創造する>

### ア 京都文化遺産の活用の普及

#### ① 京都文化遺産の適切な活用の意識の醸成

|   | 措置  | 取組主体                        | 実施時期 |
|---|---|-----------------------------|------|
| a | 京都文化遺産の維持継承の必要性を共有するための取組の推進（再掲）<br>京都文化遺産を未来に伝えていく重要性について関係者の理解を育む取組を進める。    | 市                           | 実施中  |
| b | 京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・実践<br>持続可能な観光の実現に向け「京都観光行動基準」の普及・実践を図る。                  | 市、京都市観光協会、観光事業者・従事者等、観光客、市民 | 実施中  |
| c | 適切な保存・活用のための相談ができる窓口の整備【新規】（再掲）<br>京都文化遺産の所有者や活用希望者が適切な保存・活用について相談できる窓口を整備する。 | 市                           | 中期   |

#### ② 京都の歴史や文化の理解につながる活用の普及

|   | 措置  | 取組主体           | 実施時期 |
|---|---|----------------|------|
| a | 古文書等の歴史資料の把握・解読に係る情報集約（再掲）<br>古文書等の歴史資料の把握、解読に係る情報収集を進める。また、古文書等の把握・解読を通じて京都文化遺産の価値を高める活用につなげる。 | 市              | 実施中  |
| b | 歴史資料の価値発信プロジェクトの実施【新規】<br>AIによる古文書解読の技術の普及を通じて、古文書等の歴史資料の価値の理解して活用につなげる人材の育成を図る。                | 市、歴史資料の価値発信委員会 | 短期   |

### イ 京都文化遺産を活かした文化的・社会的・経済的価値の創出

#### ① 京都文化遺産の特性に応じた保存・活用の推進

|   | 措置   | 取組主体                 | 実施時期 |
|---|--|----------------------|------|
| a | 祭礼行事・民俗芸能等を活かした地域コミュニティの活性化<br>地域コミュニティの核となる祭礼行事・民俗行事等に対する支援を行う。   | 市                    | 実施中  |
| b | 歴史的建築物保存・活用推進事業<br>「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」による歴史的建築物の保存・活用を進めていくため、所有者に対し、同条例上必要となる「保存活用計画」の作成に係る費用の一部を助成する。 | 市                    | 実施中  |
| c | 京都市京町家保全・継承推進事業<br>京都市京町家保全・継承推進計画に基づき、京町家保全・継承の取組を進める。  | 市                    | 実施中  |
| d | 市内の農林水産物の“京都ブランド”的構築<br>市内の農林水産物が京都の歴史・風土・文化を支えてきた背景など、地域と結びついた“京都ブランド”的ストーリーを発信し、販路の拡大等に活かす。                | 市                    | 実施中  |
| e | 京都文化遺産の特別公開の推進（再掲）<br>京都文化遺産の特別公開の取組を支援する。   | 市、京都市観光協会、京都古文化保存協会  | 実施中  |
| f | ユニークベニューとして活用を図る京都文化遺産の拡充（再掲）<br>京都文化遺産の所有者等によるユニークベニューとしての活用の取組を支援する。                                       | 市、京都文化交流コンベンションビューロー | 実施中  |

|   |  |               |     |
|---|--|---------------|-----|
| g | <a href="#">市が管理する京都文化遺産におけるユニークベニューとしての活用の推進</a><br>二条城や無鄰菴など本市が管理する京都文化遺産のユニークベニューとしての活用を進める。              | 市             | 実施中 |
| h | <a href="#">水垂収蔵庫等におけるバックヤードツアーの実施【新規】(再掲)</a><br>水垂収蔵庫等においてバックヤード・ツアーの取組を試行的に実施する。                          | 市             | 短期  |
| i | <a href="#">文化財保存活用計画の策定の推進(再掲)</a><br>本市が管理する文化財の保存活用計画の策定や、民間保有施設における計画策定への支援を行う。                          | 市, 所有者        | 実施中 |
| j | <a href="#">「みやこ杣木(そまぎ)」認証制度による市内産木材の利用の推奨(再掲)</a><br>市内産木材を「みやこ杣木」として認証することで、消費者や工務店に身近に感じ、広く利用してもらうことを目指す。 | 市, 京都市域産材供給協会 | 実施中 |
| k | <a href="#">素材、技術としての伝統産業製品の利活用の推進(再掲)</a><br>伝統産業の素材・技術を利活用した商品開発などにより、販路の開拓につなげる。                          | 市, 京都市産業技術研究所 | 実施中 |
| l | <a href="#">京都文化遺産に関する技術等の活用促進に向けた調査・研究【新規】(再掲)</a><br>京都文化遺産に関する技術の活用促進や原材料の確保に向けた調査・研究等を行う。                | 市             | 短期  |

## ② 京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備

|   | 措置  | 取組主体          | 実施時期 |
|---|---|---------------|------|
| a | <a href="#">道路修景整備事業（三条周辺地区、清水周辺地区、清水・祇園地区 等）</a><br>近世、近代を通じて京都のメインストリートである三条通やその周辺、京都を代表する観光地である東山地区等における道路修景整備を行う。 | 市             | 実施中  |
| b | <a href="#">歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業</a><br>京都市眺望景観創生条例において、視点場に指定された寺社等の周辺の通りのうち本市が管理する道路を対象に、周辺景観に配慮した舗装等を行う。          | 市             | 実施中  |
| c | <a href="#">文化首都・京都にふさわしい良好な道路空間の創出</a><br>京都らしいいたたずまいを有する地域において、石畳風舗装等、周辺景観と調和した道路整備を行うとともに、安全で快適な通行環境を維持する。         | 市             | 実施中  |
| d | <a href="#">無電柱化等事業</a><br>世界文化遺産周辺など景観に配慮すべき地区において、電線共同溝の整備や架空線整理などの無電柱化事業を推進する。                                     | 市             | 実施中  |
| e | <a href="#">名所説明札等充実整備事業</a><br>寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。                         | 市             | 実施中  |
| f | <a href="#">観光案内標識設置事業</a><br>京都文化遺産における観光客の受入環境の整備と観光地の分散化を目的とした観光案内標識の整備を進める。                                       | 市             | 実施中  |
| g | <a href="#">市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(再掲)</a><br>木にあふれた京都らしいまちなみを形成するとともに波及効果による市内産木材の更なる利用拡大を図る。                           | 市, 京都市域産材供給協会 | 実施中  |
| h | <a href="#">雨庭整備事業(再掲)</a><br>公共用地で「雨庭」の整備を進め、緑化や、まちの安心・安全の向上、庭園文化の継承に寄与する。   | 市             | 実施中  |

|   |  |   |     |
|---|--|---|-----|
| i | 寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全（デザインレビュー制度の運用）による優れた眺望景観の創生（再掲）<br>貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、眺望景観創生条例に基づく事前協議等を行う。 | 市 | 実施中 |
| j | 森林・竹林の保全・再生による古都の景観向上<br>荒廃した人工林等において、森林が持つ多面的機能を発揮させるため、多様な樹種が育つ健全な森林の再生に取り組む。  | 市 | 実施中 |
| k | 四季・彩りの森復活プロジェクト<br>平成22年度（2010）をピークに市内で発生したナラ枯れを受けて、災害に強く、四季の彩りが感じられる森づくりを進める。   | 市 | 実施中 |
| l | 歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理<br>歴史的風土特別保存地区内で、歴史的風土の保存上必要があるものについて、買入れを行う。また、買い入れた土地の歴史的風土を維持保存するため、必要とされる施設の整備、管理を行う。 | 市 | 実施中 |

③ 京都文化遺産の多様な価値を引き出すための様々な関係者との連携の推進

|   | 措置   | 取組主体                         | 実施時期 |
|---|--|------------------------------|------|
| a | 未来を創る京都文化遺産創造事業（京都文化遺産を活用したデザイン及び商品企画）【新規】（再掲）<br>京都文化遺産に活用される伝統的なデザインの商品企画も視野に入れた調査・研究を行う。              | 市                            | 短期   |
| b | 世界歴史都市会議の開催及び会員都市による交流の推進<br>世界歴史都市会議の開催や会員都市間の情報共有、交流を通じて歴史都市の更なる発展を目指す。                                | 市、世界歴史都市連盟事務局                | 実施中  |
| c | 日本遺産「西国三十三所観音巡礼」を通じた交流の推進<br>日本遺産「西国三十三所観音巡礼」を通じて、関係都市と連携、交流を深め、京都文化遺産の価値の一層の発信を図る。                      | 日本遺産「日本の終活の旅」推進協議会（市は協議会に参画） | 実施中  |
| d | 歴史的なつながりを持つ都市との交流の推進<br>歴史的なつながりを活かし、国内外の都市との交流を推進する。  | 市                            | 実施中  |
| e | 多様な関係者が情報交換し、新たな価値を創出する場の構築【新規】（再掲）<br>京都文化遺産の多様な関係者がお互いのノウハウや課題を共有したり、情報交換することにより新たな価値を創出するための交流の場を設ける。 | 市                            | 中期   |

④ それぞれの地域の京都文化遺産を活かした市民主体のまちづくりの推進

|   | 措置  | 取組主体             | 実施時期 |
|---|---|------------------|------|
| a | 地域住民主体の京都文化遺産の維持継承の支援<br>地区計画、地域景観づくり協議会制度等を活用した地域住民主体の京都文化遺産の維持継承の支援を行う。 | 市、地域住民           | 実施中  |
| b | 岡崎地域の魅力づくりの推進<br>関係者の積極的な参加の下、岡崎地域活性化の取組を推進し、岡崎地域の魅力向上を目指す。               | 市、京都岡崎魅力づくり推進協議会 | 実施中  |
| c | 「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」の推進<br>西陣の多彩な資源・魅力と新たな担い手や知恵を融合させ、未来に向けた創造を生み出す取組を進める。 | 市、市民、地域、事業者等     | 実施中  |

|   |   |                        |     |
|---|---|------------------------|-----|
| d | <b>京都駅西部エリアの活性化推進事業</b><br>「京都駅西部エリアまちづくり協議会」を中心に、多彩な地域資源をつなげ、京都の新しい賑わいを創出するまちの実現を目指した取組を進める。                 | 市、京都駅西部エリアまちづくり協議会     | 実施中 |
| e | <b>日本遺産「琵琶湖疏水」を通じた地域活性化計画</b><br>琵琶湖疏水や歴史的価値を国内外の多くの方に知っていただくため、疏水関連施設を一体的にフィールドミュージアムとし、情報発信等に取り組む。          | 市、琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会       | 実施中 |
| f | <b>北区「WAのこころ」創生事業</b><br>「日本のこころ」を次世代に継承していくために北区に縁のある“ホンモノ”的伝統文化の魅力発信等を行う。                                   | 市、北区「WAのこころ」創生ネットワーク会議 | 実施中 |
| g | <b>左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト</b><br>左京区の伝統行事、郷土料理等、地域ゆかりの文化的魅力を国内外へ発信する。   | 市、左京・地域ゆかりの文化実行委員会     | 実施中 |
| h | <b>「大原野「地域ブランド」戦略」の推進</b><br>大原野の地域資源を生かし、地域住民にとっても来訪者にとっても、京都・西山の魅力あふれる地としてより輝くための取組を推進する。                   | 市、なんやかんや大原野推進協議会       | 実施中 |
| i | <b>デジタルアーカイブを活用した地域文化の保存・継承・創造プロジェクト【新規】</b><br>深草の地域住民が保有する写真、映像等を地域ぐるみで収集し、デジタルアーカイブ化し、これらを活用したワークショップ等を行う。 | 市、深草古写真等普及・活用実行委員会     | 短期  |

## <好循環の視点5> まちづくりの一環としての京都文化遺産の維持継承の支援

京都においては、それぞれの地域が魅力的な京都文化遺産を有しており、これらを活かして、地域の住民が主体となって活性化の取組を進めようとする動きがある。

こうした取組について、京都文化遺産の価値に関する文化財保護課の調査や、地域景観づくり協議会、地区計画等の制度の活用を通じて支援することにより、地域の活性化に寄与すると同時に、京都文化遺産の持続的な維持継承につなげていく。

### <市内における京都文化遺産を活かした地域活性化の取組の例>



## 第6章 計画の推進体制・進捗管理

本章は、本計画に基づく京都文化遺産の維持継承に関する措置が、文化のみならず、様々な分野で新たな価値を生み出す「好循環」につなげられるよう、本市関係部署はもとより、市内外の多様な関係者が連携、協働して取り組むための体制等を示すものである。

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 本市の推進体制

本計画は、法や条例に基づく文化財のみならず、幅広い京都文化遺産を視野に入れて取り組むものである。京都文化遺産の質と量を考慮すれば、計画推進のための体制の強化が重要である。

本市では、文化を基軸とした市政運営を推進しており、文化、教育、景観、観光、産業、子育て等の様々な政策を担う部署や、地域のまちづくりを進める区役所等が、京都文化遺産に関連する施策を進めている。また、歴史都市である本市は、多くの文化財や文化財公開施設等を管理している（図表 173）。

こうした状況を踏まえ、本市の取組の推進に当たっては、京都文化遺産に関する専門的な知識や経験を蓄積してきた文化財保護課が一層のイニシアティブを取り、京都文化遺産の総合的な維持継承策を企画立案するとともに、関係部署や区役所がまちづくりの一環として京都文化遺産の持続的な維持継承に取り組み、本市が管理する文化財や文化財公開施設等において、京都文化遺産の維持継承のモデルとなる事業を実施していく。

また、歴史的建造物などの類似の制度の所管部署の連絡会議や、特定の文化財の保存・活用に係る検討会議など、それぞれのテーマに応じた府内連絡体制を設け、関係部署が連携して取組を進めていくものとする（図表 172）。

図表 172 京都文化遺産の維持継承に係る京都市の取組体制のイメージ



図表 173 京都文化遺産の維持継承に係る京都市の体制（令和2年（2020）4月現在）

| 主管部署   |
|--|
| ■文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（文化財の保護、京都文化遺産の維持継承に係る企画立案）<br>職員：31名<br>文化財保護技師：19名（建造物3名、美術工芸品2名、民俗文化財2名、記念物3名、埋蔵文化財9名）<br>このほか、6名が元離宮二条城事務所において勤務<br>一般事務職等：12名  |
| 関係部署   |
| 【環境政策局】<br>■地球温暖化対策室（地球温暖化対策の推進）<br>■環境管理課（生物多様性の保全及び持続可能な利用）<br>【行財政局】<br>■総務課（ふるさと納税寄付金）<br>【総合企画局】<br>■総合政策室（京都創生の推進、地方創生総合戦略の推進、大学政策の推進）<br>■プロジェクト推進室（各地域の活性化に向けた取組）<br>■国際化推進室（国際交流）<br>【文化市民局】<br>■文化芸術企画課（伝統文化、伝統芸能、暮らしの文化の振興）<br>■地域自治推進室（地域振興に関する調査、企画、連絡及び調整）<br>【産業観光局】<br>■産業イノベーション推進室（産業科学技術の振興）<br>■クリエイティブ産業振興室（伝統産業及びコンテンツ産業の振興）<br>■観光MICE推進室（観光客及び国際会議等の誘致）<br>■農林企画課（園芸の振興）<br>■林業振興課（林業の振興）<br>【子ども若者はぐくみ局】<br>■はぐくみ創造推進室（はぐくみ文化の推進）<br>■育成推進課（子ども及び若者の育成に係る総合的な支援、青少年活動の推進）<br>【都市計画局】<br>■都市計画課（都市計画の決定、地区計画等の策定）<br>■まち再生・創造推進室（京町家の保全及び継承）<br>■景観政策課（景観の保全及び創出、歴史的風致維持向上計画の策定・推進、伝統的建造物群保存地区の保存）<br>■風致保全課（古都保存法、景観法、京都市市街地景観整備条例による事務）<br>■建築指導課（京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例による事務）<br>【建設局】<br>■橋りょう健全推進課（橋りょうの維持管理及び改修）<br>■河川整備課（河川環境の整備及び保全）<br>■道路環境整備課（道路及び里道の環境の整備に関する調査、計画及び工事）<br>■みどり政策推進室（緑化の推進）<br>【区役所】<br>■地域力推進室（区基本計画の推進、区民のまちづくり活動の支援、地域振興）<br>【消防局】<br>■予防課（文化財の防火対策及び防災対策、文化財保護に係る関係団体等との連絡）<br>■市民安全課（文化財市民レスキュー体制）<br>【教育委員会】<br>■生涯学習部（地域における生涯学習の振興、児童及び生徒の健全育成等に係る地域活動の振興）<br>■学校指導課（学校教育活動の指導・企画、学校教育に係る企画・調整）<br>■京都まなびの街生き方探究館（生き方探究教育（京都市版「キャリア教育」の推進）） |
| 本市が管理する文化財公開施設等  |
| ■元離宮二条城（直営）<br>■京都市歴史資料館（直営）<br>■京都市考古資料館（指定管理者：（公財）京都市埋蔵文化財研究所）<br>■無鄰菴（指定管理者：植彌加藤造園（株））<br>■岩倉具視幽棲旧宅（指定管理者：植彌加藤造園（株））<br>■旧三井家下鴨別邸（指定管理者：旧三井家下鴨別邸運営コンソーシアム（代表団体：（公社）京都市観光協会））  |

- 
- 京都市文化財建造物保存技術研修センター（指定管理者：全国社寺等屋根工事技術保存会）
  - 京都芸術センター（指定管理者：（公財）京都市芸術文化協会）
  - 京都市京セラ美術館（直営）
  - ツラッティ千本（NPO法人くらしネット21）
  - 柳原銀行記念資料館（柳原銀行記念資料館運営委員会）
  - 旧武徳殿（指定管理者：岡崎スポーツネットワーク（代表：（公財）京都市スポーツ協会））
  - 京都市学校歴史博物館（直営）
  - 京都国際マンガミュージアム（本市と京都精華大学の共同運営）
  - 古典の日記念 京都市平安京創生館（（公財）京都市生涯学習振興財団）
  - 琵琶湖疏水記念館（直営）
  - 円山公園（直営）
  - 船岡山公園（直営）
-

## (2) 多様な関係者による推進体制の整備

### ア 多様な関係主体との連携

本市においては、京都文化遺産の所有者や維持継承者、技術保持者はもとより、まちづくりの団体、大学・研究機関、博物館・美術館、経済界・観光業界、教育機関などの様々な主体が京都文化遺産に関連した活動を行っている（図表 174）。また、様々な課題に応じて、関係者や行政が連携・協力する体制を構築し、取組の充実を図ってきた（図表 175）。

こうしたことを踏まえ、計画の推進に当たっては、多様な京都文化遺産について、その特性や置かれた状況、取り組むべき施策の内容に応じて、関係者による最適な推進体制の構築を目指すにより、体制の強化や施設の充実を図っていく。

図表 174 京都文化遺産の維持継承に関する主体（令和2年（2020）12月現在）

#### 審議会等

- 京都市文化財保護審議会（定員：20名）  
文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査、審議
- 京都市文化的景観保存・活用委員会（定員：6名）  
文化的景観の選定・保護・活用に関する重要事項について審議
- 京都を彩る建物や庭園審査会（定員：10名）  
“京都を彩る建物や庭園”の選定及び認定について審査
- 京都をつなぐ無形文化遺産審査会（定員：20名）  
“京都をつなぐ無形文化遺産”の選定について審査
- まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会（定員：12名）  
“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”的認定について審査
- 京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討委員会（定員：5名）  
特別天然記念物オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオとの間の交雑化問題に係る対策を検討
- 京都市文化財公開施設保存活用検討委員会（定員：7名）  
文化財公開施設の保存、整備、管理及び活用について調整、審議

#### 京都文化遺産の所有者、維持継承者

- 公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟
- 京都府国登録文化財所有者の会
- 京と彩り会
- 京都仏教会
- 京都府神社庁
- 有形文化財の所有者、無形文化財の保持者、保存団体 等

#### 国選定保存技術保存団体

- 一般社団法人国宝修理装潢師連盟
- 一般社団法人社寺建造物美術保存技術協会
- 公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会
- 一般社団法人伝統技術伝承者協会
- 日本竹箆技術保存研究会
- 公益財団法人美術院
- 文化財畠保存会
- 文化財庭園保存技術者協議会
- 祭屋台等製作修理技術者会

#### 京都文化遺産に関連する技術の保持者

- N P O 法人古材文化の会
- 一般財団法人建築研究協会
- 一般財団法人京都伝統建築技術協会
- 一般社団法人京都府建築士会
- その他伝統産業の職人、技術者 等

#### 京都文化遺産の維持継承に関する活動を行う団体

- 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団

- 公益財団法人京都古文化保存協会
- 公益財団法人京都文化財団
- 公益財団法人京都伝統伎芸振興財団
- 公益財団法人日本ナショナルトラスト
- 一般社団法人文化継承機構
- N P O 法人日本料理アカデミー
- 京都の文化財を守る会

#### 京都文化遺産を活かしたまちづくり等を行う団体

- 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター
- N P O 法人京都景観フォーラム
- N P O 法人京町家再生研究会
- N P O 法人京都観光文化を考える会・都草
- 各地域の住民自治組織、史跡保存会、景観づくり協議会、まちづくり協議会など住民団体 等

#### 大学・研究機関

- 京都文化遺産に関する研究を行う大学・高等専門学校
- 公益財団法人大学コンソーシアム京都
- 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 公益財団法人京都高度技術研究所
- 公益財団法人古代学協会
- 地方独立行政法人京都市産業技術研究所
- 総合地球環境学研究所
- 国際日本文化研究センター
- 奈良文化財研究所
- 伝統芸能アーカイブ＆リサーチオフィス（Traditional Arts Archive & Research Office 略称:TARO）  
(伝統芸能文化創生プロジェクトの事務局として本市、京都芸術センター ((公財) 京都市芸術文化協会) が設置)
- その他国内外の各種学会・研究会、研究機関 等

#### 博物館・美術館

- 京都国立博物館
- 京都府京都文化博物館
- 京都府立京都学・歴彩館
- 国立民族学博物館
- その他の市内博物館、美術館 等

#### 経済界・観光業界

- 京都商工会議所
- 一般財団法人京都経済同友会
- 京都府中小企業団体中央会
- 京都中小企業家同友会
- 公益財団法人京都伝統産業交流センター
- 公益社団法人京都市観光協会 (DMO KYOTO)
- 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
- 伝統産業や暮らしの文化の振興や、京都文化遺産を活かした観光の振興等を進める企業 等

#### 教育機関

- 保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- P T A 等の保護者団体
- 公益財団法人京都市生涯学習振興財団 等

#### 行政機関

- 京都府
- 近隣自治体や共通のテーマ・ストーリーを持つ自治体

#### その他の活動主体

- 京都市文化財マネージャー
- みやこ文化財愛護委員
- 京都景観エリアマネージャー
- ライオンズクラブ、ロータリークラブ等の社会奉仕団体
- その他の市民団体、ボランティア、観光客・ファン 等

図表 175 京都文化遺産の維持継承に向けた関係者の連携体制の例

### 京都文化遺産の維持継承に向けた賛同の輪を広げるための連携

#### ■明日の京都文化遺産プラットフォーム

世界遺産を中心に、古都京都の「文化遺産」を毀損することなく後世へ継承すること、「文化遺産」に現代的な課題に応え得る価値を見出し、未来に向けてその存在意義を高めていくこと、百年先を見据え、新たに「未来の文化遺産」を創造することを目的として、有形無形の文化遺産の所有者や地域、大学等によるネットワークを構築

#### ■京都創生推進フォーラム

山紫水明の自然景観や歴史が香る美しい町並み、長年にわたり磨きぬかれた奥深い文化に恵まれた京都を、我が国の歴史文化の象徴として保全・再生・創造し、未来へ、そして世界へ発信することを目指す「京都創生」の取組に賛同する団体、企業、市民の集い

### 多様な京都文化遺産の価値を掘り起こすための連携

#### ■京都の文化遺産総合活性化実行委員会

市内に所在する多様で豊かな京都文化遺産を中心に、様々な人材、団体、財源などを活用した観光振興・地域活性化を推進

#### ■学校収蔵民具の再発見事業実行委員会

京都市内の市立小学校が収集し保管、活用してきた地域の文化遺産である民具に焦点を当て、その再発見を目的とした諸活動に取り組み、学校と地域の絆を深め、地域固有の文化を掘り起こした地域活性化を推進

#### ■京都ふるさと伝統行事普及啓発実行委員会

地域の貴重な財産である伝統的な行事が再評価され、地域の活性化に資するよう活用されることを目指し、様々な老若男女に対して普及啓発を実施

#### ■京の暮らしの文化普及啓発実行委員会

京都の歴史や風土の中で受け継がれ、日常的に親しまれてきた地域に根ざした暮らしの文化の価値を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、普及啓発を通じて、京都の暮らしの文化の保存・継承及び活用を促進し、人々のこころの豊かさ、地域コミュニティの活性化に寄与

#### ■京都市文化資源活用実行委員会

千年を超える歴史に培われた京都の多彩な文化資源に子どもをはじめ幅広い世代が親しむ機会を提供することにより、京都の文化の更なる普及と地域全体の活性化を推進

#### ■古典の日推進委員会

古典を学び、これをよりどころとして、世界の人々と更に深く心を通わせることを目指し、平成20年(2008)11月1日に京都で宣言された「古典の日」宣言を継承発展させるために活動

### 京都文化遺産の原材料の確保や担い手の育成に向けた連携

#### ■京都伝統文化の森推進協議会

京都東山の国有林(東山風景林)及び嵐山国有林を活動拠点として、京都に根付いた自然と共生する日本の伝統文化を復活し、全国に発信するべく、京都の貴重な歴史的、文化的資産を継承し、日本文化を再生する森づくりを推進

#### ■京都市文化財マネージャー育成実行委員会

本市、京都市景観・まちづくりセンター、古材文化の会、京都府建築士会が連携して「京都市文化財マネージャー育成講座(建造物)」を開催

#### ■「歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定」推進プロジェクト

文化・伝統・観光等の各分野、PTA、地域、学校等の代表が参画し、市民ぐるみで京都から日本の文化・伝統を次代の子どもたちに伝える。

#### ■京都市域産材供給協会

市内産木材の安定供給を図り、地域の林業や木材関連産業の活性化と森林の保全整備に役立てることを目的として、京都市の森林で木材生産活動を行う四つの組合(京都市森林組合、京北森林組合、京都北山丸太生産協同組合、京北銘木生産協同組合)で組織

#### ■チマキザサ再生委員会

祇園祭の厄病・災難よけのお守りの粽の材料や和菓子等に使用されてきたチマキザサが、一斉開花・枯死の後、新芽がシカの食害を受けるなど絶滅の危機に瀕していることを受けて、市民や京都市、京都大学などが協力して、ササの苗の移植や、シカからの防護柵の設置、周知活動などの保全活動を実施

### 文化財の防災対策の充実を目指した連携

#### ■京都文化財防災対策等連絡会

市や府の文化財保護に携わる課、団体等で構成。文化財防災についての情報交換、連絡調整を定期的に実施

#### ■文化財防災ネットワーク推進事業

京都国立博物館が中心となり、様々な関係機関の連携の下、文化財の防災体制を強化・促進するための調査・研究や、講演会・シンポジウムを実施

## 都市交流の活性化に向けた連携

### ■世界遺産「古都京都の文化財」包括的保存管理計画策定協議会

世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」の登録（平成6年（1994））から20年以上が経過し、構成資産を取り巻く状況が大きく変化していることを受けて、「古都京都の文化財」の顕著な普遍的価値を維持する包括的保存管理計画の策定に向けた取組を実施（構成資産が所在する京都市、宇治市、大津市、京都府、滋賀県により構成）

### ■世界歴史都市連盟

「歴史都市の保存と開発」という歴史都市が直面している課題の解決を目的とし、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、日常的な交流を促進（令和3年（2021）1月現在、66箇国・地域から121都市が加盟）

### ■全国京都会議

京都とゆかりのまちが互いに手を携え、悠久の歴史と豊かな自然に培われた伝統や文化の魅力を広く全国に発信（令和3年（2021）1月現在、41市町が加盟）

### ■京都市・会津若松市 相互交流宣言（京都市・会津若松市）（平成24年（2012）3月）

京都守護職松平容保公、同志社大学創始者新島襄の妻八重らの先人たちがつないだ縁で、両市は結ばれており、NHK大河ドラマ「八重の桜」放送決定等を契機に、東日本大震災による風評被害の克服と復興、両市の友好発展を目指し、観光分野を中心に、相互交流を進めていくことを宣言

### ■みやこサミット宣言（京都市・大津市・奈良市）（平成24年（2012）5月）

平安京・大津京・平城京が置かれた古都であり、それぞれに世界遺産を有する観光都市でもある京都・大津・奈良の三市が、共通する諸課題について意見交換を行い、観光振興のノウハウを共有するため、交流を深めていくことを宣言

### ■京都市・新潟市 観光・文化交流宣言（京都市・新潟市）（平成25年（2013）3月）

両市は、伏見清酒や、越後清酒をはじめ、特色ある食文化を伝承するとともに、京の都で育まれた芸舞妓、湊まち新潟で発展した芸妓など、共通した分野で、多様な文化を育んでおり、両市の更なる発展と会津若松市の風評被害払拭など震災復興に向けた取組の輪を広げるため、観光・文化を中心に、相互交流を進めていくことを宣言

### ■長岡京遷都1230年・平安京遷都1220年記念京都市・向日市 相互交流宣言（京都市・向日市）

（平成26年（2014）10月）

「長岡京遷都1230年」「平安京遷都1220年」を記念し、安心・安全やまちづくりなど幅広い分野で交流を宣言

### ■京都市・宇治市による観光振興と安心安全に関する連携協定（平成27年（2015）12月）

世界文化遺産「古都京都の文化財」をはじめとする豊富な歴史遺産やお茶の文化といった共通の観光資源を持つ両市が、観光誘客の取組等について連携、協力することにより、更なる観光振興並びに地域の安心安全の向上及び活性化を図るための協定を締結

### ■一般社団法人世界文化遺産地域連携会議

日本国内の「世界文化遺産」に関する市町村及び特別区と、それに関連する専門家や市民リーダーが連携し、世界文化遺産の永続的な保全やそれを活用した観光、地域づくりを実践・提案するとともに、各種の共同事業を実施

### ■世界遺産学習連絡協議会

世界遺産学習並びにE S D（持続発展教育）の研究及び具体化を図ることにより、ユネスコが提唱するE S Dを推進。毎年度、世界遺産学習全国サミットを開催

## 博物館活動の発展に向けた連携

### ■京都市内博物館施設連絡協議会

200館を超える京都市内の博物館・美術館が、互いに協力し合い、博物館活動の一層の発展を図るためにネットワークを形成し、連携した講座や企画展示、研修会などの活動を展開

### ■京都歴史文化施設クラスター実行委員会

博物館や資料館をはじめ京都の複数の歴史文化施設等がクラスターを形成し、地域の拠点として相互交流を活性化し、地域との共働のもとに、京都の歴史文化施設が有する多様な可能性を活かした事業を展開

## 地域活性化に向けた連携

### ■京都岡崎魅力づくり推進協議会

市民や関係主体との連携の下、岡崎地域活性化の取組を推進

### ■京都駅西部エリアまちづくり協議会

まちづくり組織や団体等との連携の下、京都駅西部エリアの活性化に向けた取組を推進

### ■北区「WA（わ）のこころ」創生ネットワーク会議

北区内の伝統文化及び精神文化の担い手や寺社、大学等と連携し、家族や地域の絆、先祖を敬い子孫・未来に思いを致す心、自然への深い感謝の念など「日本のこころ」を次世代に継承していくために北区に縁のある“ホンモノ”的伝統文化の魅力発信等を行う。

### ■左京・地域ゆかりの文化実行委員会

左京区の伝統行事、郷土料理等、地域ゆかりの文化の魅力を区内外へ発信するとともに、50年後、100年後まで継承されるよう、「左京・地域ゆかりの文化」に係る情報の「集約」、「発信」、文化の「継承」を目標の柱とした「左京・

---

#### 地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト」を推進

##### ■深草古写真等普及・活用実行委員会

深草の地域住民が保有している「暮らしと文化」に関連した貴重な写真や映像、資料等を収集し、デジタルアーカイブを活用して末永く住民が共有し、深草の文化の保存・継承と、文化を活用した地域の活性化と来訪促進に寄与

##### ■琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会

琵琶湖疏水で運航されていた通船を、観光船として復活させ、琵琶湖疏水沿線の魅力創造・発信を担い、岡崎・山科・大津の広域的な活性化に寄与

##### ■京町家等継承ネット

京都の町衆が育んだ知恵と技術の結晶である京町家を適切に継承するため、京町家等の継承に関わる多くの団体が参画し、所有者や居住者と共に、京町家等の継承の取組を推進

---

### イ 様々な関係者が主体的に京都文化遺産の維持継承に参画するための基盤の整備

多くの人々が、暮らしの中で京都文化遺産を持続的に維持継承する担い手となっていくためには、それぞれが京都文化遺産に関連した取組を行い、連携を深める中で、創造性を發揮し、京都文化遺産の価値を豊かな市民生活につなげていく必要がある。

このため、本市では、本計画に基づく措置を行うと同時に、次のとおり取り組むことにより、様々な関係者が主体的に京都文化遺産の維持継承に参画するための基盤の整備を進め、計画の一層強力な推進に努める。

#### ① 京都文化遺産の維持継承に係る賛同の輪を広げる取組

本計画の基本理念に賛同する団体、企業、個人等による「京都文化遺産ネットワーク」(仮称)を設立し、それぞれの取組や課題について、相互に情報交換等を行ったり、多様な関係者との勉強会等を企画するなど、創造性を發揮するための交流の場を提供する。

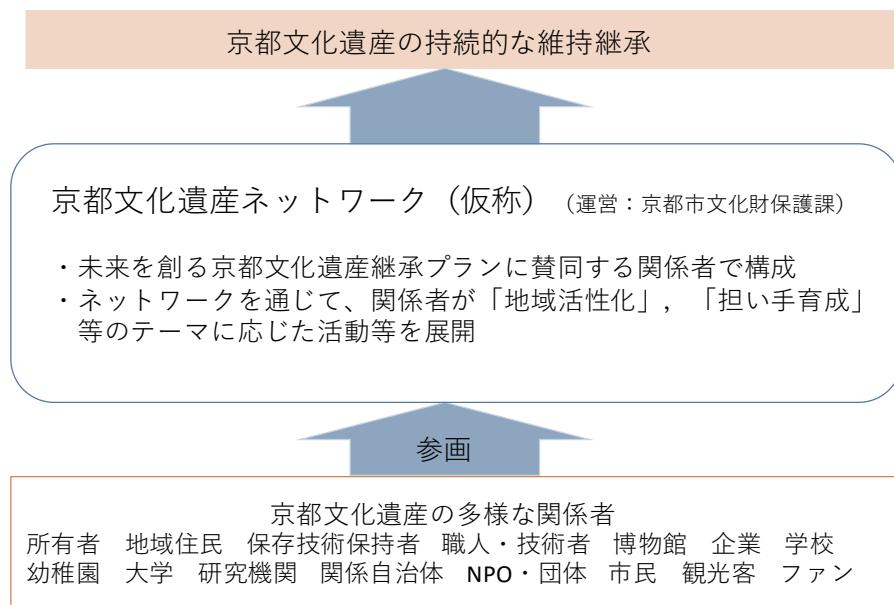
#### ② 社会的、経済的な価値を創出する連携事業に係る情報発信の強化

京都文化遺産の価値を活かした社会的、経済的な価値の創出に意欲的に取り組む主体との一層の連携を深め、その成果を関係者と行政との連携のモデルとして広く情報発信する取組の強化を図る。

#### ③ 京都文化遺産の持続的な維持継承に係る相談体制の整備

本市の先進的な取組のノウハウの蓄積を図るとともに、民間も含め、京都文化遺産に関する持続的な取組をプロデュースできる人の育成を図ることにより、京都文化遺産に関わる多様な主体からの相談に応じられる体制の整備を目指す。

図表 176 京都文化遺産の持続的な維持継承に向けた基盤の整備のイメージ（目指す姿）



## 2. 計画の進捗管理と評価

本計画の推進に当たっては、計画の進捗状況を、好循環の創出や、効率的な実施の観点も含めて、定期的に評価を行っていくものとする。

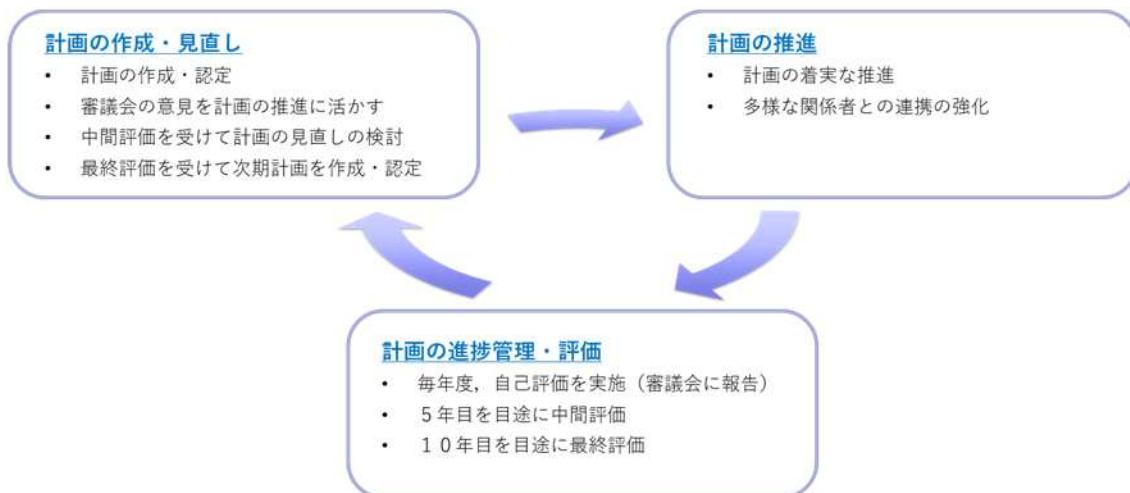
毎年度の進捗状況については、自己評価を行うとともに、京都市文化財保護審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて次年度以降の取組に活かすこととする。

また、本計画の5年目を目途に中間評価を、10年目を目途に最終評価を行う。

中間評価・最終評価では、京都市文化財保護審議会に部会等を設置し、計画の進捗状況や達成状況の確認を行う。また、本計画の作成に当たり実施した「京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けた意識調査・アンケート調査」(図表 178)における主要項目について同様の調査を行うなど、目指す状態に対する客観的な進捗度合いを測ることとする。

なお、本計画は、多様な関係者の連携、協働により取り組んでいくものであることから、進捗状況の評価や社会状況の変化に応じて、柔軟に見直しを行いながら進めていく。見直しを行った場合は、軽微な変更を除き、改めて国の認定を受けるものとする。軽微な変更については、京都府を通じて文化庁に情報提供する。

図表 177 計画の進捗管理・評価、見直し、推進のサイクル



図表 178 京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けた調査（概要）

## 1 市民意識調査

### (1) 調査目的

広く市民を対象として文化遺産に対する誇りや文化遺産がまちにもたらす効果等についての意識調査を実施

### (2) 調査内容

調査時期： 令和元年（2019）12月23日～令和元年（2019）12月25日

調査方法： インターネット調査

調査対象： インターネット調査会社に登録するモニターのうち京都市内に在住する方

回収状況： 1,144 サンプル

## 2 所有者の意識調査

### (1) 調査目的

京都市指定・登録文化財（建造物等、美術工芸品等、無形民俗文化財）の所有者等を対象に、文化財の保存・活用に向けた現状や課題等を把握するアンケート調査を実施

### (2) 調査内容

調査時期： 令和元年(2019)12月19日～令和2年(2020)1月15日(2月5日まで延長して受付)

調査方法： 郵送配布・郵送回収

調査対象・回収状況：

| 項目       | 調査対象                             | 発送数   | 回収数（回収率）     |
|----------|----------------------------------|-------|--------------|
| ①建造物等    | 京都市の指定・登録文化財である建造物、記念物の所有者、管理団体  | 169 件 | 82 人 (48.5%) |
| ②美術工芸品等  | 京都市の指定・登録文化財である美術工芸品、有形民俗文化財の所有者 | 170 件 | 72 人 (42.4%) |
| ③無形民俗文化財 | 京都市の登録無形民俗文化財の保存団体               | 52 件  | 27 人 (51.9%) |

## 3 研究者、博物館、企業・団体、自治体への調査

### (1) 調査目的

大学の研究者や博物館、企業、他の自治体など、文化遺産の保存・活用に関係する多くの方と連携して取り組むことにより、京都市における文化財保護施策の一層の充実を図っていくため、各関係主体の文化遺産の保存・活用に向けた意識等を把握するためのアンケート調査を実施

### (2) 調査内容

調査時期： 令和元年(2019)12月20日～令和2年(2020)1月15日(2月5日まで延長して受付)

調査方法： 郵送配布・郵送回収

調査対象・回収状況：

| 項目     | 調査対象                                      | 発送数    | 回収数（回収率）      |
|--------|---|--------|---------------|
| ①研究者   | 京都市内外の歴史、考古、美術、民俗、土木、建築等の学科を有する大学の研究者等    | 308 人  | 63 人 (20.5%)  |
| ②博物館   | 京都市内博物館施設連絡協議会に属する博物館等                    | 50 館   | 23 館 (46.0%)  |
| ③企業・団体 | 京都市内外のサービス、製造、IT・メディア、建築・不動産、観光等の企業、NPO 等 | 204 団体 | 49 団体 (24.0%) |
| ④自治体   | 本市近隣の自治体や、日本遺産認定団体又は歴史文化基本構想等を策定している団体等   | 51 団体  | 34 団体 (66.7%) |

## 巻末資料

- 1 計画作成に係る経過
- 2 京都市におけるこれから文化財保護の在り方について  
(平成31年3月、京都市文化財保護審議会答申(抜粋))
  - (1) 京都文化遺産
  - (2) 京都文化遺産の保存と活用の好循環
  - (3) 京都文化遺産を未来に向け維持継承していくための方針
- 3 計画に係る意見聴取
  - (1) 京都市文化財保護審議会地域計画部会
  - (2) 京都市文化財保護審議会
  - (3) 市民向けシンポジウム
  - (4) 市民意見の募集
- 4 参考資料

## 1. 計画作成に係る経過

| 年月日             | 事項  |
|-----------------|---|
| 平成 31 年 3 月 4 日 | 文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」策定 |
| 3 月 15 日        | 「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」（京都市文化財保護審議会答申）              |
| 4 月 1 日         | 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」施行               |
| 令和 元年 10 月 23 日 | シンポジウム「文化遺産の保存と活用を考える」の開催                               |
| 11 月 6 日        | 第 1 回京都市文化財保護審議会地域計画部会の開催                               |
| 12 月 19 日       | 京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けた調査の実施（～令和 2 年 2 月 5 日）          |
| 令和 2 年 1 月 29 日 | 第 2 回京都市文化財保護審議会地域計画部会の開催                               |
| 3 月 19 日        | 京都府文化財保存活用大綱の策定（京都府教育委員会議決）                             |
| 3 月 27 日        | 第 3 回京都市文化財保護審議会地域計画部会の開催                               |
| 7 月 21 日        | 第 4 回京都市文化財保護審議会地域計画部会の開催                               |
| 11 月 12 日       | 計画の中間案に係る市民意見の募集（～12 月 11 日）                            |
| 12 月 4 日        | 文化財保護課 50 周年記念シンポジウムの開催                                 |
| 12 月 25 日       | 計画の中間案に係る京都市文化財保護審議会への意見聴取                              |
| 令和 3 年 1 月 14 日 | 第 5 回京都市文化財保護審議会地域計画部会の開催                               |
| 2 月 12 日        | 計画の素案に係る京都市文化財保護審議会委員への書面による意見聴取（～2 月 26 日）             |
| 2 月 15 月        | 計画の素案の公表  |
| 7 月             | 計画の認定   |

## 2. 京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について (平成31年3月、京都市文化財保護審議会答申(抜粋))

京都市では、類を見ない質と量の文化財を対象として保護を行うとともに、文化遺産についても独自の制度により維持継承を図るなど、文化財保護課が中心となって取組を推進してきた。

国においては文化財保護法が改正されるなど文化財保護の充実が望まれる中、京都の文化遺産をしっかりと守り将来に引き継いでいくためには、文化財保護を担う部署がイニシアティブをとり、より一層関係部署と連携しながら、多くの関係者が文化財保護に主体的に参画するようリードしていくことが求められる。

その点を踏まえつつ、京都市文化財保護審議会として、京都市におけるこれからの文化財保護の在り方をここに示す。

### (1) 京都文化遺産

京都の文化財を千年先の未来にしっかりと引き継いでいくためには、市民をはじめ多くの人が京都のまちと暮らしを楽しみ、身近なところから文化財に親しんで、理解することにより、京都のまちへの愛着を深め、文化財をみんなで支えていこうという機運を高めていくことが大切である。

京都市においては、現行の制度では、必ずしも文化財に該当しない生活文化などの文化遺産を選定し、その価値を伝える市独自の制度を創設するなどの取組を行っている。そのことを踏まえ、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置づける。

京都文化遺産を維持継承することは、人々の記憶をつなぎ、絆を育み、暮らしを豊かにする営みであり尊んでいくべきことを、広く伝えることが求められる。

### (2) 京都文化遺産の保存と活用の好循環

文化財保護法の目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」こととされており、保存と活用は、調和的に両立するものでなくてはならない。

そのためには、調査・研究や必要な修理を行い、後世に引き継いでいく「保存」と、文化財の価値を多くの人が共有できるよう発信、公開する「活用」とをバランスよく行うことにより、保存のための資金の確保や、担い手の確保、伝統技術の継承につなげ、ひいては、文化財の価値を未来に伝えていく「保存と活用の好循環」が不可欠である。

美術工芸品や、建造物、無形民俗文化財、文化的景観、生活文化など、それぞれの京都文化遺産の特性や存在する場所、関わる主体は、様々であり、それぞれの京都文化遺産に敬意を込めて、その価値が最大限活かせるよう、最適な手法による「保存と活用の好循環」を目指すことが求められる。

### (3) 京都文化遺産を未来に向け維持継承していくための方針

京都文化遺産を未来に向けて維持継承していくためには、行政だけではなく、市民をはじめ、所有者・保存団体、研究機関等が一体となって保存と活用の好循環を永続的に続けていくとともに、子どもからお年寄りまで京都市民ひとりひとりが京都文化遺産を積極的に楽しみ、学び、その価値を伝える担い手となっていくことが重要である。

については、京都文化遺産の価値を千年の未来に伝えていくために、「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」という4つのキーワードで未来に「伝える」取組を行っていくことを提案する。

#### 【基本理念】

京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える

#### 【京都文化遺産を未来に伝えるための具体的な取組】

##### 1 見つける <京都文化遺産の価値を調査する>

- ① 市民や大学、NPOとの連携による文化遺産の調査・資料整理と文化財への指定・登録等の促進
- ② 市民の主体的な取組に向けた“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”制度の充実

##### 2 知る <京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る>

- ① 京都文化遺産の価値を広く発信する取組の強化（ホームページの充実や多言語対応）
- ② 学ぶ人のレベルに応じて京都文化遺産の価値を深く知ることのできる見学・体験教室等の開催
- ③ 京都文化遺産の将来の担い手となる子どもへの伝統文化体験の充実
- ④ 所有者や市民に京都文化遺産を守る大切さを理解してもらう取組の実施
- ⑤ 京都文化遺産に関する講習等の実施によるガイド等のスキルアップ
- ⑥ 建物や庭園のユニークベニューとしての利用
- ⑦ 大学等との連携による京都文化遺産に関する研究の推進
- ⑧ 歴史資料館、考古資料館の研究・発信機能の充実
- ⑨ 市内の美術館・博物館等の教育普及活動との連携の強化

##### 3 守る <京都文化遺産の価値を維持継承する>

- ① 地域やNPO等との連携強化や新たな担い手の確保、育成の推進
- ② 保存技術の保持者の育成や原材料の確保の推進
- ③ 新たな財源確保、資金調達の手法等の検討
- ④ 京都文化遺産の維持継承のために望ましい支援・規制への制度の改善
- ⑤ 京都文化遺産を維持継承するための所有者等からの相談体制の確立
- ⑥ 保存に係る所有者間の情報共有の場の提供
- ⑦ 指定・登録等文化財の防犯・防災対策の強化
- ⑧ 災害時における指定・登録等文化財の保存修理への支援と実効性のある関係者の協力体制の構築
- ⑨ 大規模災害を想定した広域ネットワークの構築
- ⑩ 文化財保護政策と景観まちづくり政策との融合による文化財とその周辺環境との一体的な保全
- ⑪ 京都文化遺産の担い手を顕彰する制度の充実

##### 4 活かす <京都文化遺産の価値を活かし保存に役立てる>

- ① 活用を希望する所有者への支援の充実（相談窓口やサポーターの紹介、資金調達のノウハウ等の情報の提供）
- ② 京都文化遺産の活用に向けた民間活力の導入の促進
- ③ 公益社団法人京都市観光協会等の取組をはじめ、観光政策との連携による京都文化遺産の魅力の発信の強化
- ④ 京都文化遺産を活用した地域コミュニティの活性化、共生社会への貢献
- ⑤ 京都のまち全体を京都文化遺産ミュージアムとして、その魅力を総合的に伝えるネットワークづくりの推進

#### 【推進体制の整備】

- ① 文化財の調査及び指定・登録等の促進や、より一層の保存と活用に向けた京都市の体制の充実
- ② 保存と活用の相談やコーディネートができる人材の確保、育成
- ③ 文化財保護と景観まちづくりの政策がより一体的に進められる組織体制の検討
- ④ 大学や企業等が京都文化遺産の維持継承に一緒にになって取り組む仕組みの構築
- ⑤ 歴史資料館、考古資料館、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団との連携の強化
- ⑥ 京都文化遺産を永続的に維持継承するための財源の確保

### 3. 計画に係る意見聴取

#### (1) 京都市文化財保護審議会地域計画部会

京都市文化財保護審議会に「地域計画部会」を設置し、会議やヒアリングを通じて「文化財保存活用地域計画」の作成状況に応じたきめ細かな御指導をいただいた。

##### ア 委員等 (◎=会長)

- 京都市文化財保護審議会委員 <令和3年1月31日現在、敬称略、五十音順>

| 氏名     | 職名等         |
|--------|-------------|
| 尼崎 博正  | 京都芸術大学教授    |
| 下坂 守   | 京都国立博物館名誉館員 |
| ◎高橋 康夫 | 京都大学名誉教授    |
| 八木 透   | 佛教大学教授      |
| 和田 晴吾  | 兵庫県立考古博物館館長 |

- 京都市文化財保護条例施行規則第41条第5項により参画いただいた委員等

<令和3年1月31日現在、敬称略、五十音順>

| 氏名     | 職名等                |
|--------|--------------------|
| 岩崎 奈緒子 | 京都大学総合博物館教授        |
| 畠中 英二  | 京都市立芸術大学教授         |
| 宗田 好史  | 京都府立大学教授           |
| 山本 記子  | 一般社団法人国宝修理装潢師連盟理事長 |

(オブザーバー)

<令和3年1月31日現在、敬称略>

| 氏名    | 職名等                             |
|-------|---------------------------------|
| 光石 恭典 | 文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループリーダー |
| 岡本 公秀 | 〃 文化財調査官                        |
| 村上 佳代 | 〃 文化財調査官                        |

##### イ 部会の開催

|     | 聴取日       | 主な意見聴取事項       |
|-----|-----------|----------------|
| 第1回 | 令和元年11月6日 | 計画の取りまとめの方向性   |
| 第2回 | 令和2年1月29日 | 計画の要点（第1章～第3章） |
| 第3回 | 令和2年3月27日 | 計画の要点（第4章）     |
| 第4回 | 令和2年7月21日 | 計画案（第1章～第4章）   |
| 第5回 | 令和3年1月14日 | 計画案（第5章、第6章）   |

##### ウ 成果

歴史文化の特徴として「地域性」、「首都性」、「国際性」に加え、日本の歴史文化を体現する「象徴性」について指摘をいただくとともに、京都市がこれまで取り組んできた独自の制度を踏まえ、法や条例により指定されていない京都文化遺産の維持継承の方策について、議論を深めていただいた。

また、学校教育と連携した普及啓発やまちづくりの一環としての取組、多様な主体の相談に応じる場や仕組みの必要性等について、御提案をいただいた。

## (2) 京都市文化財保護審議会

地域計画部会における議論を踏まえ、取りまとめた中間案（第1章～第4章）や計画の素案（第5章、第6章）について、大所高所からの御意見をいただいた。

### ア 委員等

<◎=会長 令和3年1月31日現在、敬称略、五十音順>

| 氏名     | 職名等             |
|--------|-----------------|
| 尼崎 博正  | 京都芸術大学教授        |
| 石田 潤一郎 | 武庫川女子大学客員教授     |
| 泉 万里   | 公益財団法人大和文華館学芸部長 |
| ◎井上 満郎 | 京都市歴史資料館館長      |
| 上原 真人  | 辰馬考古資料館館長       |
| 小椋 純一  | 京都精華大学教授        |
| 黒田 慶子  | 神戸大学大学院教授       |
| 下坂 守   | 京都国立博物館名誉館員     |
| 関根 俊一  | 奈良大学教授          |
| 高橋 康夫  | 京都大学名誉教授        |
| 瀧浪 貞子  | 京都女子大学名誉教授      |
| 伊達 仁美  | 京都芸術大学教授        |
| 西岡 陽子  | 大阪芸術大学教授        |
| 根立 研介  | 京都大学大学院教授       |
| 日向 進   | 京都工芸纖維大学名誉教授    |
| 村上 忠喜  | 京都産業大学教授        |
| 八木 透   | 佛教大学教授          |
| 吉田 高子  | 元近畿大学教授         |
| 和田 晴吾  | 兵庫県立考古博物館館長     |

### イ 意見聴取

| 聴取日             | 主な意見聴取事項       |
|-----------------|----------------|
| 令和2年12月14日      | 計画中間案（第1章～第4章） |
| 令和3年2月12日～26日 ※ | 計画の素案（第5章、第6章） |

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月25日に予定していた参集しての会議が中止となり、書面決議となったことに伴う書面による意見聴取

### ウ 成果

計画の中で京都の将来の姿をしっかりと浮かび上がらせていく必要を、計画の推進に当たっては市内それぞれの「地域」の視点から考えていくことや、市民一人一人が京都文化遺産の維持継承に取り組んでいくための環境の整備に京都市として責任をもって進めていくことの重要性を、御指摘をいただいた。

### (3) 市民向けシンポジウム

#### ア シンポジウム「文化遺産の保存と活用を考える」

有識者から講演をいただくとともに、講演の内容を踏まえ、参加者に「見つける」「知る」「守る」「活かす」の四つのキーワードごとに文化遺産の保存と活用に関する意見を出していただいた。

○ 日時

令和元年10月23日（水） 午後2時～5時

○ 会場

京都経済センター（6階）6-C・D会議室

○ 参加者

市指定登録文化財、国登録文化財、京都を彩る建物や庭園の所有者等70名

○ プログラム

- ・ 基調講演①「文化財を活かした地域社会－文化財保存活用地域計画の意義－」  
村上 裕道 氏（京都橘大学文学部歴史遺産学科教授）
- ・ 基調講演②「文化財活用事例としての寺子屋と、非営利組織から見た文化財の可能性」  
荒木 勇輝 氏（NPO法人寺子屋プロジェクト代表）
- ・ 特別講演「「文化財」保存・活用を地域の生活史から見直す」  
梅林 秀行 氏（京都高低差崖会崖長）

○ 参加者からの意見（抜粋）

（見つける）

- ・ 建築だけでなく、土木、住民、観光客など、多様な視点で「見つける」ことが必要である。
- ・ 建築や、修理、歴史の専門家から価値ある文化遺産について声をかけてほしい。

（知る）

- ・ 市内で行われている祭りの日程と場所をワンストップで調べられるHP等が欲しくてほしい。
- ・ 頭で分かる「知る」より、体験によって得られる「知る」が身近に感じられる。

（守る）

- ・ 連携、並行して使うことができる補助金のフローチャートが欲しい。
- ・ 伝統的建築や内装技術を提供してくれる職人との交流の場があるとよい。

（活かす）

- ・ 地域の文化財を活用して地域おこしができるといい。
- ・ 文化財の所有者と活用したい人のマッチングの仕組みが欲しい。

○ 成果

文化遺産を活かして地域づくりを行うなど、保存だけでなく活用を含めて文化遺産の維持継承を考え、多様な主体と連携していくとする所有者からの積極的な意見も多くいただき、これからの文化財保護の施策の推進に当たっては、これらの意欲的な所有者を支援していくことの重要性についての認識が得られた。

## イ 文化財保護課50周年記念シンポジウム「文化財保護の新たな挑戦」

計画の中間案の取りまとめを機として、市民と共に進める京都文化遺産の維持継承を目指すこれから文化財保護の方向性について、市民をはじめとした幅広い京都文化遺産の関係者との共有を図るとともに、今後の具体的な取組について、参加者にも考えていただだいた。

○ 日時

令和2年12月4日（金） 午後6時30分～8時30分

○ 会場

キャンパスプラザ京都（5階）第1講義室

○ 参加者

市民等（会場参加者80名、オンライン視聴者69名）

○ プログラム

- ・ 第1部 基調講演「文化財を小説に書く楽しみ」  
小説家 澤田 瞳子 氏
- ・ 第2部 パネルディスカッション「文化財保護の新たな挑戦」  
澤田 瞳子 氏（小説家）  
岩崎奈緒子 氏（京都大学教授）  
高橋 康夫 氏（京都大学名誉教授）  
宗田 好史 氏（京都府立大学教授、コーディネーター）

○ 参加者からの意見（抜粋）

- ・ 文化財の保存と活用のバランスを取ることは難しく、自治体だけではなく、専門家、地域住民の積極的な参加のもと総合的に検討すべきである。
- ・ 文化財の保存・活用をもっと身近に感じられるような工夫が必要だと思った。
- ・ 文化財や伝統文化の継承を「家」やコミュニティだけに担わせるのではなく、今後は全市民が自分ごととして支え合っていかなければならない。
- ・ 文化財指定を望まない所有者がいるのは、観光と一体にされる事への不安もあると思う。
- ・ 京都が京都であり続けるための「まちづくり」の重要性を改めて感じる。
- ・ 若い方々にも文化財をもっと身近に考えていただけるような活動をしていきたい。
- ・ 文化財を「知る」「学ぶ」「伝える」を根気よく繰り返すことが市民の責務であると感じた。

○ 成果

これから文化財保護においては、法や条例に指定されたものに限らず、生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形無形のもの全てを「京都文化遺産」として大きく捉え維持継承を図るとともに、文化財保存活用地域計画の作成、推進を通じて、市民自らが主体となって京都文化遺産を守り育てる意識の醸成につなげていくことの重要性を参加者と共有した。

## (4) 市民意見の募集

### ア 意見募集期間

令和2年11月12日（木）から同年12月11日（金）まで

### イ 周知方法

計画の第1章から第4章までを中間案として取りまとめ、京都市情報館や「京都の文化遺産」のホームページに公開し、意見募集を行った。また、中間案の概要をまとめたリーフレットを市役所案内所、文化財保護課、区役所・支所・出張所、その他本市関連施設、関係団体等の窓口において配布したり、市民しんぶん（令和2年12月1日号）に特集記事を掲載するなど、幅広く周知を図った。

文化財の所有者や京都文化遺産の関係団体等に向けては、個別の通知や説明を行った。

### ウ 意見募集結果

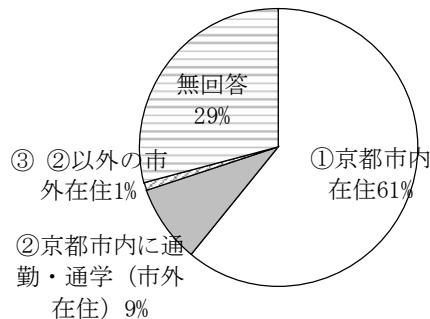
意見書数：110通　意見数：194件

<意見をいただいた方の属性>

(年齢)

| 区分     | 回答数 | 割合   |
|--------|-----|------|
| 20歳未満  | 2   | 2%   |
| 20歳代   | 4   | 4%   |
| 30歳代   | 11  | 10%  |
| 40歳代   | 13  | 12%  |
| 50歳代   | 16  | 15%  |
| 60歳代   | 11  | 10%  |
| 70歳代以上 | 21  | 19%  |
| 無回答    | 32  | 29%  |
| 合計     | 110 | 100% |

(居住地)



### エ 主な意見等

#### ○ 既に計画に記載している事項（82件）

- ・ 文化財はもちろん、くらしの文化も京都の大切な財産だと思う。
- ・ 文化遺産を市民が楽しむこと、活用することは大切な観点である。
- ・ 特に「知る」はまちづくりの面で重要な感じ。
- ・ ただ単に残すことが目的となるのではなく、文化の継承、発展の視点が必要。
- ・ 文化財を改修、解体する前に記録を残し活用する努力をしてほしい。
- ・ 市民の意見を取り入れたテーマの設定や、多彩な分野の「提案募集」が必要ではないか。
- ・ 文化遺産や伝統文化など形のないものを守ることに注力いただきたい。
- ・ 保存と活用の好循環を目指すのであれば文化財分野においても先端技術を活用していくべき。
- ・ 保存・活用のために、まず、京都市の財源確保が必要。
- ・ 全て行政が対応するというのは無理があるので、民活を利用した方法を考えもらいたい。
- ・ 文化財の担い手を支援・確保する取組をしっかりと実施してほしい。
- ・ 大文字の薪、チマキの笛等、京都の祭りや暮らしを支えている自然を保護してほしい。
- ・ 文化財を産業として考えていくべきである。
- ・ 伝統文化を維持していくには材料の確保が重要である。

- ・ 防災について、復旧・復興の視点を盛り込んでおく必要があるのではないか。
- ・ 文化庁が京都に来るので、文化庁との連携をより深めてほしい。

等

### ○ 意見を受けて計画案に反映した事項（44件）

- ・ 市内の子どもたちに教育の一環として、身近に文化財に触れてもらう機会を増やしてもよいのではないか。
- ・ 学校教育の授業で、京都だからこそ行える文化財の身近さを伝える場があれば、効果は大きいと思う。
- ・ 先端技術等を活用すれば、もっと身近な場所に文化財のレプリカを置いてアピールすることができる。
- ・ 大学生に協力してもらい、各部門の文化財をSNSを通して発信してもらえると良い。
- ・ 京都の歴史を通して学ぶことのできる施設、例えば歴史博物館のようなものが存在していない。通史を学べる施設の整備は、京都市の責務だと思う。
- ・ 考古資料館は、京都の埋蔵文化財の豊かさを思うと、手狭感は否めない。
- ・ 文化財の保存と活用に関する関係者会議や勉強会の場は必要。
- ・ 無形文化遺産の顕彰を行っていただきたい。
- ・ 原材料、道具の後継者不足等の課題を把握し、保護に努めていただきたい。
- ・ まち全体の景観を一体化して保存してほしい。
- ・ 京都市も関係局が連携して取り組んでいく必要があるのではないか。
- ・ 関係団体と行政の役割分担が大事である。
- ・ 様々な文化関係団体が横断してコミュニケーションが取れるようなプラットフォームの役割を市に担っていただけだと、これまでにないアイデアが生まれたり、異業種間の連携ができる。
- ・ 所有者に助言、助力をできる窓口を広く開いてほしい。

等

### ○ 今後施策を推進する中で検討する事項（39件）

- ・ 文化財について取捨選択し、優先順位を付けて選定すべき。既に認定されているものも見直す必要はないか。
- ・ 文化財を残すためには、資金的な援助だけではないサステイナブルなビジネスモデルを考える必要がある。
- ・ 京都市版ナショナルトラストのような組織を作り、市民が支え、所有者負担を減らすべき。
- ・ （特定の仏像の）研究や文化財指定を求める。
- ・ 文化財所有者の負担軽減のための固有資産税の軽減措置、補助金の増額を求める。
- ・ 文化財の修復技術はもちろん、原材料など、産業の観点から必要な会社などの事業の継承について施策を進める必要がある。
- ・ 伝統行事の継承のためには、地域の住人、不動産所有者及び不動産管理会社の理解と協力が必要だと考える。
- ・ 計画内容を実現するためには、担当する文化財保護課の増強が必要ではないか。

等

### ○ 感想や質問、本計画以外において検討すべき事項等（29件）

- ・ 「文化財」と「文化遺産」の違いについて教えてほしい。
- ・ 伝統産業・工芸と文化財の違いについて教えてほしい。
- ・ 京都市の歴史等もまとめてあり、大変勉強になる資料でした。
- ・ 京都文化遺産について非常に分かりやすく、理解できた。より良い京都のため進めていただきたい。
- ・ 京都の文化遺産というときには桃山時代以降をもっと強調すべき。
- ・ 歴史的背景の内容が薄いと感じた。
- ・ 鴨川本体を中心に広く、深く考察されることを求める。
- ・ 遺跡と埋蔵文化財についてもっと掘り下げて欲しい。

等

## オ 計画の素案の公表

市民意見を踏まえ、計画の素案（第5章、第6章）を作成し、令和3年2月12日（金）から同年2月26日（金）にかけて、京都市情報館ホームページにおいて公表を行った。

## 4. 参考資料

---

- ・ 京都市『京都の歴史（全10巻）』、昭和45年10月～昭和51年10月
- ・ 林屋辰三郎「京都文化について」『京都国立博物館学叢』3号、昭和56年3月、  
<https://www.kyohaku.go.jp/jp/gaiyou/gakusou/num003.html>
- ・ 水瀧あまな・藤岡洋保「古社寺保存法成立に果たした京都の役割」『日本建築学会計画系論文集』503号、平成10年1月
- ・ 文化庁『文化財保護法五十年史』、平成13年8月
- ・ 京都市歴史資料館情報提供システム、フィールドミュージアム京都（平成17年4月運用開始）、  
<http://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/rekishi/fm/>
- ・ 上田正昭「文化財行政の曙と今後の課題」『京都の文化と市政—守り、育て、創るための取組』、京都市文化政策史研究会、平成24年4月
- ・ 京都市都市計画局都市景観部景観政策課『京都の景観』、平成21年2月、平成26年3月改訂
- ・ 松岡恵悟・飯塚隆藤「京都市における近代化遺産の存続・消失動向について—郊外の近代洋風住宅を中心に—」『アート・リサーチ』16号、平成28年3月
- ・ 梶川敏夫「京都市の文化財保護行政とその歩み」『京都市文化財保護課研究紀要』創刊号、平成30年3月、<https://kyoto-bunkaisan.com/report/kiyou01.html>
- ・ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課『京都の文化的景観 調査報告書』令和2年3月、<https://kyoto-bunkaisan.com/report/tyousa05.html>
- ・ 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課『京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査報告書』、令和2年3月、  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000268379.html>

※URLは全て令和2年1月31日現在のもの。



## **未来を創る京都文化遺産継承プラン ～京都市文化財保存活用地域計画～**

発行：京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

令和3年7月 認定

京都市印刷物 第033081号《本事業は宿泊税を活用しています。》



本冊子は令和3年度文化芸術振興費補助金の助成を受けて作成しました。